

昭和四十六年六月十四日

四日市市議定会定例会會議録（第一号）

四日市市議會

○ 議 事 日 程 第 一 号

昭和四十六年六月十四日(月) 午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第三号 昭和四十五年度四日市市繰越明許費について……………報

第四 報告第四号 昭和四十五年度四日市市事故繰越しについて……………告

第五 報告第五号 財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営

状況について……………

第六 議案第六四号 昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………議案説明

第七 議案第六五号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………

第八 議案第六六号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………

第九 議案第六七号 昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の

特例に関する条例の制定について……………

第一〇 議案第六八号 土地の取得について……………

第一一 議案第六九号 土地の取得について……………

第一二 議案第七〇号 市道路線の認定について……………

第一三 議案第七一号 市道路線の一部廃止について……………

第一四 議案第七二号 工事請負契約の締結について……………

第一五	議案第七三號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第一六	議案第七四號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第一七	議案第七五號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第一八	議案第七六號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第一九	議案第七七號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第二〇	議案第七八號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第二一	議案第七九號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第二二	議案第八〇號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第二三	議案第八一號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第二四	議案第八二號	工事請負契約の締結について……………	議案説明
第二五	議案第八三號	市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について……………	議案説明

○本日の会議に付した事件

日程第一	會議録署名議員の指名について……………	報告
日程第二	会期の決定について……………	報告
日程第三	報告第三号 昭和四十五年度四日市市繰越明許費について……………	報告
日程第四	報告第四号 昭和四十五年度四日市市事故繰越しについて……………	報告

日程第五 報告第五号 財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況について……………

昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………議案説明

日程第六 議案第六四号 四日市市職員給与条例の一部改正について……………議案説明

日程第七 議案第六五号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………議案説明

日程第八 議案第六六号 昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……………議案説明

日程第九 議案第六七号 土地の取得について……………議案説明

日程第一〇 議案第六八号 土地の取得について……………議案説明

日程第一一 議案第六九号 土地の取得について……………議案説明

日程一二 議案第七〇号 市道路線の認定について……………議案説明

日程一三 議案第七一号 市道路線の一部廃止について……………議案説明

日程一四 議案第七二号 工事請負契約の締結について……………議案説明

日程一五 議案第七三号 工事請負契約の締結について……………議案説明

日程一六 議案第七四号 工事請負契約の締結について……………議案説明

日程一七 議案第七五号 工事請負契約の締結について……………議案説明

日程一八 議案第七六号 工事請負契約の締結について……………議案説明

日程一九 議案第七七号 工事請負契約の締結について……………議案説明

日程二〇 議案第七八号 工事請負契約の締結について……………議案説明

日程第二一	議案第七九号	工事請負契約の締結について……………	議案
日程第二二	議案第八〇号	工事請負契約の締結について……………	案
日程第二三	議案第八一号	工事請負契約の締結について……………	説
日程第二四	議案第八二号	工事請負契約の締結について……………	明
日程第二五	議案第八三号	市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について……………	

○出席議員(四十四名)

川喜訓粉小小林後後志高高田坪出中野生
 村野覇川林林林藤藤積井橋中井島川崎
 也 哲 博 喜 寛 藤 政 三 力 政 妙 隆 平 貞
 太
 深 等 男 茂 夫 次 夫 治 郎 一 夫 三 一 子 博 平 蔵 芳
 君

青山春木井藤藤藤伊伊伊小荒天青
 山 春 木 井 藤 藤 藤 伊 伊 伊 小 荒 天 青
 峯 文 武 道 金 太 信 久 武 四
 男 雄 治 夫 一 郎 一 郎 一 郎 雄 郎
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○議事説明のため出席した者

副	建	下	土	衛	厚	産	税	総	市	収	助	助	市
収	設	水	木	生	生	業	務	務	長				
入	部	道	部	部	部	部	部	部	公	入			
役	長	長	長	長	長	長	長	長	室	役	役	役	長

伊	滝	天	谷	園	小	阿	荒	平	三	庄	加	岩	九
藤	野	沢	浦	西	南	木	井	輪	司	野	野	鬼	
涼	伝	助	文	和	忠	輝	三	清	喜	良	允	見	喜
一	之	助	春	男	己	臣	彦	郎	三	司	一	詞	齊
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

吉	山	山	山	安	六	松	増	藤	福	日	早	服	長	橋	橋
垣	本	中	口	垣	平	島	山	井	田	比	川	部	川	本	本
照		忠	信		豊	良	英	泰	香	義	正	昌	鐸	増	建
男	勝	一	生	勇	司	一	一	郎	史	平	夫	弘	元	蔵	治
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

教 育 長 長 西 川 棟 伍 君 君
 次 長 佐 々 木 晃 精 君

病 院 事 務 長 村 山 了 君

水 道 事 業 管 理 者 中 山 英 郎 君
 次 長 菊 地 英 也 君
 技 術 部 長 杉 本 義 広 君

消 防 長 富 山 光 三 君
 次 長 山 北 彰 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 鷲 野 正 和 君
 次 長 森 野 正 太 郎 君
 議 事 係 長 小 林 桂 輔 君
 書 記 佐 藤 正 俊 君
 書 記 板 崎 大 之 丞 君

午後二時五分開会

○議長（日比義平君） ただいまから、昭和四十六年六月四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は、四十四名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。なお、議事説明者中、教育委員長は欠席いたしますので、ご了承をお願いいたします。

永年在職議員表彰状伝達式の件

○議長（日比義平君） 会議に先立ちまして、去る四月六日上野市において開催されました第五十四回東海市議会議長会定例総会におきまして、山口信生議員が二十年以上の勤続議員として表彰されましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

山口議員、お願いいたします。

〔山口信生議員登壇〕

○議長（日比義平君）

表彰状

四日市市議会議員

山口信生殿

あなたは、四日市市議会議員の要職にあること二十年、鋭意市政の振興につとめ、地方自治の発展に寄与されました功績は、まことに顕著であります。

よって、ここに本会表彰規程により特別表彰を行ない、記念品を贈呈して表彰をいたします。

昭和四十六年四月六日

東海市議会議長会会長

上野市議会議長

谷口秀太郎代読

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（日比義平君）これより、会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（日比義平君）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において山口君及び六平君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（日比義平君）次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から六月二十一日までの八日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から六月二十一日までの八日間と決定をいたしました。

日程第三 報告第三号昭和四十五年度四日市市繰越明許費について、及び

日程第四 報告第四号昭和四十五年度四日市市事故繰越しについて

○議長（日比義平君） 次に、日程第三、報告第三号昭和四十五年度四日市市繰越明許費について、及び日程第四、報告第四号昭和四十五年度四日市市事故繰越しについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇

○市長（九鬼喜久男君）

ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第三号は、昭和四十五年度一般会計及び基金特別会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、去る三月の定例市議会において、次年度に繰り越しを予定されるものとしてご決議いただきました庁舎建設事業費四億四千二百二十万円と、これに関連いたします財政調整基金からの繰出金一億四千二百二十万円及び一般公営住宅建設事業費三千八百六十二万九千六百四十円を四十六年度へ繰り越したものであります。

報告第四号は、昭和四十五年度一般会計予算、西浦土地区画整理事業特別会計予算及び公共用地取得事業特別会計予算における事故繰り越しの繰越計算書でありまして、一般会計予算では、北部清掃施設排水路建設事業及び取水施設新設工事ほか一件で、五千十一万七千八百四十円、西浦土地区画整理事業特別会計予算では、家屋移転補償費一千二百四十九万六千九百円、公共用地取得事業特別会計予算では一千七百八十七万八千五百六円を繰り越したものであります。

これらの事故繰り越しにかかるものは、四十五年度中に事業を完了する予定でありましたが、各種の実情により

同年度中に完了するに至らず、やむを得ず四十六年度へ繰り越したものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（日比義平君） ご質疑がありましたら、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 別段ご質疑もございませんので、報告第三号及び報告第四号は、了承することにいたします。

日程第五 報告第五号財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況について

○議長（日比義平君） 次に、日程第五、報告第五号財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔「市長（九鬼喜久男君）登壇」

○市長（九鬼喜久男君）

ただいまご上程の報告第五号は、財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況についての関係書類を、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき提出するものであります。

なお、霞ヶ浦土地株式会社は、本年四月三十日をもって解散し、現在清算事務を行っておりますことをあわせてご報告申し上げます。

○議長（日比義平君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 別段ご質疑もございませんので、報告第五号を了承することにいたします。

日程第六 議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし
日程第二十五 議案第八十三号市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について

○議長（日比義平君） 次に、日程第六、議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第二十五、議案第八十三号市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（九鬼喜久男君）登壇）

○市長（九鬼喜久男君）

ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）案は、かねて公有水面埋立免許申請をいたしておりました北納屋運河の埋立事業について、近く免許の見通しがつかまりましたので、ここに運河公園造成費の計上をお願いしたものであります。

埋立にあたっては、現在仮置き中の土砂を利用して、護岸工事と公園施設工事を一千四百万円をもって施工し、

北納屋運河公園約四千八百平方メートルを造成しようとするものでありまして、財源は、全額大協石油株式会社からの寄附金をもって充当するものであります。

議案第六十五号職員給与条例の一部改正案は、と畜場、食肉市場における宿日直業務の実情を考慮し、当該職員に対する宿日直手当を増額いたしたいと存じ、所要の改正をお願いしようとするものであります。

議案第六十六号幼稚園条例の一部改正案は、昨年来改築を進めてまいりました三重幼稚園が、このほど完成いたしましたので、これが位置の変更について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十七号は、昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案であります。期末手当の支給率は、給与条例で定めておりますが、諸般の事情を考慮し、基本給の〇・一四カ月分一律四千円を加えた額、ただし、その額が一万円に満たないものについては、一万円を期末手当の増額分として在職期間に応じて支給しようとするものであります。

なお、この特別措置に要する経費につきましては、一応既決予算をもって立てかえ支出し、後日補正予算を計上しうらわしたいと存じますので、あわせてご了承を賜りますようお願い申し上げます。

議案第六十八号は、公営住宅の用地として前田町地内国有地六千七百四十九・五四平方メートルを二千五百二十四万三千三百円をもって譲り受けようとするもので、このうち翌年度以降に建設を予定しております敷地分については、土地開発基金をもって取得いたしたいと存じております。

議案第六十九号土地の取得につきましては、泊山小学校建設用地として、さきに取得いたしました民有地に引き続き、一万六千四百八十六・四〇平方メートルの国有地を二千五百三十八万三千円をもって土地開発基金の運用により取得しようとするものであります。

議案第七十号は、市道路線の認定案でありまして、水道局が平津町地内に建設した配水池への管理道路の一部、及び県市共同施行による子西八王子線の既成区間をそれぞれ市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第七十一号は、市道路線の一部廃止案でありまして、山之一色町地内及び大字日永地内における民間施行による分譲宅地造成敷地内、及びボーリング場建設敷地内に介在する市道の一部についてつけかえ交換に供するため、それぞれ用途を廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第七十二号から議案第七十五号までは、いずれも土木工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札の結果、橋北ポンプ場築造工事につきましては、金額一億四千百万円で名古屋市東区武平町四丁目三番地株式会社大林組名古屋支店に、朝明都市下水路幹線水路築造工事につきましては、金額八千万円で名古屋市中区栄四丁目三番二十六号三井建設株式会社名古屋支店に、下水管渠布設工事（第二工区）につきましては、金額三千六百二十万円で四日市市川原町三十二番一号朝日土木株式会社に、常磐ポンプ場千四百ミリ雨水ポンプ設備工事につきましては、金額五千八百万円で名古屋市中区錦二丁目二十番二十号株式会社西島製作所名古屋営業所に落札決定いたしましたので、それぞれ工事請負契約を締結いたしました、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十六号から議案第七十八号までは、いずれも小学校改築工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札の結果、市立河原田小学校改築工事につきましては、金額六千三百万円で四日市市大字羽津乙九百三十五番地の五株式会社久志本組に、市立三重小学校改築工事につきましては、金額六千八百八十万円で四日市市南起町一番五号株式会社高木組に、市立四郷小学校改築工事につきましては、金額五千九百八十万円で四日市市浜田町六番六号株式会社小林組に落札決定いたしましたので、それぞれ工事請負契約を締結いたしました、ご提案申し上げるものであります。

ります。

議案第七十九号から議案第八十二号までは、いずれも公営住宅等新築工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札の結果、坂部が丘公営住宅新築工事につきましては、金額七千四百四十万円で四日市市大治田町字一町七番七番地一角田建築株式会社に、高花平公営住宅新築工事につきましては、金額三千八百八十万円で四日市市御園町一丁目八十番地三建工業株式会社に、前田町公営住宅新築工事につきましては、金額一億八百万円で名古屋市中区丸の内二丁目八番二十号安藤建設株式会社名古屋支店に、前田町改良住宅新築工事につきましては、金額四千九百九十万円で四日市市小浜町三番地の一株式会社第一工務店に落札決定いたしましたので、それぞれ工事請負契約を締結いたしました、ご提案申し上げるものであります。

議案第八十三号市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定案は、近年、西浦土地区画整理区域をはじめ市内各所において、いわゆるモーター、カーテルと呼ばれるようなホテル、旅館等が相次いで建築され、これらが今後とも無秩序に建築されることになれば、青少年の健全なる教育環境が害されるばかりでなく、本市の善良な風俗がそこなわれ、都市環境整備のうえからも好ましくない事態を招来することとなりますので、これら旅館等の建築について適切な指導を行ふの必要を痛感し、地方自治法等の趣旨にかんがみ、本市の公共福祉増進に資するため、この条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（日比義平君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして、本件に関する審議を留保いたします。

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、本日の日曜朝金曜日のついでに閉会いたします。

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
次回は、来たる十六日午前十時から会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十一分散会

昭和四十六年六月十六日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和四十六年六月十六日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十三名)

青 天 荒 小 伊 伊 岩 大 小 川
山 春 木 井 藤 藤 田 島 川 村
峯 文 武 道 金 信 久 武 四
男 雄 治 夫 一 一 雄 雄 郎 潔
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（一名）

伊 吉 山 山 山 安 六 松 增 藤 福 日 早 服 長 橋
 藤 垣 本 中 口 垣 平 島 山 井 田 比 川 部 川 本
 太 照 忠 信 豊 良 英 泰 香 義 正 昌 鐸 增
 郎 男 勝 一 生 勇 司 一 一 郎 史 平 夫 弘 元 蔵
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

橋 野 生 中 出 坪 田 高 高 志 後 後 小 小 小 粉 訓 喜
 本 崎 川 島 井 井 中 橋 井 積 藤 藤 林 林 林 川 霸 野
 建 貞 平 隆 妙 政 力 三 政 藤 寛 喜 博 哲 也
 治 芳 蔵 平 博 子 一 三 夫 一 郎 治 夫 次 夫 茂 男 等
 君

○議長（日比義平君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十八名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

発言の順序は、お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおりであります。

日程第一 一般質問

○議長（日比義平君） それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 おはようございます。

まず第一に、市長にお尋ねしたいのは、市長の新しい議会に対しての施政方針の問題であります。

統一地方選挙後、最初の定例市議会でございますが、市長の何らかの意思表示があるものと期待しておりますが、何らの意見発表もなく、非常に残念に思っております。選挙の結果から見ましても、市民の市政への批判、要求、期待をどのように感知されましたのか、どのように市政に反映されようと考えていらっしゃるのか、簡単でけっこうでございますので所信を述べていただきたいと思います。

第二の問題は、公害問題でございます。

第一項としまして、公害防止計画とその対策について質問いたしたいと思います。

五つの点で、お願いしたいと思います。

昨年の十二月一日に内閣総理大臣の承認ございました四日市地域公害防止計画は、その趣旨は、四日市市が今後においてもわが国経済をささえる有力な工業都市として一そう発展させるということ、産業の発展と快適な市民生活とが両立する都市環境を達成し、このことを基本として昭和五十年を目ざし、汚染物を目標中の範囲内に引き下げるということを目標にして、約六百億の予算規模、うち一般見込み額は七十五億という規模で実施するということです。すでに予算規模の問題とか、使用負担から見た論議は再三当議会においても実施されておりますので、私は別の観点から、この防止計画について質問したいと思いますので、特に具体的な簡潔なご回答をお願いしたいと思います。

第一点としまして、企業の新設と増設の問題でございます。

最近、三重郡川越町の地先及び楠町吉崎海岸の地先、また市の南部地区で企業の新設、増設等がうわさされていますが、その計画の実態について明らかにしていただきたいと思います。

また、これらの計画は、公害防止計画の中にすでに含まれているのかどうかお尋ねしたいと思います。

第二点は、公害防止計画の到達目標となっておりますいろいろな環境基準がございますが、その中でも住民に直接健康にかかわりがございます硫酸酸化物の環境基準は、四日市の公害の現状から見まして、適正かどうかお尋ねしたいと思います。

第三点は、いろいろな汚染物質から、市民の命と暮らしを守るために、地域における観測体制及び発生源企業の排水源における測定体制について、どのような体制、段取りをとっておられるのか、また考えておられるかお尋ねしたいと思います。

第四点は、防止計画の中でも、非常に軽く扱われておるし、また忘れられておるような問題でございますが、企業の内部及び企業間を結ぶパイプラインを、災害事故、火災等の、最近一年間に、また数年間にどのような事故が起きたのか、簡単でございますけれども、発生状況とその把握、日々それが的確に市当局によってつかまれておるのか、また具体的な点検指導がやられ、常時そういう体制が完備されているかどうかということについてお尋ねします。

第五点につきましては、この防止計画は、三重県公害審議会の審議を経て、内閣総理大臣に提出されて認可があったと聞いておりますが、四日市市長の九鬼市長は、本年五月十八日まで同審議会の副会長であったと聞いております。副会長であった九鬼市長が、この審議会で、四日市の公害の現状から見ても、どういふ点を中心にその審議会に臨まれたのかお尋ねしたいと思っております。

次の第二項でございますが、被害者の対策と企業の責任問題についてでございます。

第一点は、公害患者の認定地域を拡大すること、患者の治療と生活保障等の問題につきましては、議会の記録を見ましても、ほとんどの議会ごとに多くの議員の皆さんから質問され提議され、また四日市の市民の皆さんの中から患者の会、その他多くの諸団体、婦人会からも再三再四強い要望として出されておりますが、これは市だけじゃなしに県、国にも出されておりますが、しかし市民の強い要望にもかかわらず、九鬼市長及び市当局の答弁と対策は、認定地域の拡大についてきわめて消極的であるように思われます。私は率直に申して、なぜ九鬼市長が認定地域の拡大に反対して固執されておるのか、具体的に明らかにしていただきたいと思っております。

第二点は、複合汚染と無過失賠償責任の問題でございますが、先日の臨時議会におきまして、私は市長に質問いたしました。市長はご期待に沿うように努力すると回答されましたが、非常に緊迫した四日市の現状からみて、具体的にどのように努力されたのか、また今後努力されようと考えていらっしゃるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

第三点は、公害被害者の救済のために、四日市は特に昭和四十年の五月から他の都道府県都市に先がけて救済の政策を打ち出されました。これは非常にけっこうなことだと思っておりますが、このために費やした市費を、受益者であります企業者側に請求する考えはお持ちですか、お尋ねしたいと思っております。

次に、第三項でございますが、公害防止と根絶を旨とするための姿勢と体制ということでございますが、まず第一点としまして、防止協定と確認書を取りかわしておりますが、市当局が予定された企業から全部集まっているんですかどうか。それと、昨年の年末の公害国会で十幾つかの公害関係の諸法律が出ましたが、この諸法律に関連して、この防止協定や確認書を改定する内容を改定する考えは持っておられるかどうかお尋ねしたいと思います。第二点としまして、三重県の公害防止条例を、法の成立または改正によって、知事のことばを借りますと、抜本的に改正すると言ってみえるわけですが、これに対して、公害の最大の激甚地であります四日市の市当局のお考えはどうかということをお尋ねしたいと思っております。

第三点は公害教育の問題でございますが、この中には学校における教育と社会教育両方ございますが、これについて教育委員会の考え、内容についてお尋ねしたいと思います。

第四点として、卒直に申して、公害をなくす原動力となるのは、現実的に見ましても、四日市の現実から見ましても、または日本の公害の歴史を見ましても、住民の世論、運動にあると私は思います。この住民の世論、運動を尊重して住民が参加する公害対策の組織をつくるということはきわめて大切だと思います。現在多くの公害関係の行政当局が中心になった組織がございますが、やはりこの住民運動を尊重する住民参加という点では大きな意義が

あったと思います。この点について、今日の日本の公害をなくすさまざまな運動歴史から見まして、四日市の対策組織を抜本的に改めるといってお考えはお持ちですかどうですか、お尋ねしたいと思います。

第三の項目でございます。災害交通安全対策と体制でございます。

集中豪雨、台風のシーズンに入ってきました。毎年災害が起きているところはほとんど同じところであると思います。特に大規模な土地造成を行なった地域、また忘れられたような中小河川が集中豪雨、一たん水のために思わぬところで切れる、そのためにずいぶん高いところにおいても床下浸水等が起きております。すでに危険地域、危険箇所についての指定はされてはおりますが、特に付近一帯のこういう地域、どのような抜本的な対策をお考えなのか、具体的に簡単にご説明願いたいと思います。

それから第二点は、交通安全対策室が設けられるということを開きました。一面非常にけっこうなことだと思いますが、今日の交通問題の重要性、緊急性から見まして、そのような対策室というような規模で今日の市民のさまざまな要望をまかなえることができるんか、もっと充実した体制が必要ではないかと思いますが、一応対策室についての予算、また仕事の内容、将来の展望についてお尋ねしたいと思います。

以上、市民生活にとりましてきわめて緊急性のある問題について質問しました。市長はじめ関係者から要領を得た簡潔なご回答をお願いし、再度質問に立ちたいと思います。

よろしく願っています。

○議長（日比義平君） 市長

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

まず第一点の統一選挙後のこの政治的な情勢の変化に対して、どのようにこの市政を考えておるかという考え方でございますが、私は、かねがねこの昨年の六月ごろからの田子の浦の公害事件以来、公害防止あるいは公害防除、その他環境破壊に対する非常な世論の高まりを見せてまいりました。そしてまたそれは、空港基地の反対、または新幹線の反対、あるいは貨物操車ヤードの反対というようなほかに、いろいろな面におきまして、市民の声が非常に多角的に各地において反映をされるようになってまいりました。特にこの環境破壊に対しては、ただいまご指摘のように、産業公害のみならず住宅開発等に伴うところの、あるいはダンプカーの通行によるところの交通問題を含めまして、環境破壊が世論の非常にきびしい批判の中に立たされておる、ちょうどそのときに私は統一選挙が行なわれるような目にあつたということだと思います。したがって、その統一選挙におきます結果を見ますと、市民がやはり現在の代議制の民主主義によるところの議会政治というものによって、ほんとうの市民の要望するところが、あるいはまた市民の考えておるところが、市町村行政に反映することができるのかどうかという、非常に大きなやはり時点に立たされたのではないかとというように私自身も考えております。

現に、たびたび私もいろんな会合で申し上げておりますが、昨年十一月に行なわれましたところのある大きな市の市民の意識調査というのを拝見いたしましたも、従来は議会を通じて、あるいは町の有力者を通じて、あるいはまた市議会議員を通じて、自分たちの意見があるいは地区の意見を伝達するというような考え方が四六〇〇ぐらいの比率を占めておったわけでございますが、この意識調査を拝見いたしますと、市民一人でもやってみせるという、あるいは隣近所の人と引っぱりあわせてでも自分たちの意向を伝達するんだ、あるいはまた自治会と別個に新しい組織をつくってでもわれわれの意向を伝達するんだというような人の、そういう新しい考え方の合計が三六〇に達しようとしている。こういう数字を見ましても、やはり私は代議制の民主主義だけでは、この変動の激しい、

移り変わりの激しい行政の中の、市民の考え方を単刀直入に行政に反映することができにくい時代になってきているのではないかというような判断をするわけでございます。したがって、直接民主主義という声がございますが、直接民主主義というものは、やっぱり大きな市になり大きな団体になるに従って、この直接の声を反映するというのも理想的には考えられるわけですが、現実にはたして十萬、二十萬の人が一堂に会して自分たちの意見を言うことができるかどうかということにつきましては疑問があるわけでございますので、私は、現在のこの代議制の民主主義というものを守り抜くためには、さらにこの直接の民主主義というような市民の声というものを、また別個なルートを通じて、十分にこの行政に反映させる時代に來ておるといふように私は判断をいたしております。したがって、われわれといたしましては、議会にはおはかりしますが、議会にいろいろ要望をうかがうと同時に、市民各層からのいろいろな要望というものにつきましては耳を傾けて、現在の日本の、または四日市市の行政というものが円滑にまいるように考えていきたいと、さように思っております。

たいへん抽象的なような話でございますが、私自身はそういうような複雑怪奇な社会情勢、それが一応の安定を見るまでの行政の中にあつては、そのような直接的な民主主義、直接的な民衆、大衆の声というものを、十分に行政に反映していくだけの努力を重ねていかなければならない問題だと、さように思います。

公害防止の問題でございますが、企業の新設、増設について、これが公害防止計画に入っておるかどうかというところでございますが、楠町あるいは四日市南部等につきましては、あるいは川越町の問題がございましたが、楠町、四日市南部等につきましてはスクラップアンドビルド、あるいはまた新しい新増設計画等につきましては、公害防止計画、昭和五十年までの公害防止計画に一応入っておる、その入っておる数字で公害防止計画が編成をされておるといふことでございます。したがって、環境基準の達成等の目標につきましても、すべてこの新しい増設

を織り込んだものでもございますし、ご了承を賜りたいと思ひます。

硫酸酸化物の環境基準が現在のもので適正であるかどうかということにつきましては、これは、私は専門家の意見もいろいろあるのではないかと思ひますが、現在におきましては、私はこの硫酸酸化物の問題というものは、いろいろの技術的な開発あるいは発生源の努力等において、私は解決を見ることができないのではないかと、さように思っておりますが、むしろそれよりも、炭化水素系のもの、あるいは窒素酸化物の公害という問題が、私は将来の大きな原因、大きな人命そのものにかかわるような大きな問題になってくるものであると、さようにも判断しております。したがって、硫酸酸化物の環境基準が正しいかどうかという問題は、今後十分検討を重ねなければならぬ問題であります。一応市街地の平均値が〇・〇五PPMであるということが正しいかどうかは別といたしまして、一応それが環境基準として制定されている以上、一日も早くこの環境基準を達成、その環境基準以下にどれだけ達することができようかという努力をしていかなければならない問題だと、さように考えております。

地域における観測体制でございますが、現在六カ所で観測をいたしておるわけでございますけれども、六カ所で適当であるというようには考えておりません。今後、県の公害センターと十分歩調を合わせまして、できる限り公団化あるいは発生源対策の早期改善に伴って、一応その大気汚染の地域が変わってくるというような考え方もできますので、そういう点に配慮いたしまして、観測体制を強化し測していきたいと、さように考えております。

企業内あるいは企業間のバイブライン等によるところの失火だとかあるいは摩擦が過去にどのようであったかという問題につきましては、数字的な面で私は目下のところ資料等つまびらかにいたしませんので、担当部局からお答えをさせていただきます。

三重県公害審議会に副会長で市長は入っておるが、どういふ点を中心に公害防止計画に臨んだのかというご質問

でございますが、この三重県の公害審議会にはかられました原案につきましては、千葉県あるいは三重県、岡山県の対象三県におきましてはいろいろ考え方が違います。異なるものがございます。こんな大きなことを言ったってできないんじゃないかというので、ある県は非常に数字を小さくしたけれども、それではやはり予算の対策上まずいじゃないかということで、また途中で変更があるというようにいろいろいきさつがあったわけでございますけれども、私自身といたしましては、公共下水道、もちろん自治体で行なうところの公害防止対策の非常に大きなものに水質汚濁の防止ということがあるわけでございますので、公共下水道というものは非常に大切なものであるというようには判断をいたしております。しかしながら、この公共下水道というものは、ご承知のように全国の普及率を見ましても非常に低い、市街化面積の二〇％以下にしか達しておらないところの、公共下水道というのは一般公共事業でございます。特にその期間を限って、五年なら五年というような期間を限って、早急に公害防止をするための対策としては、これは私は不適當ではないかと判断をしております。しかも四日市の場合、七十八億という巨費を昭和五十年において投じましても、一般市街化されました面積におけるところの公共下水道の普及率は四五％しかすぎないということは前の議会でも申し上げましたとおりでございますが、現在の、現在普及率は三一％ぐらいでございますけれども、それぐらいにしか伸びない。それならば、私はもっと公害防止に直接つながることろの、四日市ならば、たとえば雨池あるいは大井ノ川というような産業排水あるいは都市排水、農業排水というようなものが混同しておるようなところの都市下水道こそまず第一に公害防止計画のための汚水対策を取り上げるべきではないかと、こういうような考え方を持っておったわけでございます。したがって、私としてはこういう考え方を持っておりますけれども、現在五カ年計画としてご指摘のような面の金額の計画はされておりますので、今後この五カ年間で、この数字ができる限り達成できますように努力いたしたいと、さように考えておるわけでございます。

います。

公害患者の認定地域の拡大の問題でございますが、これにつきましては、ご承知のように公害患者の認定地域の問題は厚生大臣が認定をできめるということになっておりますけれども、これまで一貫して私が申し上げてきたことは、いわゆるぜんそく性の病気になるのは慢性疾患の病気というものは、非常に一般的な病気であると、現に昭和四十年ごろの国民健康保険の受診率を見ましても、受診者の名簿を見ましても、たとえば四日市のある地域は全然公害がないといわれておるところのある一地区におきましては、昔から非常に慢性疾患あるいはぜんそく疾患が非常に多いという数字が出ておりますように、その地域におきましては、昔から非常に慢性疾患あるいはぜんそく疾患が非常に非常にたくさんあった。またこれは四日市のみならず、そういうような一般的な地域においても、たとえば厚生省の発表によれば、四十歳以上の成年男子では、一応二％の病気の人がおるのが自然の状態であるという数字が出ておるわけでございますけれども、そういう一般的な病気であるというのと、公害によってそのアレルギーが刺激された、あるいはアレルギーになったというように判定するというのは、非常にむずかしいということは専門家の意見でもあります。したがって、一般的な病気で起きたあるぜんそく性疾患というものが、公害によって判定されるということが非常にむずかしい問題であるというように判断をいたしておったわけでございます。確かに、そういうような弱い素因のある人が、悪臭あるいは大気汚染によって刺激をされ、発作を起こすということも十分考えられるわけでございますが、そういうような一般的な患者との非常に混同した形であるというので、私はこれまで公害患者の認定地域につきましては、さらに公害防止のいろいろの制限ないし燃料対策等、すべて努力をいたしてきましたのと同様に、この患者に対しても、そのような地域の拡大というのは現在の時点では考えられないということをお願いいたしますが、現在のところも、いまのところまだ地域の拡大等につきましてははっきり

とした意見を持っておりませんが、まあともかく、現在の時点においては、地域の拡大というものはいまの時点では考えられない、さように考えております。

複合汚染と無過失責任の問題でございますが、これは複合汚染というものの状態が、結局原因がはっきりと究明できないというので、すでに数年間にわたって裁判が争われておるといふ結果を見ましてもはっきりしておりますが、このような方向に向かって努力をすると私は現在申し上げましたが、ともかく複合汚染であっても、やはりそこに何らかの原因者があるわけでございますので、複合汚染が少しでもなくなるような努力をするともに、過失がなければ責任がないんだというような体制ではこれからは対処できないというように考えますので、私は、複合汚染と同じく、無過失責任というものについても、責任というものが追及されるべき時期が来つつある、もう来ておると判断しておりますので、こういう発言をいたしたわけでございます。これは今後の努力を待っていただきたいと、さように思っております。

患者救済のために費やした費用を原因者に請求する気持ちがあるかどうかという点でございますが、これは、すでに三年前でしたか、ともかくこうやって市はいろいろな努力をいたしておるんだということで企業にお願いをいたしました。公害防止のため、公害防止のための緑地造成という名目で五百万円の金をいただいたということでございます。したがって、広く解釈すればそういうような考え方になるか知りませんが、ともかくこの際都市環境をよくするという意味において、そういう別個の考え方で協力を賜ったということを申し上げておきたいと思っております。防止協定、確認書等の問題でございますが、確認書は現在十七通参つてきております。諸法律がいろいろな改正されて、当然強化されるものであれば、それに即応して、やはり確認書は、公害防止協定というものを改めていくのは当然のことであると、さように思っております。

三重県公害防止条例の改正の問題でございますが、もちろん、そのように水質汚濁を含めいろいろな面で、公害のいろいろな状況が正確につかまえられるに従って、強化策が講ぜられるのは当然のことでございます。われわれといたしましては、三重県の公害防止条例が改正されてまいるに伴って、われわれ自身も強化策を講じなければなりませんと思っております。あるいはそういう考え方から、防止協定、確認書等も、当然考え直さなければならぬものだ、さように思っております。

公害教育の内容等につきましては、担当部局からお答えさせていただきます。住民の世論あるいは運動に伴います住民参加の問題ということでございますが、これは私、先ほど冒頭に申し上げましたところの住民の声あるいは市民の声を、どのようにして行政に反映させていくかという事は、これからの非常に重要な問題であろうと考えておりますから、今後このような、最初に申し上げました施政方針に基づいた態度で考えていきたいと思っておりますけれども、従来いろいろの委員会、市議会等にも住民の方々の参加をいただいております。そういうところでございます。そういうところに十分お声を反映させていただければよいと同時に、そのような方々の住民運動のご意見等については、単刀直入に伺いたいと、さように思っております。

災害交通安全の問題でございますが、災害等につきましては、われわれといたしましてもある一部の地域につきましてはご迷惑をおかけしておりますので、重ねてそういうことのないように努力をしていきたいと思っております。現状復旧というだけでは、やはりまた災害の繰り返しもあることでございます。ことに、このご指摘のような新しい団地の開発とか、そういうところにつきましては、一応下水道あるいは側溝等の整備について、いろいろな地造成の基準というものをきめて、その業者あるいは公共団体に強くそういう規制をしていきたいと、さように考えております。

ご指摘のように、交通安全の問題は最近非常に重大な問題でございまして、四十四年と四十五年を比較いたしましても、死亡者が一八〇もふえており、四十四年の六十人に対して、南北両警察で四十五年には七十一人も死亡しておるといような情勢でございまして。まことにこの激しい交通戦争のさなかでございまして、そういうような情勢を踏んまえて、少しでも交通安全、交通安全都市宣言をしておる状態でございますので、そのような実をあげるために交通安全対策室というものを設置したわけでございまして。ここでいろいろな企画調整、あるいは関係部課の意見の調整というものをしていきたいと、さように考えておりますので、今後の運営につきましては、一応皆さんのご意見を拝聴しながら、少しでも交通安全の実をあげるのにつとめたいと、さように考えております。

先ほどお答え申し上げましたところの公害防止協定、あるいは公害防止確認書を取りかわしたものでございまして、六月十五日現在で、公害防止協定を締結した事業所は四十八事業所、公害防止確認書を取りかわした事業所が十七事業所であることをつけ加えさせていただきます。

○議長（日比義平君） 消防長

〔消防長（富山光三君）登壇〕

○消防長（富山光三君） 消防関係につきまして、ご説明申し上げます。

コンビナート災害についてでございましたが、過去の発生状況はどうかと申し上げますと、四十四年から現在までに四件ございます。これは具体的に申し上げますと、四十四年から四十六年でございまして、四十四年の八月に日本合成ゴムで、突然起きた、機械が一部損壊いたしました事故と、それから四十五年の六月に大協石油で、精製工場で計器室のアスファルトが燃えております。それから四十六年の四月に、三菱油化のポイラータンクでバーナバルブの破損で起きております。このときは、一名の負傷者がございます。それから一番新しいものでは、この

五月に協和油化で廃油タンクの保温材から約三平方メートルが焼失いたしております。これはまあ石綿で石綿に油が移って燃えております。しかし、その後プラント内の石綿を、きつくしてあるのを、それを取り除いて、取り除くことによって、こういう災害をなくするように指導をいたしております。

こういう状況がございまして、こういう災害につきましては、常時指導をいたしまして、そういうことのないように、もし災害が起こったときには直ちに現場に行きまして、原因調査をいたしまして、事後処理をしておるような状況でございまして、平素の予防対策をいたしましては、保安管理につきまして、消防職員によるところの立ち入り検査を行っておりますし、それから自主検査といまして、工場自体で常時点検整備をやっております。それから従業員の保安教育ということにも配慮いたしまして、これにつきまして、こちらからも出向いて行って指導もいたしますし、会社自体においてもやっております。

危険物の安全管理強調月間というものを消防本部で毎年六月に月間として実施しておりますし、それ以外にも、先ほど申し上げましたように、随時必要に応じて管理状況の視察点検をいたしております。そのほか春秋の火災予防運動とはほかに、安全教育というところに重点を置きましてやっておりますので、当市の保安管理につきまして、かなり徹底してやっておりますように考えておりますが、さらに一段と行ないまして、事故の未然防止につとめてまいりたいと、さように考えております。

そのほか防災訓練の立場から調査をしまして、毎年一回主として地震を想定としたところの総合防災訓練というものを担当課であります総務部と会社とで実施いたしておりますが、本年度は、いまの予定といたしましては、七月七日に地震想定防災訓練を実施したいと考えております。これは一次現場と二次現場をつくりまして、一次現場は市役所周辺ということで準備をし、いわゆる市街地火災というものを、西側の市街地火災並びに三市の応急復

旧というようなものを一連の事柄につきました。いま計画をいたしておりますし、二次火災といたしまして、大協石油の午起棧橋を中心に海上とタンクヤードの二面につきました。総合的な防災訓練を実施したいと、さように考えておるような次第でございます。

それからパイプラインにつきましては、一昨年でしたか、大協のパイプラインが一部油が燃えまして、ご迷惑をおかけしたのでありますが、その後パイプラインにつきましては、新しいパイプラインをつくり、それから滅蝕防止が、事故の起こらないようにいろいろ手を打っておりますので、今日といたしましては、パイプラインによる事故はまあ普通は考えられない。新潟地震におきましても、パイプラインによるところの損傷事故というものは認められなかったわけでございますが、当四日市におきましても、そういう点を考慮いたしました。保安基準を厳重にいたしました。やっておりますので、まずこれからはあのような事故は起こらないのではないかと、いうふうにご検討しております。しかしながら、何といいたしても相手が自然でございますので、常時パイプラインにつきましても点検その他を強化いたしまして、事故の起こさないように配慮いたしておるような現況でございます。

そのほか自衛消防、各コンビナートにおきましては自衛消防力を持っておりまして、現在二十二台の化学消防車を持っております。この台数は、法律によってやらなきゃならぬ台数は十二台でございますが、だから約倍数の消防力が自衛消防力であるということが言えるわけでございますが、これもですね、国の指令によるところの消防力というものは、約倍の消防力があるということでございまして、災害というものは、それでOKというものはございませぬので、さらに自衛消防力に対処するところの指導とか、各社の横の連絡体制とかというようなものを十分配慮いたしまして、事故防止に万全を期していきたいというのが私どもの考え方でございます。

なお、先ほど災害につきましてちよっと触れられましたが、今年の信号施設におきましては五十七カ所指定いたしました。これらにつきましては、関係の土木その他の部課と連絡をいたしまして、災害が起こった場合に対処するように配慮いたしておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（森幸雄君）登壇〕

○教育委員長（森幸雄君）

公害教育の現状に対して、ご質問に対しお答え申し上げます。

公害に対する教育、学校教育の考え方でありますが、教育は子供一人一人の人格形成を見出しておるものであります。公害に関する教育活動におきましても、この目標を基盤としなければならぬ、こういう姿勢に立っております。

具体的には、第一番に、人間尊重を基調とし、他人に迷惑をかけない、だれとでも協調のできる人間をつくり上げる。

第二に、現在社会の持つ課題を正しく認識して、将来にわたってそれを解決するための積極的な姿勢をつくり、特に公害に関する学習におきましては、次のところをねらいとすべきであると考えております。

第一番は、健康で文化的な生活の確保と自然の保護、回復を基調として、現在社会における公害の現状を正しく認識し、将来にわたって積極的に公害から国民の健康と生活を守ろうとする意識の啓発と態度の育成をはかる。第二番目としましては、公害の現状と工業の発展、公害との因果関係を理解し、将来の工業の発展と望ましい社会のあり方について考える。三に、公害に対処するための強健な身体を育成するとともに、公害のからだに及ぼす影響を

科学的に理解し、公害からからだを守るために必要な積極的・日常的保健学習を身につけさせるようにつとめると。これらのことを主体に基本的態度で臨んでいるわけであります。

学校における公害に関する指導の具体的な問題につきましては、公害に関する指導は各教科、道徳、特別活動、これは特別教育活動並びに学校の行事等でありますが、これらの教育活動の各領域を通じて行なっていくと、特に次の機会に指導することが望ましいと考えております。社会科の学習指導の中において行なう、体育科、保健体育科の学習指導の中において行なう、特別活動、特別活動教育であるとか学校行事等を利用して、これらの中において指導する、さらに日常生活指導の中においてこれを取り上げる。ただいま申し上げましたその具体的なこれらのことにつきまして、公害に対する指導の詳細につきましては、教科における学習におきましては、主として取り扱う教科は社会科、体育科、保健体育科、これでありませんが、社会科におきましては、小学校三年から中学校三年において取り上げております。体育科におきましては、小学校の五、六年生を対象に取り上げております。保健体育科におきましては、中学校二、三年を対象にして取り上げております。

教育委員会の指導要領としましては、資料としましては、昭和四十五年度の四月に四日市市教育委員会が発行した指導資料を参考にしております。さらに本年度、四十六年度、これを改正する予定に現在進んでおりまして、二学期の初めに配布予定と計画をしております。

次に、特別活動において行なう指導であります。積極的な体力づくり、業間体育であるとか、公害区の小学校はこれを実施しており、健康保持のための日常生活の保健習慣への衛生、これは学級指導によって行なわれており、空気清浄な地域での余暇活動の実施と奨励、遠足でありますとかハイキング、キャンプ、臨海学校などを利用して行なっております。

保健体育活動の充実であります。体育科において体力づくりをねらった体育指導を行なっていくと。保健活動の充実としまして学校保健委員会、児童保健委員会の活動の充実をはかって達成していく。さらに学校等の環境の整備であります。校庭の緑化の推進であります。公害校では樹木を回復すると、あるいは校庭の芝張りを実施して緑の学校をつくるように心がけております。さらには臨海学校の開設、例年やっておるわけでございますが、昭和四十六年度におきましては、予算額三十六万五千円をもちまして四日市教育委員会が主催、期日は八月の五、六、七日の二泊三日間を予定しております。本年度はその場所は員弁郡大安町の国民宿舎の昇龍荘をすでに予定して計画中でございます。その参加先は小学校の三年以上、中学校の三年までを対象にして、参加人員八十名を予定しております。

それから、さらに公害校施設設備の充実であります。空気清浄器の設置校、幼稚園におきましては、橋北幼稚園、納屋幼稚園、小学校におきましては、塩浜中学、三浜小学校、納屋小学校、東橋北小学校等の、昭和四十六年度予算におきましては、

〔「簡単にやれ」と呼ぶ者あり〕

それでは簡単に(笑 声)

〔「時間が無い、時間が無い」と呼ぶ者あり〕

清浄地域等の、これは例年やっておりますが、老朽化したところに対しては、本年度は特にこれを整備して完成するというような方法をとりたいたいと思っております。

なお社会教育におきましては、一般市民公報並びに保健衛生等の機会を利用して公害問題を取り上げていくつもりでございますが、今後、社会の情勢の変化にかんがみまして、学校教育並びに社会教育において改正もし、積極

的に取り組んでいく計画でございます。

以上をもって、ご説明にかえます。

○議長（日比義平君） 喜多野君。

○喜多野等君 議事進行について、議運の決定に従ってやっていきますと、時間が経過すると思うんです。その点について、議長のはうは理事者のほうに十分そういう意向を反映させて、議長のほうでそこらの裁量をしていただかないと、実際上の議運の決定は守れないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（日比義平君） はい、わかりました。橋本君。

〔橋本建治君〕 登壇〕

○橋本建治君 いろいろいま回答いただいたわけでございますけれども、私が質問申し上げたうちで二つばかり漏れておりましたので、それだけ先にお答えいただきたいと思えます。

それは、企業の新設と増設の問題に関連しまして、川越町地先及び楠町吉崎海岸地先及び市南部地区の企業の建設ですが、これが公害防止計画の中に含まれているということでございますが、具体的にどの企業がどういふものをつくるかということを私は質問の中で申し上げたんですが、これが漏れておりましたので、具体的にお答えいただきたいと思えます。

二番目は、第一項の三点の企業の排出基準における測定体制についてどのような計画を持っておられるのか。この二つの点について、まず漏れておりましたのでお答えいただきたいと思えます。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君） 登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

楠町の吉崎海岸は入っておりません。川越町も入っておりません。四日市南部につきましては、三菱油化、昭石以西がこの計画に公認をされております。

企業の排出体制につきましては、公害防止計画に従って、五カ年間で企業自身が排出の観測体制をこしらえていくという計画になっております。

○議長（日比義平君） 橋本君

〔橋本建治君〕 登壇〕

○橋本建治君 最初に市長から、市長の施政方針について、特に直接民主主義を尊重するというお話がございました。私は、実際にそのことを生かしていただきたいと思えます。

まず、市長にお願いしたいことは、先ほど公害問題の認定地域の拡大の問題で、答弁の中で、潜在的なまた人口の中には二割程度の患者がおるもんだということが、そういうご説明がありました。私は特に、直接民主主義の中で一番四日市で大きな問題になっております公害認定患者の皆さんとひざを突き合まして、よく意見を聞いて実態をつかんで、そこから市政の方向をきめていただきたい。

もう一つは、四日市の市民が必死になって裁判をやっております。で、市当局の席が一つ裁判所に設けてあります。ぜひ市長もそこへ参加して、実際に市民の苦しみとともに、現実の解決のために参加されたりどうかということをつけ加えたいと思えます。

それから、防止計画の中に川越町地先、楠町吉崎海岸地先が入っていないということでございましたが、あの計画の中で、昭和四十三年には千二百二十五万平方メートルが五十年には千六百九十五万平方メートルに土地造成する

ということの中に、楠町吉崎海岸地先九十六万平方メートル、川越町百七十万平方メートルという土地造成の展望の中に、防止計画の中に入っておりますが、これはどういうことですか。私は、特に吉崎海岸に工場ができるということになりますと、おそらく石油化学工場じゃないかと思えます。全くこれは無謀な計画だと思えます。特に磯津には、現在百人の公害認定患者の方が住んでおりますが、海を除いて三方工場地帯に囲まれて、これは楠町のことだといって黙って見のがすことができないきわめて大切な問題だと思えます。この点について、あらためて市長の考えをお聞きしたいと思います。これに対しては、市長を先頭に実際に鋭意奮闘すべきだと思えます。

それから、硫酸酸化物の環境基準の問題ですが、ご承知のように、厚生省の生活環境審議会の公害部会の環境基準専門委員会が、学問的立場から四日市、大阪、また世界の各所の汚染状態を研究して、一日平均〇・〇五 PPM という数値を出したわけです。この数値は四十歳以上の病人の慢性気管支炎の有症率が、〇・〇五 PPM あるところでは、五割もあるということを、実際に疫学的に調査の中に出ておるわけでございます。これに対して石油連盟また経団連は猛反対しまして、答申案は守らないということで、多くの基準値の引き下げをやられたわけです。

この基準値の引き下げられた基準が、現在硫酸酸化物の環境基準として、五十年を目ざして、それを四日市地域で実施するという運びになっておるわけです。ですから、先ほど市長が、とにかく政府がきめたんだから、五十年にそれを到達するんだということでありましたが、そもそも出発からこの基準が守られるにしても、非汚染地域では〇・六ないし二割の範囲で患者が出るという、これも全世界的な数値でございますが、〇・〇五 PPM のところが五割もあるということが最初からわかっておって、こういう基準が業界の圧力のもとでさらに引き下げられてきたわけです。これができたにしても、四日市の人口の五割以上の患者がおるということがはっきりしております。現在もこの三、四年間の亜硫酸ガスの測定計が五割以下の、〇・〇五 PPM 以下のところでも公害認定患者が

発生しておるといふ現実から見しても、私は、市長が三重県公害審議会の副会長として、この計画の審議に重要な立場で参加されたにもかかわらず、その点が先ほど私は質問で聞いたわけですが、そういう実際の市民の苦しみ、現状と政府の出してくる環境基準がいかに合致しないか、一番発言の具体的に出しやすい立場であったと思うわけですが、先ほど答弁を聞かしてもらいますと、非常に残念なことではありますが、そういうわかっておる現実、またこの基準が、良心的な学者、日本の最高の学識経験者が集まってつくった基準が、業界の圧力に屈して押えられる、政府が審議しないという経過もあるわけでありまして、私は、これは今日の問題として、やはり市長が先頭に立ってこの環境基準を下げるということ、期限をつけるということに全力をあげられるかどうか、そういう決意を固められるかどうか、私は再度質問申し上げて、そのためにやられるということを強く要望したいと思います。これは四十三年の秋に、四日市市民の中で、非常に短期間でございましたが、硫酸酸化物の環境基準をきちんときめて、政府の原案では損だということで、四万数千の市民の皆さんが短期間に署名をして政府に要望をしておるわけでございます。そういう市民の要望にこたえて、やはり行政面で率先してこの環境基準を下げる。また防止計画によりますと、この防止計画は議会できめてもらって、これを訂正するということもつけ加えておりますので、一番市民の命と健康を守るきわめて大切な問題ですので、やはりこの問題について、今後市長を先頭に市当局が、より一そう改正のために奮起されることを特に再度強調したいと思います。

それから測定の、企業の測定の問題でございますけれども、おそらく現在このことは、県が年に一回貯油タンクを検査するという程度のものではないかと思えます。しかし同じ公害地域の川崎市では、この六月十日に、大気汚染防止協定締結の市内大手三十九工場に対して、公害発生工場の煙突中の硫酸酸化物の自動測定とテレメータ化についての実施計画を示して、企業側の協力を要請しております。東京で実施しております発生源自動観測システム

というのがございますが、これを取り入れて公害監視体制の強化をはかろうとしておるのであります。計画を見ますと、公害発生工場の煙突に亜硫酸ガス濃度自動測定装置をつける、これをテレメータで一カ所に集めて市公害関係社に通知するということがあります。そして、発生源を常時監視するという、その測定器の設置は企業負担であるということでございます。すでに他の都市でもやっておることもありますので、直ちにこのことについて行政面で検討いただきたい。現在の排出基準は二月ほどたって計算だけ出すだけでありまして、どれほどの量が排出されておるかということについては、全く盲点になっております。私、先ほど申しました命、健康を守る意味でのきつい環境基準を設けることと、企業の排出源における量の測定、この二つがないことにはほんとうに公害をなくす、公害から命と暮らしを守ることができないのではないかと、そういうふうに思います。

公害患者の方への救済問題も同じような答弁が先ほど市長から出されましたが、私は非常に残念だと思えます。この一年間、去年の五月の末からことしの五月の末を見ましても、患者の方が百七十八人もふえております。ことしの県のある資料を見ますと、二百七十七人ふえるという予想をしておるような計画をしておると聞いております。特に亜硫酸ガスの濃度が減った減ったといわれております磯津で一年間に十四人の患者がふえ、年間に百人の認定患者がいて問題になっていますが、実際にはなくなりました方がおりますので、延べにいたしますとっと大きな数になっております。汚染が減ったといわれております塩浜地区が、この一年間に二十七人、約三〇％も患者がふえており、それから、環境基準が達成せられております浜田地区においても五十七人が七十六人、約三〇％も患者の方がふえており、こういう現状から見ましても、また認定地域外からも多くの市民の皆さんがなぜ認定されないかという市政に対しての不満、強い要求もございます。この点についても、先ほど市長が述べられました一般的な知識でものごとを解決するのではなくて、現実即してやっていただきたい。最近では、東海市では全市の

地域全体を公害認定地域に指定して、全市民を対象に認定をするという非常にりっぱな方針を立てられて、国の援助を待つまでもなく市独自でやるという方針を立てられたと聞いております。市民の要望に従って、直接民主主義でやられるという先ほどの意向でございますので、ぜひひとつ公害患者の救済問題から始めていただきたい。公害患者の救済問題については、すでに多くの答えで述べられておりますので、私は簡単にしたいと思えますけれども、企業のいろんな要求体制、公的な保護体制に比べると、全く患者に対しての対策は、わずかの医療費の負担と、ほんとうに患者の中でも二〇％そこそこしか渡らないような非常に小額な医療対策しか立てていなくて、各個人の負担というものは延べにしますと相当の額になっておるわけです。ところが企業に対しては、あらゆる援助が至れり尽くせりの保護規定がつくられております。固定資産税の減免、亜硫酸ガスの処理装置あるいは汚水処理施設に対しては開発銀行その他から非常に低利長期な融資があり、実に至れり尽くせりの保護政策がありますが、むしろ公害防止をやるということは、企業側にとってもはなはだ設備投資上有利な投資だということもいわれておるわけでありまして。この点についても国の制度の改正について、やはり市長が先頭に立って早急に解決するために、また市独自でも被害者の救済に向けて全力をあげると同時にこの被害者救済についても、企業者側に対して負担させるように、いわゆる法的な立場、また具体的な問題について、やはり企業に対してしっかりとものを言うという、そういう行政を強化していただきたいと、そのように思います。

公害教育の問題について私申し上げたら、非常に一般的な答弁でありまして、私が申し上げましたのは、小学校の五年の社会科学の教科書の中に公害に関する指導資料というのがあります。公害は年々企業的に変化しておるというところを、いろいろの問題を起していることを理解し、その防止策としてその公害対策は経済的、技術的に幾多の困難な問題があるということを理解させるということを小学校の五年生にやるという、そういう企業の擁護する

ということをいまから理解させるということは残念に思います。私は、公害はなぜ起こるのか、どうしてなくすかということを正しく教育するということが根本でありますし、社会原理についての基本的な事実、法則を知り、自主的判断力を身につけて、そういうことを基本にして公害の防止、根絶のためには学校の教育及び社会教育がきわめて私は大切じゃないかと思いますが、きょうはこのぐらいにとどめて、後日またこの問題については具体的に意見を述べたいと思います。

最後に、住民が意図する公害を防止、根絶を目ざす体制の問題について、先ほど意見を述べましたが、やはり今日社会問題、政治問題となり、また十幾つかの法律ができ、どうしても防止しなければならぬような社会情勢になっております。このときに、また全国各地の公害防止の成果を見ましても、住民の世論、運動が決定的な要因でございます。そういう意味で、住民の立場に立つ公害の患者また告発者としての私は公害委員会の新設を提案したいと思います。ここで実施することは、必要な専任を置くこと。まず一つは、公害についての調査、公害対策についての審議、勧告。二番目に、被害者の認定。紛争についてのあっせん、調停、仲介などあります。三番目に、公害についての情勢判断、刑事犯の調査、告発、これは今日の公害問題の深刻さ、また社会問題、政治問題化しております。今日の情勢にとって、また住民の立場で公害行政を進めていくという地方自治体本来の立場に立ちまして、きわめて適切な方針ではないかと思えます。これを公選制の公害委員会という形でできれば一番けっこうじゃないかと思えます。

若干時間がオーバーしましたけれども、以上質問も含めて意見を述べました。ぜひ公害行政に対しての行政を一そう強化されるということを強く要望して、終わりたいと思います。

○議長（日比義平君） 暫時休憩をいたします。

午前十一時十五分休憩

午前十一時二十七分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えいたします。

まず冒頭に誤解があると申しわけありませんのでお断わりしておきますが、私は、直接民主主義をやるって言ったことは、あくまでも議会の現在の代議制の民主主義の形式である市議会をまず第一に尊重するということでありまして、決してそういう意味で直接民主主義でやるということを申したわけではありません。ただ、現在の議会制度では、十分そこまで複雑な社会の情勢をくみ取り得ないから、そういう面につきましては、直接の人々の声を聞く必要があるということを申し上げたわけでございます。

それから、先ほどの吉崎海岸あるいは楠町海岸の、楠町海岸吉崎埋め立て地、あるいはその他の質問個所がございましたが、どういう資料をご利用になっているのか知りませんが、五十年程度までの計画にはそれは入っております。たとえば吉崎海岸にいたしましても、これから漁業補償をして埋め立てをするためには少くとも七、八年はかかるのではないかと思います。したがって、楠町につきましましては小倉新田等の用地でございまして、現在から昭和五十年までに至るところの工場用地の計画面積になっておる対象地域は一千二百四十七万平方メートルでございます。

なお、その他のご要望の点につきましては、できる限り私としての努力をいたしたいと、さように考えております。

○議長（日比義平君） 小井君。

〔（小井道夫君）登壇〕

○小井道夫君 質問通告の順序に従いまして、ご質問申し上げたいと思います。

まず第一は、水道料、学校給食費の値上げが計画されているやに聞きますけれども、その計画の内容を明らかにしていただきたいと思えます。高物価、インフレ政策、自民党の高物価インフレ政策のもとで、昨年一年の物価上昇は二十年來の高さだといわれております。そういう中で、水道料何かが値上げされるということになるかどうかについて、市民が大きな関心を持つのも当然だと思えます。水道事業が今日当面しております困難、その困難をもたらした原因はいろいろ考えられます。大企業本位の地域開発政策による工場誘地と大量の住宅建設、大企業の宅地造成、住宅都心問題解決の一環といわれる市公社等の住宅団地造成の分による使用水量の増大とか、公害による水源地の枯渇、あるいは河原田水源地が使用不能になっておるとか、笹川団地のような無計画な先行投資によるロスとかが考えられるわけがございます。これらの原因に即した真の解決策をとらないで、水道事業の独立採算制を理由として市民に犠牲をしいるようなことがあってはならないと考えます。はたして、この今日までの水道事業会計の中で、大企業公営企業というものはどれだけの責任をになってきたのか、あるいは住宅や宅地問題解決ということによって生じた水道の費用について、その財源が一般会計から繰り入れられるのが当然ですけれども、その点がどうなっていたか、あるいは公営の事業ということでありませけれども、市民の命の水に一体どれだけの補助をしてきたか、こういう点を明らかにしていただきたいと思えます。

四日市の水道料は安いといわれますけれども、これは豊かな地下水に恵まれてきたという点で当然のことではなかったかと思うわけですがいかがでしょうか。

給食費の値上げについても、材料費の値上げが理由だとするならば、市の物価対策はないのにひとしいといわなければなりません。この機会に、市長は、市政のもとで可能な限りの物価抑制策をどのように把握し、どんな対策を持っておられるか伺いたいと思えます。

二番目の問題といたしまして、老人福祉対策について伺いたいと思えます。

老人の医療というものは、生活と仕事の保障とともに、国の権限責任で解決するのが当然です。この場合には有病率や社会的労働環境その他から見ても、六十歳以上にすべきだと考えるわけでございます。しかし、自民党政府はこれを避けて、安上がりの老人対策で、老人に犠牲を押しつけてまいりました。東京都の無料化の時には、妨害さえありましたけれども、東京都が実施してから全国的に広まり、自治体が住民の要求を取り上げて実施し政府に迫まる形になって、国民世論もますます大きくなってきたところです。政府厚生省、自民党もようやく参議院選挙の前に段階的無料化の具体案を発表したと報せられております。その内容は、四十七年度から七十五歳以上に実施し、三カ年で七十歳にする、一部自己負担を認める、所得制限を設けるなどとなっております。その実現までには数年かかりそうという新聞報道があります。しかも、このことによって、自治体の中には国まかし、国並みの姿勢を強めているところがあるといわれ、この問題の一刻も早い抜本的な解決を願う老人や市民にとって、新しい心配の種となっております。田中知事も、知事選挙で初めて一部無料化の公約をされました。そして現在十月実施を目標に検討されているようですが、その内容、今日の中では老人福祉年金を支給している七十五歳以上の老人に限られ、しかも一部自己負担になりかねません。市長は、これまで八十歳以上の国保加入者に対して、五千円を限度と

する医療費の一割自己負担分を養老年金として支給してきたものを、四十六年度から七十七歳以上にされましたけれども、老人や多くの市民が熱望している、当面六十五歳以上の老人の医療費を無料にするということについては、事実上反対してこられました。国、県の新しい動きの中で、この際ぜひとも老人、市民の熱望にこたえ、当面の措置として、六十五歳以上の老人の医療費を本年度十月から実施するとともに、新政府に対しても同様の措置を求め、お考えはないかどうか、お尋ねしたいと思います。

そのほか、老人福祉対策についてはいろいろありますけれども、寝た切り老人と一人暮らし老人に対する老人家庭奉仕員を大幅に増員して、十分めんどうが見られるようにするお考えはないかどうか、お尋ねしたいと思います。特養老人ホームの建設と老人福祉センターの四十七年度建設についてのお考えはどうか、お尋ねしたいと思います。

さらに、高齢福祉年金について、家族の収入による支給制限の不合理性について、どのような努力をされているか、お聞かせいただきたいと思えます。

三番目に、民生問題でございしますが、まず乳幼児問題について伺いたいと思えます。

ゼロ歳児から預かる保育園をポストの数ほどつくってほしいというお母さんたちの願いは、その就労の有無の別なくますます多くなっておるところです。これは乳幼児が丈夫で賢く育つために、集団の中で科学的な保育が不可欠のものであるばかりでなく、生活環境の悪化から乳幼児を守るうえからも当然の願いだと思えます。さらに共働きなどが原因となって、長時間保育を望む声も強まっております。しかし、現状は三歳以上の保育園も不足しており、市立の乳幼児保育所は一つもないという状態でございます。長時間保育においても、部分的にしか考えられておりません。乳幼児保育においては、少くとも厚生省の指示によれば、この数年来に建築された、新築された、ある

いは増改築されたところの保育園では、定数の一割をゼロ歳児、さらに二割を一歳から三歳児までの保育に充てなければならぬことになっておると聞いております。それが、これすら前者については全然、後者についてもごく部分的にしか実施されていません。これを実施したら、三歳以上の保育園が一そう不足することが明らかだと思えます。乳児保育を望むお母さんたちは、やむにやまねず自分たちが共同してつくった「ひよこ」という共同保育所に対しても、市は十分な助成をしていないという状態です。市長はゼロ歳児から保育する乳幼児保育園の建設、もしくは既設保育園でのゼロ歳児からの早急実施と、さらにいまだ地区に、地区に一つもないところへの保育園の建設、あるいは毎年定数以上の入園希望者の多い保育園の増築について、どのような計画をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

ゼロ歳児保育については、少なくとも本年度建設される坂部保育園をはじめ、厚生省の指示に基づく設備を整えた既設保育園で、保母さんの増員と医師その他の増員を確保して、来年度から実施するお考えはないか、お尋ねしたいと思います。

また長時間保育の実施についてどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

さらに保育園と幼稚園のいわゆる幼保分断、幼稚園、保育園分断、いわば二元政策での弊害を改め、その差異をなくして、現在の幼稚園、保育所の機能を合わせた保育制度の実現をはかれるご意思はないかどうか、お伺いたいと思えます。

共同保育所に対する助成を大幅に増額できないかどうかお伺いしたいと思います。

二番目の問題でございします。

心身障害児あるいは心身障害者対策についてお尋ねしたいと思います。

四日市における障害児、障害者の実態について明らかにしていただきたいと思ひます。

四十六年度に児童教育センターが旧労働会館に移されることになりましたけれども、ここを利用してゐる障害児の家族は、バスを各家庭近くまで運行してほしい、会場職員を置いてほしいと要望しております。この点についてどのようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

養育センターを市もしくは県、市の直接の事業としない理由をお尋ねしたいと思います。

医療と教育の保障、職業、仕事の保障ということも、障害者、障害児の家族の共通した要望でございます。母性機能がとまらぬ障害者が、あるいは労働災害、交通災害、その他の公害によって障害者がふえつつある中で、その対策強化についてどのような考えを持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

三番目の問題で、入院助産制度についてお伺いします。

いま結婚して子供がほしいという若者や、もう一人、二人の子供がほしいという人たちにとって、その願いが意のままにならない悩みがますます深刻になっております。その原因は低賃金、高物価による生活苦とかかわって、お産の費用が高い、住宅が狭い、分べん費がない、母性が保護されていない、子供の養育費、教育費が高い、いろいろあります。私も共産党は、子供を安心して産み、すこやかにしあわせに育てていくような諸政策を具体的に示し、国、県、市にその実施を求めているところでありますけれども、ここでは児童福祉法に基づく入院助産制度の問題について質問したいと思います。

お産は病気でないという理由で健康保険が適用されないのです、その分べん費用はすべて自己負担です。いまお産をすると分べん費だけで五万円程度もかかる。お産にかかわる諸費用を含めたら十万円近くのお金が一時に必要でございますが、国民健康保険加入者には一万円の助産費、またその他の健康保険加入者には出産祝い金が出ます。

けれども、いずれもお産に伴う費用全体から見ると、安い位置にございます。こうした中で憲法と、その精神に基づいてつくられた児童福祉法第二十二条の規定による入院助産制度の全面的な効果的な運用と、四日市独自の補完措置を求める声が強まっているのであります。四日市にあっては、この制度の機能がきわめて限られているのではないかと思ひます。第二は、助産施設の徴収基準額別の助産施設を大部分、つまり私立の助産所に限られているからだと思います。第一は、助産施設が大部分、つまり私立の助産所に限られているからだと思います。第二は、助産施設の徴収基準額別の助産施設を利用できる者の範囲が、事実上所得税非課税世帯までに限られているからでございます。これに対して、市民の間からは、第一次助産施設として、市立病院とはひとつ別の産婦人科医院及び病院を指定してほしいということ、助産施設の徴収基準額用の所得税課税世帯の部分と徴収基準額を少なくとも児童収容施設徴収金基準額別のD一からD一〇の範囲の区分に置いた収容施設の場合のそういう金額並みにしてほしいという要望が強いのでございます。全国的にはすでに幾つかの自治体で取り組み、また一部が実施されております。市長は、この二点を実施されるお考えはないかお尋ねしたいと思います。

四番目に、ガン及び予防注射についてご質問申し上げます。

ガンによる死亡者が増大し、大きな社会問題となっておりますけれども、これらのガンは早期発見、早期治療すれば大部分はなおすことができるといわれています。しかし、実際は手おくれで取り返しがつかないという人が多くと聞いております。これは行政当局のガン追放のための啓蒙活動が不十分であり、早期発見のためのガン検診が不徹底なことも大きな原因になっていると思ひます。当局のガン検診の受診率はきわめて低いのではないかと思ひますが、その実態を明らかにしていただきたいと思ひます。

この検診には胃ガンで四百円、婦人ガンで三百五十円の個人負担がかかります。また安心して治療するために必要な医療費費用を含めた生活と、治療体制上の大きな障害になっていると思ひます。市当局は市民の健康と命を守

る立場に徹し、ガン追放のために啓蒙活動とガン検診を無料化して、その徹底をはかるなどの積極的な対策をとるお考えはないか、お尋ねしたいと思います。

次に、小児ガンの問題についてお尋ねします。

最近ふえつつある小児ガン、ガン体質に対して、関係者の要望がようやく実って、公費治療が四カ月間に限って実施されることになりましたけれども、しかし不治の病といわれ、その治療するための経済的負担が非常に大きい小児ガンですから、四カ月分の治療費の公費負担だけでは不十分といわなければなりません。また治療するにも、治療施設でまず病院のベッドを確保という点でも問題があるのではないかと思います。はたして、四日市市内には何人の小児ガン患者がいるのか、その治療体制はどうなっているか、国と県とによって実施されるのであっても、四カ月間以上にわたる分については市としての補助をすることをお考えはないかということをお尋ねします。

さらに、この機会にすべての乳幼児の医療費を無料にするため努力されるお考えはないか、お尋ねします。

もとより、乳幼児の医療費の無料化は、老人医療とともに国の社会保障として国の責任で実施されるべきであります。老人医療は小児ガン医療費とともに無料化が東京都をはじめ幾つかの自治体で住民の要求を取り上げて先んべんを実施してきたことよって、自民党政府のもとの国の行政の立ちおくれを改めざるを得ないところへ追い込んできたものであり、四日市市長も当然そのような努力をなさるべきではないかと思いますが、いかがでございますか。

最後に、日本脳炎とインフルエンザの予防注射を無料にするお考えはないか、お尋ねしたいと思います。

五番目の問題でございます。坂部団地にかかるゴルフ被害についてでございます。

坂部団地に隣接してゴルフ場があることはご承知のとおりでございます。このゴルフ場に隣接している坂部団地の住民から寄せられた問題として、ゴルフのボールによる被害がございます。ゴルフ場で打たれたボールが民家に飛び込み、かわらやガラスなんか被害を受けている、これが子供や人に当たった場合のことを考えて不安になっているというのであります。ゴルフ会社、ゴルフ場に対して、何らの防衛策も打っていないように思いますが、いかがでしょうか。団地造成のときに当然予告されたことではありますが、当局は今後どのように対処されるつもりか伺いたいと思います。

これと関連して、坂部保育園の建設問題についてもお尋ねしたいと思います。

すでに坂部保育園は建設が予定され、用地もまきまきしております。先日の教育民生委員会の管内視察の際にも、その現場を見せてもらったところでございます。まさしくゴルフ場に隣接したところでございます。大切な子供たちを預かる保育園に、ゴルフ被害の心配は全くないかどうかということでございます。私は、ゴルフ会社に完全な防衛策を取らせる以外に道はないと思います。このことをあいまいにしして、いまさら保育園をほかの場所に移すということは、経費の損失であり許されなと思います。またかりに移したとしても、先ほどの住民の不安と願いはなくならない。この点について、市当局はどのように判断し対処しようとしておられるか、お伺いします。

六番目に臨時職員の、市の臨時職員の待遇の問題についてであります。

市の行政事務はますます複雑多岐にわたり、事務量も大幅に増加してきています。しかし、それに見合った職員が増員が行なわれていません。職員がいまほど増員を切実に求めているときはありません。ひどいところでは半年も残業が続くという職場さえ幾つかあります。臨時嘱託職員も当然増加しているのではないかと思います。職員の過重な労働と臨時嘱託職員の勤勉な働きぶりによってこそ市の行政事務は進められている、といっても過言ではないと思います。職員の増員の問題は別の機会に譲るといたしまして、ここでは臨時職員の夏期手当そのほか待遇改

善問題について伺いたいと思います。

臨時職員は、残念ながらその待遇はきわめて劣悪な状態に置かれています。賃金が低いことは言うに及びません。人事院勧告に伴う職員のベースアップの際にも、臨時職員は何ら処置もされません。通勤に要する通勤費も支給されていません。この交通費については、嘱託職員も支給されていません。職員と違って土曜日午後の休みもなく、半日分の賃金しか支給されません。もちろん土曜日の午後は働いても割り増しはつきません。有休休暇は一日もありません。夏期手当についても一銭も支給されていません。夏期手当だけ一カ月、年末手当だけ一カ月二千円、最高五千円支給されるという状態でございます。さらに雇用上の関係から六カ月以上にわたる雇用を避け、たらい回しをするというきわめて不安定な状態に置かれております。

そこで、市長にお伺いいたしますけれども、第一に臨時職員の賃金について、少なくとも人事院勧告に伴う職員のベースアップ時には、それに見合う賃金体系を行なうお考えはないか。第二に、交通費を職員同様に支給するお考えはないか。第三に、土曜日の午後を職員同様休みとして、一日分の賃金を支給するお考えはないか。第四に、夏期手当をはじめ年末手当を職員同率で支給するお考えはないか。これをお答え願いたいと思います。

七番目の問題でございます。新庁舎完成後の現庁舎の利用計画についてお尋ねします。

現在の四日市内には、市民がだれでも無料で自由に使用できる公立の集会所あるいは文化的施設は全くといってよいほどありません。このことについて多くのことを述べるまでもないと思います。新庁舎完成後において、市民の切なる要望にこたえて、現在の庁舎を市民に開放し、必要な改造を行なって、市民がだれでも無料で自由に利用できる集会所あるいは文化的施設とするお考えはないか、お尋ねします。

八番目に、清掃問題と便所の水洗化について申し上げます。

清掃事業については、市長、三月市議会でごみ、し尿とも収集運搬作業の体制を根本的に刷新し、作業の合理化をはかるとともに、全市地域を計画収集地域として、収集回数増加、し尿の定期収集化等積極的に事業規模の拡大と改善をはかるとの方針をお述べなされ、し尿については、常に定期的くみ取りのための調査を各家庭に行なっております。この中で、くみ取り料金制度について改正する予定であること、また公共下水道の水洗便所の利用できる区域については四十八年末までに必ず、四十八年度末までに必ず水洗化するようにと述べられております。市民の願いは、ごみの収集は全市週二回以上、し尿のくみ取りは全市直営で無料にということであり、またこれは清掃職員の大増員と増加、真の待遇改善によってこそ実現されるものだと考えています。なぜなら、今日でも清掃職員は困難な仕事のうえに、雨降りでもごみ収集があり、交通渋滞の中であんな苦勞をしております。また公共下水道区域では、部分的な水洗化で二倍、三倍にも手間がかかるという状態です。産業の合理化の影にひそみ、これ以上清掃職員の労働強化がいられた場合には、結局のところ市民へのサービスが低下するからでございます。はたして、市当局の清掃事業計画は、これらの市民の願いにこたえられるものかどうかお尋ねしたいと思います。予算書の内容は、たとえばし尿の委託制への切りかえ、これは清掃事業の下請け、委託化への道を開き、直営化をなすにせずしていくものではないか。また料金の定額制への切りかえは値上げにならないか。これは無料化の時代の流れに逆行するのではないか。さらに作業の合理化の中で入浴、着がえ時間をなくして、実質の労働時間延長になるようなことはないか。さしこみ制は事実上人減らしするもので、特に高齢者を職場から追い出すということにならないか。リール車も、一車三人制でなければ、運転手が過重になって交通事故その他の原因となるのではないかなど疑問にお答えいただきたいと思っております。

ごみの回収用袋、たとえば万博で使われておりましたようなああいう袋を週二袋無料で各戸に支給するお考えは

ないか。雨降り日の作業は市民としても困るのでやめるお考えはない。現在の雨降り日の作業の際の雨具も作業所の衣服の始末も十分行なわれているかについても、お答えいただきたいと思ひます。

次に、水洗便所化についてお尋ねします。

昨年十二月の下水道法の一部改正により、都市地域内での水洗便所化が見受けられましたが、現在でも助成金の低さ、貸付金額の低さ、返済料金の低さでは、十一万から十五万を要するといわれる水洗化をしたくても困難であることは明らかです。法改正の際の国会の付帯決議でも、国や自治体が融資措置にとどまらず負債総額の三分の二程度を負担し、また生活困窮者に対して全額を負担できるように努力することを決議されています。この点について、市当局はどのような具体案を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

最後に、教育問題についてお尋ねします。

さきに行なわれた教育民生委員会の管内視察の中で、私たちは七つもの老朽校舎、特別教室、もしくは管理棟の不備な小中学校を見せられましたのでございます。このほかにも私の知る限りでも羽津小学校、山手中学校の深刻な教室不足がございます。一体四日市全体でどれだけの老朽校舎があり、特別教室の不足や管理棟の不備な学校があるのか、そしてそれらの校舎整備の緊急度、必要度の順位と、その整備計画はどのようになっているのか、さらにその校舎の老朽度、校舎の整備の緊急度、必要度がどこまで客観的、科学的な深い調査によって裏づけされたものであるのか、お尋ねしたいと思います。大矢知小学校では、教育民生委員会の視察が終わった日の夜、老朽校舎の大きなへいぎわがぶつ倒れました。これももし昼間、学童のいるときであったならば大惨事になっていたことは明らかです。市長は三月市議会の四十六年度施政方針演説の中で、教育に主眼を置いたとされているのですけれども、いまのようなテンポではたして老朽校舎や教室不足はいつ解消するのでしょうか。いつまた大矢知小

校のような事故が起こらないとも限りません。

羽津小学校では、コンビナート進出に伴う大量の社宅建設等により生徒数が急激にふえております。間もなく三十二学級というマンモス校になろうとしております。そして特別教室は一つもなくなるのでございます。羽津小学校における教室不足、学校のマンモス化は、羽津地区のこの数年来の住宅建設に見られるような激しい人口増、コンビナート進出とによって十分予想できたことではないでしょうか。しかも、その近隣地区の発展との関連におきまして、新しい学校をつくるから、羽津小学校ぐらゐのある幼稚園の移転問題とも総合的に解決されなければならぬ問題があるわけでございます。それに対して具体的な方針がなかなか示されておられないのが実態でございます。去る十一日のPTA連合自治会などの四十七年度特別教室、管理棟建設の陳情に対しまして、市長は明確なお答えがなかったのでございますけれども、はたして四十七年度に羽津のこの問題について解決がつかのかどうか、お尋ねしたいと思います。

同じような問題は学校給食室の整備についてもあります。将来、給食センター化を思考しているということを理由にして、幾つかの学校給食室がたいへん不備のまま改善されないでおります。給食センター化は多くの問題があり、私は賛成できませんけれども、センター化に踏み切るかどうかとも明らかにしないうまま、一つ間違えば学童の命にかかわる大切な給食室の改善を放置していることに、きびしい批判を寄せざるを得ません。

また、水沢中、三鈴中の統合問題につきましても、教育委員会が明確な結論を出さないうまま、校舎の老朽化、特別教室の不備を放置しているといった、事実上放置しているといった状態が続いております。私は、この統合問題は、地区民の意思をあくまでも尊重して早急に解決すべきだと考えておりますけれども、いずれにしましても教育を真に重視するなら、科学的で市民が納得できる計画と方針を確立して、教育予算を大幅にふやして、そして校舎

整備についても抜本的解決をはかる必要があると思いがたがございませうか。

最後に、教育費の自己負担はどうなっているか、その実態と、それからその全廃のためにどのような対策を持っておられるか、明らかにしていただきたいと思ひます。

たいへん長くなりました。

これで終わらせていただきます。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

たいへん早口でございましたので、十分聞き取ることができなかった点がございしますので、漏れた点があったか知りませんが、非常にいろいろな面にわたった問題でございします。

概観を申し上げますと、もとよりお説のように福祉行政の時代に入っておるわけでございします。福祉行政を充実していくということは、最近の当然の帰結であろうかと思ひますが、私は、かねがね申し上げておりますが、値上げはするな、公共料金の値上げはするな、料金は無料化しろ、税金は下げろ、職員は増員せい、給料は上げる、職員の待遇改善しろ、こういうことは非常にこの相矛盾した問題でございまして、もとよりこの社会福祉行政というもの、強く市民から要望されておるといふことは、当然高福祉の時代であつたら当然のこととございします。従来からも、この議場の各議員の皆さんからそういう強い要望をされてまいりました。しかしながら、高福祉を実現するためには、やはり当然高負担を伴うということが当然の帰結であろうと、さように思ひます。先ほど申し上げました、たとえば税金を下げろということでも、税金を下げれば財源がなくなれば、それではどうすれば

よいのかという問題も簡単に申し上げればなる問題でございまして、最近のような世界的な傾向として、非常に経済の高成長、高物価という時代に不幸にもなつてきております。しかも世界中がやはり都市化、過密化という現状は、どこの国にもやはり一応経済開発国あるいは都市開発国におきましては、いずれもそういった都市化過密という現状はあるわけでございします。したがつて、この変化の激しい社会情勢の中にあつて、高福祉の行政を充実していくためにはどうすればよいかといふことは、非常に困難なわけでございします。もとよりわれわれも、皆さんのご要望のように、高福祉の方向に向かって努力をすべきだと、さように承知いたしております。努力をいたしておるかといふことでございますが、たとえば、先ほど申し上げたような防止、ご意見がございましたような、たとえば水道料金の問題にいたしましても、これをたとえば四十二年度の物価と比較いたしてみますと、たとえばですね、水道の比較損益といふものを見てみますと、昭和四十二年度を一〇〇といたしますとですね、昭和四十五年度はどういふような数字になつておるかとおし上げますと、営業収益で四十二年を一〇〇といたしますと、昭和四十五年は一四七、営業利益が一一九、そういうような情勢であつて伸びが非常にない。しかも職員給与費といふものは、昭和四十二年を一〇〇といたしますと、昭和四十五年は一五五、支払い利息は一六一、材料費は一七九、減価償却費は一四九といふぐあいに非常に上がつてきておる。そういうようなことで、前回に水道料金を値上げしたのは四十年の四月の一日でございしますが、四十年四月一日からここ六年、水道料金値上げをしていません。その間にただいま申し上げましたような趨勢的な数字が出ておる。しかもそれを低料金で押えていくためには、十分やはり企業努力といふものもなければならぬといふことでございします。もとよりご指摘のように、四日市の上水道は伏流水によるところの水源確保をいたしておりますので、非常にこの原価が安いといふことはわれわれとしても非常に喜んでおるところでございしますけれども、この伏流水にいたしましても、いつまでもこれが確保できるのかどうかと

いうことについては疑問のあるところでございます。やはり将来は三重用水あるいは第四期の工業用水の分譲水によるところの広域上水道の水源の利用ということになれば、水源というものは非常に高くついてくるというのは当然これは予想される水源でございます。したがって、もとよりわれわれといたしましても、最近の物価値上がりというものにつきましては非常な悩みを持っておりまして、少しでも物価が安定いたしますように、しかも現状の、特に公共料金が現状のまままで推移するということは望ましいわけでございますけれども、簡単に指摘にもありません。工場誘致をしたから団地ができるんだ、新しい団地ができるから水道もふやしていかなければならぬんだというような指摘がございましたが、単純にそういうように指摘ができるものかどうかについては、私は、また最近の都市化の現象、またこういう市町村の現状、あるいは日本中の現状を見ても、簡単にそうは割り切れることができない情勢である。さように判断をいたしております。坂部団地でも非常にむだな投資じゃないかという指摘でございますけれども、私は、今日の土地の値上がりから見れば笹川団地だとかあるいは水源として坂部団地というようなものは四日市市の一つの宝である、さように思っております。それだけ先行投資だけの値打ちは十分にある、将来に対してあるもんだと、さように理解をいたしておるわけでございまして、水道料金に対しまして、私は四十六年度中には考えられないと思っておりますけれども、四十七年度の以降においては水道料金の値上げというものは当然考えていかなければならない時期に来ておるのではないかと、さように判断いたしております。その他老人福祉問題、民生問題いろいろございましたが、非常にこの困難な問題もございまして、簡単にお答えできない問題でございますが、たとえば老人福祉対策にいたしましても、六十五歳以上の老人医療を無料化するという考え方は現在持っております。これは、従来の各議会におかれましても、先輩諸君から非常にこの無料化については強い要望がございました。したがって、われわれといたしましては、この要望におこたえをいたしますために、

一年一年受給者で、七十五歳以上については医療費の無料化をできる限り近い将来に実現いたしますように、国、県と歩調をあわせて努力いたしたいと、さように思っております。

その他ホームヘルパー、特養老人ホーム、老人福祉年金、乳幼児問題等いろいろ問題ございますが、二歳児のたとえば保育にいたしましても、現在公立の保育園四カ所で三十六人の乳幼児を保育いたしておりますが、最近の社会情勢から見て、乳幼児のそういう問題が非常に強い要望があるということについては理解いたしておりますが、何と申しましても、ご指摘の幼稚園、保育園の二元政策がまたその保母さんの確保あるいは給料、長時間保育というような点についても、今後検討すべき問題がございまして。

なお、その他のいろいろの問題につきましては、簡単にここで答えできない問題ばかりでございます。十分こういう要望については、それを踏んまえて努力いたしたいと思っておりますけれども、たとえば、入院助産の制度にいたしましても、公立病院でやれということでございますけれども、すでに市立病院では、現状では妊産婦の受け付けが六カ月間満員であるというような情勢で、こういうことをお引き受けしてできるかどうかということについても疑問があるということでございますので、十分検討をさせていただきたいと思っております。

ゴルフ場のボールにつきましては、伺ってみますと四、五回過去にそういう被害があったということでございますが、何といたしまして発生源がゴルフ場であるという事実には間違いはございませんので、原因者において処理ができるように、今後話を進めていきたいと、さように考えております。

臨時職員の待遇等につきまして、人事院引き上げを要求し、土曜日の有給制、あるいは各年末手当の支給等につきましては、現在のところ一般職員とこれははっきりと区別して取り扱うべきではないか。臨時職員の問題は、有給の単価について問題を前提にして処理をしていきたいと、さように考えております。しかも、臨時職員もできる

だけ少ないように配慮していきたいと、さように思っております。

旧庁舎につきましては、ご指摘のように、市民に広く開放して利用していただく、かつ文化施設等としても使用できるように配慮させていただきたいと、さように考えています。

清掃等につきましては、直営地区と委託地区とのアンバランスがないように努力したいと思えます。この委託地区は、従来の委託地区の流動制、市価の流動制を人数制に切りかえまして、料金の収集につきましても、委託の場合も市営で集金するというような方法を考えていきたいと、さように考えております。

水洗化につきましては、すでに以前から水洗化助成規程条例に従いましてやってきておるはずでございます。貸付金制度につきましても、現在では六万円以内、年六分五厘の利子でやっておりますが、それは返済が従来二十カ月だったのを四十カ月に返済すると、現在千六百七十二件の助成がなされておりますが、すでに四十八年度におきましては、公共下水道地域においては、特殊な区域を除いてくみ取りを中止するというような態度で水洗化を進めていきたいと、さように考えております。

教育費の増額、自己負担等につきましては教育委員会からお答えがあらうかと思えますけれども、できる限り早い機会に老朽校舎のなくなるように、他の父兄負担等につきましても、年々軽減につきましては努力いたしておるものでございます。

いろいろこまかいご質問がございましたが、お答えできる問題もございませぬしできない問題もございませぬが、この当初に申し上げましたように、高福祉の時代に対処して財源はいかに確保するか、しかも大衆のその強い要望に對していかにこたえていくかということは大切な問題でございますので、できることにつきましては、早期に実現をいたしますように努力いたします、さように考えております。

○議長（日比義平君） 教育委員長

〔教育委員長（森幸雄君）登壇〕

○教育委員長（森幸雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず最初に、老朽校舎解消等についてのご意見だっと思っておりますが、教育憲法と申しますか、最初十年計画が樹立されまして、途中伊勢湾台風等の天災をもちまして若干変更がございましたが、これが第一次計画として終わりました。四日市市の各教室施設におきましても、鉄筋化の建設を進めておったわけでございます。引き続きまして新五カ年計画を樹立しまして、これが本年度で完了の予定になっております。したがって、本年度におきましては、この七月三十日まで教育委員会としまして新期五カ年計画を根本的に樹立しまして、ただいまご指摘のような体育館的なもの、あるいは給食室の問題であるとか、そういった問題を綿密に拾い上げまして、一応計画を練ったわけでございます。本年八月に県の査定がございまして、この結果とにらみ合わせまして、さらに修正し、市当局、財政当局とも十分打ち合せしまして、新しい五カ年計画を来年度から実施したい、こういう計画を持っております。いろいろ具体的なお話しがございましたが、この計画のもとにおいてひとつご審議のほどをお願いしたいと思います。

給食室の老朽化の問題でございますが、ご指摘のように、数年来給食センター構想をいろいろ研究討議しておるわけでございますが、本年度は、三月議会にも申し上げたわけでありますが、先ほど申しました給食センターの審議会のような組織でもつくりまして、早急にこの問題に結論を出しまして、今後解決をはかっていきたいと、こういう考えを持っておりますので、ただそれからんで、現在の老朽な給食施設をそのままほって置いてよいのであるのかというご意見があったようであります。特に利用に耐えないものであるとか、それらは年々常に調査を

して改善しておりますので、総合センターの結論と同時にこの問題を解決していきたいと、こう考えております。父兄負担等の問題におきましては、四十六年度の教育予算といたしまして、重点目標の一つになっているわけでございます。全額におきまして、小学校で一億六千二百四十六万八千六百六十円、市が六三・三割で父兄負担が三六・八割である、まあいろいろそういった比率がございまして、確かに父兄負担の問題は全国を通じて非常にやかましい問題であります、しかしながら、現在のところ標準規定が確立されておられませんので、それぞれ各学校の方針によりまして、力の入れぐあいによって異ってくるような若干アンバランスが生じてくると思っております、県におきましても、本年度は教育長が新しい基準のもとにまあひとつ父兄負担と県費負担のものはできる限り県費負担でやっておりますという方針を打ち出しております。

四日市におきましても、本年度綿密な調査のうえで、最低基準線の一応その調査を行ないまして、これによって今後父兄負担のご迷惑をかけないような線で努力したいと考えております。しかしながら数年来、父兄負担の軽減を行なってきたわけでございますが、PTA会費とか、あるいはいろいろ学校教育費にしますと、父兄の立場からいいますと、PTA費を増額しましても、それだけの差があらわれるわけでございます。さらに学校教育の施設の充実にPTAのご負担をかけておるような追いかけてこのようなものもございしますので、学校運営費の標準化を設定いたしまして、これに基づいて父兄負担の軽減をはかっていくというような考えを持っております。

以上をもって、ご回答にかえします。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 再質問をいたしたいと思えます。

水道料の問題でございますけれども市長は、水道事業の諸問題について、私が幾つか指摘した問題は、単純だということで見でございますけれども、しからばどういふ原因で今日の問題が起こっているのか。水道使用水量が増加したというのは、大企業コンピナートをはじめとして大企業の誘致、そしてその大量社宅建設というものも大きな原因になっていないのか、あるいは河原田の水源地が公害によって使えなくなっていると、こういう問題の影響も全然ないのか。そのほか私がいろいろ指摘したと思えますが、都市問題として解決されるべきいろいろな問題がある中で、それが水道事業に及んでおる問題があるわけです。これに対して、一般の会計の中から今日までどれほど繰り入れてきておるのか、あるいは水道使用者の使用料の問題につきましても、はたして独立採算をたてまえておる水道事業会計で、いわゆる産業部とか教育委員会とか、ああいうものに役所が使っておるところの使用料なんかでも、適正になっておるかということになしに、いろいろ問題があると思えますが、そういう点を一度白書として提出をしていただきたいというふうに考えるわけでございます。

給食費の値上げはどうなったのか。教育民生委員会の視察の際に保健体育課長のほうから値上げの話が出されておるわけでございます。どういうふうになったのかお尋ねしたいと思えます。

特養老人ホーム、老人福祉センターの四十七年度建設という問題について明確なるお答えをいただきたいと思

ます。実現するのかしないのか、明確な答えをいただきたいと思ひます。

それから、いわゆる市の責任において乳児保育というものが、ゼロ歳児からの保育というものがまだ実現していない中で、働く婦人の人たちのやむにやまれずつくった私設保育所ヒヨコに対する助成というものを、もっとあたたかい目で見て助成をしていただく必要があると思ひますが、これに対してどうお考えになつてゐるのか。

それから、ゴルフ被害の問題でございますが、原因者においてその原因を除去するために防御策をちゃんと立てさせる意味の市長のお答えがあつたと思ひますが、そうすることによって完全に防御する、坂部団地保育園、建設が予定される坂部団地保育園は移す必要はないというお考えなのか、その点も明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、清掃事業の問題でございますが、委託制への切りかえということは、将来における市の直営への道のステップとしてお考えなのか、それとも下請け民営化への道としてお考えなのか、その辺を明確に願ひしたいと思ひます。

それから、人頭割りといひますか、定額制に料金を改めるといふことについて、料金の値上げにはならないのか、またいわゆる職員の作業の合理化の中で、これ以上の職員の労働の強化にはならないということを明確にお約束になれるかどうか。

次に、下水道水洗化の問題について、いわゆる下水道法の一部改正の際における議会の附帯決議に沿つて、具体的助成金の引き上げ、融資の増額、あるいは利子の補給と、こういう面でお考えはいただけないのかどうか、その点をひとつ具体的に願ひしたいと思ひます。

最後に、最初の市長のご答弁の中で、私がいろいろ申し上げたことに対してたくさん矛盾すること、まあ老人医

療の無料化をやれ、水道料を上げるな、それから人はふやせ、賃金を上げよということが矛盾すると、高福祉、高物価、高負担というお話であります。これがやっぱり九鬼市長の政治姿勢を明確に証明しておると思ひます。大企業、大会社の利益に、あるいは自民党の中央政治の姿勢に直結したところの市長のもつて、そういうお考えになるのも無理からぬことだと考えます。やはり住民に直結した真の住民本位の、政府といひますと、ほかにまだ全国各地に生まれておる革新市長が、住民本位の立場に立つて二割自治、三割自治と言われる非常に限られた制度のもつて、たぐさんのいま私が申し上げた幾つかの問題を着々と実現してゐるではございませんか。老人医療費の問題がそうでございます。東京都が先べんを切つたことによつて大きく全国的な問題となり、今日四日市市議会でも取り上げることになつたわけでございます。

また、先ほど申し上げた小児ガンの問題でも、東京都がいち早く取り上げてやつたのでございます。こういう例は枚挙にいとまがないのであります。願わくば九鬼市長も住民直結の市政、文字どおり住民自身の立場に立つて、住民本位の立場に立つた市政を推し進めていただきたい。今日四日市には道路をはじめ教育の校舎の問題、いろいろ解決しなければならぬ問題があります。その解決をするためには、その立場に立ち切ること以外に解決の道は私はないと確信しております。

その点で、市長がその政治姿勢を口だけでなしに、実際の態度で示していただきたいということを要望いたしまして、終わらせていただきます。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔衛生部長（園浦和己君）登壇〕

○衛生部長（園浦和己君） 清掃問題に関するお答えを申し上げます。

委託料の考え方は、直営の方向に進むのか、民営に進むのかというご質問でございますが、将来とも直営、民営を両立させていく現在の体制を変えるつもりはございません。

第二番目の、定額制への改正は値上げにつながるのではないかとご質問でございますが、この問題につきましては、法律の改正に伴う条例の改正等で、次の議会ぐらいにご提案申し上げたいと思っておりますので、その段階でお答えを申し上げたいと思っております。

これ以上の労働強化にならないという保障はあるかというご質問でございますが、清掃作業員の労務の、労務管理のうえで、現在よりも労働強化にはならないけれども、労働の合理化、作業の合理化ということに関して十分話し合ってから進めていきたいと、こういうように考えております。

○議長（日比義平君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 再度のご質問にお答えを申し上げます。

特養老人ホームと老人センターを四十七年度に考えてないのかということでございますが、四十七年度以降に考えていきます。こういうことでございます。

それから、乳児共同保育所の助成でございますが、種々の事情もございまして、運営状態を把握しながら助成をしていきたい、こう思っております。

それから、ゴルフ場の件で、坂部団地の中に立地される保育園が移転する心配がないかどうかということでございますが、社長とも会って、確認して現在地で立地をいたすことにしております。

以上でございます。移転しませんということでございます。

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） 給食費の値上げについてお答えいたします。

われわれとしましては、六百五十キロカロリーの基準栄養価の確保もございまして、値上げに踏み切りたいという希望を強く持っておるということをお願いをしたいと思います。月に十七日間、カロリーは六百五十キロカロリー、大体これが基準になっておりますので、そういったことを考えております。

○議長（日比義平君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

水洗便所の助成並びに貸付金の件でございますが、現在全国で九十九都市水洗便所化をやっておるわけでございますが、その中で助成している都市は、四十二都市でございます。助成していない都市が五十七都市でございます。助成しておらない都市のほうが多いわけでございます。助成額でございますが、一万円以上出しておるところが一都市ございます。それから八千円出しておるところが一都市、七千円が一都市、六千円が三都市、それから五千円が十九都市、それから四千円以下のところが十七都市でございます。

四日市市は、五千円出しておりますので、十九都市の中に入っておりますと思うわけでございます。額といたしましても、九十九都市の中で相当上位になっておるわけでございます。

それから、貸付金の件でございますが、先ほどご質問にもありましたように、下水道法の一部を改正する法律案に関する附帯決議でございますが、これは昭和四十五年十二月九日に衆議院の建設委員会付託になった事項でござい

ございますが、これの四に、次の一つの公共団体は、水洗便所の改装義務を課せられる者に対し、融資措置にとどまらず、改造費の三分の一程度を負担し、また生活困窮者に対して全額負担できるよう努力するようその助成措置をする地方公共団体に対し補助、融資等十分な資金を補償するよう努力すると、これは国の措置でございます。市でやる措置ではございませんで、これは法律の改正に対する建設委員会の附帯決議でございますので、国のほうでこういう措置をして国のほうからこういう助成をし、せよということでございます。一応市はそういうものは、国にもそういうものを要求して進めていきたいと考えております。これにつきましては、市といたしましても、建設省のほうへいろいろ意見を聞いたわけでございますが、まだ建設省のほうでもはっきりとした意見を持っておりませんという状態でございます。

○議長（日比義平君） 次に、橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 私、霞ヶ浦地先公有水面埋め立て計画について、市長に質問をいたします。

霞ヶ浦工業用地三十八万坪には、新大碓石油化学を中心とするコンビナートの建設が現在着々として進められておりますが、当時この霞ヶ浦地先に公害を伴うおそれの強い工場の誘致が伝えられるや、地元である富田地区では住民がこぞって反対の意思を表明し、市長並びに開発事業団に対し終始絶対の反対を唱えてきたのは衆知のとおりであります。具体的に申すならば、四十一年の十二月十五日には、富田地区公害対策委員会の名において、反対九五〇という結果をまとめて石油化学工場の建設反対の申し出を市当局にいたしました。取り上げられず、その当時市長は、説明会の席上で公害は絶対に出しませんとお約束をされたが、その後霞ヶ浦工場が建設されるや、一部操業を始めると、市長の約束をみごとに裏切って、昨年の十月三日午後二時二十五分ごろ突然にプレスタックの

火災事故が発生し、引き続き悪臭が富田地区を襲ったのでありますが、この事故が一段と地元住民の反対の声を高め、富田地区連合自治会では、市の公害防止協定書だけに頼ることができないとの見地から、直接霞ヶ浦コンビナート九社との間に公害防止についての確約書を取りかわしたのであります。地元民が進出工場との間に独自の協定書を結んだことは、考え方によっては市長に対する不信の表明だということにもなるのであります。私は、市長不信を叫ぶものでもありませんが、霞ヶ浦工業団地三十八万坪に進出した企業に、市長が富田地区住民に約束したように、絶対に公害を出さないように確約される自信ありやいなやお伺いしたい。

次に、霞ヶ浦地先に二十六万坪の造成が引き続き行なわれ、この土地に、さきに進出した九社のうち五社進出するやに伝えられている。その計画によれば、新大協和の火力発電所の設置等が含まれておるようであるが、事実であるかどうか。もしそうだとすれば、重油消費料も増加し、当然工場の操業によって大気汚染が引き続き考えられるので、この計画を富田地区の住民の知るところとなり、不安をますます高め、先ほど申し上げましたいろいろの問題、悪臭発生等により地区の住民は、先回の第一次三十八万坪埋め立てのときの以上の強力な意を固めて反対の決議をいたしております。本計画に対し、現在まで市当局より地元民への何らの説明もないというわけか、また市長は、地元富田、富洲原、羽津地区住民に納得のいく説明を早急に行なう責任があると思うがどうでしょうか。地元民の納得がいかない限り、本計画を中止すべきであると思うがいかがでしょうか。さらに、この前面に工業用地として四日市港管理組合より十四万坪の埋立申請が出されているよしであります。この十四万坪には、都市用工業用地等に利用すると聞かれますが、どういふものを誘致するのか、いまひとつ説明を願いたい。

また、第二次計画の四十万坪については、鷗地区の山から土砂をベルトコンベアによって霞ヶ浦地先に運ぶ計画だそうですが、土砂を取った土地三十万坪の利用について市長はどのように考えているのか、住宅地あるいは公害

の出来ない工業等を誘致することは、北部開発の一環として大いに促進を願いたいと思うが、それぞれの企業を誘致する目安はついているのか。また特に公害防止につきましては、どれだけやってもやり過ぎるということはないのであるから、市長の覚悟を承りたい。かつては水清き緑の水といわれた四日市の臨海部もいまでは悪臭を放つ真っ黒な死の海となっておりますし、大気の汚染も著しく市民の健康をむしばみつつあります。工場の煙突が高層化されるに伴い、汚染区域も次第に拡大しつつある現状から、霞ヶ浦コンビナートをめぐる工場の誘致については、既設コンビナートの敷を踏まないように十二分の配慮をお願いしたいと思えます。従来ややともすれば理事者は公害から耳を閉ざす傾向にあったが、慢性化する公害への認識を改めて、この際抜本的な公害防止対策を樹立して、前向きの姿勢で取り組むよう要望するとともに、以上の質問に対しそれぞれお答えを願いたい。

質問を終わります。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

この霞ヶ浦地先の当初計画六十万坪の埋め立てを行なうにあたりましては、昭和四十一年四月一日に四日市港開発事業団が設置された時点において一応の計画がきまっておったようなものでございましたけれども、それではなぜ事業団でこのような埋め立て工事をする計画を実施するに至ったかということでございます。それは、四日市市の公害を起しておるところの最も端的な原因でございますところの工業立地の不適正と用途地域が非常に悪かったということであろうかと思えます。ご承知のように、四日市市の石油化学コンビナートは、いわゆる日本における石油化学工業のバイオニアとして急激に開発されたわけでございますけれども、当時の国あるいは県、市等その

理解するところが浅く、おおむね簡単に従来工場の隣を埋め立てるとか、あるいは学校、あるいは住宅等をサンドウィッチのような形ではさんだ埋立地のもとにその工場を拡張してきて、一応のコンビナートの形成をしてきたというのでございまして、したがって、そこには工業立地として公害を配慮されることもなく、また用途地域としてそういう規定もないということに非常に大きな基本的な欠陥があったわけでございます。したがって、その当時の情勢におきましては、午後に立地をいたしました協和油化等にいたしましたも、企業の設備内容というものはきわめて初歩的なものでございます。三菱油化等の設立にいたしましても、当初は二万トンあるいは三万トンというような一連の分解設備でございまして、いわゆる採算がどうなるかというようなこともはっきりつかまれておらないような状態の小スケールなものでありました。したがって、それに伴うところの公害というものは、ご承知のようにもとよりなく、そのまま推移するかのごとき考え方で立地がなされたわけでございますけれども、ご承知のように石油化学というものは、非常に化学工業界における世界の大勢であり、したがってそれだけに技術革新、あるいは操業の大規模化と設備の大規模化ということは、年々その数字を新たにしていってまいりました。したがってそのスケールアップに伴いまして、公害が認識され、また企業もいろいろの公害対策というものも講ぜざるを得ないような情勢に立ち至った経過につきましては、四日市がそのものの歴史で、そのものであろうかと、かように考えるわけであります。しかしながら、この技術的な革新、あるいは装置の大規模さということとはさることながら、公害に対しましては、当然いろいろ対策を講じ、またその処置をしなければならぬわけでございますけれども、公害とそれと並んでおそろしいものは、さらにもっと破壊的なものは災害であろうと、さような考え方を持っておったわけでございまして、新潟の地震しかり、また最近のロサンゼルス地震を見ましてもしかりでございます。

す。災害対策というものをおろそかにしては今後の工場立地というものは非常に危険であるという認識を私は当時からいたしておりました。したがって、災害に対して安全な工場立地というものはどういふものかということを考え、午起の六十万坪の埋め立てを実施をし、また議会の全員協議会を通じてそのような説明をいたしてきたわけでございます。したがって、少しでも距離があれば、また空間を置けば、またまんに水路を置けばという形で、六十万坪の第一期工事のうちの第二次埋め立てを三十八万坪実施いたしましたわけでございます。これは、公害のみならず、災害に対してもある程度のかまえをして、隣接するところの民家に、あるいは住民に、あるいはまた相並ぶところの企業に損害が最小限にとどまるような措置が必要であると考えたからであります。ただいまご指摘のように、四十万坪の埋め立てにつきましては、四十一年の六月ごろからいろいろ計画等を地元に移りましてお話しをいたしまして、もとより当初賛成の方も若干名ございました、大勢は反対だということでございますけれども、いろいろの中に入っていたく人もございました、公害防止協定を結ぶとか、あるいはまた公害が起こったときには公害防止協議会をこしらえて双方に代表を出して、もしも損害が起こったならば、公害によるところの損害が起こったならば、それを賠償するというようないろいろの話し合いをする組織を前提といたしまして、約六カ月間にわたっていろいろ話し合いをいたしましたところ、大体おおむね了解の私は結論を得たという考え方のもとに、市議会に最終的にはかりをいたし、市議会において六十万坪の埋め立てにつきましてはご賛同を賜わった次第でございます、もとよりその議会においては欠席をされた方もございますが、大勢としてその埋め立てについてはご決議を賜わりましたことでございます、六十万坪の第一期埋立工事については、一応の了解を議会で賜わった、そうして運輸省の許可のもとに第一期工事の第一次埋め立ての三十八万坪、当初四十万坪でございましたが、進入路等の若干の変更のため三十八万坪に改正せられておりますけれども、三十八万坪の工事を実施をいたしまして、現在

すでに数社が操業するような状態になっております。この間私は、最初から公害を絶対に出させないと、公害のない企業であるとの了解のもとに、いろいろ企業とも折衝をいたしまして、ご承知のように集合煙突によって、全部の煙突を一本にまとめることによって、百八十メートルの煙突で排出すると。またエチレンにつきましても、当初二十万坪平均でございましたけれども、許可基準が変わりましたために、三十万トンに変わったために、いろいろの間計画あるいは公害防止協定の内容等につきましても移動はございましたが、出させないということをかたく申し上げたわけでございますけれども、第一番目に操業いたしましたところの協和油化の工場からアセトアルデヒドの悪臭が流れまして、富田地区の方々にはいへんご迷惑をおかけし、また富田自治会といたしましてはいへん混乱をいたしました、いろいろ地区独自の動きでなされたということにつきましては、まことに申しわけなく存じておる次第でございます、過去の議会におきましてもその点につきましてはご説明を申し上げた次第でございますけれども、まことに申しわけない次第であると、さように考えております。以上、非常にやかましく申し上げます、またここ三カ月間大体公害の季節風が陸地のほうに向かって吹いておる季節でございますけれども、いわゆる悪臭は全然出ておらない、さように考えております。阿倉川、あるいは羽津の間の近鉄沿線のあたりでも、日によつてはにおうこともありますが、また遠洋漁業基地の新しくこしらえました行政地域にも非常に少ないものでございまして、においがいたします。いろいろ考えましたが、それはすべて午起の協和油化の工場から出ておるといふことは間違いないことでございます、この工場につきましても、いろいろこちらから指導を申し上げるわけでございますけれども、現在まだ完全に悪臭を防除するというような事態になっておらないことはまことに遺憾に思いますが、この工場等につきましても、このアセトアルデヒド、ブチルアルデヒド等がタンクに詰めて輸送しられる際に、タンクに詰めるときの段階でガスが漏れるということがたびたびございましたので、全工場あげ

てこういうことのないように強く要望いたしておる次第でございます。また今後これにつきましては、適正な、適切な指導をしていきたいと、さように考えております。

したがって、この第二次に埋め立てますところの二十六万坪の残るところによりましては、現在進出しておるところのコンビナートが進出をするようなことになるわけでございますけれども、そういったしますと、二十六万坪だけの埋め立てになりますと、四日市港の整備計画の、埠頭の埋立計画が同時に実施されるわけでございますけれども、当市に合わないというようなこともございます。また、さらにこの二十六万坪以外に、さらに土地の要望が非常に強く、ご承知のように、四日市といたしましては、海浜地帯はすでもうこのコンビナート地先以外にはもうないわけでございまして、楠町から川越町に至る間に適切な埋立地、少なくとも十万坪から数十万坪の用地が造成できるところは、この地先以外にはございません。したがって、四日市の今後の発展、あるいはそういう用途をきめていくためには、非常に大切な土地柄であろうと、さように考えておるわけでございます。もとよりそのためには、公害というものの防除のためにもあらゆる努力を払い、また公害のあるものはそこに入れないという強い姿勢はもとより必要でございますけれども、さらに二十六万坪にプラス十四万坪の用地をどういうように造成し、管理組合でこれを実施していこうという計画でございますが、その十四万坪につきましては、流通センター的なものに使っていただくということが大体きまっております。もとよりそのほかにもいろいろ要望はあるようでございませけれども、その辺の、あるいはそのその他流通用地として大体十四、五万坪の用地が要るということでございます。まだそのほかにも一万坪、二万坪というような大豆の基地であるとか、あるいはサイロの用地とか、あるいは商社によるところの食糧の貯蔵基地やとの要望も私のところにはまいておられますけれども、そういう小さいものはさておきまして、そういうような流通的な用途をするような施設が考えられなければならない問題だと、さように

に思っております。また市の立場から見しても、また将来公共下水道の処理場であるとか、いろいろの産業廃棄物の一次的な集積地であるとか、そういうようないろいろと考えていかなければならない大切な土地であると、さように判断いたしております。したがって、四日市として残された唯一のところでございますので、この土地につきましては、十分な配慮をもって完全な利用をするということが私は大切なのではないかというふうに考えております。

しかし、残念なことに、すでに四日市港地内には、この埋め立てに要するところのすでに土砂がございません。したがって、これは大量の山砂、あるいは山土大体千五百万立米から二千万立米の土砂が必要になってまいります。したがってこれを大矢知、あるいは山城地域の土地を購入し、また山砂だけを購入することによってこれを埋め立ててはどうかというところでございます。そしてその運送に使う通路、運ぶ通路といたしましては、富田山城線の上をコンペアーで通すとか、あるいはその他の輸送方法を考えるにいたしましても、富田山城線の専用路線を一応運搬路として使用するという考え方でございます。その山土を取ったあと地が大体二十五メートルぐらいの高さのところ三十万坪から四十万坪新規に造成される、新しく造成されるということになっておりますけれども、この土地がどういう形に使われるかというようないろいろの計画は皆さまに申し上げられるような段階に立ち至っておりませんし、まだそこまで確たる対策はないわけでございますけれども、できればある程度の住宅団地、あるいはまた工業団地、中小企業工業団地、あるいはまた都市型の工業の立地というようなことも考えていくべきではないかと、さように思いますけれども、これはまあその具体化する段階で皆さまに申し上げたいと、さように思いますが、できる限りこのような海の開発、あるいは造成すると同時に丘陵地の開発を兼ね行なって北部の開発に資して行きたいと、さような考え方に立っておりますのでございますが、さらに公害を増発するようなことではご迷惑をおか

けすることでございますので、公害が絶対出ないというような配慮のもとにこの工事を進めさせていただきたい、さように思っておるわけでございます。三十八万坪の造成地の平地に、第一期のご承認を賜わっております二十六万坪にプラス十四万坪のこういうような流通的あるいはまた多目的に利用するような公共用地を確保をしていくことが、私は四日市としては将来大切なことではないかと思うと同時に、その埋立地の土砂を運ぶところの丘陵地の開発によって、北部並びに丘陵地の開発に資したいと、さような考え方でおりますことをご了解願いたいと、さように考えます。

○議長（日比義平君）　もうよろしいか。
橋本君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君　もう一度市長さんをお願いします。お尋ねいたします。

私は、一番大事なことで、住民に何らの説明もないということ、説明を行なう責任があるということをお尋ねしたいわけでございますので、この点に對しまして、再度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（日比義平君）　市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　説明が足りませんでまことに失礼いたしました。もとよりそういう段階におきましては、住民の方々に説明に参上いたします。

○議長（日比義平君）
中島隆平君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君　初めて上がる演壇ですので、多少緊張しておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

学校教育について入りたいと思いますが、現在日本国が中国論の統一はなくて、すべての分野で考え方の混乱を招いていることは、私一人の考え方でなくて、皆さんが同じような残念に思うようなことが多々あることと思うわけでございます。ただいまの現在は、ぜいたくの中の価値感の乱れが自由の中の無責任を生んでおることを残念に思うわけでございますが、このような中で、教育の正常化をはかるにはどうしたらよいかということを考えていきますと、われわれの地域社会における義務教育の学校管理者とその教職員の日常のことから教えられているわれわれの立場、現場の立場から、非常に問題点が出てきたことを痛切に感ずるわけでございます。

教育の基本方針は「豊かな創造力とたくましい実践力を持ち、心身ともに健全な子供の育成をする」とありますが、市長は現実の四日市の社会状況をもとに、将来の子供をどのように教育するか、所見をお伺ひしたいと思います。

また、教育委員会としては、教育者の研修会の機会の持ち方をどのようにして持っておられるか、お聞かせを願ひしたいと思います。

私たちは、地域社会におきまして、現場の一人としてつぶさに教育とはだを通じて生活をしておる一人でございますが、いろいろなとちまたの意見やら、自分が体験したことを少々述べさせていただきますと思います。

ただいまの教職員の時間外でございますが、昼の時間を四十五分繰り上げて四時三十分に戻れるという是非論はどこにあるのか、それをお伺ひしたいと思います。

また、組合の話になりますが、日本教職員組合として、賃金労働者として組合内の正常な質の向上に運動される

ことに對しては、私は異議をはさむものではございませんが、教育委員会としては現在の組合をどのように指導しておられるのか。これを合わせてお聞かせ願いたいと思います。相反する中では、教育はどういう倫理のうえ指導することに、教育の正常化の道を断たれるのではないかと心配をしております、またある一人は、組合内で批判を持ちながら、統制されている教師に失望し、今後の教師に夢と期待をしいかどうかと質問してきた人もおるわけでございます。私の教師像としましては、尊厳をきびしく持つて地域社会にこたえてきた教師像がどこへ行ったのかと、子を持つ親として残念に思う現実でございます。

聞くところによりますれば、日本教職員組合のほかに、日本教師会という組合が結成されているように聞きますが、四日市としての動きはどんなものでしょうか。委員会の把握の程度でお答え願いたいと思うわけです。

現在、教育委員会として、いまの組合の意思連絡として、組合対策としてですね、組合対策としての職員を教育委員会の中につくっておられるのかもお聞かせを願いたいと思います。

組合の組織的強化によって学校管理者の管理能力がただいまずいぶん低下していることを気がつくのでございます。また管理能力が発揮できない、十分発揮できないところにむずかしい問題があると思いますが、教職員の労務管理のあり方を校長会として十分検討しているのかどうかもお聞かせ願いたい。

また、現在の小学校を、私の子供から通じて教えてくれる範囲内で感じますことは、いまの教育の試験のあり方があまりにも愛情のない教育のしかたではなからうかと思うのでございます。なぜならば、一例ではありますが、試験問題を教師がみずから考えて答案用紙を書かないところに問題があるようにも思うわけでございます。学習指導者が、学習指導書が新学社とか、日章館とか、啓林館とか、学研等に一年生からやみくもに知識の投売りをしておるように思います。学校での試験問題も、すべて学研の印刷問題を生徒に提出して、愛情のない教師と生徒の断

絶を迎えておる現実を私ははなだ遺憾に思うわけでございます。こういうふうなやり方が正しいのかどうか、教育権威者としては、そのほうが正しいかどうか、教育権威者としてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、教育指導主事は現在どのような活動をしているのかもお聞かせ願いたいと思います。これは、誤解を招くといけません、学校管理者及び指導主事の授業参観を拒否し、勤務評定を避ける傾向にあると聞きますが、教師自身完全な人間であると錯覚しておるのではないかと私は思うわけでございます。そのような中で、民主教育を育て上げるのが現在急務でございますので、民主教育のあり方を学校管理者と市教育委員会がどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

学校施設に入りますが、プールと体育館ということで当初私は聞いていただきましたと思いますが、いわゆるピニールプール、簡易プールということで、教力所そのピニールプールがございしますが、公害にあえぐ西橋北といたしましては、ぜひとも本格プールがほしいわけでございます。簡易プールがつくられたときに海を奪われた西橋北住民がどのように不満に思ったかわからないわけでございますが、与えられたプールは簡易プールでございまして、いささか、ちようどおとなが立ってひざのちよつと上まで水かさがくるような底の浅いプールでございまして、学校の体育活動に支障を来すプールではなからうかと思うわけでございます。そのようなことで、本格プールを、簡易プールを建設してある学校区に対して本格プールをいつ建てられるのか、そのような計画があるのかどうかをお聞かせを願いたいと思います。

また体育館にいたしましては、体育館のない学校区は少なくなりましたが、西橋北は体育館はございません。まあそのようなことで、いろいろと体育館の建設に対してはお骨折りを願っておりますことは感謝をいたしますが、この

計画もひとつお知らせ願いたいと思います。

学校施設に關しましては、学校の無人化によりまして、非常にわれわれは当惑しておるわけでございます。学校が無人化になりまして、施設の利用ができにくくなったというところに、地域住民は非常に残念に思っておるわけでございますが、ただ学校施設が火災報知器だけで放任されていい問題かどうか。学校教育をどのように今後持っていくのか、その点もお聞かせ願えればありがたいと思います。学校管理者が帰ったあとは、社会教育課の立場になるのか、また地域の団体がその学校管理者になるのかもお聞かせ願っています。広く学校の開放を呼びかけたと思います。学校の施設に対しては、子供の教育は平等でございますので、不平等のない学校施設の建設にお骨折願うことを最後に……………。

もう一つ、児童憲章の十一項に「すべての児童は、体の不自由な場合、または精神の機能が不自由な場合に適切な治療と、教育と、保護が与えられる」と書いてございます。いま行なわれております特殊学級の実態として、言語、難聴、病虚弱、精薄、情緒障害等の部類に分けてまして、いまの実態をお聞かせ願えれば幸いです。

以上、学校関係は、これだけでございますが、次は、社会教育でございます。

ちょうど社会教育審議会の審議会が二年有余にわたりまして答申を出されました。急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方についてという論題で発表されたことは、皆さまもお読みになっておられると思います。その中に、わが国の経済成長や技術革新の進展はまことに目ざましく、中高年齢層の人口の増大、人口の都市集中化、核家族の傾向等、国民の学歴水準の向上とともに、社会の構造は急激に変化しつつあるという論題で始まっております。物質的な生活が豊かになり、情報を提出するところの機関は広くなり、余暇時間は増加し、物心両面の行動選択範囲は著しく拡大され、その反面都市への交通、人間疎外、世代間の断絶、地域連帯意識の減退、交通災害、

公害、自然の破壊など好ましくない現象があると、起きておる。このような住民意識が多様化している中で社会教育の場を暗中模索しておるわれわれでございます。そのような中で団体育成と指導者の確保ということでお伺いたいと思います。

団体育成につきましては、私たちは現場にいままでおりまして、いろいろと団体育成をしてきた一人といたしまして苦労が絶えなかったわけでございます。団体育成を社会教育の中でやられておる数を申し上げますと、子供会、ボーイスカウト、スポーツ少年団、ボランティアユーザー、ジュニアリーダー、サブリーダー、地域的に結成されておる小集団、グループ、サークル団がたくさんあるわけでございます。そしてその団体育成のむずかしさ、ちょうど選挙のときに、野球のクラブが、西橋北ではございませんが、ほかの地区の方がサークル活動をしておるわけでございますけれども、選挙中に若い二十二歳の青年が参りまして、野球クラブに援助してくれないだろうかということできたわけでございます。非常に知的教育の足りない面もあるかも知れませんが、彼らといたしましては、非常に現実的な問題として運営費の助成、運営費をだれかに頼らなきゃならないということに真剣に考えておる現実でございました。そういうような中できたわけでございますが、ときが悪かったので私もお断わりさせていただきますが、このように団体育成というものが非常にむずかしい、子供会でもそうでございますが、いまだに二十八地区の地区全体子供会組織ができ上がっていない現状でございます。また実際にスポーツ少年団というものも小学校単位に徐々につくられてはおりますが、なかなかたいへんな事業でございます。ちょうど私の地区にはサッカースポーツ少年団、サイクルスポーツ少年団ができたわけでございます。またことしの八月にはソフトボールスポーツ少年団が結成する予定でございますが、なかなか地区でお守をするときに非常に困難な財源の確保が、指導者の確保が非常に問題になるわけでございます。そのような団体育成を社会教育課がどうふうにかえてお

るのか、ひとつお聞かせ願いたいと思うわけでございます。また、社会教育課の部門で考えられないところは、青少年課並びにいろいろな行政機関の連絡等を十分条件整備をされておるのかどうか、それも合わせてお聞かせ願いたいと思います。

このような中で、指導者の確保は非常にむずかしいわけでございます。皆さんが生活給料者でございますし、ひまがございません。ひまがないところに子供たちの遊び場の問題がございます。子供たちはいまの疎外された社会の中で非常に苦勞をしております。何かやらなきゃならない、これはわかっておりましても、直接指導する指導者が非常にむずかしい現状でございます。またしろうとが子供を育成しても非常に問題がございます。知的教育に欠けますので、その指導者に対しては、教育的な立場から直接、間接に助言や指導が必要ではなからうかと思いません。子供会の育成にいたしましても、なかなかしろうとができる問題ではございません。ただひまがあるから子供の世話をするからという場合、菓子を与え子供を集め、またバス旅行に行く、レクリエーションをやる、金のために子供を道具にするようなやり方では教育的な立場からは許せないということが言えるわけでございますが、けれどもそういうふうなやり方しかでき得ないという現状が皆さんのほんとうの気持ちにかえまして、その行政の機関の上で指導者のほんとうの現在助言をしていただいておりますのか、地域にはっつけておいて地域がやってくことにそっぽを向くような行政機関では何ともいまい疑の目を向けておるので、その辺の方策ができておるのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。私の私見ではございますが、その指導者の発掘を、開発を学校の先生に求める、体育業界に求める、体育指導者に求める、地域組織の人材開発に求める以外に方法はないと思いますが、成人指導者の確保の方策をお聞かせ願いたいと思います。

また、施設の充実にしましては、なかなかたいへんでございまして、少年、青年、成人、一般の施設がないわけでございます。その社会施設がないわけでございます。けれども、いまの世の中に対しまして、少年、青年、成人、一般のものが生きがいを持って、心の豊かさを持って、求める施設が不足しているということが、私は悲しい現実ではなからうかと思うのでございます。スポーツ施設をもっとつくってほしい、レクリエーションの場をもっとつくらなければ健全育成は成り立たないと思っておりますが、この施設の充実に對して将来計画が十分煮詰まっておりますのか、お聞かせを願いたいと思います。

それに関しましては、団体助成に關しまして、財政措置の強化と土地の先行的確保が必要でございますが、何も団体が全部助成金をいただきたいということではございませんし、助成金の中で全部運営費をまかなうというものの考え違いをしておりますませんが、自主的財源で十分りっぱにやっておりますけれども、地域活動をするわれわれといたしましては、社会的、公共的意義を重視していただくために、財政援助を積極的にすべきがほんとうではなからうかと思うわけでございます。その意味で、団体援助をこれからどのように考えてみえるのか、今後とも期待するものがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

また、土地の先行的確保でございますが、現実には何かやりたいというときに、もう土地が全然ないというのが現実でございます。そのときには市有地がなくて土地を買わなければその建物が建たないとか、また何かの方法でスポーツ施設をつくりたいと、もうすでに市有地は相当高くなっておるその中で、スポーツはどうしてもできないところがあるので、もうくもくずれ去るわけでございますが、どうか市有地の中で、ただいま四日市に三百坪以上のところがなからうか、一万坪以上のところがなからうかをお聞かせ願いたい。

公民館の機能と社会教育主事の強化でございますが、ちょうど公民館の機能が非常に薄れることは皆さんもお気づきの点でございますが、公民館は、いまや四日市広しといえども四つの拠点の公民館しかございません。また中

部公民館は、十一の地区が集まって中部公民館を利用しておるわけでございます。また社会会館の中にありまして、間借り生活でございます。間借りから一刻も早く抜け出したいというのが現実の問題でございますが、また現実を掘り下げていきますと、地区に公民館を一つなせできないかと思いますが、中部公民館がこのような姿でさらけ出されておる現状でございますので、何とか中部公民館並びに拠点的な公民館の整備をひとつ急いでいただきたいと思うわけでございます。

また、一例を申し上げますと、中部公民館の役所の費用でございますが、中部公民館として百八十三万九千円でございます。中部管区住民一人あたり十九円でございます。十九円で公民館活動をしようというんですから非常に私抵抗を感じるわけでございます。もう少し公民館活動に力を入れる、社会教育活動に力を入れるという姿勢が必要ではなからうかと思うわけでございますので、ひとつよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

社会教育の問題といたしましては、これで終わらせていただきます。

次に、老人福祉の問題でございますが、現在、出生率と死亡率の低下によりまして、非常に高齢化が進んでまいりました。ところが、老人人口がふえるに従って老人対策が非常におくれをとっておる現実を私は残念に思うわけでございます。

ちょうど、寝たきり老人のお話をさせていただきますが、四十五年度市内寝たきり老人の調査によりますと、寝たきり老人の男の数が二百十三名、女子が三百十六名、合計五百二十九名と民生委員の方たちのお骨折りで調査ができております。その中で生活保護を受けておる方が二十六名というふうな数字が出ておりますが、非常に寝たきり老人、独居老人がふえつつある現状を、どのように民生課が把握し、その対策をしつつあるのかお聞かせ願いたいと思っております。

そして、一人きりの老人に対しまして、私はご提案させていただきますが、この五百二十九人分でもよろしいから、老人の医療の無料化を実施していただければありがたいと思うわけでございます。また、老人が一人さびしく孤独な生活を送るということは、非常に私たちは残念に思います。また、われわれも老人になっていきますので、そのいまの社会情勢におかれた老人の方に手厚い手厚い尊敬の念を払うのが当然ではなからうかと思うわけでございます。その意味で、家庭奉仕員の増強をしていただきたいというようなお願いをするわけでございます。また、いま、ただいま福祉事務所の中に家庭奉仕員が六名ございますが、これはみんな老人家庭奉仕員でございます。精薄の家庭奉仕員並びに身体障害者の奉仕員はございませんので、その精薄、身体障害者の家庭奉仕員のほうを急いでやっていただきたいと思うわけでございます。

また、聞くところによりますと、寿楽園の問題でございますが、寿楽園では、少々こんなことで申しわけございませんが、寒い冬のときに便所の中で老人が死亡された件数があるやに聞きます。やはり寒さに絶えられない施設ではだめではなからうか、そのようなことも民生課が把握して寿楽園の施設の改善をしておるのか、その点もひとつ実態をお聞かせ願いたいと思っております。

そして、寝たきり老人等そういう恵まれない老人に対しまして、見舞金の支給を社会福祉協議会でやっておりますが、社会福祉協議会でやるよりも、市が見舞金の支給に一步先んじて私はお願いしたいと思います。そのような計画があるのか、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それと次は、高齢者の無料職業あっせん所の開設でございます。これをひとつお願い申し上げたいと思うわけでございます。名古屋の社会福祉協議会では、昭和四十一年一月十日から全国に先がけて開設しております。定年を迎えました方たちの老後の生活は、だれが保障するのか。やはり自分自身で開拓もしていかなきやなりません。

その開拓していく過程にそういう職業あっせん所があれば非常に助かるわけでございます。老人のいろいろな問題がございますが、高齢者の無料の職業あっせん所を早急につくるべき四日市ではなかるうかと思うわけでございます。その点の開所の計画がすみやかにできるのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、四日市の、大四日市祭りのことでございますが、これは質問を取り消さしていただきます。

次に、市民公園の建設でございますが、四日市にはたゞいま伊坂ダムとか、中央緑地とか、霞ヶ浦に埋め立てしております緑地公園、まあでき上がると思えますが、また東洋紡のあと地にまた公園らしきものができると思えます。そして私たちが古くからなじみのあります諏訪公園と鶴ノ森神社があるわけでございますが、四日市にはこれだけあるわけでございますが、何とか市民感情としては公園というイメージがないわけでございます。ほんとうの市民公園が必要じゃなかるうかと。何か霞ヶ浦へ行こう、私は海があるときには霞ヶ浦へ自然と気持ち動いたわけでございますが、いまは中央緑地へ行こう、霞ヶ浦へ行こうとしましても、何か抵抗を感じるわけでございます。そのような抵抗のある公園には、市民公園として、家族の団らんのための場所として不適當ではなかるうかと思うわけでございます。それで、市長としましては、市民公園の建設に、いまの、本日、きょう、また本年度楽しい市民公園の建設についてお考え願っておるのかどうか。市民公園の建設についてお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

きょうここへ参りますときに、朝日新聞の新聞が投函されましたので、それをふと広げて見ますと、名古屋市じやなくて愛知県が計画しております緑の自転車道という記事が私の目に飛び込んできたわけでございますが、愛知県のようにいかなくとも、ひとつ四日市にも公害のイメージを変える楽しい家族ぐるみの市民公園ができないのか、その促進をお願いできればありがたいと思うわけでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後二時十二分 休憩

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時二十八分 再開

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

教育の正常化に関連いたしましたして、こういうような教育の問題について基本的にどう考えておるのかということでございますので、ただいま私の考えておりますことを簡単に申し上げますと存じます。

先般のある会合の話を伺いますと、集団就職で各地から参っておる中・高校卒の大ぜいの座談会でございますけれども、その中で不良化したり、非行を重ねる人が出てくるわけでございますけれども、そういう人の意見を発表しているのを聞きますと、中学校時代に先生が自分のしていることは正しいんだと、したがってそれに基づいてやる自分の行為はすべて正しいんだと、そう申します。しなきゃだめだと、そういうように教育がなされておるといふように書いてあったんですが、そういうことを端的にはそれだけで判断するわけにはいきませんけれども自分のしておることは全部正しいんだと、もう社会的な関係、あるいは対人的な関係もなしに自分の思っていることはすべて正しい、したがって、また自分の行為は正しいんだというような私は判断するというのは非常におそろしいこ

とではないかと、さように思います。したがって、やはりまだこういう段階におきましては、自分と同時に他人を認識するようなやっばり自我、自己のこの確立ということが私は、私自身は大切なことではないかと、さように判断をいたしておるわけでございまして、ところが、日本では自己とか、自我とか、自己のこの確立がまだなされておらないときに経済成長期を迎え、生活が豊かになると、よく世上に言われるところのカラーテレビとか、あるいはクーラーだとか、マイカーというものが、一応そういうような時代にマイカー、マイホームということばがあるように、その経済成長の中に従ってそういうものを充足するために、ほんとうに自分中心に、自己中心に、個人中心に一応充足をしてきて、自分本位に一つの城を築くのには一生懸命になってきたと、そのために子供を常識的に自己責任を感じられない、利己主義である、あるいはまた公衆道徳等においても全くその欠除しておるといようなことがまあ最近の世情ではないかと思うわけでございますが、私はやっばり社会的な、この社会的に認識されたところのこの確立というものが無い限り、私は教育の正常化というものは軌道に乗らないんじゃないかと、さように思います。したがって公衆道徳だとかいろいろなことを見ましても、精神教育だとかいろいろの問題になっております。母親が子供を全然おこらないということも統計等の調査には出ておりますが、そういうことではよくないんではないかと、さように判断しておるわけでございます。簡単に申し上げることはできない問題でございますが、やはり自我の確立をするような教育をしていかなければだめなんじゃないか。そのためには、ためになるような社会というものを十分相手として認めるぐらいのその責任を確立していく必要があるんじゃないかと、さように判断をいたします。

学校施設のブルーの問題でございしますが、現在簡易ブルーが二十一校ございまして、本ブルーが四件ございしますが、この簡易ブルーというものは、私は少なくとも五、六年は十分耐用年数があると思えます。したがって、この簡易ブルーは老朽化したがつって、また必要頻度に応じて本ブルーに今後かえていくべきではないかと、かように考えております。

スポーツ施設等の充実、あるいは公園緑地の問題でございしますが、四日市といたしましては、私は急激にスポーツ施設というようなものも充足されてきておるんじゃないかというように考えております。すでにご承知のこととてございすけれども、今後も積極的に東洋紡あと地、霞ヶ浦緑地につきましても、このスポーツ施設等というものを充実してゆきたいと、さように思っております。そのためには先行取得をしなければならぬところでは先行取得もしていきたいと、さように考えております。

それから、市民公園というお考えでございしますが、われわれは中央緑地につきましても、あるいは泊山にいたしまして、また伊坂ダムというようなものにいたしましたも、またことしできるところの霞ヶ浦、あるいは東洋紡あと地にいたしましたも、市民公園として愛用されるような、親しまれるようなものにしていきたいと考えておりますのであります。やっばしそれだけ年代、時代を経なければ市民に親しみを持たれないんじゃないかと、さように思います。桃源境とか、桃李境のようなこの無限的な心に描くような桃色の公園というようなものは、これはやはり相当時代を経た人々に愛用されるところの歴史がなければ急に人造できるものではなかるうと、さように思います。現在使用中の公園といたしましては、六三・六五ヘクタールございまして、現在一人当たり二・八平米になっております。都市計画では一人当たり六平米になっておりますが、四日市の計画では、一人当たり九平米の目標で計画をしていきたいと考えておりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げたいと思えます。

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） たいへんな問題をいただきました。どうもありがとうございます。実際に目を白黒して聞いておったわけでございます。あるいはご質問に対して当たらぬところがあるかも知りません。それはご容赦願って、またのちほどいろいろとお教えをいただいたらありがたいと思います。

まず、学校教育の問題でございます。非常にいま学校教育の場においてはむずかしい時代と、こういうことを申し上げることはできるのではなからうかと。どれがいいと、どれが悪いということをいま申し上げておるのではございません。なかなかむずかしい時代だと、こういうことを申し上げたいと、こう思うんでございます。

次には、教員の研修でございます。研修の問題をひっくるめまして申し上げます。いろいろと研修会の持ち方もございまして、まず私たちとしては、教育研究所もございまして、そこが中心になってそして教育研修会をやっておるわけでございます。ことしもまた始めておるわけでございますが、この間も自主研修、それから課題研修と、そういうものもやったわけで、募集したわけでございますが、ことしはたいへんに人数も応募者も出まして、去年はちょっとその点では低調であったかと思えますけれども、ことしはそういうような状態にきておりますので、たいへん喜んでおるのでございます。

その次に、教師の問題でございますが、教師にはいろいろな言い方がございまして、勤労者と、労働者と、あるいは専門職といろいろございますが、私は二十年前から専門職だと、先生というものは専門職で、先生でなければいけない面があるんだという、そういう考え方で進んでおるわけでございますが、最近はそのことばは教員については定着してきたような感じがいたします。この間の教育公務員法の特例の問題でも、やはりそういう点が一つの基盤にもなっておるような、考え方の基盤にもなっておるような気もいたします。

それから、教育委員会の事務局としては、一体どんなふうに対策を考えておるんだと、こういうことでございますけれども、なかなか教育委員会の仕事というものは、この間ある県の教育長が二年教育長をやれば五年土木部長をやったと、こんなことを言うと土木部長におられるが、土木部長をやったと同じくらの仕事をやると、こういうようなことを言いましたが、まあほんとうに仕事に追い回されておるようなわけでございまして、ほんとうに相すまぬわけでございますが、じつとやはり静かにものを考えるということが、私は必要ではなからうかしらぬと実際に考えておるわけでございまして、ほんとうにこの間もちょっと市長さんに何かの話のついでに申し上げたんですが、ほんとうに激務ですなあと、こういうことを申し上げたわけでございます。そういうことのために、われわれが教員組合なんかと十分話し合いをするということができにくいという問題がございますので、ことしは教職員係というものを置いていただきました。そして機構改革をやりまして、そしてその事務的なもの、そういうものは教職員係でやって、課長や課長補佐がそういう方面の方々と、いろいろと教育前進のためによい仕事をする、と、こういうような計画を、やり方をしてきたわけでございます。指導主事の活動についても、ただ言えるのは、去年は一学期はそういうような問題で停滞したようにも感じておりましたけれども、ことしは指導主事は毎日飛び回っておるような状態でございます。大体木曜日、週に二日だけは局におるように、そして局で勉強するように、こういうことを申し上げておりますが、なかなかそういうこともできないように交通安全とか、同和問題とか、それからほかにもいろいろの問題がずいぶん入ってまいりまして、それがためにいままでの仕事の量等がうんとふえておりますので、まことに気の毒な状態でございますけれども、まあしかしげんよくみんな仕事をやってきておりますので、その点は安心をいたしておるわけでございます。

それから、施設の問題ですが、学校施設の問題ですが、これについては、先刻教育委員長が申しましたように、いろいろのデータを集めて、そしてそれをもとにして五カ年計画を樹立したいと、こういうことを申し上げた次第

でございます。

それから、特殊教育でございますが、四日市はおかげで特殊教育については、三重県としてはずいぶん考えていただきまして、現在は六校、小学校六校、それから中学校四校、こういうふうに特殊学級を置くことができました。養護学校の問題については、いまだ未知数でございますが、これはやはり県で検討をして何とか考えなければならぬし、それから養護学校というものに対する地域の人々の考え方がちょっと違っておるんじゃないかということがありまして、そういうことから七へんばかり打ち合わせ、話し合い、そういうものを行ないましたけれども、その中で承ってきたことでございますが、そして結局は希望者は一人であったと、そのときは、その出席者の中では一人であったということは、この出席者の中では一人であったという立場はひとつ聞き取りたいと思いますが、一人であったというような問題で一時停滞をしておるわけでございますけれども、文部省としましては、四十八年の六月の実施というような線を出しております。三重県では津にいます。白子までは自動車が進んで、その子たちをみな連れ、その自動車に乗せてそして学校まで運んでおるわけでございます。しかし養護学校というのはあくまでも学校教育法の学校でございますして、医療機関的なものはいま説明しておるわけではございませんので、その辺あたりがちょっと誤解を招くようなことにならうかしらぬと、こんなふうに考えておるわけでございます。

特殊教育については、いま申しましたように、申しましたが、それ以外にも難聴児の学級、言語障害児の学級、こういったものも置いて、言語障害児の学級はいます。難聴児の学級については、これは特殊学級全体について申し上げます。先生がなかなか得られないということです。そういう点で非常に困っておりますが、いま十月から半年間難聴児の学級担任をいまずぐなれるような人を国内留学で派遣をして、その準備をいたしておりますけれども、これは予算の問題もございすけれども、一応できますと申し上げる段階ではございませんけれども、そういうふうにしてできるだけ特殊の子供たちにもこのわれわれ社会に参加して一緒に仕事もやっていける機会をつくりたい、こんなふうに考えておるわけでございます。

それから、社会教育でございますが、まず団体育成でございますが、いろいろと団体育成についてはご援助願っておりますこともちよつと聞いておりますが、いろいろこのごろ団体の機能が分化いたしましたして、それについてそれぞれ特色のある活動の育成をいたしたい、そんなように考えておることが一つ。それから融資的なワクというものを追加していただくと、そういうグループの団体がございすますが、やはりそういうものについても気をつけていきたい。それから地域の団体、たとえば青年団、こういうものについても、ほとんど青年団というものが、力ということばが悪うございすけれども、そういう何ですか、活動ですか、活動といいますが、ほとんど消極的になってきた、そういう問題もあります。それから財政的には、自分たちで、自主財源でひとつやっつていこうと、そういうことについてのわれわれも育成に努力しなければならぬ、こんなふうにも考えておるわけでございます。それから、さっきおっしゃったように指導者の確保、これはやっぱり教育でございますので、指導者の確保をするということは学校教育においても同じでございます。社会教育においても指導者の確保ということは大事でございます。そういうことについては、いろいろと市のほうとも調整をいたしまして、ことは多少去年よりは前進をいたしました、こういうような状態でございます。それから、市長が申されたことについては申しませんから、ひとつどうぞよろしく。

それから、団体の補助、こういうものについても自主財源とか、そういう方面の関係団体に対してはいろいろとこちらも手を打っておるような状態でございます。

それから、公民館、社会教育主事。これも公民館については、現在公民館長会議やそういうものを私たちも議長を主にして公民館長四人、それから社会教育からも出ていると社会教育じゃない、公民館について、公民館方式とか、それから地域へ分散する、そういうような問題について検討をしております、さっき委員長が申されたように、七月の末までに何とか結論を出しまして、そして総合計画の上のせていきたいと、こんなふうに考えておるわけでございます。

社会教育主事につきましては、ことは一人ふえまして社会教育に二人になりました。そういう点で多少強化された、こういうことでございますが、しかしさっきからいろいろとご質問いただきましたことを考えてみますと、ご存じのように学校教育にはある意味のルールがございますし、それから軌道がございます。社会教育についてはなかなか源氏物語にあります母君のようなもので、近くに寄るといって消えてなくなる。遠いところから見ると何かあるようであると、そういうようなことがございまして、まことに私たちとしましては、はなはだご返事に対してこういうご返事を申し上げるのは残念だと思えますけれども、まあ、激励をいただいたというふうに善意に見まして、今後一そうひとつやりたいと、さように思っておるわけでございます。(笑 声)

○議長(日比義平君) 厚生部長。

〔厚生部長(小西忠臣君)登壇〕

○厚生部長(小西忠臣君) 第三点の老人福祉対策についてお答えをさせていただきます。

民生委員さんのご活躍によりまして寝たきり老人の調査をしたわけでございますが、ご案内のような数字になっておるわけでございます。このものに対する対策はどうかということでございますが、ご案内のように施設万能ではございませんので、地域の中における処遇ということがやはり一つの大きな問題になっておるわけでございます。

したがいまして、こういう寝たきり老人については、居宅保護という形から家庭奉仕員、これは先ほどご指摘のありました家庭奉仕員の派遣、あるいはまた特殊寝台の貸与、あるいは医師の派遣、そういった三本の柱で地域処遇をしているわけでございます。この対策で今後とも進めていきたいと思えますし、またそういう対象者がふえました場合には家庭奉仕員なりの増員をはかっていきたいと、こういうふうに考えております。

それから、特に施設のほうでございしますが、ここで特別養護老人ホームというのが問題になるわけでございますが、これにつきまして、初めにご説明いたしましたように、四十七年度以降にこの問題を考えていきたいと、こういうふうに思います。

それから、無料化の問題は、先ほどの市長の答弁でお許しを願いたいと思えます。

それから、老人には家庭奉仕員がおりますが、身体障害者あるいは精薄者に対する奉仕員がおらぬというご指摘がございましたが、身体障害者に対しては、重度のものに対して家庭奉仕員を一名置いてございます。これは八ヶ-スを持たせておりますが、これもケースがふえましたら暫時増強をはかっていきたいと、このように考えます。

それから、具体的に寿楽園の問題がありました。寒いという表現から関連されたと思えますが、あの視察を願った建物は決して老朽はなだしいものではないと思えますし、老人の希望に従いまして冬になれば暖房を十分とらせております。便所で死んだということ聞いたかというご指摘でございます。しかし、ご承知のように六十歳代から九十歳代という高齢者を入れての施設でございますから、心不全なり、あるいは脳卒中なりという老化現象による死亡が非常に高いということでございます。非常にお気の毒でございますが、年に十二、三名の方が死んでいかれるということでございます。そういう設備の不備の点が万々ありましたら早急に改善をしたいと思えますので、い

まのところそういうようには考えておりません。ただ将来施設の改善をどう考えていくのかというご指摘がございましたが、これはひろん九十名では満足なものとは考えておりませんので、生きがいのあるという施設にもつていきたいと考えておりますから、それも合わせて施設の改善と人員の増をはかっていきたい、収容人員の増大をはかっていきたいと、こう考えております。

それから、見舞金の計画がどうなっておるかということですが、寝たきり老人というものだけを対象にしておりませんから、八十歳以上の方に対しては二千円の敬老の日に見舞金をさし上げることになっております。以上でございます。足りませんところがありましたら、また……………。

○議長（日比義平君） よろしいか。

中島君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 ただいまご答弁を願った中で、厚生部長からの中で、高齢者の無料職業あっせん所の開設をどうするかというご答弁を願うことと、市長からのご答弁で、公園のことにつきましては、私は公害のイメージを変える公園、牧歌的な公園をつくったかどうかしらんというところに私の公園のつくる基本的な考え方があられるわけがございますが、牧歌的なということと公害のイメージと非常に違ったムードがありますので、ムードの違う公園ということでございます。

また教育長からは、相たくましいご答弁をいただきまして感謝をしておるわけですが、今後学校教育に對しても、るる教育委員会に行きましてお話を承りたいと思っておりますので、よろしく願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 失礼をいたしました。

職業あっせん所のことでございますが、ご承知のように、職業あっせん所と申しますのは、労働省の所管になりまして、職業安定法による許可が必要になってまいります。

ご指摘の点は、社協でそういう考えがあったら、それをその後どう進めておるかという解釈をいたしますのでございますが、全国で十カ所は全部社協でかかえております。自治体ではかかえておりません。そこで、四十六年度は十カ所を全国に大体厚生省は考えておったようでございますが、これには基本金という百五十万円という基本金を積み立てなければならぬということが一つあります。それから、そういう申請をいたします基準といたしまして、やはりそういう専門職員を三名以上置かなければならぬということがございます。ですから、社協の職員を即そういう専門職員とみなせればそれは問題はないのですが、その辺が非常に問題になるんではなからうか。あるいはまた百五十万円の基本金をどこから捻出するのかという問題が一つあろうと思っておりますが、しかし時代が、高齢者職業あっせん所ということで、厚生省がそういう指導をしておるといふ現実でもございますので、前向きな形で社会教育の中で検討をしていきたいと、かように考えております。

○議長（日比義平君） 次に、六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 通告いたしました二項目について質問をいたします。

第一番、教育新々五カ年計画についてであります。新五カ年計画が本年をもちまして一応終了をし、新たに学校建設その他の施策が計画される重要な現時点でありますので、三月に発表されました四日市市総合計画基本構想案、これに基づきまして質問をいたします。

第一点は、小中学校の適正規模と学校建設計画についてであります。

市長は、基本的施策として小中学校の適正規模は十二から十八学級を基本とし、その適正配置を進め、学校の新設、増改築については産業、交通、住宅等を十分配慮した長期計画を樹立するとともに、必要に応じて学区の再編成を行ない、木造校舎はすべて鉄筋化をすると述べております。たいへんによいことであり、早急にこれが実現を望むものであります。しかし、本市の学校の現状を見た場合に、適正規模をはるかに越える学校が数多くあるわけでありますが、市長は、適正規模と学校建設、配置についてどのように具体化していくつもりなのかについてご質問をいたします。

第二点は、特別教室についてであります。

先ほど小井議員のほうからも問題が出されたわけですが、基本施策の(ロ)に、児童生徒の隠れた能力を開発し、教育効果を最高に発揮するために学習環境の整備と近代化された教育設備の導入などをしながら、実践力と行動力を身につけた児童生徒の育成をはかりたいと述べております。学習環境の整備の中には特別教室が当然含まれておるわけですが、本市の教育を考えてみた場合、特別教室が不足をしている学校が数多くあります。教育の平等という見地からまことに問題があり、実践力や行動力を身につけるうえで結果的に子供たちが差別されているということは許されないことであります。このためには、早急に特別教室の整備が必要なわけですが、新々五カ年計画の中でどのような配慮をしていくつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

第三点は、教材、教具の整備の問題であります。

第二点の質問とも関連をいたしますが、教材、教具の格差が子供たちの教育に悪影響を与えております。私たちは、前の革新クラブの時代からこの問題を取り上げ、四日市としての教材、教具の普及も含み、おこなっている学校の引き上げをはかるべきだと主張してまいりました。市長は、教材、教具の基準策定について現在このようなりっぱな案を出した現在、どのように考えておられるのか。

さらに今回新教育委員長になられた森委員長にお聞きするわけですが、前の二人の委員長からも私は聞きました。が、どうも要領を得なかったわけですが、森委員長のお考え方も聞かしていただきたいと思っております。

さらに、具体的な問題として、たとえば理振法、産振法に基づく教材、教具の整備がその後のような水準に達し、格差がどの程度ちまってきたのかについて具体的な数字で発表していただきたいと思っております。さらに今後の計画の中にこの問題についてどのように盛り込んでいく考え方なのかについても質問をしたいと思います。

第四点は、通学路の整備についてであります。

市長は、この前交通安全の基本政策の一つとして通学道路の整備をはかりたいとしておりますが、通学道路の整備の相当は、土木が主体なのか、あるいは教育委員会が主体となってその指示によって土木が実施するのか、具体的ににお聞きしたいと思っております。

さらに、今日まで教育委員会は、通学路の現状の調査、改善の調査等を実施したと思っておりますが、このようなことを実施したのかどうか。またこの調査の結果について現在までどのような方法でやってまいったのかについてお聞きしたいと思います。

さらに、通学路の整備の計画を新々五カ年計画の中に組み込む考えがあるのか、あるいはばく然と今日までのよ

うに土木行政の中の一環として通学路の整備をやっていくのかについて、教育委員会としての考え方をお聞きしたいと思います。

順序不同になります。教育問題に関連いたしますので、第五点は、養護学校について質問をいたします。

精神薄弱児、病弱児、肢体不自由児等を対象とした特殊教育の推進のため、県立の養護学校の誘致をはかるというのが市の方針のようでありますが、現在までこの問題についてどのような具体的な運動をしてきたのか。今後の見通しと、いままでのような結果ですと、さらにさらに時間がかかると思いますので、どうして県立でなければいけないのか、市独自でこのような学校が必要であるならば、市独自で設立する必要があると思うわけでありますが、市としてのこの問題に対する決意はどうなっておるのかについてご質問したいと思います。

次に、第二項の福祉計画についてであります。

福祉の問題等については、本議会でもいろいろな方が質問をされましたので、一部重複する部分もありますし、さらに場合によっては飛ばしていくような問題もあります。よろしくお願いをいたします。

第一点は、精神薄弱児、その他心身障害児等の保育所設置についてであります。

教育の平等ということで、就学児については、特に就学猶予の届けを出さない限り何らかの教育がなされておりますが、就学前の子供たちのうち心身障害の子供たちには見るべき施策も施設もないわけであり。基本構想の中にも書いてありますように、心身障害児については早期発見、早期治療対策が必要であり、さらに今日の社会情勢は共かせぎの世帯もたいへんにふえてきております。治療と保育を兼ねた施設がないために放置されております子供たちも、推計によれば数多く本市にもおるわけであり。正常な子供たちは、保育所や幼稚園に行くことができますが、不幸な子供たちの施設をぜひとも当市でもつくって、保育と治療を行なう必要があると考えますが、

本問題について市長はどのように対処していくつもりなのかお聞きしたいと思います。

第二点は、乳児保育所の問題であります。社会情勢から見ると、乳児保育に踏み切るというのは時代の趨勢であります。市が実施しないために民間、たとえばヒヨコ等でほそぼそと苦労してやっておるのを見ますと、もう乳児保育に市が熱意を持つ時代が来たのだと私は思います。小井議員のほうからもいろいろと問題が出されたけれども、あまり乗り気でない答弁がありました。しかしこの問題はもう踏み切らなければならない問題だと思っております。公立の保育所の一部からでもぜひとも実施していただきたいし、さらに独立の乳児保育所をつくっていくというような考え方にぜひとも市長になっていただきたいわけですが、再度この点についてご答弁をお願いしたいと思います。

第三点は、老人センターの建設であります。先ほどまでの答弁ですと、四十七年度以降に考えるというご答弁であります。現在旧船員会館を利用いたしまして、一時的に老人のための施設として使用しておりますが、これはあくまでも仮のものであると私は思います。本格的な老人センターの建設について場所とか、時期、規模、これをもう明瞭にしてもよい時期ではないかと思うわけですが、この点についてご説明を願いたいと思ひますし、さらに中央あるいは適当な場所にセンターも必要だと思ひますが、各地区にあります集会所、あるいは公民館等を改造した地域的なセンターがどうしても老人にとっては必要だと思ひますが、老人のセンターの建設の問題とともに、地域的にいわゆる公的なものを改造して老人方に利用してもらうという、そのような考え方でやっていく意思がないかということについて、お聞かせ願ひたいと思ひます。

第四点は、医療費の問題であります。議会の中でも特別委員会をつくり、さらに前期の議会でも医療費無料化の問題の陳情をすでに採択しておりますが、本日まで議会の中で、たとえば駐車場の委員会、あるいは近鉄の高架

の問題等で問題になりましたように、市長にやる気がないとその実現もたいへんにおくれてまいります。すでに多くの都市では実施しておるわけであります。現在厚生省の案、あるいは県の案がいろいろと出されておりますが、一部負担であるとか、あるいは年齢が相当高かったとかいろいろと問題がありますが、市長の決意いかんによって、市長は、老人医療費の無料化の問題について、先ほどのご答弁ですと、国や県の施策と相まってというようなご答弁でありましたけれども、市独自でも何とか三重県で一番早く、一番りっぱなものをつくっていくという、そのような決意があるのかどうかということについてお聞かせ願いたいと思います。

第五点は、重症心身障害者等のための施設、援護施設等についてであります。つい最近の新聞にも出ておりましたように、重度の子供を持った親ごさんが施設に行って子供を殺してしまったと、そのような記事が出ておりましたが、現在の社会福祉のもとでは、多かれ少なかれこのおかあさんのような気持ちになっていかなければいけないというような現状だと思います。国がこの政治の、国の政治がこの方面の非常におくらせておるから、市もおくられておっているのかという問題ではなく、それだからこそ自治体の政治として福祉重視の姿勢を強化し、国の政治の姿勢を変えていく必要があると私も思うわけであります。当市でも幾つかの福祉面での前進がありました。市長の構想の中にある援護施設の建設について具体的にどうするつもりなのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

以上よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜去男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

ご指摘の教育新々五カ年計画につきましては、近く教育委員会のほうで一応の計画案はまとまるというように拝聴いたしておりますが、まだその実態につきましては、私は承知をいたしておりません。したがって、小中学校の適正規模、あるいは学校建設計画等につきましては、若干十カ年の構想の構想案を認めていただきましたが、十八教室から十九教室というような適正規模の学校にするためには、市内では分割を要する学校がかなりあるわけございまして、私は、これを早急に完成することとは断言できませんが、ともかく十カ年計画の案の中でこの構想を実現させていきたいと、さように思っております。

ただ、若干の地域におきましては、今後増設されるところの団地あるいは住宅地のために新規に学校をつくらなければならぬとか、幼稚園を分離しなければならぬというような問題が出てくるのではないかと思ひますが、そういう面につきましては、でき得る限り早い機会に教育が正常に行なえるような適正な規模の学校を実現するようには予算編成に努力をいたしたいと、さように思ひます。

特別教室の充実につきましては、教育委員会としては四十七年度の重点目標にしたいというふうに向っておりますので、十分教育委員会と話し合いをいたしまして、ご期待に沿うように努力をいたしたいと、さように思ひます。教材、教具の格差というものがかなりあるというように私も拝聴をいたしておりますが、詳細な説明につきましては教育委員会からお答えいたします。

通学路の問題は、もとより一応土木の分野でございますが、教育委員会といたしましていろいろ調整をさせていただきました。通学道路として安全な道路を確保していきたいと、さように考えております。新々五カ年計画の関連はどうかということでございますが、別に新々五カ年にこだわらないで、最近の道路事情というものを考えて、通勤

道路、あるいは通学道路、あるいは開放道路と同じような考え方で、早急にそういう道路の確保できるところにつきましても整備をいたしたいと、さように考えております。

養護学校でございますが、教育長から先ほどのようなところの養護学校の内容については誤解をされておるんじゃないかというようなお話がございましたが、ことに公害患者の収容のための養護学校というような考え方がるやに聞いておりますが、事実公害患者等の養護学校等の希望者数というのは、実は非常に少なく、一応現在虚弱児対象となっておりますのは、三重県の大里三重療養所、それから大里小学校、一身田中学校の分校として約三十人収容されておる。また進行性筋ジストロフィーについては、鈴鹿の病院に加佐登小学校、白鳥中学校の分校として七十三名が収容されておる。それ以外に肝臓、じん臓、心臓、ぜんそくといろいろの対象の人があるわけでございますけれども、結局養護学校の収容者は、ご承知のように八十日から九十日以上学校を休むというような虚弱児が対象にしたところに養護学校が設立されておるわけでございまして、ただこれは私は広域行政的な分野において取り上げていただく問題ではないかと、さように思っております。

精薄児の保育の問題でございますが、あわせて精薄児施設の援護施設等について質問がございましたので、一緒に答弁をさせていただきますと思っておりますけれども、最近、言語障害児、白閉症というものがたいへんにふえておりまして、全国でもこういうような施設が県、市立で全国に四カ所あるというように聞いておりますけれども、一応われわれのほうでは、旧労働会館のあとがあきますので、これを養護センターとして整備をしてそこへ流用させていただきますように考えておりますし、また精薄児等の授産施設等につきましては、中学校の統合されるような学校がありますので、そのような学校の施設を利用して早急にこの中学校の施設の改造をいたしまして、授産施設として精薄児の授産施設として実現をさせたいと、かように考えております。

なお、そのほか特殊学級等がございますし、市が土地を提供をいたしました聖母の家でございますけれども、この養護教室には、心身障害児が現在百二十七人収容されておる。また市内の小中学校の特殊学級では小学校七クラス四十二人、中学校五クラス四十八人が収容をされております。

乳児保育の問題でございますが、ゼロ歳児の問題というのは、やはり相当問題があるのではないかと、いろいろにわれわれとしては考えております。したがって、二歳児等の保育等につきましては、今後積極的に考えるべき問題ではないかと思っておりますが、私立のヒヨコ等につきましては、これまでも県、市で助成をいたしておりますが、さらにこの助成につとめていきたいと、さように考えております。

老人センター等につきましては、お答えいたしましたとおりでございますけれども、暫定措置として一応船員会館を使っていたら、事実使っていたら非常に喜んでおるといのが事実でございますが、その資料等を十分参考にいたしまして、今後の計画を立案していきたいと、さように思っております。

医療費の無料化につきましては、お答えをいたしましたとおりでございます。四十六年度は七十七歳から無料、個人負担分の一割を無料化するというように範囲も拡大したわけでございますけれども、最近の趨勢を踏まえて、県も近くそういうような決意をするというようにございまして、県の計画が市費に半額を負担させようというような考え方もありますし、いろいろと県、市の調整も必要ではないかと思っておりますが、やる以上は遺憾のないようにやりたいと、さように思っておりますので、十分実現の方向で近い将来に実現の方向で努力をいたします。

その他の問題につきましては、担当部課からお答えさせていただきます。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（森幸雄君）登壇〕

○教育委員長（森幸雄君）

教育新々五カ年計画につきまして、小中学校の適正規模であるとか再配分等、教材、教具の整備とかのご質問がございました。

新々五カ年計画の大体の考え方といたしましては、まあ前回の五カ年計画で学校建設の基本的なものは一応終了するという計画のもとに樹立したわけでありまして、その後ドーナツ化現象であるとか、あるいは人口増、自然増のいろんな客観的な情勢の変化によりまして、これら五カ年計画の中に臨時的に織り込まれる大きな問題ができてきてまして、さらに延長して新々五カ年計画を樹立しなければならないというような状態になったわけです。大体の考え方として建設工事はほぼ完成に近い状態になっております。今後における考えは、これらに至らなかつた特別教室の充実であるとか、教材、教具の整備、すなわち教育内容の向上に重点を置いていこうというような考え方を持っておったんですが、現在利用されております危険校舎であるとか、あるいは老朽校舎の残について早急に改善をはかっていきたいと。あるいは体育館の不備なものについて、あるいは老朽化したものについても、特別教室の不足を来たしておるものについては、これも充足をしていきたいと、あるいは体育館の物置きのようなものについては、あるいはクラブハウスについても検討を加えていきたいと、そういうようなものについても施策をしようということでもあります。

このような考え方によりまして、先ほど適正規模のお話でしたが、この適正規模については、義務教育学校施設国庫負担法によりまして、大体十二学級から十八学級まで、これも小学校を統合する場合には二十学級までとするという、四日市市は、二十四学級まで認可と定められておるわけなんです、現在検討しております。委員会の態度としまして、本市の場合現段階におきましては、小学校については二十四学級、中学校については十八学級を将来の最大の規模と定義づけていると。これによりまして校地の確保、建設計画を立てていきたいというふうに

考えております。十二学級、十八学級は将来の構想でありまして、現在においては二十四学級を最大の限度としていきたいと、このような考えを持っております。

特別教室等におきましては、新々五カ年計画におきまして十分検討してご要望に沿いたいと思っております。

教材、教具につきましては、本市といたしましては、建築に忙殺されておりました、ご指摘のように教材、教具の不備の点は免がれなかつたわけでありまして、最近におきまして、この四十五年度、四十六年度におきまして、一学級当たりの教材費の単価がそれぞれ二〇%のアップとなっております、まあかなり教材、教具の整備に努力をいたしておるようなわけでございます。小学校を一例にとつて申しますと、理振法、産振法に基づく国庫補助の基準から申しまして、最高が三重小学校の六三・五%、最低が東橋北小学校の三一・二%と、六〇、五〇、四〇、三〇%台が上回っておるといふような状態であります。ただしこれについては、PTA父兄負担の分とかさういったものが、この一応統計に含まれておりませんので、実際の内容はもう少し低下というんじゃないかと思えます。いずれにしても、まだ十分とは申せません状態であります。特に理科教材につきまして不足を来たしておるように見受けられますので、これまた新々五カ年計画の重要施策として拡充に努力をしたいと考えております。

さらに通学道路の問題でございますが、通学道路は、すべて現在教育委員会におきましては、学校が調査をいたしまして地区の、その地区の適したところの先生によりまして、学校の先生によりまして調査したうえで教育委員会が指定をしておるようでございます。調査の結果いろいろ認められた問題について、問題点につきましては、要望事項は委員会に書類で報告を求めまして、関係機関に書類送付しておるようであります。その報告としましては、横断歩道であるとか、歩道橋、信号機、カーブミラーその他の項にかけまして、各学校より要望事項を調整をいたしまして、これらについて各関係機関に頻度の高いものから委員会といたしましてはいろいろ要望し、実現しておるような状態

でございます。

以上をもちまして、答弁を終わります。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後三時二十八分休憩

午後三時四十七分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 ただいまの質問に市長その他教育委員会から簡単なご答弁があったわけですが、さらに質問を続けていきたいと思えます。

第一の適正規模と学校建設計画についてであります。四日市市総合計画基本構想は、今後十年でやり、そして適正規模としては、小学校は二十四学級、中学校は十八学級ということが明らかになったわけですが、そうしますと、この基本構想の時期をどのように改めるといふように私は理解をいたしました。質問をしたいと存じます。

七〇年度の教育便覧を見ますと、すでに二十四学級といたしましても、これ以上の学校が非常にまだ多いわけでございます。この基本構想に基づきまして適正規模の学校に十年年であるといいたしますと、これから学校の用地であるとか、さらにそれに伴いまして新設の学校を数多くつくらなければいけないわけですが、先ほどの教育委員長のご答弁では、学校の校舎についてはほとんどでき上がったというご答弁があったわけであり。私たち

が今日各地の学校を見、あるいは考えてみますと、どここの学校も一部はでき上がっておりますが、ほとんど虫食いのように各学校をぼつりぼつりと手をつけたというのが現在の実情ではないかと思うわけであり。この実態を様にして学校の建設はすでに大部分できたとなぜ言うのかということについては私は疑問を持つわけであり。

そこで、質問いたしますが、先ほど申しました、教育委員長が申しました学校はできたというのは、当初の計画あるいは新五カ年計画についてできたということなのか、あるいは現実にはいまの校舎でこれできたという状況なのかということについて、まず第一点ご質問いたします。

さらに基本構想に基づきます適正規模の学校にするためには、小学校、中学校の現在の学級数を考えますと、富田も、あるいは富洲原も、羽津も、海蔵も、塩浜も、あるいは南中学校、笹川中学校もみんな、そのほか一ぱいありますが、みんなこの適正規模以上の学校であります。これらの学校をさらに分けていくつもりなのかどうかについて質問をしたいと思えます。

次に、特別教室につきましては、四十七年度の重点に、重点項目として特別教室をつくるという、つくっていくんだというご答弁がありました。私の住んでおります羽津は、小学校は羽津の小学校、中学校は山手中学校になるわけですが、羽津の小学校は特別教室がゼロであります。山手中学校は現在家庭の時間に料理の実習をすることができないわけであり。特別教室が全然ないわけであり。このようなことで子供たちがほんとうの授業を受けておられるかどうかという疑問が当然出てくるわけであり。あの辺の父兄は、たとえば能登川中学校、あるいは奈良のほうへ行きまして富生中学校というような学校を見て、そして自分たちの住んでおります学校を見て、これでは子供がかわいそうだ、何とか特別教室をりっぱなものにしてもらいたいという大きな勉強と、それから今後やっていかなければいけないんだという決意を現在持つておるわけでございます。今日までこの表だけを見ましても、特別教室のな

い学校が非常に多いわけでありまして。これらを放置しておりましたのは、私たち自身の責任でもありますが、当面これらについて市の予算をつけなかった、あるいは計画的に人口の移動に対処できなかった市の責任でもありますし、教育を担当いたします教育委員会の責任は非常に大きいのではないかと思っております。これを過去の責任について追及しても過去のことは取り返すわけにはいかないわけでありまして、特別教室がないために非常に授業がおくれているというこの現実について、早急に補正予算でも組んで、そしてつくっていくというような態度がぜひとも必要であると思うわけでありまして、そのようなお考えはないのかについて第二番目に質問をいたしたいと思います。

同じようなことが教材、教具についても言えるわけでありまして。小学校について三重小学校の例が出されたわけでありまして、先生が幾らりっぱで生徒が幾ら優秀でも、道具がないことよって授業がおくれていくことは事実であります。どうしてこんなふうにおくれたままほっといたのか。せめてその格差が少しでも縮まり、さらに今後ももっとも縮まっていくことが必要なわけでありまして、このような状態を放置しておくということは、私たちはいまのご答弁では満足がいけないわけでありまして。まだまだ今後補正予算でこの面の充実ということはできることだと私は思いますので、教材、教具の格差の是正のために、できるだけ近い機会に格差是正のための予算措置をする意思があるのかどうかということについて、再度ご質問をいたしたいと思います。

四番目の通学路の問題であります。実際の工事は土木がやるであろうということはわかるわけでありまして、教育委員会は調査をし、そして歩道橋であるとか、カーブミラーであるとか、そのような問題について話をしたというご答弁があったわけでありまして、それも確かに必要であります。しかし、私たちがかねてから申しておりますのは、そのような安全のための施設も必要でありますけれども、現在の通学道路を一応頭の中から除いて、そしてたんぼ道であっても、あるいは人家の裏側であっても、それが市道ではなくって私の道であっても、子供のために安全な道であ

あるならばそこを整備していく必要があるのではないかと今日まで申してきたわけでありまして。このような面について、教育委員会は調査をし、検討したことがあるのかどうか。さらに土木の予算は、大体自治会で割り振りをしてきめておるわけでありまして。たとえば、教育委員会が、この道はどろんこの道で道が狭いけれども、子供たちにとって安心な、安全な道であるからこの道を整備してくれと、そのようなことを言ったことがあるのか、さらにもしそのようなことを言ってきた場合に、土木はどここの予算をもってやるのか、さらにそのような道をつくったことがあるのか、今後そのような道が当然出てまいりますけれども、そのような道について土木は予算的に積極的に実施していくつもりなのかどうかについて、ご質問をしたいと思います。

福祉政策のうち、精薄児童の保育について、旧労働会館を療育センターとして活用するという市長のご答弁でありましたけれども、私が申しますのは、一般の保育所に行くとはねられてしまう子供たちがおるわけでありまして。もちろん専門の先生が一週間に一べんとか、月に何べんとかこの療育センターで指導をしておるといことは、十分承知をしておるわけでありまして、このような子供たちはたいへんに世話がやける子供たちであります。しかし、このような子供たちも数多くおるといことは事実なわけでありまして。このような子供たちこそ保育の対象にして、そして親が安心して仕事に行ける、あるいは保育と同時に専門の先生方に教育をしてもらおうということができないのではないかと、私は思うわけでありまして。そのためには、一週間に一べんとか月に何回とかいうそのような頻度では、私は現実的でないと思うわけでありまして。それで、そのような子供たちをどこか一カ所の施設につくるなり、あるいはどこかの保育園の一つの教室を利用して、そこに専門の先生を置いて治療と保育と両方を兼ねたような設備をつくる必要があるのではないかとこの質問をいたすわけでございます。この辺について市長は、何か療育センターでやればよいということですが、療育センターでもけっこうであります。ここで毎日そのようなことをやる意思がない

のかについて質問をしたいと思います。

そのほかの問題については、答弁について不満でありますけれども、時間の関係もありますので、意見だけを申し述べたいと思います。

乳児保育については、できるだけ早い機会に公立の施設でやるように、ぜひともやっていただきたいと思えます。コロニーについても、かねてから手をつなぐ親の会等で希望してまいりましたが、まだまだ実現の見通しがついておりませんので、この点についても、厚生部長を中心にして、ぜひとも実現について市の力を発揮していただきたいと思うわけであります。

養護学校は、公害の子供の問題もありますが、そのほかの問題もありますし、基本計画の中に明確にやろうという市長の意思が載っておるわけであります。これについて広域行政的にやらなければいけないんだということを言っておりますけれども、この説明を聞きますと、広域行政をやらなくとも、四日市だけで相当な数字があるということが、相当な人数がおるといことが推計できると書いてあるわけであります。これだけの人数がおれば四日市の一つの仕事としてやることも可能でありますし、ぜひともやらなければならぬ問題であると思えますので、この基本構想に書いてあるようなことについて、市として積極的に取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

老人医療費等についても、市独自のものをつくり、そしてそれが県の案になり、そしてそれが国の案になるような形で、ぜひとも取り組んでいただきたいという希望を私は持っております。さらに委員会等でやることも、やる問題だと私は思いますので、この問題については、その程度でやめておきます。

老人センターについても、四十七年度以降検討するということではありますが、中央のセンターとともに、たとえば青少年ホームは現在中央緑地にできておりますが、青少年ホームという名前が一つあればそれで終わりという問題と私は違うと思えます。北にもさらに西にもつくっていくということが、私は大切なことであると思えますが、そのような意味で、センターも必要ですが、老人の方々が気楽に行けるような設備をぜひとも各所につくることが必要だと思いますので、今後ともそのような問題も含めまして、ぜひとも四十七年度以降でけっこうでございますから、検討をしていただきたいと思うわけであります。

最後のほうは、大体意見になったわけですが、最初のほうで申し述べました点について、さらにご答弁をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（森幸雄君）登壇〕

○教育委員長（森幸雄君） まことに説明が不十分でございまして、誤解を招いた点もあったかと思しますので、あらためてお答え申し上げます。

四日市の学校建設につきまして、過去を振り返って考えますと、戦災復興で老朽校舎、中学の新設と非常に建設業務に追われまして、十カ年計画、続いて新五カ年計画、いずれも教育基本方針が校舎の整備ということに非常に重点を置いてきたわけです。一応見通しとしましては、当初の十カ年計画、また五カ年計画におきまして、ほぼ八〇％程度完成するのではないかとというような予想のもとに進んだわけでありますが、その間人口の移動、ドーナツ化現象等不測の事態が非常に生じてきまして、新しい新設校の設置であるとか、敷地の確保とか、いろんな不足教室の解消とか、いろんな問題が派生してきまして、当初計画が若干ずれまして、これらの状態を踏まえまして、考え方としては、今後教育の重点志向を教育効果の拡充方面に、内部へ向けていきたいというのが大体基本的な考え方であり

ますが、ご指摘のようにいまだに特別教室、普通教室におきましても臨時のブレハブ校舎であるとか、いろいろ解消しなければならぬ点が非常に多いわけでありますので、これらを合わせ含めまして、新々五カ年計画のもとに十分盛り込んでいきたいと考えております。

ただ、その適正規模につきましてご質問がございましたが、一応姿勢といたしましては、小学校二十四学級を最大限とし、中学校十八学級を一つの目安といたしまして、敷地の確保並びに建設計画を五カ年計画に盛り込んでいきたいというのが変わらざる姿勢でございます。不備の点につきましては、十分五カ年計画でこれらを完成していきたいというような考え方を持っておりますので、ご承知おき願いたいと思っております。

教材、教具につきましては、四日市といたしましては、校舎建設に比較しましてややおくれておるような点が見られますので、今後教育効果の増大の方面におきまして、教材、教具等におきましても、新しい視野のもとに、各校不均衡のないようなレベルを引き上げていきたいと、このように考えておりますので、何ぶんご協力をお願いしたいと思います。

なお、校舎建設につきましては、一応現在のこの基準のもとに五カ年計画をきめますが、いろいろ不測の事態で新しい生徒増とかそういったものが割り込んでくるものに対しましては、別途においてひとつご協力をいただかぬことには、当初の五カ年計画が何ばあれしませんが、この計画の事態というものがそういった団地の造成とか、それによる不測の事態につきましては、別途の予算においてご解決をいただくより方法がないのではないかとすることも考えておりますので、その他のことについてはよろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

なお、通学路につきましては、教育長か教育次長からご答弁をいたします。
よろしく願いをいたします。

○議長（日比義平君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 最後の、精薄児の保育所につきましてお答えさせていただきます。

ご承知のように、児童憲章の理念に基づきまして、児童福祉法に制定されておるわけでございますので、児童福祉法による施設というものは問題別で非常にたくさんあります。したがって、保育所は保育所でこういった子供を入れなきゃならぬという定義が含まれておるわけでございますが、たとえば児童福祉法で言われております施設の中には、授産施設もございます。それから乳児院、母子寮、保育所、児童更生施設、これはおもに児童館及び遊び場をさしております。それから養護施設、精薄施設、あるいは乳児施設等のこれだけの九つの施設が児童福祉法によって、制定基準によって、これらによって設置しなければならぬというわけでございますので、保育所の中に併設されてよいというところに一つの問題があるわけでございます。ですから、精薄児が幼児であろうとすね、精薄として踏まえて、その中の施設で考えていかなきゃならぬ、こういうふうを考えるわけでございます。ですから、そういった意味で、その最近非常に早期発見、早期治療という問題が大きくなってまいっておりますので、児童福祉法に基づく精薄児施設の内容等からということが、国、県を通じていま検討されておることでございますので、よろしくひとつご了承をいただきたいと思っております。

それから二つ目は、先ほどの市長答弁の中で療育センターの云々がございました。旧労働会館で療育センターのほうでできたものを使うというのは、実は先ほど市長が申したとおり、最近非常に情緒障害児の対策が全国的に大きくなっておるわけですが、この情緒障害児というものは、施設としては情緒障害児短期収容施設というのがあつて、この短期というのは、三カ月以上経過しておるところが、先ほど市長が申したようにこういった施設を持

つておるのが全国で四つばかりでございます。しかも一つも三重県にございません。それでは私のほうが何ら対策がなかったかということになりますので、いまの療育センターを旧労働会館へ持って行ったときに、一つの利用方法として、名称を自閉症の有機治療という名称で、三重短大の心理学の先生をしている松坂先生、及び地元の小学校の先生をしてみえる三浦先生が家庭児童相談所ということでお世話になっておる先生がおるわけでございますが、この先生に週に一回その方をお願いしておる。その対象児がいまのところ七、八名でございます。そういうことでございます。これはあくまで情緒障害児でございますのでIQは普通とそう変わらないというように考えておりますので、精薄児ではございませんので、その点をお含みおき願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） 通学路の問題に關しまして、土木部の考え方を説明させていただきます。

通学路に關しましては、さきに市長及び教育委員長それぞれご答弁がなされておりました、通学路の教育委員会との關係にありましては、ご答弁のとおり安全対策施設としての学校側の要求を一応中心にいたしまして、土木、あるいは土木と申しますかむしろ道路管理者という立場から国、県、市道路管理者と、あるいは公安委員会、あるいは教育委員会、学校等と話し合いをして、特に重要な地点、あるいは緊急を要するものを中心に対策を進めてまいりたいと、こういう考え方でございます。一応予算の立て方は、交通安全対策費というふうになっておりますが、このほか關係する国、建設省關係、あるいは県土木關係、あるいは市の問題については、特に市長さんから予算化させていただいております安全対策費、あるいは今後ご質問にありましたような問題に対しましては、十分道路側においても検討し、対策を進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

○議長（日比義平君） 次に田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 田中でございます。

通告をいたしました事項について質問したいと思っておりますが、何せ初めての質問でございますので、本会議で質問するのは不適當な面があるかもわかりませんが、その辺をよろしく願いたいと存じます。

まず、道路の補修の管理についてでございますけれども、市街化区域の道路の舗装を促進するということも非常に大切な問題でございますが、それと同時に、現在非常に問題となっている事項といたしまして、道路の維持管理のうちの道路の補修という問題があらうかと思うわけです。すなわち道路のこぼこ、いわゆるこぼこ道をなくすということでございます。技術面につきましては、建設委員会等で検討すると思いたしまして、基本的な面につきまして質問をいたしたいと思います。

まず道路を補修するということにつきましては、交通安全の面からとらえてみましても、非常に重要なことだと言えるわけでございますが、残念なことに、町の至るところに事故を誘発するような状態のこぼこ道があまりにも多いということでございます。市民から道路補修の要請を受けてからそれにこたえるまでに、現状は早くも十五日、おそくなりますと一カ月もかかるといのが実情じゃないかと思うわけでございます。

そこで、まず質問したいことは、なぜそのような日数がかかるのかということでございます。理由を明らかにしてほしい。

私の調査した範囲におきましては、生桑の作業場におきましては、いわゆる補修の材料の処理能力、あるいは機動

力等につきましては、一応の能力があるかに見えますけれども、作業員となりますと明らかに不足しております。パトローカーがあっても、運転手が不足のために、パトローカーの任務が果たされていないというのが実情でございます。また道路補修の作業者の確保の面につきましても、現在は定員九名でございますけれども、その九名が完全に満されても、市民の要望に十分こたえることができない人員であるにもかかわらず、現状は五、六名の人員で作業が進められているというのが現状でございます。一体担当局といたしましても、人員確保の面につきまして、まあいろいろ努力をしてみえると思えますけれども、どのような努力をされて人員確保につとめておられるのか、その点を質問したいと思います。

次に、垂坂のごみ処理場の進入路の拡幅の問題でございますが、この問題は県道でございます。いままでも拡幅されるよう努力されたという経過は聞いておりますが、あらためていままでの経過と、今後県側においてもこの進入路を拡幅する計画がないのかという、その辺を質問いたします。

とともに、垂坂にごみ処理場ができましたから、そのためかどうか知りませんが、非常に野犬が多いということでございます。これは垂坂だけじゃなしに全市にわたって言えることかと思えますけれども、この野犬の問題にいたしましても、いわゆる県の保健所の管轄かもわかりませんが、野犬による被害が新聞ざたにならぬ前に、市側としても何らかのこの野犬対策を考えなければならぬと思えますけれども、市としてこの野犬について、野犬対策についてどのような考え方を持っておられるか、その辺について質問したいと思います。

次に、産業廃棄物、不燃物の処理の体制でございますけれども、年々増加いたします産業廃棄物あるいは生活廃棄物といえますか、取りわけ樹脂系の廃棄物等の処理でございます。現在産業廃棄物等は企業内において処理されているようでございますけれども、その実態を質問いたしたいと思えます。また市側といたしまして、今後産業廃棄物あ

るいは生活廃棄物等につきまして、抜本的にどのような対策を立てられようとおられるのか、その辺についても質問したい。

また、大企業等は、現時点においては、企業側について論議されているやに聞いておりますけれども、中小企業関係につきましてはどのようなようになっておられるのか。私はおそらくその処理に非常に苦労されているというのが現状じゃないかと思うわけでございます。ちなみに私の住んでおります羽津地区の羽津山でございますけれども、いろいろなものが山に捨てられております。裏側のほうは、地元が処理したのか市側が処理したのか経過はわかりませんが、いわゆる東側の面につきましては非常に多くのものが放置されておるわけでございます。羽津山は子供等が遠足によく利用する山でございますが、現在はそのような不法の廃棄物で一ぱいでございますが、市として早くそれを処理する考えがあるかどうか、その辺についても質問したいと思います。

次に、第三コンビナート稼動に伴う公害対策の問題面でございますが、公害の問題につきましては、午前中共産党の橋本議員のほうからいろいろな角度から質問がなされておりました、私も質問の内容につきまして理解できる点が多々あるわけでございますが、市長も十分認識されていると思えますけれども、悲しいかな私たちの郷土の四日市は、公害都市としてあまりにも全国的に有名であるということなんです。一例でございますが、ここ二年ほど私は企業におきまして雇用の関係の仕事のお手伝いをしたわけでございますが、まあどの企業でも、県内から労働力を求めることができなないので、いずこも県外のほうに労働力を求めるわけでございますが、県外の高校あるいは中学校、県内でも南勢地区、あるいは伊南地区といえますか、いわゆる南勢方面へ参りますと、同じ三重県でありながら四日市のような公害の町には自分の教え子を就職させるわけにはいかないというようなことで、一言のもとに断られるというのが現状でございます。

そこで、第三コンビナートの問題でございますが、橋本増蔵議員のほうから富田地区のことがいろいろ質問されておりましたけれども、私のところにもやはり富田、富洲原地区の方々より苦情が来ているという事実がございます。いわゆる悪臭に対するご苦情でございます。橋本増蔵議員の質問に対して市長は、悪臭は第三コンビナートからじゃなしに、協和油化とか、そこからのものであるというような答弁がありましたけれども、ほんとうに第三コンビナートからそのような悪臭が発せないというようなことが断言できるのか、それに対して成果はあるのかということをお聞きしたい。そして、第三コンビナートができる経過につきましては、以前の議会で種々問題になったということは聞いておりますけれども、現実の問題として第三コンビナートが稼働してまいりますと、地区の住民としては、第二の塩浜地区になりたくないというのが素朴な住民の感情だと思えます。そういう面におきまして、市側といたしましても、十分な監視体制をとらなければならぬし、また企業に対しても強力な行政指導を行わなければならぬと思うわけでございます。現在いわゆる公害対策の一環として煙突がだんだん高くなってくる、それにつれて大気汚染の区域が拡大しつつあるという実情をどのように認識し、またそれに対する防止対策をどのようにされようとしておられるのか、質問したいと思います。

また、午前中の橋本議員の質問にもありましたが、いわゆる公害指定区域以外においても、いわゆる公害患者と認定する前に患者があるわけでございます。質問が重複するくらいはございますけれども、公害の指定区域を拡大する考えがあるかどうか、その辺を質問したいと思います。

終わります。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） ただいまのご質問、第一の道路の補修管理についてお答え申し上げます。

特にご指摘のありました生桑作業所の問題にしばらくしてご回答させていただきますので、ご了承賜りたいと思いますが、生桑作業所は、ご承知のように三十七年に人力混合という方式でもって開所いたしました。その後やはり時代の要請その他に対処するために、四十三年より今日の機械化混合プラントに切りかえてまいったわけでございます。ただいままでの実績として、四十四年度には六万二千五百六平米、このうちで直営で行なっておりますのは約六万平米、それから請負で出しているのが二千四百四十一ヘクタールでございます。四十六年には、さらに毎年の能力アップを進めてまいりまして、本年度は約七万六千平米を予定をいたします。

これにつきまして、現在の機械及びその他の能力でございますが、現在の所有する混合ミキサの能力で考えますと千平米ばかりの能力でございます。しかし、これに付随いたします小型、大型車、その他あるいはこれを運転いたします運転手、それにご指摘のありましたような人夫が一体になってこの作業を進めておるわけでございまして、現状から言いますと、何かご指摘では五ないし六と言われておりますが、大体平均いたしまして現状七ないし八でございます。この能力をもっていたとしますと、日量二百平米という程度の処理が可能です。ですが、現在の要望はきわめて大きいものがございまして、われわれといたしましては、この対策といたしましては、まず人夫の確保といたしまして、常時十二名程度の確保を目標にし、さらに自動車、車両のフル回転を考えたの運転士増員を考えて対処していきたいと考えております。こういう対策を進めることにおきまして、さらに日量二百七十平米程度の処理が可能かと考えます。ですが、さらにわれわれは、車両及び運転手及び人夫の確保につとめまして、やはり現状の需要に対処するためには三百ないし四百平米程度の処理を進めてまいりたいと考えております。したがって、この人力確保、機械の合理的な配置というものを総合的に対処しながら、今後の建設方針の合理化をはかっていくと

もに、やはり技術改良ということについても検討を進めてまいりたいと思います。

なお、ご承知のように、アスファルトの乳剤でございます関係、あるいはアスファルトという関係で、雨季における作業ということはやはり効果がございませんので、この雨季を去ったあとには一括処理をし、皆さま方のご要望に対処いたしたいと、こう考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔衛生部長（園浦和己君）登壇〕

○衛生部長（園浦和己君） お答えいたします。

垂坂のごみ処理場進入道路でございますが、四日市土木事務所へたずねてみますと、昨年度用地買収がほぼ完了をいたしまして、四十六年度の継続事業として、今年度中に六メートル五十の道路に指定するような計画でおるそうでございます。これは地元の方と市の土木課とが四十六年度に強く要望をいただいた結果だそうでございます。

第二点の野犬対策でございますが、狂犬病予防法によりまして、飼い犬を飼っておられる人は、市長を通じてすぐに登録をすることになっておりまして、四十五年度で四日市市内に六千五百一頭おりますが、毎年ペットブームといえますか、こういったことが盛んになってまいりまして、飼い犬がふえているようでございます。が、しかしながら、一方におきまして、県には飼い犬取り締まり条例というのがございまして、犬はつなげ、おりに入れる、それから飼い犬を飼っておりますということを表示する三つの義務が課せられているわけでございますが、そういったことを十分なさらずに、あるいはもう要らなくなったから簡単に捨てられるというようなことで、野犬の犬が発生するものだと解釈するわけでございます。いままでも四十五年度におきまして、野犬捕獲を保健所が中心になりまして二千四

百七十三頭捕獲をしたそうでございます。と同時に、四十五年の一月と二月の二回にわたりまして、大矢知、及び八郷地区で二十九頭、海蔵、四郷地区について九頭の睡眠薬による捕獲をしておりますし、四十五年の三月、市の各出張所で保健所から獣医さんが出てきていただきまして、こういう犬の引き取りをやりました。これが約三百頭でございます。市といたしましては、毎年狂犬病予防協会というのがございまして、そこに補助金を出しまして、子供を生まない手術を希望者にやっておるといふふうな状況だそうでございます。こういった飼い犬条例に基づく義務といえますか、守っていただく点を強調し、あるいは捕獲、あるいは不用犬の引き取り等の実施いたしますときに、市民に十分周知徹底させて、なるべく野犬を少なくするということにとめていくべきだと考えております。

第三番目の産業廃棄物及び不燃物でございますが、この問題ご質問のとおりだと思っております、いろいろ問題が出てまいっております、対策に十分気をつけていかなければならない問題かと思っておりますが、ことしの三月、県のほうで四日市の全域にわたる産業廃棄物の調査をいたしましたところ、四十四年度実績で百五十一万トンございました。しかしご指摘のように、この産業廃棄物は再生産をする部分と、それから再生産に結びつかない部分は焼却破壊、その他の処理をする部分がございます、最終的に処分をしなければならぬ埋め立てとか、焼いたかすで残ったもの等の最終的に処分をしなければならないものが、統計によりまして、産業廃棄物関係の機関での統計によりまして八割ぐらいと考えていいんだそうでございますが、そういうふうにいたしましたも約十万吨の産業廃棄物の要処分量が出てくるわけでございます。この問題は、元来伊藤太郎議員、伊藤信一議員、訓覇議員、何回かご質問がありまして、論議されている問題でございますが、だんだんとその中で不燃物がその割合が大きくなっておりまして、これの処理の段階で第二次公害が起きたり、処理が不可能なものが出てまいっております状況でございます、今後この問題に対する処理体制というものは、十分気をつけてやっていかなければならない問題だと思えます。ご承知のよう

に、法律が改正されました、こういった産業廃棄物は、発生する企業者の負担において、企業者の責任において適当に、適当というのは正しく処分をしなければならないということが義務づけられているわけでございますけれども、県、市を通じまして、この問題を最終的に処分をしてやるための手だてというものは十分考えていかなければならないかと思っております。

北部清掃センターを四万五百坪買っていただきまして開設をしておるわけでございますが、この計画は、現在四日市市が収集をしております一般家庭ごみを焼却せねばならないごみに焼却炉で焼却したかとそれが不可能な部分と合わせて約現状で五万トン、これを五カ年間で埋めてしまおう、すなわち北部センターの、北部清掃センターの北部清掃団地の埋め立て可能な土砂は、土砂といいますが、量は三十万立米、したがって、五カ年間でいまのペースで行っても一般家庭ごみの処理で一ぱいでございます。しかも、それは当初予算で議決していただきました焼却のプラン等立てて、そこで焼却をして、その残りを埋め立てていくということで、清掃団地には三十万立米が埋め立てしまおう、三十万立米を埋め立ててしまおうというような状況でございますので、膨大な先ほど述べました産業廃棄物の処分について、四日市市が、四日市全域にある市街からの廃棄物を北部清掃団地に受け入れるというわけにはいかないという計算になるわけであります。この辺につきまして、県と十分相談いたしましたので、県において広域的な観点から処理をしていただきますように努力をしていきたいというふうに考えるわけでございます。

第五番目の、第三コンビナート稼動に伴う公害対策でございますが、いろいろとご指摘をいただきましたが、私も衛生部長を命ぜられました二カ月でございますが、その間に羽津、富田、富洲原の地元の方から何回となく主としていろいろの苦情を受けました。いろいろと企業等の話を聞いてみますと、ご承知のように、霞ヶ浦コンビナートの九社において目下建設をし、あるいは一部操業をしております、理論的には装置上はそういうにおいては起きないような

装置になり、事実上の対策は十分講じてあるんでございますが、それを操作いたします者の不手ぎわであるとか、あるいは予期しないアクシデントがあったりいたしまして、ときどき漏らしてご迷惑をかけるというようなこともあるようでございますので、コンビナートの建設が九月末日までかかりまして、十月から来年の一月まで試運転の段階を迎えますので、市の私たちといたしましては、この試運転の段階を協定書の内容で協定いたしました条項に従いまして、厳重に監視、指導しながら、ご迷惑のかからないようにしていくべきではないだろうかというふうに考えるわけでございます。ご承知のことかと思いますが、霞ヶ浦九社の全部の建設費が千四百五十億でございますが、その中に公害防止施設として直接防止施設をつくりますのが約九十二億でございます。各企業ともこれでよしということではなくて、運転をしながらなおかつ不備な点があれば金を惜しまずにやるつもりでございますというふうに言っておりますので、そのように指導をしていきたいというふうに考えるわけでございます。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩いたします。

午後四時四十八分休憩

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後五時一分再開

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）お答えを申し上げます。

指定区域、公害患者の指定区域を拡大する気はないのかどうかというご指摘ございましたが、前回にも私から答

弁をいたしました。この第三コンビナートを、私は公害は、そのような悪性の公害は起こるといふようなことはいと、いふように判断をいたしております。ことに、百八十メートル煙突で大体希釈濃度が〇・〇一PPMになるといふような計画でやっておりますので、このために指定区域が拡大しなければならないといふような事態は起こらないのであろう、さように考えております。また前回にお答えを申し上げておりますように、指定区域の拡大については、厚生大臣がこれをきめることでもございますし、現在のところこれを拡大する考えは持っておりません。ただ、将来のいろいろな総合的な判断からどうするかということにつきましては、その事態に応じた態度で柔軟な態度で判断をしていきたいと、さように考えております。

それから、第三コンビナートから一応公害が発生されるという事態は確かにございました。それは悪臭でございますが、悪臭が発生をいたしまして、橋本議員のご質問にお答えを申し上げましたが、羽津から阿倉川の近鉄沿線にかけてアセトアルデヒドのおいがするということでございますが、これらの問題はすべて現在の午起の協和油化から起こっておりますということでございまして、現在ここ三カ月間新しい第三コンビナートからは悪臭ということは発生いたしておりません。この第三コンビナートにつきましては考えられますことは、結局悪臭と大気汚染の問題でございますが、この第三コンビナートは、ご承知のようにエチレンとプロピレンとキシレンとC₄、C₅留分のこの四つの成分がつくられておるわけでございますが、ことに考えられますことは、将来考えられますことは、東洋ソーダが塩素を使いますことと、アルミ酸塩素を使用してございますので、結局いつでも一応悪臭に関連をいたします問題でございますので、そういうことのないように十分注意をいたしたいと、悪臭の漏れることのないように十分注意をいたしたいと考えておりますとともに、大気汚染の問題につきましては、重油を燃焼いたしますところの自家発電機でございますけれども、これらもでき得る限り低硫黄分の重油を使い、かつ余剰ガスを、燃焼ガスをエネルギーとして使う

ような計画になっておりますので、大気汚染につきましても、今後十分注意をいたしたいと、さように考えております。

○議長（日比義平君） 田中君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 時間もだいぶ経過しておりますので、質問事項を答弁事項と区分いたしましたして、要望意見のみを申し述べさせていただきます。

まず、一項の道路の補修管理の面でございますけれども、担当部長のほうから、人員を増加して市民に迷惑をかけるないように対処をするという答弁でございました。お答えのように十二名の人員の確保に努力をしていただきたいと思っております。私は、特に道路の補修の問題につきましては、先ほどの質問でも申し述べましたけれども、交通安全の面から見ても、非常に重要な問題だということでございます。なるほどこぼ道だけが起ったという事例は少ないかも知りません。それは、あくまでもお医者さんにかかるような事故があまりないということでございます。その前に、いわゆる事故にならない事故、お医者さんにかからなければならぬような事故を起こさないために、やはりこぼ道は早急に直すべきであるという考え方でございます。

くどのようなでございますが、私も長年企業におりまして、職場の安全対策につきまして相当な勉強もしてまいりましたし、研究もしてまいりました。職場の安全も交通の安全も同じでございます。一対二十九対三百という数字がございます。これは、ハインリッヒの法則でございますけれども、一名の死亡者が出るためには二十九名の重傷者があり、その影には三百名の軽傷者があるということが言われておりますけれども、そのような数字がやはり交通事故の問題にもあてはまる問題でもございますので、その辺を踏まえて、市民の要望にこたえるような体制づくりをしてい

ただきたいと思いません。

次に、野犬対策でございますけれども、担当部長のほうから秒速的ないわゆる答弁を願ったわけでございますけれども、問題は不用品だからといって保健所に差し出すんじゃないに、その差し出し人がない犬の対策でございます。事犬でございますので、なかなかずるくなりましてつかまらないわけでございますけれども、やはり市としても保健所に要請をするなり何かして、ほんとうに犬に困っている野犬対策について十分なる配慮をお願いしたいと、かように思います。

要望意見を述べまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（日比義平君） 本日は、この程度にとどめ、あとは明日お願いいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時八分散会

昭和四十六年六月十七日

四日市市議会定例会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和四十六年六月十七日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十四名)

青	天	荒	小	伊	伊	伊	岩	大	小
山	春	木	井	藤	藤	藤	田	島	川
峯	文	武	道	金	太	信	久	武	四
男	雄	治	夫	一	郎	一	雄	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

吉山山山安六松增藤福日早服長橋橋
 垣本中口垣平島山井田比川部川本本
 照忠信豐良英泰香義正昌鐸增建
 男勝一生勇司一一郎史平夫弘元葳治
 君君君君君君君君君君君君君君君君

野生中出坪田高高志後後小小小粉訓喜川
 崎川島井井中橋井積藤藤林林林川霸野村
 貞平隆妙政力三政藤寬喜博哲也
 芳葳平博子一三夫一郎治夫次夫茂男等潔
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○議長（日比義平君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十六名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第三号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

日程第一 一般質問

○議長（日比義平君）それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 通告のとおり願を追って質問を申し上げます。

第一に、防災計画についてでございますが、防災計画書に基づきまして、全体ではなく、一部の地域を対象といたしまして質問申し上げます。

特に、追分町国道二十三号線付近、小鹿ガ丘付近、河原田町南部の四日市市と鈴鹿市の境界付近一帯、次に、室山町方面の四カ所を例に取りましてお尋ねいたします。

まず、追分地点は、追分三丁目と小古曾一丁目の境にある排水路と、国道二十三号線、伊勢線の接点に橋があります。この付近は比較的少ない雨でも、川底が埋まっているために、橋を乗り越えまして、また、もう一本の用水路が小松線に交差しております。それらが合流しまして、二十三号線を乗り越えて大治田町一帯の住宅地に大きな被害をもたらすのでございます。早く事前に対策することにおいて、被害を少なくでき得ると思っております。

次に、小鹿ガ丘でございますが、大協石油の住宅予定地がありますが、この地は昨年の豪雨のときに、小鹿ガ丘団地内、また東日野町一帯に大きな水害をもたらしたのはご承知のとおりでございます。大協石油の住宅予定地は、昨年の水害後若干の工事はされておりますが、現在の状態では、昨年のような雨が来ると、昨年同様の被害が出ることは必至であります。小鹿ガ丘、東日野、ひいては大瀬古町、中村町に水害をもたらすのであります。この地を防災計画の中に入れて、早く対処していただきたいと思っております。

次に、河原田町南の四日市市と鈴鹿市の境界の水害については、三月議会にも私が取り上げて質問をいたしましたのでございますが、これらの地域は防災計画よりもはずれておりまして、危険区域のB・C級にも該当するものと思われまますので、その対策の実施をお尋ねいたします。迅速なる措置によりまして、被害を少なくすることができると信じますので、よろしくお願いいたします。

次に、火災の場合についてでございます。西日野、室山、八王子町の密集地帯は、道路も狭く、一たび火災が起りますと消火作業と行動にも問題があると思えます。この地の対策はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

ここで、高花平が防災計画より除外されておりまして、避難予定場所が明示されておりませんし、高花平は四郷地区の中に含まれて、防火等の場合は考えておられるのか。それに対しまして、現在の高花平は、戸数も多く、将来の発展等も考えまして、消防署の新設等も考えられてはどうかと思っております。その点の計画でもありませんら具体的に説明をお願いいたします。

第二問は、道路舗装と排水問題について土木部長、下水部長にお尋ねいたします。

現在の住宅地、または団地の中の幹線の道路が舗装されております。その実施の方法は、本年度は住宅内の半

分とか一部とかが舗装されており。いずれ全部舗装されるとは思いますが、できれば本年度中に全部が一斉に舗装を完了していただきたいことを希望するものでございます。その理由としては、同じ住宅内で隣の道は舗装されたが自分の前はなぜ残したのかと、感情問題が非常に強いので、種々の意見が出ておるのでございます。この際に、順番をきめられて、比較的古い住宅と申しますか、早く造設された住宅地より先に舗装を完了してはどうかと思えます。その点の説明をお願いいたします。

次に、西日野、室山、八王子町に至る高台の中腹に横断する道路が一本、どうしても必要であると思っております。災害の場合、緊急道路としてぜひとも早期実現を切望するものでございます。

将来、住宅が多く建つてまいりますと、その計画の実施が困難となってまいりますので、その点に対しての意見をお伺いいたします。

以上のことは、土木部長にご答弁をお願いいたします。

次に、排水問題では、防災計画で質問を申し上げました地点と関連しておりますので、よろしく下水道長、また土木部にも関係あるかと思えますが、ご答弁お願い申し上げます。

小鹿ガ丘団地と東日野の排水は、どのように考えられておりますか、その対策をお願いいたします。

次に、追分二十三号線の橋の付近は、川底が埋まっておりますし、また橋より下流約三十メートルくらいには、非常に危険な場所もございます。また大治田町に行った水は、下水排水施設もありませんので、この一帯の今後の整備をどのように考えておりますのかをお伺いいたします。

次に、河原田南部の工事はどのように進められているのか。三月議会において、市長は善処するとの答弁がございましたが、その対策としてはどのように進められているのかをお伺い申し上げます。

第三、第四問につきましては、市長にお尋ねいたします。

第三問の、オーストラリア館の設置については、全協で市長の最初の報告があつたのみでございます。最近の新聞紙上にも記載されておるところでございますが、いままでの経過と、今後の措置について、詳しく、具体的に説明をお願いいたします。

次に、第四問の、第三コンビナート埋め立てについてでございますが、昨日、橋本増蔵議員の質問にもありまして、初めて知った十四万坪の埋め立ては、私たちは予期しておりませんでした。二十六万坪の埋め立てにはすでに承知をしておりましたが、この十四万坪のほうは、いつごろから計画が進められていたのか、詳しくご説明をお願いいたします。

それとともに、昨日市長の答弁にもありましたが、埋め立て地に進出する企業のことですが、市長の答弁によりますと、すでに決定済みのように伺われますが、いつごろからこのように話が進められていたのか、その経過のご説明をお願いいたします。

また、富田地区より反対の陳情書が出ているやにも聞いておりますが、その点今後どのように対処されていくのか、詳しく説明をお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） お答えいたします。

二十三号線の大治田地内のところで、排水路から水が流れ出して被害が出るという問題でございますが、これは前田町、それから油化の社宅付近から東のほうへ流れます小屋下川でございます。これは合成ゴムの中を通

りまして、最終的には阿瀬知川に流れ込む水路でございますが、油化の住宅の造成当時には、砂やどろが流れま
して、たびたび掃除をしたわけでございますが、現在では、いろいろ生活した汚物とか、そういうものが流れま
して、道路の下の橋梁へひっかかって被害を出すということがたびたびでございますので、たびたび出かけて、橋
の下の清掃につきましては実施をしておるわけでございますが、あの道路、二十三号線でございまして、建設省の
ほうで管理をいたしておりますので、以前につくられたものでございまして、断面が、水道の断面が小さくなり
まして、端の厚さが大きいわけでございますので、水道の断面が狭少になっておりますので、その点につきまし
ては、建設省のほうへひとつ要望いたしまして、折衝をもちまして解決をいたしていきたいと、そのように考えてお
ります。

それから、次に、小鹿ガ丘の大協石油の開発に伴います水の問題でございますが、これは、都市計画の開発行為
の問題でございます。担当助役を会長といたしまして、開発審査会をつくって検討しております問題でございますが
大協から計画が示されまして、その計画によりますと、全部の面積が九万平米でございます。これを開発する
わけでございますが、第一期工事といたしましては、四万坪の宅地開発でございます。八十戸で三百五十人とい
う計画が出されております。雨水につきましては、地区内は暗渠でございます。管を埋設いたしました。これが
将来公共下水道になった場合でも、これが使用できるといふ指導を下水道部のほうでしております。それから、そ
の管の大きさをでございますが、地区内における幹線の暗渠の径は七百ミリのビニール管でございます。これを二
系列つくりまして、それから地区内のところ千ミリの管を埋設いたしました。これを鹿化川へ放流するという計
画でございます。すでに千ミリのビニール管は鹿化川までもう工事が終わっております。この放流先は鹿化川で
ございますので、県管理の重要河川でございます。県管理の河川でございますので、県のほうとの折衝も行ない

まして、その許可を取っております。

汚水につきましては、やはり公共下水道となった場合を予想いたしました。暗渠を埋設いたしました。流水して
おるといふ状態でございまして、これは最終的には四百ミリの管で、地区外に出るところで、先ほど申しました雨
水の幹線の千ミリの合流して鹿化川に放流するという計画でございます。なお、窓口といたしましては、開発行為
の窓口といたしましては、土木部の都市計画課でやっておりますが、工事中の、いわゆる火災でございますが、雨
期が近くなっておりますので、団地の東側でございます。あの道路寄りのほうでございますが、そこへ素掘りで工事
をすてにやっております。団地の水をそこで受けて、すでに埋設されておる千ミリの管へ流すという計画を立て
ました。なお、それでは団地全体の水を受けるのに危険がございますので、団地の中央部でもう一つ同じような素
掘りの水路をやりまして、これを合流して管へ流すと。造成中に土砂が流れるのを防止するためにそういう措置を
とったと、そういう強い指導をいたしまして進めておるわけでございまして、工事中に起こる災害防止につきま
しては、強く施工する大協石油のほうへ申し入れておるような状態でございます。

それから、河原田地区の問題でございますが、これは防災計画と排水問題と、先ほどの二点につきましても同じ
関連するわけでございますが、河原田地区につきましては、鈴鹿市内で住宅の開発が行なわれまして、その水が流
れて四日市の地区へ入ってくるわけでございますが、鈴鹿の地内で決壊が三カ所あったわけでございますが、その
地区につきましては、すでに鈴鹿市のほうで復旧の段取りをしておるわけでございまして、二カ所につきましては
、すでに工事を完了しております。一カ所につきましては、あそこは、三重の建設省の、三重事務所の前、事務所
が残っておりますが、この南側でございます。あれは鈴鹿川の、国の河川でございますので、そういう関係が
ございまして、三重工事事務所のほうへ鈴鹿市役所のほうからいろいろ協議をいたしまして、いま協議中でござ

まして、それも近く終わるような話を聞いておりますので、この協議が終わって、許可が出たならば、すぐに工事を始めるという状態でございます。その下流が四日市の地域でございます。この地域につきましては、災害が起これば復旧する、いまの水路を整備する、いう体制で対処をしていくように考えておるわけでございます。終わります。

○議長（日比義平君） 消防長。

〔消防長（富山光三君）登壇〕

○消防長（富山光三君） 消防関係につきまして、お答えを申し上げます。

西日野、室山、八王子町方面の消防、消火対策はどうかということ、高花平には、これはまあ防災計画の関係で、総務の関係でございますが、消防関連対策、避難地域の明示がないかと、これはどうなっておるかということ、それから、あの付近の管轄に消防署を新設する計画はないのかと、こういう三点かと思えますが、そこで、西日野、室山、八王子の消防対策に関連いたしましたして、あの方面一帯の消防施設について、ちょっとつけ加えさせていただきます。

四郷におきまして、消火せんが百六十三カ所、水槽が、防火水槽が十八。日永で、消火せん百十一、水槽が十一。内部で消火せん六十四、水槽十八。河原田で消火せん二十四、水槽八。小山田で消火せん二、水槽十三。水沢で簡易消火せんが十五、水槽が十一。これには河川とか沼、池というものは含んでおりません。これだけの防火用水路がございますということ、それから、高花平の避難場所がないとおっしゃいましたが、本年度の防災計画の中で、ただいま計画はされておりますが、総務課とよく連絡を取りまして、避難個所を入れることになっております。先ほど完成いたしました水防計画につきましては、四十六年度で高花平の小学校と中央集会所とが避難個所に

指定しております。小学校は千六百五十名の収容人員、中央集会所は百人ということになっております。それから、お隣りの小林町の公民館が、これまた計画をしておりますして四十四人が収容できるということになっておりますので、防災計画の面におきまして、これと同様の数字が避難個所として計画されることになっておるようでございませぬ。

以上のような状況でございますして、これに対するいろいろの笹川団地の人口増、高花平の人口というものを考えますると、あの付近に消防署を設置することは、当然必要ではないかという趣旨でございますが、われわれ事務当局といたしましても、そういう考え方は持っております。あくまでも消防は初期消火ということが重要でございますまして、現在の南署、中署というところからの距離を見ますと、やや不安があるのでございます。したがいますして、あの付近を中心として、小山田、水沢を含めて初期消火に役立つところの消防体制ということにつきましては、今後考えていかなきやならぬということで、将来こういう問題について具体化する時期が来るであろうということをお願いするような次第でございますして、前向きな姿勢で対処していきたいと考えておる次第でございます。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） ただいまのご質問にお答えいたします。なお、先ほど下水道部長が説明いたしました中で、数字の変更及び字句の変更を行ないたいと思えます。

小鹿ガ丘の大協石油の第一期工事、四万坪という答弁がなされておりますが、第一期四万平米でございますのでご訂正をお願いいたします。なお、説明ですべてなされておりますが、開発行為の申請は、四十六年の二月十六日に一応の仮申請が出されまして、自来、説明にありましたように、市の開発審査会でもって、いろいろと説明

きないというわけで、大協和石油化学は、当初アメリカのU・C・Cという、非常に大きな会社がございますが、その会社と提携するというような話がございました。ところが、外資の制限等でその話もさたやみとなり、その後この大協和石油化学の計画そのものの十万吨計画が二十万吨計画になり、三菱油化との連番方式でやるというような話の経緯がございましたが、昭和四十三年でしたかに通産省の三十万吨プラントでなければ認可をしないというようなことになってまいりました。三十万吨計画に変わりました。その後、大協和石油化学のU・C・Cの計画もくずれて、大協和石油化学は誘導品メーカーを興業銀行のグループに求めるといふようなことで話を進めてまいったわけでございますが、この話もなかなかスムーズに進まず、昭和四十三年の十一月に新大協和石油化学という会社が、新たに大協和石油化学という会社に衣がえをして、興業銀行グループでささえるところの東洋曹達あるいは鉄興社、日立化成、中部ケミカル、協和油化、大日本インキ、さらにその後上野製薬、帝國酸素というような企業が加わって、新大協和石油化学グループというものができたわけでございまして、ただ四十三年に、一応四十万坪で新大協和は進出をしたわけでございしますけれども、四十三年度末ぐらいから、さらに四十七年三月以降に二十六万坪の造成を開始してもらいたいという要望が、四十三年度末に県、市に対して新大協和から申し込みがあったわけでございます。さらにそれに対して、昨日も申し上げましたように、四日市港管理組合の朝明埠頭造成工事と歩調を合わせて、この二十六万坪の地先にさらにそういういろいろの流通関係、あるいはその他の投資の関係、あるいは投資を受けた団地のための十四万坪を含めた四十万坪でやるではないかという計画になってきたわけでございます。十四万坪がいつごろからかということでございますが、それは、管理組合に話し合いが移ってからのこととございまして、もちろんその前にも商社あるいはその他の関係からも、さらに埋め立てをしてもらいたいという話があったことは昨日申し上げましたが、管理組合の専業に移ってから、新しくこの十四万坪の専業が加わったわけでございます。

大体説明については以上のとおりでございますが、富田地区からの陳情につきましては、この十四万坪に公害企業を誘致されるということでは困るというもので、これは十分承知しております。

オーストラリア館、並びに第三コンビナートの埋め立て地につきましては以上のとおりでございます。

○議長（日比義平君）松島君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 時間も少ないので、要点だけを再度お願いなり希望を申し上げておきたいと思ひます。

防災計画で、消防長の答弁を求めたのでございますが、私の根本の気持ちというのは、もちろん全力を尽くしてやっていただくということはよく承知しております。しかし、災害が少し手を早くすることによって、非常に救われるんじゃないかという点がございしますので、そういう計画に漏れたところも、どうかその災害のあるときには配慮していただきたい、こういう希望でございします。

次に、土木部長にお願いしたいのは、室山方面の横断道路については、これは、私はどうしても必要であると。あそこに、いまつけておかなかつたら、将来は計画してもつかないんじゃないかという考え方がございしますので、その点よろしくお願いいたしたいわけです。

それから、団地内の道路の舗装は、いろいろご答弁がございましたが、非常に住民感情というか、非常に根強いものがありまして、どうかその住宅の中はそう大きな予算は私には要らないと思ひるのでございしますが、でき得れば補正予算を組んでいただいて、実施していただいたならば、どれだけ住民の方が喜ぶかと思ひるのでございします。特に、団地の一例を申し上げますと、生桑の神田町あるいは永宮、大瀬古、小鹿ガ丘とか小浜、高浜、坂部、朝明、こ

いう団地が、まだほかにもございますが、このような団地でございますので、残っているのはわずかと感じますが、その点もよろしくお願いいたします。

次に、オーストラリア館のことにつきまして、るる市長から答弁がございましたが、これは施行のことが非常に大きい問題でございますので全部が関心を持っておるのでございます。どのようにされるのか、また今後とも努力していただきたいし、かつまた委員会でもこの面は私たちも追及していきたいと思っております。

その次に、第三コンピナートの埋め立てについては、もちろんきのうから話がございましたが、一番根本になるのは、私は公害問題、その公害問題ということについていままでも論議されてきたことは言を待たないのでございますが、ひとつ、きのう市長は、田中議員の答弁に對しまして、大確信のもとに、絶対公害は出さないと、出ないんだということがございましたが、私はちょっとあのことは納得しかねるわけでございます。もしそれでありましたら、いま現在ある既成の企業に全部公害が出ないような措置が出るはずだと思っております。あれが議事録に残りまして、永久的に残っていくとなれば私は問題だと思っております。公害ということは、語句から申しまして、どういふことかと私は市長にお尋ねしたいのでございます。いま四日市においては、こういう公害も出ております。塩浜小学校では視察が多いから、視察公害ということばが出ております。そのようにして公害は広く広がっているという点から考えますと、市長の考え方は、ただ大気汚染だけを考えたなら、あるいはおいだけを考えたら公害は防止されるんだと、このような考え方はないかと思っております。だから、工場が誘致されたらもちろん何か皆さんに迷惑をかけることができると思っておりますが、また、あのことばの中からいきますと、市長の終始答弁によりますと、公害というのは、もちろん会社の中は別として、そとだけに与えるのを公害と解釈しておられるのではないかと思っております。私たちは企業にもなぜこのように叫んでいくかという

と、現在会社で従業員として働いておられる方にも、相当の公害の被害をこうむっておるわけでございます。その企業の中で働かれる方、あるいはそと一般全体を通じて、この人の命を大切にしていこうと、何よりも一番大事な人というものを大切にしていこうという考え方でこの公害という問題に取り組んでおるのでございます。

きのうも、橋本議員から繰り返し企業優先ということばが再度使われましたが、いま市長のあの姿勢が直らんと、私は、私は四日市の公害問題は絶対解決つかないと。あの市長の姿勢が、直していただいて、議員一丸となって、企業一丸となって、この公害問題に取り組まなければ、絶対私は解決しないと思っております。で、ある人はこのように表現をしました。市長は事務的折衝がないという批判をされた方がありますが、私は痛切にそれを感じるわけでございます。これもきのうの田中議員の答弁におきまして、ほんとに、絶対公害を出さないと、言い切られるのか、私はその点の市長の政治姿勢を伺いたいでございます。あれが永久的に議事録に残るとしたならば、私は大きな問題だと思っておりますが、その点の考え方を再度市長に求めまして、私の質問を終わりたいと思っております。以上。

○議長（日比義平君）市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）お答えを申し上げます。

昨日も申し上げましたように、私は霞ヶ浦の埋め立て地を執行するに当たって、公害は絶対出ないと、そういうような地元に対してもご説明申し上げまして、あの埋め立てを遂行したわけでございますけれども、ご承知のように、いま富田地区に悪臭が流れてご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますが、まあその後、いろいろこちらからも要望いたし、また指導もいたしまして、現在、過去三カ月間にわたってはそういうことは絶対にない

ということを申し上げたわけでございます。このコンビナートの関係企業は、一本の煙突に集合することによって〇・〇一PPM以下にするということで、この何をやっておるわけでございまして、そういう点から私は、公害は出さないと、また出さないように指導するということを申し上げたわけでございます。ただいまの松島議員の仰せられることを十分に意に休しまして、私といたしましても、今後十分努力いたしたいと、さように思います。

○議長（日比義平君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 質問通告に従いましてお尋ねをいたしたいと思いますが、その前に、ご承知のように、福祉政策は大衆の要望であります。昨日も福祉政策の問題で多くの方々からの質問がございました。そのことは、急激な経済成長のあとに残された、いわゆる福祉政策のおくれを取り戻して、真の福祉政策の実現を求めてやまない大衆の声となっているものと考えます。憲法の第二十五条におきましては、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたわれておるのでございます。また、第二条におきましては、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上、及び増進に努めなければならない。

このように並べられておるのでございます。私は、この第二十五条は、政治をつかさどるものから考えまして、特に重大な問題と考え、また、国民のひとしくその実現の念願をいたしておるものであると考えるのでございます。幅広い福祉行政の中で、ここでお尋ねする二、三の質問をお願いしたいと考えているのでございます。

その問題は、福祉政策と通告してございますその第一点は、老人対策についてでございます。最近では、とみに科学や文化の著しい発達とともに、医学のうえでもすばらしい発達が続けられて、私たちは健康を保ち、しあわせな家庭を築くうえにも欠くことのできない喜びでございます。最近までは、人生わずか五十年といわれていた時代も

あり、今日では、平均寿命が、ご承知のように七十歳前後といわれているのでございます。このような慶事にもかかわらず、社会悪のために、お年寄りの方々に大きな悩み、あるいは嘆きが深刻なものがあります。このお年寄りは、大きな幾つかの戦争を経験せられ、死ぬか生きるかの中で、たいへん苦労されてこられた方々でございます。さらには、この敗戦後の社会を今日まで築き上げられてこられた方々でございます。しかし老後の保障はどうでありましょうか。まことに申しわけない現状ではないかと痛感いたしておる一人でございます。

そこで、何とか老後を楽しみやすい毎日にするのが、現在私たちに与えられた大切な問題であろうと思っております。本年の三月の議会におきまして、私は老人医療の無料化の問題を叫びました。私たちは、六十歳以上のお年寄りの方々に医療費を無償にすべきである。これは先ほど申し上げました幾つかの苦難を乗り越えてきたこのお礼と申し上げますか、代償といえますか、保障といえますか、そういう理由によるものであります。市長は、昨日質問に答えられました。県と歩調をして、七十五歳以上の方々に無償化をしていく努力をしたいというような答弁がございました。一日も早く順次そのように実施をされ、市民の要望にこたえられるより願するものでございます。

そこで私は、現在三分の一支出をされているわけでございますが、七十七歳以上の方々に対しましては、できる限り早い機会に、いわゆる県との話がつく以前において、全額支給がその第一歩としてできないかどうかというところでございます。

私はこのような次の三点をお尋ねしたいと思っておりますが、七十七歳以上の方で、現在健康保険に加入されている方々の数は大体何名くらいになっているかということでありまして、

第二点は、この保障が、いわゆる四月一日から行なわれておりますが、現在約二カ月になっております。大体ど

のくらの額が支出されているのか、いたならそのことをお尋ねいたします。

第三点目には、さらに私は六十歳以上の方々に老人手帳を渡して、一応市内に限り電車あるいはバス代の無料化をすることに提案いたしたいのでございます。その点についてのお答えを願いたいと思うのでございます。

第二点目には、授産施設の設置の問題でございます。心身障害者救済については、たびたびこの壇上におきまして質問を重ねて、あるいはまた要望を重ねてまいりました。しかしながら、なかなかその進展の速度がおそいわけでございますが、このような不幸の子供を持つ親はいかばかりの気持ちでおられることでございましょう。毎日不自由なわが子供が生きていく努力のその苦しさ、あるいは困っている状況については、毎日のように失望の感を感じたしてあるのでございます。一日も早く救済する必要性が責められているのではないかと思うのでございます。

先ほども冒頭に、憲法の第二十五条を引用いたしました。その中におきましても、健康で文化的な云々ということになっておりますが、このように、憲法に定められているような生活を、一日も早くその方々に実現をしてやるのが政治の大事な問題ではないかと思っております。

したがって、私は、この授産施設の設置を強く要望して今日まできましたが、市長はじめ厚生部長は、何とか早く善処したいという答弁でございましたが、その後どのような方向に進んでいるかをお尋ねしたいのでございます。

第三点目は、福祉総合センターの建設についてでございますが、昨日の質問に、厚生部長の答弁の中に、四十七年度以降に考えたいと言われたと思っておりますが、これは一日も早くつばなセンターを建設してほしいと熱望いたします。

最近、世界的な政治傾向といたしまして、福祉行政の充実が叫ばれております。わが国におきましても福祉政

策のおくれを取り戻すべく順次変更しつつあります。変わりつつあります。まことに喜ばしいことであると思っております。私には福祉総合センターの建設は、南部丘陵地がよいと思っております。また、空気もよく、あるいは絶景の場所を選んでほしい。これがいつころできるかということと再度お尋ねをしたいのでございますが、それに合わせて、来年度この庁舎があくわけでございますが、とりあえず一部改修を行なって、多少でございますが、安たきり老人、療養センターと申しますか、福祉センターと言いますか、保護センターと言いますか、そういうものを、とりあえず一日も早く収容し保護してどうかと考えるものでございますが、その点についてお答えを願いたいのでございます。

第二問、公災害の問題についてお尋ねをいたします。

この問題は、本市におきましても、あるいは今日、議会あるたびに各議員から問題が出ていることでございますが、三月の議会におきましても、特に災害面を私は中心に質問を行いました。そこで市長は、答弁の中で、至急に、早急に消防防災関係企業の方々と懇談をして、そういうものを解決したいというような答えを得ているようにございますが、記憶をしておりますが、その後コンビナート等におきます公災害の状況について、どのように進んでおるかをお尋ねしたのでございます。

私は、そのときに、特にまあ地盤沈下、あるいは護岸の問題、あるいは企業間の設備の問題、あるいは道路敷の下に埋設されているパイプの問題、あるいは総点検をお伺いしたいわけでございますが、そういう問題の調査が進んでおいたらお尋ねをいたしたいのでございます。

第二問につきましては、発生源対策の問題につきまして、今日まで市長も低硫黄重油の燃料を使用するよう努力を続けていきたいという答弁が何回か耳にいたしております。この使用状況がわかりになったらお尋ねをしたい

のでございます。

第二点目には、無過失損害賠償責任、及び複合汚染の問題についてお尋ねをしたいと思います。

本問題は、本市にとりまして、最も必要な問題であり、大切な問題でございます。しかし、残念ながら国会におきましては、この問題があと回しにされた形になっております。私は、このことに遺憾であると考えられるのでございます。したがって、市長は、本市の中に、公害認定患者がすでに六百八十六名ですか、現在おみえになるわけでございますが、そういう方々を一日も早く救済するうえからも、国のやる仕事であるという考え方でなく、この無過失損害賠償責任問題、また複合汚染の問題に対しまして、一日も早く法案等が実現でき、喜びに満ちる生活ができるよう、最善の努力をすべきであらうと思っております。したがって、そこで私は考えますのに、全国市町村、及び関係市町村に対して、積極的に市長はこの問題の解決に働きかけていく必要があると思っております。その点についてお伺いをいたしたいと思いますのでございます。

なお、無過失損害賠償責任問題あるいは複合汚染の問題について、市長はどのようにお考えになっておられるか、お尋ねをいたしたいと思います。

第三点として、公害患者の救済の問題でございますが、この問題も、市長が私にこのようなことを言ったことがございます。あなたは何回も同じことを言う人だなという、こういうことをおっしゃったことがありますが、私は実現ができるまで、ねばり強くここでやりますという返事をした記憶がございます。したがって、このことはなくなるまで、やはり市長はその実現をはかってもらわなければ、このことはなくならぬと思っております。この点ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

〔「よし、よし」と呼ぶ者あり〕

第一項の生活保障の問題でございます。あらためてお願ひをしたいと思いますと思いますが、物価の値上り等も、ご存知のように、この認定患者の方々は、特にま塩浜病院などの例を見ますと、患者は非常にたいへん苦勞をいたしております。せきをしながら、あるいはさらに売薬を使いながら、そして働かなければ生活ができないという現状になっておるわけでございます。これは、市長は、生活保障のラインまでで、困窮すれば生活保障の中で救っていくということばでございましたが、非常にこれは冷たい、石のような気持ちではないかと感じるものでございます。私は、そういうことが政治のことではなくて、やはりたとえそれが一人であっても、二人であっても、救済していただくという姿勢が政治姿勢ではないかと考えるものでございます。この患者の救済の問題についてお尋ねをしたいと思います。

なお、どうしても私は、これらの問題を推進するうえにおきまして、四日市地域におきます各企業の連絡協議会を設置して、患者に対する救済の推進体制をつくる必要があると思っておりますが、この点市長はどうお考えか、お尋ねをしたいと思います。

第四点、平和町の移転問題についてでございますが、平和町移転問題につきましては、この議会でもたびたび論議がかわされました。現在、裁判になっているわけでございますが、現在の状況はどのようなことになっているかお尋ねをしたいと思います。

第四点の、公害患者に対します養護施設の問題でございます。

入院している患者の中には、やはり空気清浄機の設置されている病院、あるいはされていない病院に入院あるいは通院されている方もたくさんございます。私はこの患者の救済のうえからも、ぜひそういう養護施設をつくってそして一日も早く健康を回復してほしい、これを願ひいたしておるのでございます。

さらに、学生でも三百名前後の学生が認定になっていると思うんですが、そういう方々の、やはり健康を保つうえでも、自主的な教育をするうえからも完全なる環境と治療が行なわれるように考える必要があるわけでございます。その問題についてのお考えをお尋ねをしたいのでございます。

第三問、教育問題についてでございますが、昨日も給食の問題が出ております。この給食の問題は、すでに二十数年になるのでありますが、給食それ自体にはいろいろな意見もあらうと思っておりますのでございませうけれども、給食が実施されてからは、児童の心身の向上及び貧富の差別感の撤廃など、多くの効果があったと考えられているのでございます。

給食が教育的意義を持つということについては、三つ考えられると思っております。

その第一は、栄養に対する正しい認識を与えること。第二には、食事のマナーを教え込む。第三には、学習を受けたり、生活指導を受けたりする学習指導そのものの健康状況を教育的に整理していくというよりなことであらうと考えているのでございます。特に、第三の問題につきましては、この給食の大きな重点と見られていると思っております。

このような点で、給食を行なっているところ、いないところの学校では、かなりの差があると聞いているのでございます。そこで、本市には、中学校はミルク給食、幼稚園にはないところがあるようでございます。したがって、これらの中学あるいは幼稚園には完全給食をする考えはないかという点にお答えを願いたいと思っております。

なお、きのうも質問の中に、給食費の値上げをするというような答弁がございましたが、それは幾らぐらい値上げをするのか、現在の、また現在の給食施設を改善するところの学校もございしますが、そういう指導につきまして

は、全額市が助成する必要があるかと考えております。その点についてもあわせてお答えを願いたいと思っております。

第二点は、各校の体育館整備についてでございます。

体育館は子供の健康を保ち、体力づくりに不可欠のものであらうと思っております。しかし現在、小学校では高花平小学校があります。また保々の中学校は小学校と兼用でございます。また、三鈴中学校は同様でございます。川島の小学校も同じでございます。こういうような形になっております。したがって、いま申し上げました各校にできる限り早く体育館の建設が必要と考えます。この点についての考えをお願いしたいのでございます。

さらに、この体育館には、一ぺんにといいことは申し上げませんが、順次計画的に、クラブ活動等につきましても非常にこの必要を問題は、便所と更衣室が現在ないわけでございます。きのうの質問の中にもお答えがありまして、教育委員長は、クラブハウスを検討したいということにお答えがあったようでございますが、これはでき得れば、本年からも補正予算を組んで、順次建設をしていただきたい。このように考えるわけでございます。また、体育館と校舎との間には廊下の屋根がないために、雨降りるときにはぬれたり、あるいはかさをさしたりして行かなければならないという問題が起きております。この通路の屋根についても、どのように今後考えているのか、お答えを願いたいと思っております。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時十二分休憩

○議長（日比義平君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）お答えを申し上げます。

まず、老人対策の問題でございしますが、この老人の問題というのは、たびたびご質問をいただき、私からもその重要性につきましてはいろいろお答え申し上げました。ことに老人についての考え方、いろいろこの、再雇用をするところの就職の問題、あるいは医療費の無料化の問題、住宅の問題といろいろございすけれども、結局のところ、生活保障という問題といますか、結局、生活問題をどうするかということが老人問題については非常に重要な問題であると、さように思いますが、これはなかなか容易なことではないと、さように思っております。したがって、この老人医療の無料化の問題につきましては、昨日からお答えを申し上げますように、老人福祉年金受給者で七十五歳以上の老人につきましては、これをさらに積極的な方法で善処をいたしたいと、さようにお答えをしたわけでございます。

その他、現在の七十七歳以上の実数、あるいは金額等につきましては、担当者からお答えをさせていただきます。もう一つ、現在、バス代を無料にせよというお話でございますが、たびたび申し上げておりますように、私は、六十歳は老人ではないという考え方をいたして、老人というのは、少なくとも今日の時代では六十五歳でも若いと、七十歳だから老人だと、皆さんでも、すでに六十歳といわれる方がいると思いますが、六十歳では老人だと言われると、あまり気がよくないであろうと、さように思います。六十歳ではまだ若いという時

代ではないかと、さように思います。

〔「定年延ばせ」と呼ぶ者あり〕

（笑声）

授産施設につきましては、昨日もお答えいたしましたとおりでございます。大ぜいの方々から強い要望がございすし、幸い、そういうような校舎が一枚あく予定がございすので、その校舎を、できるだけ早い機会に授産施設として活用させていただきたいと、さように考えております。

福祉センターにつきましては、部長からお答えをいたしておりますように、四十七年以降において考えさせていただきます。ただきたいと思っておりますが、これは、環境だけではぐあいが悪いので、交通上便利なところが利用しますと老人には一番重要なことではないかというように考えておりますが、交通上と環境上、この二点からこの立地については考えさせていただきたいと思っております。

旧庁舎を、この老人の、寝たきり老人の保護センターにどうかというお考えでございすますが、この旧庁舎は、そういうことではなくて、市民が集会、あるいは文化的な諸行事に使われるような問題に限って使用させていただきたいと思っておりますが、社会福祉協議会の集合、事務所は、一部使用させていただいたらいんじやないかというふうに考えております。

公災害のコンビナートの現況につきましては、担当者からお答えをさせていただきます。

低硫黄重油の使用の状況でございますが、実績を申し上げますが、実績を申し上げます。四十五年度の実績でございますが、電力関係で一・五％の硫黄分の重油は、百三十五万六千二百トンの実績でございます。石油精製では、平均をいたしまして、一・六、二・一四とかいろいろございすますが、平均をいたしまして、一・八九％のもので

重油で五十万七千五百七十四トン、それから s 分が〇・二%の燃焼、燃料ガスが十七万五千トンでございます。石油化学におきましては、実績が、平均の二・二三%で、百三万三千八十六トン、それから、燃料ガス分で、硫黄分ゼロのものが七十六万六百二十一トンでございます。四十六年度の計画が、それが電力では一・五%のものが百四十万三千トン。石油精製で一・八一%の重油が五十八万三千三十五トン。〇・一三の燃料ガスが十六万八千六百八十トンでございます。石油化学におきましては、s 分二・〇三の重油が百三十五万五千二百二十五トン。ゼロ分の燃料ガスが、硫黄分ゼロのものが七十四万九千六百二十六トンでございます。

無過失賠償責任と複合汚染の問題について、積極的な働きかけをせよということでございますが、これにつきましては、そのような動きをさせていただきたいと思っておりますが、今国会にも提案される気配がございます。そういう情勢を踏んまえて努力をいたしたいと考えております。

ただ、この、一応故意、過失によるものの賠償責任ということになっておりますので、無過失で賠償責任を問うということにつきましては、やはり裁判ということになれば、原因関係というものが追及されるのではないかと思います。またこの無過失複合汚染につきましては、今後まだまだ問題になる点が多々あるのではないかと思います。私といたしましても、努力をいたしたいと、さように思っております。

患者の救済の問題で、生活保障を君は何回も言う、そういうことを申し上げたかどうかは覚えはありませんが昨日も小井議員のご質問にお答えいたしましたように、高福祉、高負担というのは、やはり最近の世界のひとつの傾向でございます。まあ、アメリカ、あるいはイギリス、西独、フランス、スエーデン等におきましては、大体国税と地方税のプラスしたものが、三五%から四五%に達しております、所得に対して。ところが、現在日本では、一八%ぐらいの負担であります。国税と地方税の負担が。まあこういうことから見ましても、福祉上の高負

担をするためには、それに十分見合うだけの高負担を国民にしなければむずかしいのではないかと、いろいろ考えております。まあその中にも、医療手当の支給等につきましては、いろいろ皆さん方からご要望もあるところでございます。まあ、われわれが皆さまともども、要望いたしましたところの入院費の改正等につきましては、四十六年の一月十九日に閣議で了承されました。八日以上四千元というのは改正になり、また七日以下二千元というのを改正されたというのとはご承知のとおりでございますが、通院の場合、六日以下は手当てがないわけでございますけれども、この通院、六日以内の場合でも、先日におきましたように、県、市で何らかの方法を講じようというので、県と話をしておるところでございます。

平和町の移転の問題につきましては、担当部長からご報告をさせていただきたいと思っております。

養護施設の問題でございますが、これは昨日もお答えをさせていただきましたんですけれども、まあ、孤野町の厚生病院、大里の国立病院で収容させていただくように患者の方々と話をいたしました。希望者がなくて実現しなかった。一志郡の白山病院の話もございましたが、これらもいろいろ話をいたしましたけれども、実際には希望者は一名しかなかったというところでございます。一応この養護学校というものにつきましては、きのう申し上げたとおりでございますが、養護施設の問題も、なかなか公害防止計画の中でも審議をされましたけれども、まあ実現をしなかったということでございます。医師あるいは看護婦等の取得の問題、手に入れる方法で、たいへん困難な時期にあるということでございます。われわれのほうといたしましても、虚弱児の施設としてありますけれども、暫定的な措置として、孤野の厚生病院にお願いをいたしまして、十床ぐらいから十二床程度の人数を予定いたします。桜小学校、あるいは三滝中学校に通っていただきたいというよりなことを申し上げておるわけでございますけれども、なかなか希望者というものは、具体的な段階になると、希望者というものがなくなるということ

ございます。今後も、一部の方々に、かなり強いそういう要望がございますので、ひとつ研究をいたしまして、そういうご期待に沿えるような方向で努力をいたしたいと、さように思います。

その他の問題につきましては、教育委員会等担当者からお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（日比義平君）建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君）

平和町の移転問題について、現況を知らせという質問でございましたので、お答え申し上げます。

現在の十四戸のあの移転家屋の方々が名高裁の第二審理に裁判が行なわれているということはご承知のとおりでございます。昨年十一月の十六日に、第八回の公判のときに、原告側から証拠隠滅の申し立てによる現場検証の結果によって判断を願いたいという申し出がございました。引き続き一月の二十日に、第九回の公判で証拠隠滅の申し立てによる現場検証の結果が二月中旬になる見込みだということで終わりました。三月の十二日に至りまして十回目の公判によりまして、原告側から現場検証の調査の報告が出されました。それから、本年の四月十六日になりました、十一回目の公判で、これが、勝本が整理されました、再提出されて現在に至っております。この公判の判決が本年の六月、本月の六月の三十一日に開かれて、判決が言い渡されますので、現在その判決の結果を待つておる状況でございます。

○議長（日比義平君）厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君）

市長の答弁に補足させていただきますが、現在の国保の加入者は何名かということでございますが、七十七歳以上で、三千百三十人あるうちで、国保加入者は千五百四十人でございます。半年ほど前の資料でございますので、若干数字の差があるかもしれませんが、ご了承願いたいと思っております。

それから、四月一日から七十七歳になったんだが、二カ月経過した今日、どのくらいの負担がかかっておるんだろうかということでございます。これは、私のほうにレセプトで精算いたします時点が三カ月おくれれますので、七十七歳になってからの見込み額をここで申し上げます。大体七十七歳の方、以上の方の受診率から国保のサイドで出しております見込み額でございますので、その点ご了承願いたいと思っておりますが、大体一〇％で、七十七歳以上で、三百五十七万二千円でございます。この数字は、四十五年度八十歳以上を見とったわけでございますが、四十六年から七十七歳にしたわけでございますが、八十歳のときに、百七十四万を見込んでおりましたが、決算では、百八十五万七千円というふうにあがっておりますので、若干この見込み額は七十七歳以上にいたしましたも伸びていくんではなからうかと、こういうふうに考えております。

それから、老人手帳の問題でございますが、現在老人手帳を出しておりますのは、私の記憶してあるところでは全国的に、山形市、横浜市、二市ぐらいだろうと思っております。これは、特典といたしまして、市が直営をいたしてあります交通機関の負担を軽減するという範囲だろうと思っております。そのほかの特典は聞いておりませんが、したがいまして、その老人手帳の中に、老人としてこれぐらいのことを知っておいたら都合がいいという利便さを持たせた手帳のことで、いうことでございます。そういう後段の意味の老人の手帳ということで、老人が非常に便利になるということなれば、当市も考えております。以上でございます。

○議長（日比義平君）消防長。

〔消防長（富山光三君）登壇〕

○消防長（富山光三君） 消防関係についてお答えを申し上げます。

企業との連絡関係はどうだということ、それから、パイプラインの問題であったように思いますが、この二つを中心にお答えを申し上げたいと思います。

ご承知のように、市内のコンビナートにつきましては、自衛消防隊連絡協議会というものがございます。そこで広域体制をつくりまして、その協議会を母体に、消防が最高の機動力を持ちまして運営をしておるのが現状でございます。去る五月にも、国の消防庁の担当官が来ました。懇談会もやっております。そのときの話では、ほかのコンビナート地域に先がけて、四日市はよくやっているというおほめのことをちようだいたしたような次第でございます。

パイプラインの問題につきましては、一昨年、大協のああいふ不測の事態がございましたが、四日市には、パイプラインの自主規準というものが全国に先がけてございますので、それに基づいてやっておりますので、今後あのような事故は起こらないものと考えております。というのは、あの大協のパイプラインは、相当以前のものでございまして、現在、あれはもう殺してございますので、新しいものを新設して、あのパイプラインは現在使っておりません。ご承知のように、パイプラインにつきましては、旧海軍時代でも事故はございません。新潟地震につきましても、パイプラインについては事故がなかったように聞き及んでおります。それから、パイプラインに重油等を送っておりますのは、主として昼間でございまして、その間は受け入れ側、送る側にも担当員が配置されておまして、万全を期しておりますし、輸送中にパイプに異状というのがあった場合には自動的に閉鎖される装置ができております。したがって、緊急閉鎖された場合には、逆流の防止とかというようなことについても配慮され

ておりますし、油はストレートに他のところに行っておりません。一たんタンクから出た油が、パイプラインを通じて、送るほうの、受け入れのほうのタンクに一たん入るんでありまして、したがって、非常の場合に止めましても、何ら工場等の装置上に問題が起こることがないようになっております。それから管はすべてトレンチ方式、スリーブ方式と、ないしはアスファルトのジュート方式ということで、自動巻き方式になっておりますので、予想されるような被害というものは、あまり起こらないと。ただし、天然の現象でございまして、まあわれわれが予想できないような大きな地震でもあれば別の問題ですけれども、まあ普通の烈震程度の地震であれば、まずだんじょうぶというふうに考えております。

さらにまた、パイプ材の材質等につきましても、先日もし上げたように、十分配慮されておることとございまして、さらに当市の地質は、沖積層でございますので、私は詳しいことは知りませんが、この地層は、地震には比較的強い、大きな割れ目は生じない、バンク等はない、そういう大きな被害が起こりにくいという地層だということ聞いております。そういうことで、まあ基準的なそういう方法でやっておりますし、平素の保安化につきましては、昨日も申し上げましたけれども、消防職員によるところの立ち入り検査であるとか、それから、非常時におけるところの調査であるとかというようなことで、常時実施いたしておりますし、工場自身におかれましては、毎日点検を実施してあるような状況でございます。

加えて、この六月は危険物安全管理月間でございますので、私ども消防の全精力の、突発事故がない限り、そのほかに集中をいたしまして、全員を動員して、市内の各そういう機関に浸透するように、現在立ち入り検査を実施中でございます。

そのほか、きのうも申し上げましたけども、七月七日の日に防災訓練を実施いたしますので、その結果、関係者

が集まって検討会を実施いたします。こういう問題について、さらに検討をやってみたいと、こういう考え方であります。以上です。

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） お答えいたします。給食のほうについてお答えをいたしたいと思います。

先日、昨日、給食についてご返事申し上げたのでございますが、給食については、金額としましては、百十円値上げをいたしたいと、こんなに考えておるのでございます。各都市、三重県内の各都市においても調べまして、百九十円、二百円、いろいろで、百八十五円、そういうふうにいるところがございます。まあ、私のほうもそういう点で、百十円。したがって、低学年が千六十円、高学年は千百十円、そういうふうにいたしたいと、こう思っておりますのでございます。回数は十七回、それから、カロリーは、先日申し上げましたように六百五十カロリーが基準栄養の上回っておりますが、その確保をねらっております。が、しかし、現在といたしましては、少しその基準より上回っておりますが、やはりこれは、学校給食法の第六条と施行令に示しております。保護者の負担とすること、こういう受益者負担と、こういうことがはっきりと出ておりますので、いまこれをどうすると申し上げることはできないと思っております。

それから、もう一つは、中学校のミルク給食、幼稚園の給食と、こういうものについては、いろいろと給食センターと、そういう問題からんで検討中でございますので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、体育館の整備の問題については、教育委員長からお答えを申し上げたと思っております。以上であります。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（森 幸雄君）登壇〕

○教育委員長（森 幸雄君） 各校体育館の整備についていろいろ質問がございました。ご返答申し上げたいと思っております。

各校体育館の現況につきましては、先ほど詳しくおっしゃられたとおりでありまして、小学校三十校、これは垂坂分校を含みますが、用途別に区別しまして、講堂として見られるのは十九、体育館が八、講堂、体育館兼用のものが一、合計二十八になっております。中学校におきましては、十五校中、講堂が一、体育館が十三、兼用が一、合計十五であります。この、講堂と体育館とが入りまじっておりますような状態であります。特に小学校におきましてはまあ講堂という用途のものが非常に多いように思いますが、昨日来申し上げておりますように、この講堂と体育館につきましては、狭隘不備のもの、あるいは老朽化のはなはだしいもの、また物置き場の設置のないもの、その学校の状態によりまして、重点的に新々五カ年計画に盛り込みまして、文部省の示す基準法に基づいた新計画で整備、実現をはかっていきたい、こう考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

さらには、クラブ活動の便所と更衣室、こういった要望もあり、現実にこういった問題にぶつかっております。現在、無人化に伴いまして、教育上の見地からも、また管理面、防災上の見地から見しても市がこれらのものにつきましては、再検討の必要があると思っておりますので、クラブハウス等を、一応それぞれにあげまして、早急に検討して、結論を出したいと、こう思います。

さらに、体育館と各教室との屋根つきの渡り廊下のご要望につきましては、これは、各校それぞれの状態でございますので、特に小学校低学年につきましては、こういったことを優先的に実施していきたいと、こう考えており

ます。説明を終わります。

○議長（日比義平君） 大島君

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまお答えをいただいたわけですが、時間もあと七分のようでございます。（笑声）
できる限りそういう時間範囲でお尋ねをしたいと思います。

まず、老人対策の問題でございますが、時間があるとゆっくりにやるんですけども、とりあえず、（笑声）
一応市内に限り電車、バス代の無料化ということで質問をいたしまして、部長からは答弁あったわけでございますが、たとえば、鹿児島市におきましては、電車、バスの運賃が、七十歳以上が無料になっております。それで、交通局へ市から二千五百万円の支出が行なわれておりまして、その対象人数は、一万二千名と聞いております。それで、さらに市では、敬老思想の啓蒙等とか、あるいは三十二年からは敬老祝い金の支給を三千円、七十歳以上行なっているように聞いております。また、月一回は老人をいたわる日をつくっているというようにも言われておりまして、この、現在の四日市の、たとえば四十四年度の実態から六十歳ということになりますと、二万二千六百一名と、あるいは七十歳になりますと、八千五百八十四名が四十四年の十月の実態の数字でございます。私もこれに近い線ができるんではないかと、このように考えておるわけでございます。時間もありませんので、要望にとどめさせていただきますかと思っておりますが、できる限りこういう方向へ、やはり老人をいたわっていくという形で積極的に対策を講じていたきたいと思っております。

また、第二点の授産施設の問題につきましては、やはりこの、子供が自分でつくった、あるいは不自由なからだてでつくりあげましたいろんなものが販売されて、その収入を手にしたときの喜び方は想像以上のものがございます。したがって、できる限り早くこの授産施設ができるようにお願いしたいと思っておりますが、市長は、校舎が多くのを待つというようなことでございますが、やはり私は、環境の問題もあり、いろんな問題もあると思っておりますが、できる限り近いところで、しかも緑の木がたくさんあると、まあそういうところが好ましいんじゃないかと思っておりますし、また、こういう授産施設は、やはり市中からの仕事のあっせん等もかなりあるようにございますが、こういうところから考えまして、やはり近いところで、設置されるように、早急をお願いしたいと思っております。したがって、いま福祉概念が叫ばれている今日でございますので、できる限りその方向へお願いしたいと思っております。

それから福祉センターの問題につきましては、神戸市で、すでに建設をされておりまして、また宮崎市につきましても、四階建てのりっぱなものができ上がっているようでございます。利用の状況は、大体、老人が一日百四十四人、青少年が大体百人くらいの利用者があるようであります。また、県内におきましても、近くでは津市がそういう総合センターをつくるような計画があると聞いております。したがって、財政の面、あるいは今日、先ほども申し上げておるとおり、福祉行政のおくれを挽回していくうえからも、積極的にこういう問題と取り組んでいただきたいと思っております。

それから、地盤沈下の問題、あるいはその問題につきましては、市長はこういうふうにおっしゃっているわけですね、三月の議会です。ちょっとこれ読みますので。「災害対策につきましては、これはことばのうへの遊戯ではございませんので、お説のように、実際にそれがその災害に対応していかなければならない問題でございますので、避難場所、広場、あるいは避難道路、避難の建物、毒物の管理、球形タンクなんかのもの、あるいは防災計画は実際に適用するかどうかというような問題につきましては、早急に消防防災関係者と企業と会議を持ちまして、

さらに再検討をさしていただきまして、善処をするような方向を打ち出すように努力をいたします。

こういうように締めくくりをされているわけでございます。したがって、先ほどの消防長の話でございますと、七月七日に打ち合わせをしておっしゃっていただきましたが、どうか、やはり地元は、毎日自分の業務のところ、あるいは何か震動がありますと非常に神経をとがらせて、そして毎日過しておるわけでございますので、そういう具体的な、自分のところから避難場所へ行くまでの間の道路にも、やはり埋設されておるパイプがあるわけでございますし、また時には、私も知っておりますが、ガス管が埋設されておりました、それが破損し、ガスが出ておったわけでございます。それと見れば、ガスですから、なかなか、こう、見えにくいわけでありまして、自動車の光によりましてこの火花によって、その火災が起きたということもあるわけでございます。したがって、かなり先ほどから、埋設は安全ということをはたき返えされておりますが、そういう問題もしばしばあるわけでございますので、どうか再点検をされまして、特に、ある地区別に、地域の道路の下には、どういふパイプがありこの程度なら安全という明示をできればしていただきたい。こういうふうに思います。

それから、患者の救済の問題につきましては、市長は、県と話し合いをして、善処していきたいということでございますので、どうかそれも実現のほどを積極的に対処をしていただきたい。このように思います。

まあ時間もあと一分ばかりでございますので、あれですが、特に、平和町の問題につきましては、昭和二十九年の三月三十一日に契約いたしました土地の、いわゆる市有財産賃貸借契約書という中の第六項におきまして、この本契約に基づく事務を善良に移行した場合においては、貸し付け期間満了後、いわゆる貸し付け期間といえますと昭和三十八年の四月十日でございます。したがって、満了後、甲は乙に対して売り渡すものとする、このように第六項には明確になっております。しかしながら、いまだにその売却はされておらない現状でございます。こう

いふ点について一言ご返答を願いたい。こう思います。したがって、市は、実行しないということで、契約不履行ではないか、このような考えを持つ次第でございます。

それだけお答えいただきまして、非常に時間がないので残念でございますが、できる限り先ほど申し上げました幾つかの問題点を十分検討されて、善処されるよう要望いたします。先ほどの一点だけお願いいたします。

○議長（日比義平君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

平和町の、当時かわされました契約書の中の、六項でございますが、いま大島議員のおっしゃいました国の不履行にはなっておりますが、国の用途指定あるいは四日市全体のための市の改良という大きな目的も達しております。それから建設部といたしましては、住宅の改良という目的も達しております。これが現在の状態でございますので、とりあえず六月三十日の判決の結果と、その後における向こうさんの申し出の状況を合わせて善処していきたいと思っております。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後零

午後零時九分休憩をとり、再開いたします。

午後一時二分再開

○議長（日比義平君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 通告いたしましたとおり、質問を申し上げます。

昨日ときょうと、多数の議員が公害問題についての質問をいたしておりますので、重複する点があると思いますが、親切にお答えを願いたい、こういうふうに思います。

公害の被害は、全国的に日一日と広がっております。特に四日市の公害は、国内はもとより、外国にまで知れわたるほど有名になりましたが、対策は、まだまだ市民が安心して暮らせる状態にはほど遠い状態です。むしろ、煙突が高くなり、公害地域が広がる一方です。これは、九鬼市長が企業優先の考え方を変えない限りだめではないでしょうか。なぜならば、昨日も、本日も、議員がいろいろ追及をいたしております。このように多くの問題が出ることは、やはり四日市にとっては、一番公害が問題になるわけでありまして、公害は人の命を奮い、健康がおかされ、そのために必要とされる医療費の負担、またそれを予防するための費用の支出で生活が非常に苦しくなっております一方であります。また、平均寿命にいたしても、これはさらに低下する一方だということではないでしょうか。労働能力の喪失と低下なども、また人間の生きる権利を否定するような被害でもあります。特に、物的財産に及ぼす被害、公共の建物や住宅などの被害、そのために必要な修理や修繕、また、不動産の評価の低下、家庭におきましては、洗たくものよごれ、また金属や石材の腐食による損失など、あげれば切りがないほど数多くあります。特に、乳幼児がのどをぜいぜい鳴らしている姿を九鬼市長は見たでしょうか。美しい空を知らない児童、生まれたばかりの赤ちゃんがそのときから公害という悪魔に取りつかれ、苦しまなければならない現状です。小学生や中学生の公害認定患者の中には、夜中に発作を起こし、せき込みまして、激しくだえ、親としてはどうしてやることもできない、このような状態が起きております。企業の繁栄、産業の発展も、とうとい人命を無視して拡大され

てもよいでしょうか。また、市の発展のため、ぜんそく患者が毎月増加するこの状態を、市長は市民のために、きびしい公害防止条例等をつくらなければならないと思います。

質問の第一点目といたしまして、幼児、小学生、また中学生等の公害認定患者に対しては、医療費を当然無料にしていかなければならないと思います。あわせて、子供たちの健康を守るための対策としては、認定患者の子供たちを夏期疎開をさせて、治療をしながら学習のできるような計画をつくるべきではないでしょうか。この点についてもお伺い申し上げます。

第二点目といたしましては、養護学校の件については、前段のいままでの中でも質問が出されておりますが、この問題でもですね、公害と言えば四日市、四日市といえば公害というように、非常に公害で苦しんでいる子供たちが多いわけがあります。この子供たちを収容して、安心して勉強のできる学校があって、四日市には当然ではないでしょうか。いま、県のほうでも考えられているようですが、この問題については、やはり公害の一番ひどい四日市で、このような学校をつくるべきではないでしょうか。また、公害認定患者の無料の保養所の設置を検討すべきだと思いますが、市長はどう考えられますか。この点についてもお伺い申し上げます。

三点目にいたしまして、先ほども申し上げましたが、四日市はほんとうに公害で有名になってしまいました。汚染地区の学校にはですね、最近特に視察団が来ております。市長に、先ほど議員が申し上げましたように、視察の公害である。このようにも多くの人が視察にまいります。これに對しまして、応待するための予算が学校側にはないではないでしょうか。なぜ、この学校予算の中にですね、そのような公害対策等を設けられないのか。また、公害指定校には、当然予算すべきではないでしょうか。この点についてもお伺い申し上げます。

公害指定地域の学校に、すでに空気清浄機等が据えつけてございますが、夏になりますと、窓を締めて、暑い中で

勉強をしております。この問題につきましては、当然、冷房機の装置を取りつけるべきではないでしょうか。こうして満足に勉強ができるようにしてやるのが、やはり市としての義務ではないでしょうか。この点についてもお願い申し上げます。

五丁目といたしましては、第六十五国会の、通常国会で提出いたしました悪臭防止法の問題でございます。工場などからですね、発生する悪臭物質を政令で定めるということになっておりますが、この悪臭の排出物質とは、四日市の場合ほどのようなものを考えておられるか。また、悪臭を防止する必要の指定地域としては、どうゆうところが指定されるのか。その点について、市長としてはどのような地域を考えているか伺いたいと思います。

まず、悪臭防止などで、その中には、四日市は非常に悪臭の問題が苦情として出ておると思います。この悪臭の苦情処理を、四日市の場合ほどのように処理して、どのように対策を講ぜられているかお伺いしたいと思います。

また、公害警報が出されましたが、その問題を市民に、どのような方法で知らせているか、その点についても伺いをいたしたいと思います。

また、公害警報の中では、一種、二種と、こういうふうにあります。この基準とかあるいは規制とか、そういうふうなものについてもお知らせしていただきたいと思えます。

六丁目でございますが、昨日も他の議員から質問に出ましたが、三田町地内の産業廃棄物の埋め立ての構想を聞きましたが、これが現実を実現する可能性があるのでしょうか。あるとすればたいへんなことではないでしょうか。廃棄物がすべて有害とは言えないまでも、何か包蔵されているか、これを調査する方法がないと思えます。長期間放置されれば、どんな化学変化が生じるか予想もできません。擁壁をつくって、それを海に流さないようにすると、こういうふうなこともいわれておりますが、これは、第二次公害が発生するおそれも持っております。特

に大井ノ川のヘドロ、また四日市港内のヘドロを埋め立てるといふことも、構想の中で聞いております。このヘドロの問題にいたしましたとしても、水分が五〇％で、あとの問題については、ヘドロということになれば、当然これが海に流れ出すおそれがあると思えます。特に、五十八万五千平方メートルを埋め立てるといふようなことでございますが、この問題については、特に、大井ノ川のヘドロの問題については、幸い、一四PPMの水銀が検出されておる、このようにも聞いております。中には、亜鉛とか銅、カドミウム等が含まれているということも聞いております。これを埋め立てて、もし天災や台風によって擁壁が破損したとしたり、磯津の海、いやまた伊勢湾が死の海となってしまうのではないのでしょうか。磯津の漁民は、このためまた生活ができなくなる。このように不安な気持ちであります。住民のすべてに死を求めるといふはしないだろうか。また、生活の保障ができるのでしょうか。磯津の住民は、この問題については、絶対反対と、このようなことを唱えております。この問題について、市長はどうこの問題を対処するか、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

七丁目といたしまして、川越町の埋め立て、また、吉崎海岸の埋め立てが、いままでの中でもいろいろと出されております。いずれにしても、隣接の町ということですが、埋め立てをすれば、必ず四日市の住民にも被害が出てくるのであります。この問題を十分、やはり市として考えなければならぬ問題だと思います。特に、吉崎海岸を埋め立てをしたならば、非常に磯津の町というのが、四方ふさがれるような形になります。磯津はコンビナートの谷間になってしまいます。人間の住むようなところではなくなるような予測もできるのであります。いま、公害を発生しない企業を誘致する、このように言われておりますが、そのようなことが、絶対ということではあり得るのでしょうか。磯津の市民を、どうして将来補償していけるのでしょうか。このような問題を十分に考えていかなければならぬ問題だと思います。特に、この問題の、構想問題について真相なり、考えること、話し合いをした経過

があるならば、その問題点についてもお聞かせを願いたいと思います。また、このような谷間になり、磯津の将来の問題をですね、市長としてはどう考えておるか、この問題についてもお伺いしたいと思います。

また、海水汚濁等で、漁業補償関係の問題が出ております。しかしながら、非常にこの問題についても難航をいたしております。この問題点を、漁民が、市長にあっせんをしてほしい、このような要請があった場合に、市長はあっせんをする考え方がおるかどうか、この問題についてもお伺いしたいと思います。

八点目といたしましては、第三コンビナートの完成に伴って、市長は公害発生を絶対に出さないと、午前中の質問の中でも言われておりますが、この問題点がほんとうに信じられるでしょうか。北部地区の住民が防止協定を結んでおりますが、これだけでは不安ではないでしょうか。そこで、規制体制、あるいは監視体制を強化し、また、市民が安心してすね住めるよう、測定器を数多く配置して、監視しなければならぬと思います。この測定器の配置場所が決定しておるならば、明確にお答え願いたいと思います。特に測定地の問題におきましては、朝明団地や坂部団地も含まれておるかどうか。この問題点についてもお聞かせ願いたいと思います。また、測定記録を定期的に市民に公表していく考え方がおるかどうか。この問題についてもお伺いしておきたいと思っております。特に、この種の公害について、住民は非常に不安な気持ちであるということでもあります。住民との対話を各地で持つべきだと私は判断をいたします。この点について、市長みずからがですね、各地域に入って、この問題を十分聞き入れる必要があると思いますが、このような考え方について、市長はどうお考えかお伺いしておきたいと思っております。

次に、教職員の特別措置法についてのご質問を申し上げたいと思っております。この問題については、現在、国会の中でもこまかい問題点についてのご質問をまだ決定されておらず、こういう問題もありますので、この点は十分私のほうでも理解いたしておりますので、四日市の教育委員会としての考え方を聞かせていただければけっこうだと思っております。

いま、教職員法の措置法が法律化されております。しかしながら、この教育労働の特殊性から、教職員が自発的に行なう測定困難を超過労働に對しましては、非常に、四割の調整金を出すと。しかしながら、これを純粹に考えるならば、給与改善のようではあり、歓迎すべきものかもしれません。ところが、今後の報告はですね、四割の付給と引きかえに、文部大臣が人事院と協議して定める場合は、たとえば、職員会議にせよ、反省研究会にせよ、無制限、無報酬の超過勤務を命じることができると、このようになっておると思っています。四割といえ、一カ月約十時間くらいではないかと思えます。これだけで打ち切りということでは、非常に問題があると思えます。特に超過勤務をですね、無定量に業務命令的に強制化することはないかどうか。この辺が私たちとしても心配している問題のことです。特に私の主張については、現在まで行なわれてきている社会教育の重要性を、このような打ち切り方をいたして、どうやっていけるのか、この辺のところが四日市の教育委員会として考え方があれば聞かせていただきたい、このように考えております。終わります。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔衛生部長（園浦和己君）登壇〕

○衛生部長（園浦和己君）

たくさんご質問いただきました中で、衛生部長から答弁ができるものだけをお答えいたします。

悪臭防止法でございますが、悪臭防止法案というのが、ことしの三月に衆議院に提出されました。まだこれは施行される段階には至っておりませんが、その法案の内容を見ますと、本来的には市町村の固有の事務であるけれども、当面の事務として県知事に委任任務をするんだと、したがって、知事は条例で悪臭の原因となる物質の排出

に關して必要な規定を定めることができるというふうに規定をいたしまして、悪臭物質として、これは政令で定めるけれども、いま考えられる一つの案としては、硫黄化合物、窒素化合物、炭化水素、脂肪化合物というふうに、大筋を指定したものがございませう。したがって、法案が施行せられ、政令が交付された後、県が悪臭防止条例というものを設定した後に、その条例に従って規制をするということになるかと思ひます。

その次の、公害警報の問題でございますが、公害警報は、発令権者が知事になっておりまして、県は、三重県大気汚染緊急時対策実施条項というものがつくって、公布しております。その内容は、いまお話をいたしましたように、予備警報と第一種警報、第二種警報というふうに、三つの段階に分かれておりまして、予備警報というのは、気象測候所等と十分な連絡を取りながら、四日市上空の気象条件から考えて、警報を発令しなければならぬことになるのではないかとというふうな心配があるときに、知事が予備警報を発令することになります。その状態がしばらく続いて、第一種警報が発令されます。その第一種警報が発令される条件と申しますのは、三時間継続する状態のうえで、〇・二 P P M、それから〇・三 P P Mが二時間継続をした場合、四十八時間の平均値が〇・一五 P P Mになった場合というふうに、三つの条件がございませう。そのときには、その警報を受けました企業が、現在排出しておりますばい煙の排出量を減少する措置をやりまして、その減少措置の量が二割カットということになっております。さらに、第二種警報に、第一種警報の状態がさらに悪化したしまして、第二種警報に進んでいくわけでございませうが、この場合の条件は、一カ所の測定値が〇・五 P P Mに達したとき、あるいは〇・五 P P M以上の状態がさらに一時間以上継続する場合、あるいは気象条件から見てもさらに続くであろうということをお判断した場合第二種警報が発令されるわけでございませう。その場合の企業の措置は五割カットということになっております。これらは、具体的には、三重県四日市公害センター、三重県公害センターの所長が知事と相談をして、発令権者である知事の

名前で発令することになっております。

いまお尋ねの、こういう警報を市民にどうして知らせるのかという趣旨でございませうが、警報の発令する目的は四日市上空の大気汚染の状況が悪くなったので、直ちにこれを改善することを企業に示すのが主とした目的であつて、いま申し上げましたような措置がとられるわけでございませうが、市民に対しては、たとえば空襲警報のように、こういう状況になって、こういう警報を発令したからということを知らしめるとしまして、それから、たとえば空気清浄機のあるところどこに避難せよとか、集合せよとかというふうなことは、実際問題として困難な状況でありますので、その時点で直ちに全市民にこのことを周知徹底させる、する方法は目下のところ考えられておりませう。

いままでの測定結果を市民に知らせないのかということでございますが、これは、別に、その時点その時点の、毎日測定をいたしておりますので、その結果につきましては、議会にも提出しておりますし、新聞社にも発表しておりますし、別に秘密にしたものではございませぬので、ご要望があるならば、どういう方法でも皆さんにお知らせすることはできるかと思ひます。

ずっとあとのほうで、第三コンビナートにおける監視体制はどうなっているのかということでございますが、いま、監視測定の責任者といひますか、専任者は知事でございまして、先ほど触れましたように、県公害センターが中心になります、四日市に六カ所電気伝導法という装置でSO₂の常時観測を測定いたしております、それが P P Mという単位で常に記録されているわけでございませう。それ以外に、これを補足する意味といひますか、補完する意味で、P B O通報という装置によって、SO₂をミリグラムであらわす観測装置がございまして、これが全市に二十一カ所設置されております。これが県の測定監視体制でございませう。

それ以外に市は、独自で市として、富田、富洲原の北部に三カ所、及び霞ヶ浦競輪場の、もとい霞ヶ浦土地会社の敷地に一カ所、計四カ所を設置いたしております。この県と市の観測体制を相互に有機的に結びつけて、記録を取り、監視を続けているわけでございます。その結果を市民の皆さんに、ご要望があるならば公表してもけっこうかと思えます。

将来、朝明及び坂部団地等も入っているかということでございますが、S02の電気伝導法による測定点からは少しそれしておりますけれども、PBO通報による測定の範囲の中には、両団地とも入っております。これらは、いま、先ほど申し上げました警報の伝達情報、及び測定点とは、四日市の汚染度が悪くなりましたときの連絡方法は、目下のところは電話連絡でございます。おっしゃる通りに、いわゆるテレメーター方式といえますか、無線でもって直ちに知事、市長、公害センターというものが、直ちに自動的に表示されるというためには、午前中のご質問にもありましたように、企業内にもそういう装置も必要とする問題が残りますので、県が策定いたしました公害防止五カ年計画の事業として、そういう体制をとるように計画がされているわけでございます。その他につきましては、それぞれの担当の方からお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

四日市の公害の実情について、いろいろお説を拝見いたしました。いろいろそういうご意見の結果、四日市の公害の現状というものは、現在かなりよくなってきておるんじゃないかと、さように思います。先般、シドニーの市長が四日市に見えました。そのときに、まず開口一番に言われたことは、私は東京でも四日市の公害の現状を見たひどいものだ聞いて来た、来てみて全く驚いたと、何にもないかという表現のしかたをしている。それから、先般、四十四年ぶりに日本にブラジルから帰られました川本さんという方がおられます。その方は八年前にも日本にお寄りになりました。稲葉町に二日間泊まれたわけですが、これはくさいと、これはかなわんというので、三日目に帰られたということですが、その方が八年ぶりにまたお見えになりました。稲葉町に四日泊まれた。すいぶん変わったと、もう全くそういうものを感じなんだと、

〔「西風が吹いよったか」〕（笑声）

いやいや、雨が降ってありました。（笑声）そういうような事例を見ましても、あるいはまた、いろんな文化講演に見える方、いろんな方がお見えになります。これは、晴天あるいは雨天そういうものを問わずいろんな方がお見えになる。まあ、そういう方々のいろいろな意見を拝聴いたしましてもですね、非常によくなったということは、もうどなたも別におじょうずではなくして、聞くことができる。そのように実態がよくなったということを言われることは、ただいまのような、まことに、叱咤激励のことばをたびたび議会で拝聴いたしました。また新聞等でも、そういう非常に苛烈なご意見を拝聴いたしました結果、行政体も、あるいは企業においても、それなりの努力をしたからこそ、私は笑話ではなく、現在の状況を満たしているというように考えております。それは数字的にごらんになりました。福田議員が主体の磯津をごらんになりました。四分の一くらいの数字になっているというところは、もう小学校の生徒でもわかる数字であろうと、私はさように思います。したがって、今後さらに、この基準値がよくなるように努力をいたしたいというように考えております。また、上空測定点のうち、四測定点におきまして、わずかに基準をオーバーしておるといような現状でございます。私は一日も早く、公害基準値に達するよう努力をしなければならぬんだと、さように思っております。また、基準値以下に切り下げていくべきで

あると、さように考えておるわけでございます。

年平均率にいたしましても、たとえば、京都市の〇・〇五三に対して、四日市は〇・〇五一までできておるといふことは、京都市が山に囲まれているというような特殊な条件があるわけでございますけれども、四日市にいたしましては、私は、これはかなり改善されてきておる結果ではないかと、さように考えております。お説のとおり、さらに今後とも努力をいたしまして、私は別に、企業の番頭でも何でもありません。私は市長として、職務を遂行するより今後とも努力をいたしたいと思えます。

幼児、小学生、中学生の公害患者のことに触れましたが、それに関連いたしましたして、若干の公害患者の生徒数を申し上げますと、現在、四十五年度末でございますが、公害患者生徒といたしましては、小学生が百二十八人、中学生が二十五人、合計して百五十三人、全公害患者数のうち、二五・六%がまあ認定されておるわけでございますけれども、そのうち五十日以上も長期欠席をされた人がどれくらいあるかということ、公害患者でなしにです、四十五年度の学校基本調査によって、五十日以上長期欠席者、した人はどのくらいあるかということを見ますと、五百八十二人の長期欠席者があります。そのうち、小学生が三百十一人、中学生が二百七十一人でございます。その病気を見ますと、じん臓が、小学生が六十八人、中学生が三十五人、心臓が二十三人の十一人、ぜんそくが、小学生が二十二人の中学生が十二人、交通事故の外傷が、小学生が三十五人、中学生が二十一人、まあその他の病気でございますが、このように、ぜんそくの方が二十二、小学校で二十二、中学校で十二人おるといふことでございます。したがって、この生徒をどのように扱っていけばよいか。簡単に養護学校と申し上げましても、昨日から申し上げておりますように、養護学校は主として、結核あるいは筋ジストロフィー等の患者を収容するのが本旨でございます。大体、このような筋ジストロフィーあるいは結核の人が百十三人ほど、鈴鹿の病院

あるいは大里の三重の療養所に、県下全般から収容されておりますけれども、その中で、ぜんそくはそれじゃどうかということになりますと、ぜんそくというものは、絶えず発作をしておるわけではございません。そのときそのときの条件によって発作するわけでございます。たいへんむずかしいわけでございますが、まあ、養護学校の対象になるような、八十日以上も休むような人がどれだけあるかということを見ますと、現在百十四人、そのうち、公害患者のパーセンテージは、大体八・七七%の人が公害患者であるということでございます。この養護学校の一般的な病気の人と同じように、ぜんそくの人を、結核あるいは筋ジストロフィーのような人と一緒にして、このぜんそくの特殊な病気という児童を、生徒を、同じに扱うことができるかどうかという問題は、非常にむずかしいわけでございます。むしろ、ぜんそくの子供は、一般の生徒と区別しないほうがいいというより、現在見解が、専門家の見解が表明されております。したがって、まあ養護学校、特殊学級、あるいはわ分教室というよりいろいろなことが考えられるわけでございますけれども、現在の情勢では、先ほど申し上げたように、実際の志望者、希望者というものは、非常に少のうございますので、したがって、現在の学校施設の範囲において、これを整備し、また、その他短期間においてできるところの学習、保健施設、あるいは青少年野外活動センターというふうなものを充足していくのが、私は現在取るべき態度ではないかと、さように考えておるわけでございます。そのような態度で、幼児あるいは小学生、中学生の健康増進のためには努力をいたしたいと、さように考えております。

塩浜の学校を、大ぜい視察する人があって困るということでございますが、私はもとより、この四日市は、バイオニアとして先進的な名前をかぶせられておる以上、大ぜい見に来られることは、当然であると思えますけれども授業に差しさわるほどの、あるいはまた、予算が足りないほど、視察をする必要がございませんので、学校視

察をお断わり申し上げたらいいんではないかと、さように考えております。(笑声)
空気清浄機は、一応準備をさせていただいておりますが、冷房機ということになりますと、窓を締め切ったままでないとならざるが、むしろ空気が悪くなるというようなことで、私は問題があるのではないかと、さように思います。

産業廃棄物の埋め立ての問題でございますが、産業廃棄物の処理というものが、ともかくどこにも引き受け手がないということ、たいへん困っておる問題であるということは、ご承知のとおりでございますが、これは、産業廃棄物のみならず、ごみあるいはそういう家庭の廃棄物等におきましても、同じような問題でございます。われわれといたしましては、これをどのように処理するのか、燃やすことができない、また燃やし切れない、海に捨てれば海に公害が起るといふし、海洋に持っていけば漁業の妨げになるでしゅうし、またまたたきなくなる、畑に埋めれば地下水をよごす。そうしたら、どろしたらよいかということ、まあ、私は一応、一時処理をしたものを海へ埋没、埋めて、土地をつくるという構想を持って話をしたわけでございますけれども、川越町長にいたしましたも、そういうものは、自分とこの地先ではお断わりだといふようなことで、ただいま産業廃棄物の埋め立て方法というのは、全く行き詰まっておりまして、でき得れば、管理組合の実施していただきますところの埋め立て地の一部に、一時処理をしたところの、無害の産業廃棄物というものを埋め立てに使ったらいいだらうということ、考えておりますが、まだこれは単なる構想にしかすぎません。

また、吉崎海岸の埋め立て案でございますけれども、私は楠の町長、川越の町長と、まあ川越町は亀崎海岸をきめて、決定いたしましたけれども、いずれの埋め立てにつきましては相談に乗ったこともありませんが、管理組合の計画があるということでございます。まあ、昭和四十五年度の五月に実施されました資料にも一応載っておりますが、いろいろ管理者の意見によれば、まだ管理組合においても、正式にそういうことが議題になったことは一歩もないということでございます。単なる埋め立ての構想として、楠町長あるいは川越町長と知事との間にどのようになりとりがあったか知りませんが、私は、そういう話し合いもいたしておりますが、聞いておりません。ただ吉崎海岸等の埋め立てにつきましては、何といたしても費用のかかる、高い臨海工業地帯でございますので、おのずから進出してくる企業に限度があるということでございます。当然、こういうところに出てくる産業は、発電所、石油化学、石油精製、製鉄所、アルミ精練、そういうものに限定されるのではないかと、さように思います。が、現在のところ、そういうご相談にも乗っておりませんが、埋め立て案というものにつきましても、単なる構想にしかすぎないものではないかと、さように思います。

磯津町等の漁業補償につきましては、そういう話はかねて、もう聞いております。機会を見て、そのような努力をいたしたいと、さように考えております。

第三コンビナートの公害に関連いたしまして、住民との対話をする何はないかということでございますが、現在われわれのほうといたしましては、四日市内の七カ所くらいの場所で、六、七カ所の場所で、地区の自治会の定期会談をいたしまして、大体三時間半くらいの予定で、各地区を回らしていただいておりますが、まあ、そういうときに、意見があれば承っておりますし、また、さらにあらためてこういう会合をしたいという申し出があれば、私は積極的に出かけさせていただきますと、さように考えております。

大体ご質問の要旨は以上でお答えいたしましたと思いますが、答え足りない点には、またつけ加えさせていただきます。

○議長(日比義平君) 教育長。

「教育長（西川棟伍君）登壇」

○教育長（西川棟伍君） お答えをいたします。

教特法の、正式に申し上げますと、皆さんご存じのとおりであります。国立及び公立の義務教育等の教育職員の給与等に関する特別措置法、えらい長い名前でございますが、こういうものが国会の最終の段階で成立をいたしました。実は、いまだにその法令も、新聞には出ておりますけれども、正式にそういうものはまだ流れてきておりませんが、その段階も、新聞の段階において、いろいろとわれわれ考えることは多いのでございます。で、まあ、教員の給与の問題については、昨日も申し上げましたように、専門職、そういうような考え方に立ちますと、やはりこれは、お医者さんもその一つでございますしよろけれども、給与についても十分考えなければ、やはり、教育は人であり、と言われるほどに、やはり給与の問題を考えなければならぬと、私はかねて考えておるわけでございます。

それから、超過勤務の問題でございますが、学校というところは、労働基準法の適用を受けまして、そしてまた県の条例によりまして、四十四時間の勤務でございます。ところが、まあ、これは昔からのしきたりになったようなかつこうで、なかなか四十四時間で済まんものが多いのでございます。やはり、かわいい生徒のために、というのが教職員のほんとうの気持ちだろうと、私は善意に考えておるものでございますし、善意ばかりじゃなく、実際にみなそういうふうに考えておる、そういうふうに思っておるものでございます。しかし、労働基準法の適用を受けている教員に対して、やはり超過勤務が相当でございますし、相当でございます。まあ、そうして、それが裁判されたようになっております。各所でそれが出まして、結局いま、最高裁までいっておるのが四件あるとか聞いております。その結果については、いま軽々しく私たちがいま申すのは、これは行き過ぎでございますので申し上げますが、な

かなかむずかしい問題でございます。まあ、そういうところを踏まえて、文部省においても、一日も早くこの解決をいたしませんと、やはり、教育界は麻痺すると、こういうのが現在の状態でございます。ところで、それが今度の、この教特法の法律になった超旨かと、こう私は考えておるんでございます。ご存じのように、四男の大体調整額をつけて、まあいろいろのものにはね返りますと、六男になります。しかし、これがために、教員に超過勤務を無定量にさせていかどうかというようなご質問であったかと、かように私思うのでございます。私としては、私一人じゃございません。これはやはり、教育に携わる者の、一様に考えておることでございますけれどもやはり定量というものはあります。あすの教育のために、私は、やはり自分自分の何といいますが、健康なりそういうものも十分にたくわえておらなければならぬことではないかと、こう考えておるんでございます。勤務の、そして監督に、勤務の監督については、勤務の監督については、もちろん不定量でございますけれども、まあほぼ学校の校長にまかしてございます。そういうことで、校長たちも、十分に管理職としての良識を持って対処するのが当然かと、私は考えておるのでございます。まあ、その良識で考えるという、その範囲がなかなか問題点になって、いろいろとまあ出ておるわけでございます。まあ、ご存じのように、人事院からも申し出がございます。そして、この新聞を見ますと、六月の三日に、文部省と日教組、めずらしいことに会談をやっております。そして、

「〔要点だけを〕と注意あり」

両方から出ておりました、文部省提出の時間外勤務案というものがございまして、それについて、いろいろと相談をいたしております。また、相談をするような状態になっておりますので、私たちに於いては、さっき申し上げましたように、県の条例に定められたその範囲においていたしたいと、また、その間について、いろいろとまた考え

ていかなければならぬものがあるだろうと、こう考えております。以上でございます。

○議長（日比義平君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 お答えいただきましたんですが、非常に満足するに至りませんので、再度要望的なことでお聞き願いたいと思いますが、公害警報の問題でございますが、非常にですね、公害警報が、予備警報の中でも時間がかかって、非常にやはり、企業のほうで受けとめてからも、相当の時間がたたなければ効果があらわれてこない。このような問題があると思います。ですから、そういう点につきましては、当然、自動表示機なり観測測定器の中には自動表示機等をもやはり取りつけてですね、そういうものが即、警報を出せる、あるいは事前にですね、この問題については、天候等の問題で予備警報が出されるということでありまして、実際には、警報が、予備警報が出された段階からですね、非常にスモッグが多くなる時間的な問題が残されているんじゃないか。いま、やはり、宇宙旅行に行こうかというような時代ではないでしょうか。ですから、当然そのような、やはり、研究をしていただいで、早く防止を考えなければならぬ問題だと、こういうふうに思いますので、そのへんのことについて、十分な規制方法を考えていただきたい。こういうふうに思います。

それから、警報を市民に知らせるのではない、企業に対しての警告、あるいは指導であると、こういうふうに言われましたが、やはり市民にとっては、このような四日市の状態をみんな知らなければならぬ、こういうふうに考えますので、各出張所、あるいは市の庁舎には、火災警報の中では、吹き流し等を取りつけて市民に知らせておるんじゃないでしょうか。そういう点を一べんご研究願いたい、こういうふうに思います。また、各企業において、正門前等においては、自動表示器等をつけさるる様に、市長のほうから提案する必要があるんじゃないでしょうか。

そういうふうに私は思います。

それから、測定器の問題でございますが、住民がですね、密集した、やはり朝明団地とか坂部団地にはですね、即観測測定器を置いて、自動表示等を、やはり備えて、住民に知らせる、このような方法も考えてはいいんではないか、こういうふうに思います。

それから、先ほど市長が、外国から帰ってきたとか、いろんなことを言いましたけれども、この問題については一晩、二晩、あるいは一週間あった人たちのことを信じるのか、市民のほんとうの声を信じるのか、この辺のところが私はたいへん不満であります。これは、やはり市長としての発言が、非常に私にとっては不満でございます。このようなことで、やはり私は、市民のほんとうの代表者ということには受けとめられませんので、この発言については、市長のほうで何らか撤回していただきたいと、私は思います。

それから、公害の汚染の問題のことも言われておりまして、地域を拡大することはないというようなことを言われておりましたが、現実にはこの地域の中では、いままでもゼロのところ汚染されておる、こういう事実があるので、やはり地域の規制を行なうには、範囲を広げていく必要があると、私は思います。

それから、学校視察の問題でございますが、この問題については、制限したらいいんではないかというようなことですが、これは教育委員会のほうで受け入れの問い合わせがあったならば、やはりこれは、制限を教育委員会のほうでやっていたかなくちゃならぬ問題じゃないかと、こういうふうに思います。

それから、冷房機が実際には必要だと、こういうふうに市長は認めるのか、あるいは認めるならば、いつから設置するのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

それから、廃棄物の問題でございますが、いま困っておるんだということだけで、実際にその廃棄物の行政指導

をどのように行なっているのか。最近においては、鈴鹿川の問題が出ております。やはり企業は、下請企業に対して、これをまかしてある。このような中で、下請企業は、ほる場所がないから河川のところにほってくる、あるいは山の中にほってくる。このような状態が現在続いているのではないのでしょうか。このような問題についても、やはり、企業の下請であるならば、その下請業者の行政指導を十分行なう必要があるのではないのでしょうか。こういうふうに考えられます。特に埋め立て問題については、私たちにっては、非常に不安の多い問題でございますので、今後このような問題が出る場合には、十分住民との対話の中でやっていただきたい、こういうふうに考えます。

それから、吉崎海岸、あるいは川越町の問題ですが、発電所あるいは石油関連会社、このようなことを言われましたが、この問題点についても、やはり、発生源の多い企業の誘致については、われわれとしては、反対せざるを得ないというふうなことになると思います。

それから、先ほど市長が、ときどき各地域を回って、話を聞いてくるというふうなことも言われておりますが、これは、自治会長の話を聞いてくるのではなくして、一般市民との対話が必要であるということをおは申し上げたのであります。こういう点について、今後やっていただきたい、こういうふうに要望いたします。

それから、もう一点ございますが、特に私としての要望といたしましては、最近、緑地化に非常に力を入れて計画されておりますが、公害のひどい地域を早くやらなければならぬと思います。特に、昨日も出ておりましたが、海水浴場を取り上げられて、子供たちは遠くの学校まで、あるいは市につくられましたプール等に行くために、非常に交通のひんばんな中を、自動車の中をくぐって、自転車なり、あるいはバスに乗って泳ぎに行く、しかしながら、これが満員である。こういうふうな状態の中で泳げず帰ってくる子供たちがたくさんおるわけがあります。

これをですね、みんな海をよこした企業、あるいは誘致した市の責任ではないでしょうか。公害地には、できるだけ小単位の地域にプールをつくってやっていただきたい。こういうふうに思います。特に、一年中利用できるようなプールも、コンビナート等の余熱を利用して、温水プール等を霞ヶ浦につくられるという構想もありますので、この問題については、つくって、子供たちの願いを一日も早く実現していただきたい。このように要望して終わります。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

公害の問題は、私は、ある事実を申し上げたまででございます。何も取り消しをしなければならぬような、私はでたらめを申し上げたわけではございませんので、申し上げたとおりでございます。

冷房機は、私は入れる必要はないという考え方でございます。

廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、これは、原因者、発生者が処理をするということになっておるのがたてまえでございます。たとえば、それを下請に出して、その下請が夜、知らんとる間に川へ行って捨てるとか、あるいはまた、鈴鹿市、あるいは桑名市等に捨てるというふうなことになるわけでございます。そこまでは、なかなか監視ができないということでございますが、見つけ次第それはいろいろ処理をしてあるわけでございます。廃棄物は原則として、発生者において処理するというのがたてまえであるかと、さように思います。

○議長（日比義平君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 私はですね、先ほど申し上げたことについては、市長が、一週間おる人、あるいは三日来た人のとを信じておられるのか、われわれ四日市の住民が、三三百六十五百おる人たちが叫んでることを信じてもらえない。これが残念でならぬ。やはり一週間来た人のことを信じてもらう、これは私たち市政をあずかってる人たちの出すことではないと、私はこういうふうに思うんです。当然一般市民が公害問題については、真剣になくしてほしい、このような叫びを上げている。これを外国なり、何かから来て、前回来たときには非常にくさかったが、しかし今度来たときにはよかった。こういうことで、市民がほんとうに納得するでしょうか。私は、その問題を言うてるのであって、実例を聞いているのではない。ほんとうのことを、市民の考えていることを、市長としては、受けとめていただかなければならぬと、こういうことを申し上げておるんです。その点についてのお答えをはっきりとしていただきたいと思えます。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後二時二分休憩

午後二時二十一分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 私の先ほどの発言に若干説明の補足をさせていただきます。

まあ、この一週間か十日の旅行者の目を信じるのか、あるいは三百六十五日住んでるところの市民の目を信じるかという話でございますが、私は決してそういう意味で申し上げたことがございませんので、それは録音テープを聞いていただいたらよくわかることだと思いますが、単なる比較の問題としてそういうことを申し上げたわけでございます。絶対的な評価でそう言ったというのじゃなくて、私は比較の問題として、よその都市と比較して、あるいは正常なる空気環境のよいところと比較して、こうなっておるといふ状況を申し上げたわけでございますので、その間の事情については了解を願いたいと思えます。

○議長（日比義平君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 少し先ほどの市長の発言に触れさせていただきましたと思えます。

比較の問題であらう発言をしたんだということですが、非常に問題が実はあるかと思えます。と言いますのは、われわれが……。

○議長（日比義平君） ちょっとちょっと、関連質問をあとにして、これを先にやって、自分のやつを先に……。

○小林博次君 少しでも続いてやらさせていただきますかと思えます。

市長の……。

○議長（日比義平君） 小林君。これをやって、やってですね、あとの質問に……。

○小林博次君 それでは、質問させていただきます。

まず第一点には、同和对策についてであります。

同和对策特別措置法が法制化をされ、昭和五十三年までに同和对策事業を充実させるということは、同法制定以

前の行政として事業を進めるといふことではなくて、各部各課、特別措置法が制定された、いわゆる同法第一条の趣旨を十分に理解し、行政の中に十分取り入れていく姿勢が必要であるように思います。聞くところによりますと、過去には、各部課とも同和問題については避けて通るといふ風潮があったように思います。厚生部が、あるいは教育委員会だけが同和問題をやる場所ではないと思えますし、土木や衛生あるいは産業部などにおいても、同和問題については当然考えるべきであるといふふうに思います。特別措置法が昭和五十三年までの時限立法であるならば、同法の第四条に基づいて、当然昭和五十三年までの年度別の計画があつてしかるべきであると思えますが、はたしてその計画があるのかないのかといふことについて、まずお伺いをしたいと思いますと思えますが、当然同法第四条によってその計画があるといふふうに思います。で、その計画を遂行するにあつての体制として、いわゆる県なんかでは同和对策室というようなのが設置をされておりますが、市としても同和对策室なるものを設け、すべての同和問題について、いわゆる一つの窓口で充実した事業の推進が必要ではないか。この点について、また、この法律ができた以前と以降に分けてどのように対策してきたのか、担当助役の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

二つ目に、交通対策についてお尋ねをいたします。

昨日の答弁にもありましたように、この一年で一八名も死亡者が増加をいたしておりますといふことでしたが、私も子供を持つ親として、特に路上などで遊ぶ子供さんの安全についても、私同様多くの方々が気をつかつておるわけであります。交通災害は、いろいろな要因から発生をしているわけでありますが、車道と歩道を分離することによって、かなりの者が救われると突は思いますが、いかがでしょうか。しかしながら、全市的に車道と歩道を分離をしようとすれば、大きな資金が必要であります。そこで、このように大きな金のかかるものをいまずぐやれと

は言いませんが、とりえず通学路の安全確保と歩行者の安全を確保するために、二つ三つ問題の提起をさせていただきますか。

まず、市長が選挙のときに、磯津の入口にあたる鈴鹿川にかかつております磯津橋、これの西でも東でもけっこうなんです、通学路、いわゆる歩道橋をかけるという公約をなさったといふふうに実は聞き及んでいるわけですが、その実現を早くしていただきたいといふことであります。で、一つは歩道橋をつくる予算というものが組まれてないといふふうに思いますが、どういふわけなのか、お伺いをいたしたいと思いますし、また、質問者が勘違いをしてお尋ねをしているといふことがあるかも知りませんから、いわゆる公約を実現するんだといふことで、その筋道、具体的なものを発表していただきたいといふふうに思います。

さらに、引き続きまして、交通の問題で、いわゆる舗装がまだしてない、通学に非常にあぶないと思う道路がいわゆる四日市には幾つかございますが、その中で、たとえば尾平と曾井の間の通学路にガードレールなりワイヤーロープのようなものを張って、学童の安全をはかってもらいたいといふふうに思いますので、つくっていただけるのかどうかといふことについて、お答えを端的にいただきたいといふふうに思います。

非常にこまかい問題ばかりでございますが、さらに四日市の中央部では、広い表通りには歩道がありますが、たとえば婦人文化センターなら、東側に至る道路で、歩道に舗装がしてないところがありますが、これは見た目にもきたないし、雨降りなどにはせっかくの歩道がありながら車道を利用する方があります。最近はその両側に車が駐車をしている場合が多くなっていますので、事故に結びつくこともあり得ると思えますが、歩道でも舗装をしていないものについて、市当局は将来舗装していくのかどうか、また舗装していくことであれば、その計画を明らかにしていただきたいといふふうに思います。

さらに、これも歩行者の安全を守るためのものでありますが、近鉄四日市駅の正面にいわゆる七十メートル道路があり、この市役所の東に三滝川のほうに向いて五十メートル道路が走っております。で、この道路の中央部がグリーンベルトで仕切られています。実は、よそから四日市に来た人の話ですが、四日市はひどい公害の町だ、そういうふうに言ったが、たくさん木が生えてる、公害はないじゃないかというふうな、そういう答えを出す人があるわけであります。いわゆる、中央部のグリーンベルトは、人の目をごまかす役割りを果たしているようです。といひますのは、青々と茂る緑地帯の木を見ることによって、公害はないんだという錯覚にとられるように、横断歩道を歩いているのが、その木の陰に隠れて見えなくなるわけでありまして。回りくどいことを言いましたが、ちょうど北町と八幡町の間で、その木のために何人かが交通事故で死んだかけがえをしています。この地域の人に聞いても、また通行するドライバーに聞いても、木が視界をさえぎっているのであぶないと言っています。せっかくいろんな目的で植えられた木を、全部引き抜けよと、取りかえよとまでは言いませんが、せめて歩道の付近で事故のあったところ、将来事故に結びつくようなところは、背の低い木に植えかえていただきたいと思ひます。グリーンベルトのある道路で、特に歩道の近くの事故の突発が市として把握できていければ報告をしていただきたいと思ひますし、市としての対策なりをお聞かせを願ひたいと思ひます。

で、次に八王子線の問題について質問をいたします。

子酉八王子線の開通によって、いわゆる本年の七月に八王子線にするんだというように聞いておりますが、私は三つの理由で廃線を取りやめるべきであると思ひます。

一つは、子酉八王子線の開通によって、道路事情が大きく変化しつつあること、さらに、一方通行などの交通規制をすれば、廃線が考えられた当時の状況よりは格段の違いが出るはずであります。さらに、利用者の多くは内部

線同様学生であるため、交通費の父兄負担が増加してくるということです。三つ目は、最近自動車の増加で、東京などでは空素酸化物による大気汚染のオキシダント公害が問題になっておりますが、四日市に光化学スモッグが起らないという保証はないわけでありまして、ガスを出さない電車はまさに時代の流れに合ったものだと思ひます。これらは私の私見であります。が、当時住民の八割に及ぶ反対があり、いまなお根強い反対意見を耳にするわけでありまして。が、市長はこの問題について、絶えず住民の意見を聞いて善処していただきたいと思ひますが、市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、老人対策についてお伺いをしていきたいと思ひます。

この問題については、昨日来の論議の中でかなりの答えが出ておりますので、あるいは重複する場合がありますと思ひますが、よろしく願ひしたいと思います。

四、五日前の新聞に、厚生省から出された四十五年老人実態調査が載っておりましたが、それによりますと、四十五年の老人実態調査では、一人暮らしの老人が全国では何と五十四万人、うち半数が何らかの世話を必要としてゐる。しかし、世話が受けられない人が十一万人もあるんだということがわかったというふうに書いてあります。平均寿命は、昭和十年の男四十六・九歳に対して、四十四年は六十九・二というふうに、高齢人口は年々増加をする。しかも核家族化の傾向が強まり、老人の孤独な生活がふえてくるわけでありまして。年が寄れば当然収入も減ってまいります。四日市のように、年寄り和孩子が公害で苦しめられていることになれば、生きていくことのほうが逆につらくなってくるでしょう。そこで、県の状況を見ても、七十五歳年金受給者で十月実施を目前に作業を進めているのであります。市長が県と同じようなことも考えているようですが、あまりにもお粗末過ぎております。さらに市長は、先ほども答弁の中で、六十や六十五では老人ではないということですが、現実には五十五から六十

歳で定年退職をしいられておるのが実態でありますから、市長はこの現実をはっきりと踏まえ、収入面においては健康面において、非常に不安定な立場に立たされている六十五歳以上のお年寄りの医療費の無料化をはかるべきであるというふうに思いますが、再考をできるかどうかお伺いをいたしたいと思います。

少し力み過ぎましたので、上がりまして、二つほど落としましたので、追加をさせていただきます。

一つは、交通対策の問題について、一つは、草刈り条例の制定をしていただけるかどうかというところであります。いわゆる、あき地や道路などで草がはえ茂っているのをときどき見かけますが、町を美しくするという観点から見ても、これは非常にうっとろしいわけでありまして。さらに、何かにつけてハエや蚊の温床になるわけですから、早朝に草刈り条例の制定をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。答えをお聞かせをいただきたいと思っております。

もう一つは、公営駐車場についてであります。

近鉄、国鉄、いわゆる駅の付近についてどういうふうに考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

それから、国鉄の隣に県の保有地がありますが、都市計画審議会に入札がきまったが、公営の駐車場にすべきであるというふうに思いますが、市長の考え方を伺いをいたしたいと思います。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） ご指名によりまして……（笑声）。

昭和四十四年の九月に同和对策事業特別措置法が出ます以前におきましては、昭和三十四年にしました同和问题

閣僚懇談会の了承を得た同和对策要綱、それに基づいて施行しておったんでございます。同和对策事業特別措置法の出ます以前と以後におきましては、国の予算、県の予算の非常に大きな変化がありましたに伴いまして、四十四年以前の十一年と四十四年から五十三年に至る間の十年間とは、貨幣価値は違いますけれども、事業量としましては約十倍くらいの伸びが認められるのでございまして、四十四年を起点といたしまして五十三年に至るまでに、大体四億二千万円程度の事業を行なう予定になっております。

先ほど小林議員がご指摘になりましたように、同和事業を、同和对策を避けて通っちゃいけないと、これは私も全く同感でございます。市役所の中に、私は決してこの問題を避けるという風潮はなかったと思うんでございますが、この意味におきまして、むしろこれは市役所だけでなく、国民の一人一人、また市民の一人一人がこの問題を熱意を持って一日も早く解決すべき問題であると考えておるのでございます。

市におきましては、厚生部を……。

ちょっと訂正させていただきます。

四十四年から四十八年までが四億二千万円でございます。そのあとの計画につきましては、さらに同和对策の審議会におきまして、さらに審議していただきましたりうえて決定していきたいと思っております。

市におきましては、厚生部の民生課が窓口になってこの事業を行なっておりますが、県には同和对策室があるんでございますけれども、私は、これは市の全体が参加しなければいかぬという意味におきまして、窓口があれば私はええと思っております。窓口があつて、各部課、これは土木あるいは住宅、下水、農林課あるいは青少年課、あるいは教育委員会、社会教育、こういったほとんどすべての部門が参加しなければならぬので、無関心にならないという点において、一つの個所でこれは取りまとして行なうというよりは、

むしろ窓口をつくって、そこを窓口として、むしろ僭越ではございますけれども、私自身が調整の主役になり、また厚生部長がこれに加わって、市役所全体の問題として処理をしていきたい、こういうような考え方を持っておりますので、担当者がほんとうに足りないとするれば、これは増強いたしますけれども、この問題を推進していくためには、現在の形態でもうしばらく進めていきたいと、このように考えております。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

交通対策につきましては、ご指摘のとおり、ゆるがせにできない事業に来ておるといように考えておりますし現に先般行なわれましたところの交通安全対策協議会等におきましても、国・建設省、県、市等の事業費で大体約二億円の交通安全対策事業が市内に行なわれることになっておりますので、一部川越町、楠町、孤野町になっておりますけれども、大体二億円のものが交通安全事業として実施されることになっております。

ご指摘のように、歩道を分離するということは、学童あるいは通行者の安全上必要でございますけれども、一応規格といたしましては、十二メートル以上をすれば歩道ができないということになっております。しかし、これ何と云っても、学童等につきましては、もっと基準を下げてですね、八メートルぐらいの道路ならば、片側にロープを張るといふような歩道の分離ということも、今後はできるといふことは考えていかなければならないのではないかと、さように考えております。したがって、通学路の安全確保等につきましても、昨日も申し上げましたように通学路の確保できるところにつきましては、できる限り歩道を分離するよりな形であるとか、あるいはまた車の通らないようなところを通学路として指定して、そこを舗装をするといふような努力をしていかなければならない

と、さように考えております。

磯津の歩道橋につきましては、大体この四十六年度内に完成するといふお約束を申し上げますので、四十六年度中にはぜひ完成をさせたいと、さように考えております。

通学道路の尾平垂坂東富田線につきましては、私はよくわかりませんので、担当者からお答えをさせていただきます。

歩道の舗装につきましては、私は当初、歩道の舗装ということよりも、まだ市街地等で舗装を要求されているところがあつたら、そういうところを先にすべきじゃないかという意見を持っておりましたが、最近市民のほうで、そういう強い要望があるといふので、四十六年度等におきましても歩道の舗装費を組んでおります。

三滝通りのグリーンベルトの木でございますが、われわれ、非常に成長がよくなってきて、りっぱになってきて喜んでおるわけでございますけれども、先般警察からも、三年ほど前、若干そういうので木を切ってくれというお話がございました。私は絶対切らさぬということで、言うておつたんですけれども、事実事故があつた。これは不注意ではないかと、常に注意があつたら事故は起こらぬという警察の言い方でございましたけれども、やっぱり酔眼もろろとしておつたんでは、木がはえておつて人が立つこともわからぬということであると思いが、そうばかりも言っておれませんので、三滝通りにつきましては、すでに二年前に、交差点の三本木が重なつておるよりなところにつきましては、すでに全部除去いたしました。そこで、大体差しつかえはないんではないかと、さういふように考えておりますが、最近の、いわゆる各地において実験されておるところでは、樹木というものがやはり環境保全の安全度あるいは危険度の目安になるといふので、危険なところに木を試験的に植えるとか、あるいはごみ防衛だといふ施策でわざわざ木を植えて、その環境を測定しておるといふような事業も、最近では行なわれて

おるわけでございます。やはりこの三滝通りの樹木につきましては、グリーンベルトというものは大切にしていかなければならないんじゃないかと思えます。木は植えるな、木を植えろという事になってまいりますと非常に困りますので、われわれといたしましては、交通の妨害にならないように配慮いたしながら、グリーンベルトの造成には努力いたしたいと、さように考えております。

八王子線の廃線でございますが、これはすでに過去にもう幾たびか陳情があり、会合もあり、論議をされたわけでございます。現在の時点においては、すでにこれを存続するのはむずかしいという段階に来ております。また近鉄当局としても、あのような車がもう現在つくられておられない。現在日本で二本しかない線路でございますしとかくそういうようなことで、もう存続はむずかしいんだという理由もございまして、やむを得ないんじゃないかと、そういうように判断をいたします。それだけに交通路線の確保ということにつきましては、住民のご意向に沿うような努力をしなければならないと、さように考えております。

老人対策の問題でございますが、六十五歳以上の老人の老齢医療費はないということでございますが、昨日からお答えをいたしておりますように、七十五歳以上に限って老齢福祉年金の限度で実施をさせていただきたいと、さように現在では考えております。

草刈り条例でございますが、これは全国で習志野市が一市やっておりますわけでございますけれども、習志野市の結果を見ますと、結局条例が有名無実のものになって、人件費が高い、なかなか草刈りをしてくれる人が獲得できないというので、それならもう市でしていただいたほうがいいというので、どの地主も草をはやしたままで放置をされる。しかも、地主のところへ代金の請求に行っても、東京にあるとかよそに行っておるとかでなかなかつかまらないというので、有名無実化して、草刈り条例のものにつきましては、現在問題があるわけでございまして、

われわれといたしましては、草刈り条例というものは決して必要はないのではないかと、さように考えております。

公営駐車場でございますが、これも昨年までに公営駐車場特別委員会が議会で設置をされまして、真剣に検討されたわけでございまして、諏訪公園に地下駐車場といういろいろのご意見、あるいはまた一番街を中心とするところの商店街の方々からの熱心な駐車場設置協議会のこの地区については、幸いに七十メートル道路という道路もございまして、駅裏もあるわけでございましてけれども、最近の情勢では、非常に車が込んできた、こういう時点において、近鉄の駅裏の阿瀬知川に大体六十五台くらい置ける駐車場をこしらえておりますが、こういうようなものは焼け石に水のようなものであるというように考えております。でき得べくんば立体駐車場の構想を今後実現し、かつまた近鉄の高架化によりますところの高架化下の駐車場につきましては、二階建ての構造にして、できる限り駐車できるようにいたしたいと、さように考えております。

高い土地を買って公営駐車場をつくるというよりなことにつきましては、やはり問題があるのではないかと、さように考えております。近鉄の駅前の三重銀行本店の南側にも六百坪の用地がございまして、六百坪の敷地をあの状態で取得をいたしましていうならば、おそらく六億円くらいの金が必要ではないかと思えます。したがって、現在公営駐車場として考えられるものは、阿瀬知川のような河川の利用できるもの、あるいはまた近鉄高架化に伴うところの路線の下の駐車場、あるいはまた諏訪公園等にございまして、これは公園用地でございまして、けれども、四日市幼稚園あと地等に二階建ての立体駐車場を設置したいと、さように考えております。

国鉄駅前の県営敷地五百坪につきましては、一部の方々がこれを払い下げてビルを建てたいという運動がございましたけれども、われわれといたしましては、ぜひこれは市に払い下げてもらいたい、そして公園あるいは駐車場

として使用したいということで、誠に県当局に対して申し入れておりますので、県も簡単にこれを払い下げないとわれわれは思っております。いずれにしても、いまご指摘のような点にこれを利用させていただきたいと、さうに考えている次第であります。

以上でお答えいたします。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） お答えいたします。

ご指摘のありました神前小学校を中心とした学童の通行ということにつきましては、学校当局からガードレールあるいはワイヤーロープをつけてくれという、学校当局あるいは教育委員会といろいろと検討し、実現につとめていきたいと思えます。

なお、交通安全対策の面で尾平垂坂東富田線、これは県道でございますが、これにつきましては、国の補助事業として本年度七十四メートル、幅一・五メートルの歩道橋をつくることにしたいと、新設することに相なりました。以上です。

○議長（日比義平君） 小林君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 同和対策について、さらに質問を続けていきたいと思えます。

たいへん親切なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

特に、青少年対策が非常に強く要望されておりますが、その所管をめぐって、いわゆる教育委員会とかあるいは

厚生部との間が明らかにされておりませんが、そのようなことを含めて、どうしても同和対策室なるものが必要であるというふうに思えます。同和対策については、現在全国的に、これはちょっと問題になりますけれども、全国的に調査が行なわれております。七月十五日をめぐって提出をするんだという調査であります。その中には現地からの要望が漏れることがないか、あるいはいまのままの調査のやり方でいいのかどうか、そういう点についてお答えをいただきたいというふうに思えます。

いずれにしても、増員が必要ならば増員をするんだということでありますから、単に民生を窓口ということではなく、いま現在おられる担当を含めて、同和対策室がやる気があればいまずぐにというふうに切りかえられますので、その点含めてお答えをいただきたいというふうに思っています。

さらに、これは問題が変わりますが、いわゆる公営駐車場の問題で、国鉄駅前の県保有地、これが都市計画審議会に入札がきめられておりますが、やっぱり公営駐車場にすべきだというふうに思っていますので、入札をやめさせていただきたいというふうに思っています。

加藤助役のほうから答弁をいただきたいと思えます。

それから、磯津橋の歩道橋の問題でございますが、四十六年度中に公約は守るんだということでありますから、大いにけっこうだというふうに思っています。そこで、できましたら事前に計画案というものを提示させていただきたいというふうに思っています。きょうわかっておれば出していただきたいと思えます。

それから、グリーンベルトの事故の問題ですが、二年前に交差点の近くの三本植わっているのを引っこ抜いたと抜いたのは差しつかえないでけっこうなんですけれども、問題は、一番端にあります、市町八幡町のほうにまだ三本ずつ植わっているわけでありまして、特にあのあたりはかなり木が密集をしております、ほんとうにあれをよ

く走っていただいたらわかるわけですが、見えないわけでございます。そういう意味で、一月に二回か三回か市長が現地を通っておりますから、単に公書をごまかすんだということではなしに、人の命を守るんだということで、すみやかに切り取って、いやいや小さいのとかえていただきたいというふうに思います。どうかお願いしたいと思います。

それから、八王子線の問題ですが、市長は、この線はほとんど使われていないんだということでありますが、別に近鉄同様高架をつくっていただいて、旅客が少ないから、運賃が少ないからということであれば、高花平なりあるいは新しい団地に向けて接続をして、運営ができるような状態にいただければ、いまの時点でも十分に廃線をやめていただくことができるんじゃないかというふうに思います。その点について再度お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 同和对策室の問題につきましては、対策委員会にこれまでもおはかりして、こうしたふうで持つてきたいきさつもございますので、この問題につきましては、よく委員会におはかりしたりえて今後進めていきたいと、このように考えております。

○議長（日比義平君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） まず国鉄四日市駅北側の五百坪の戦災復興の保留地についてでございますが、これは戦災復興の審議会に入札ということに答申がきまっております。しかし、審議会で結論を出しますまでに、私が、私自

身も審議会に二、三回出しまして、そして、市としては今後公営駐車場にしたいんだと、したがって、ぜひ市のほうに払い下げてほしいという申し出をしております。審議会では、こういった市の申し出にもかかわらず、入札という結論が出たようでありますけれども、なお私たちは希望を捨てずに、県のほうに對しまして市の意向に沿ってくれということを強く申し出てございますので、先ほど市長からご回答申し上げましたように、県のほうとしても慎重に審議を継続してあるという状態でございます。

その次に、磯津橋でございますが、これは、先ほど市長からお答えがありましたように、本年度中に実現をいたしたいということで、努力をいたしておるわけでございますが、当初の計画では、現在あります磯津橋、あれに歩道部分を添加するつもりでございました。しかしながら、この現在の橋は、建設省の高潮対策の一環として実施したものでございます。作業の面からいって、あれにそのまま橋梁を添加するということは不可能である。したがって、これはこのままここへ添加をするといたしますと、あらためて橋をかけるのと全く変わらないような状況でございます。金額にいたしますと、大体六千七、八百万見当を要する。そこで、現在土木事業の中に占めております私たちが持っております橋梁の予算では、とうてい処理をいたしかねますので、現在これをどう処理をするのかということについて、いろいろ作成方法を検討してある段階でございますが、最終的に結論にまで至っておりません。したがって、結論が出ました際におきまして、これをまた建設委員会等のご了解を得て実施をいたしたい、かように考えておりますので、その点ご了解をいただきたいと思っております。

それから、八王子線の問題でございますが、これは、私が市のほうにごやっかいになる以前に、平田市長当時にも全員協議会での結論もございましたので、その結論に沿って現在まで事が住民との間に話し合いが進められてまいったというのが実情でございます。したがって、この協議会の結論をできるだけ尊重するというところで、私たちが

その線に沿って動いてきたわけですが、やや運輸省当局と近鉄あるいは三重交通、それから住民の方々に何十回にわたるといふ会合が行なわれまして、ある程度の合意点に達しつつあるというのが現状でございますが、最後に、条件的なもので、バス運賃の問題が現在引っかかっている、という実情でございます。で、この運賃の問題について、市当局といたしましても、運輸省のほうに強く要望いたしておりますので、今後この問題が詰められて結論に持っていたく、かように考えておるわけでございます。

なお、グリーンベルトの問題につきましては、真に交通上あぶないという個所については、善処をいたすつもりでございます。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 小林君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 このグリーンベルトの問題については、早急に一日でも早く一番ふちの木を切っていただくということで、よろしくお願いをしたいと思います。

私はこの議会初めてであるわけです。いろいろ市長の発言なんかは、いままだ傍聴なんかをさしていたいて聞いたわけですが、何か私どもの考え方と大幅に違うような気がするわけがあります。特に、先ほどの福田議員からの指摘にもあったように、何かほんとの意味で住民の声を聞いておるのかどうかということが、非常に不満なのであります。したがって、外国の人が一週間来たから、公書はなかったんだというふうなすつとぼけた答えは、この際はっきりと撤回をしていただきたいというふうに思います。

さらには、三浜小学校の二つの問題についても、単に校長が断られるんだという状況ではないわけでございますから、その実態をはっきりと見詰めて、予算を組んでいくということが必要であるというふうに思います。

さらには、お年寄りの医療費の問題にいたしましても、今日の実態を見ても、どうしても仕事をやめて新しい仕事を見つけたとしても、健康の問題とかいろいろの問題で不安があるのであります。特に高い市民税を払っているわけでありますから、当然によその市町村よりも一歩進めてやっていくのが当然の姿であるというふうに実は思います。したがって、私ども社会党としては、六十五歳以上のお年寄りの医療費を無料化にするんだということで、地方自治法に基づいて、いわゆる直接請求という手段に訴えて、事の実現をはかっていきたいというふうに思いますので、そのつもりでお含みをいただきたいと思っております。

繰り返しますが、福田議員に対する侮辱のような発言は、この際はっきりと撤回をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後三時七分休憩

午後三時三十五分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ご通告申し上げましたように、ご質問を申し上げるわけでございますけれども、質問にならぬ質問でございますので、考え詰めたご答弁じゃなくして、柔軟なリラックスした頭の中から発想される、いろいろのこと

とについて、私は示唆を受けたいと、こういうふうに思いますので、どうかラクな気持ちでひとついろいろな発想をお聞かせ願いたいと、こう思います。

ご承知のように、この四月行なわれました地方統一選挙は、私たちにいろいろのことを教えてくれましたし、またいろいろ示唆を受けたのであります。私たちこの五月新しく結成いたしました市民クラブ十四名の者は、この選挙で受けましたいろいろの示唆や教えを、これを基点といたしまして、四日市におけるいろいろの問題を検討したり、調査したり、答弁をしたりして、私たちの新しい政治活動を始めようと準備をいたしておる最中でございます。申し上げるまでもなく、この地方統一選挙で最も大きい示唆を受けたことは、皆さんもご承知のように、革新の大躍進でございます。私たち市民クラブでもこの問題を検討いたしましたのでございます。保守とは何であるか、革新とは何であるか、社会党の成田氏の論文も読みましたし、また、民社党の西村委員長の論文も検討いたしましたしあるいは公明党の竹入論文も読んでおりますし、あるいは共産党の上田論文も精読いたしましたのでございますけれども、簡単に結論は得られないのであります。しかし、革新の躍進というこの問題、事実だけは見のがすわけにはまいりません。きのうも市長も言ったように、今日は全世界をあげて政治の変貌時代であり、しかもその流動化が非常にテンポが早くて、きわめて複雑であると、それがために、今日の革新はもはや明日の革新ではなく、明日の革新はまた明後日の革新ではないという、政党のあり方でございます。これは日本の政治を分析した場合によくわかることと思います。

革新の問題から若い世代と古い世代との断層問題、政治感覚、そして行動的な、反体制的な考えの強い学生問題も、これからの政治のためには十分に検討をしなければならぬ問題であるということを知ったのでございます。

けさ電車の中で、県の清水青少年室長にあったのでございますけれども、本年青年の意識調査をやったと、この結果は五月ごろ新聞に出たと思えますが、この清水さんの話によりますと、この調査した結果に、十年前のアメリカの若い世代の意識と非常によく似ている。ご承知のように、アメリカではいろいろな問題が起こっております。おそらく日本でも十年後にはそういう問題が起こるのではないかと、まあ心配するわけでございますが、この話の中で、特に自己の欲望中心に、自己の欲望中心な若い人の考え方、それから、現在の社会制度に七〇％が不満を持っているというのを調査でわかったというのを言っておりますが、これは田中知事も聞いて非常にまぶびっくりしてある問題でございますけれども、こういうような事柄から、私たちはこの若い世代が何を考え、何を行動しようとしていること十分検討して、これはやはり市政の中に生かしていかならぬことを覚悟申し上げるわけでございます。また、私たちの地方自治とは何であるか、自治の本旨とは何であるか、地方自治の危機ということばはよく使われておりますが、その危機は一体どこにあるのか、三割自治とかあるいは中央集権化と言われるその発想のためにも、こうした問題をあらためて考えていかなければならぬ問題であると、私たちは考えているわけでございます。そして私たちの新しい活動の分野を開拓していきたいと、このように考えております。

とかく人間は、なれるとすぐその場にあぐらをかきやすいためでございます。市民のためのよい政治を実現しようとしていきたいとこの十四名の者はかように努力をいたしていきたいと、考えておるわけでございます。そして私たちがささえてくれた地域の大ぜいの人たちの応援を得て、今後の計画等をしていきたいとこのように申しているのでございます。その政治活動をいたしても、住民の組織づくりや実践活動に先頭を切っていく、そういうような決心もいたしておるのでございます。また、その実践活動におきましても、どの党派、どの党派とも競争しながら、市民とともに市民のための政治を実現していきたいと、こういうふうに考えるが、これが市民クラブの今後の政治姿勢でございます。皆さんの格別なるご理解とご支援をお願いしておきたいというふうに思います。

(笑声……)

これがため私たち市民クラブは、十二の新しい具体目標を設定いたしましたして、人間優先市民保障の市政を目ざして努力していく考えでございます。この十二の項目に蝕れながら、若干理事者側の考えや、あるいは考え方を伺っていききたいと思えます。

繰り返して申し上げますが、考えや考え方をリラックスした気持ちで、自由な発想でもってお伺いしたいと、こういうふうに思うのであります。

例として具体的な問題は申し上げるかもわかりませんが、それはあくまでも例であり、きわめて簡単でもけっこうですし、いい発想で示唆を賜われればありがたいと思えます。

それでは第一問。今議会でも何人かの人から問題にされている公害問題でございます。

四日市から公害を除いて、その汚名を返上していきたい。それにはどうしたらいいか、これは私たちの一つの考えでございます。その反面、自然の保護あるいは自然を返す運動、これを提唱していきたいというふうに考えておるわけでございます。この点について、新しく衛生部長になられた園浦部長からお考えを伺いたいと思えます。

前の衛生部長は、中山衛生部長は、公害問題については非常に造詣も深く、教えられるところが非常に多かったんでございますが、まあ同じ人が同じ問題を関係しておりますと、どうしてもマンネリになりやすいので、この点園浦部長からはきわめてフレッシュな、あなた自身の新しい感覚と新しい角度から、この問題を考えていただければと私は期待をいたしているものでございます。

具体例を一つ二つ申し上げてみたいと思えますが、私も議員になってから五年でございます。五年間この議場で公害の問題が論ぜられない議会は一べんもございません。しかし、論議はたびたびされ、何回も繰り返されてお

ますけれども、実を得たことは非常に少ないのでございます。それほど重なる実があるというように割り切った答えをもらいたいと思っておりますけれども、いろいろと効果のある実のある公害対策を展開していきたいと、こういうふうに私たちが会派は考えておるわけでございます。それは私自身のあせりかもわかりませんが、たとえば、川をきれいにする運動とか、あるいは自然保護条例をつくるとか、あるいは四日市自然保護推進委員会を機会あることにしていきたいとか、なおまた、この間北陸へ行ったのであります。氷見、高岡、富山市でも市条例をつくって規制をしよとしておりますけれども、この問題につきましても、どんな条例をつくっても、やはりこれを管理する体制に問題があるのではないかと。まあそういうことをわれわれは話し合っておるわけでございますが、これまでと違った角度で、違った方法で、この公害問題を解決していくほかない。と思われるがそれに対して園浦部長からいろいろお教えいただきたい、こういう質問でございます。

質問の第二は、これも昨日からのこの議場で問題になっております交通問題でございます。

まあ、日々深刻化していく交通問題をどう解消していくか、大きな問題でございます。これがために、早急に四日市の交通体系を確立したい、同時に公営駐車場あるいはこれにかわるべき施設を設置していきたい、こういうふうに考えているわけでございます。いずれにしても、この問題は技術的に対策は立てる必要に迫られているようにございます。先ほども市長から、二億円の経費をかけて云々というお話がございましたが、幸いに谷沢部長は企画課長をしておられた、企画課長をかかえた公室長をしておられましたので、この問題については独自の一つの考えが生まれてこようというように私感じております。

まあ、一つ参考に、またこれも例を申し上げますと、交通の規制はほとんど警察がやっております。しかし、もういまでは警察だけにまかせる問題ではなくて、警察と一体となって、市と一体となって考えていくべき問題だろ

うと、こう考えております。あとの生活道路の問題と関連いたしますけれども、四日市全市が一方交通を考えてみたらどうか。私は、この間新潟でこの一方交通の実情を視察してきたわけですが、詳しいことはわかりませんが、せんけれども、道を歩くのにも、車の置いてあることについても車の通ることについても、一方通行であれば、こうした死者もないし、けがもないし、事故も起こらない、非常にいい案というよりなことを見てきたわけですが、そういったことも私たちの会派でいろいろ検討しているところではないか、こういうことを考えております。これについてもひとつお教えをいただきたい。

次に、市民クラブでは、福祉の問題を強力に推進していきたい、こういうふうに考えとるわけでございます。

まあ、老人の福祉問題については、きのうからも盛んにここで論議もされ、市長の姿勢も何っておりますので、この問題は別といたしまして、問題をひとつ精薄にしほってお伺いいたしたい。

で、全国で最高二百七十三万、最低五十万五千百、こういうふうに推定されております精薄の問題は、これは捨てておけない大きな問題であろうと思えます。幸いに四十六年三月の予算査定で決定した精神薄弱者委託施設、調査費、これを中心にして具体的にはみはと学園のあり方あるいは精薄施設の問題であろうと思えますが、四日市のこれからの精薄対策について、ベテランの小西部長からお伺いいたしたい。

ついでに、私たちが新潟市で明生園というみはと学園とよく似た通園の施設を見てまいりましたが、これと比較することはここで差しひかえますけれども、非常に参考になったことだけは申し上げたいと思えます。

質問の四つ目、私たちは消費者物価対策の推進という問題をとらえておるわけですが、これはむずかしい問題であると思えます。しかし、国でも四十三年に消費者保護基本法制定して、消費者のための供用の充実に努力しているわけでございますので、本市といたしましても、消費者の立場に立った行政がいろいろの形において強

く実施されるべきではなからうかと思えます。もちろんこの問題の中には、消費者運動、消費者行政、消費者教育という三つの問題を含んでありますことは申し上げるまでもございません。この点について産業部長からお伺いいたします。

次に、私たちは、新しい工業都市としての環境整備の問題を考えているわけでございます。この点については、市長のお考えをお伺いいたしたいわけでありますが、この質問の意味には、注がるのでございますので、具体的な事柄として申し上げます。

まず、吉田工業の進出がうわさされ、全協でも説明がございましたけれども、その後のこれらの経過がさっぱりわかりません。関係者が力を入れておるのやら、入れていないのやらさっぱりわからぬ。どこへ消えていったのかもわからない。こういうようなことや、それから、石油産業はもうすでに公害問題で行き詰まっております。それから、いつまで続くかわからぬ石油資源を、これを考えた場合に石油中心の工業、そういった四日市がこれといったどうかの問題。それから東名阪が今年中に四日市内では完成されようとしておりますが、この道路を中心として第二の工業地帯ができるか、いろいろと想像されうわさされております。私たちが市民クラブでも、四日市が市長の言うとおり、港を中心とした工業都市を形成していくならば、私たちが新しいノーマルな四日市の工業地図を描いていきたい、こういうふうに検討を続けておるわけでございますので、これらの私たちの考えを充実するためにも、ひとつ市長自体の描く工業地図といったものについて、お伺いをいたしたい。これは感想でも何でもけっこうです。

次に、学校教育環境の整備と内容の充実について、私たちは検討を続けておるわけですが、この問題につきましても、次の二つの点を中心にして、これからの教育行政について、教育長からお伺いいたしたいと思いま

す。

それは、一つは水沢中学校、三鈴中学校をどう考えておるのか、そういう問題でございます。それからもう一つは、全般的に小中学校の、昨日のどなたかのご質問にもありましたように、特別教室が非常に不足しております。そういう中で教育の充実をどうしてはかかっていくかと、そういう問題、なおまた、この水沢、三鈴中学校の問題につきましても、公的にははっきり申し上げておられませんが、市長のおことばの端から考えられるのと、この統合によって生ずる校舎を精薄のための施設にあてようと考えているのではないかと、こういうふうに私は憶測しておるわけでございますので、これは厚生と教育委員会との話し合いもあろうと思っておりますので、この問題も含めながらお話をいただきたいと、こう思います。

その次に、私たちの会派では、先ほど申し上げました生活道路の新設並びに整備というものを具体的な目標として考えておるわけでございます。ご承知のように、道路や橋といふものは、人間のためにつくられるものでございしますが、それが現在のように、ほとんど車に占領されております。これがために、人間のために新しい道路をつくるとか、あるいは車のために占領された道路をもう一度取り戻すとか、とかく人間のための、人間の生活する道路をつくっていききたい、こういうふうに考えておるわけでございます。市長の昨日言った生活道路だとか、あるいは皆さんのおっしゃるとる通学道路もこのうちに入ると思いますが、人間のための道路をつくるというそういう考えもあるいはその責任、道路を整備することによって、人間の道路をつくり、さらにあわせて子供の広い広場の問題も解決していけると思っておりますので、そういうような考え方について、これは谷沢部長からのお考えをいただきました。

その他、青少年のための施設、環境整備等の拡充、あるいは下水、排水等の整備、新農政の確立、中小企業対策

広域行政と隣接町村の合併推進などの具体的な項目も持っておりますけれども、またこれは次の機会にお教えをいただくことにいたしまして、一応私いま申し上げました七つの項目について、自由な立場で、柔軟な頭で、リラックスした発想をお聞かせいただいて、私たちのためにいろいろお力添えをいただきたいと思っております。

再質問はいたしません。よろしくお願いいたします。(笑声)

○議長(日比義平君) 衛生部長。

〔衛生部長(園浦和己君)登壇〕

○衛生部長(園浦和己君) お答えをいたします。

奥深く検討をせられました伊藤議員からお尋ねを受けたわけでございますが、まだ見習い中の私といたしましては、ご期待に沿うような考え方をお答えする段階ではないように考えますが、自由な気持ちで考えを述べるといふことでございますので、一言だけ申し上げてみたいと思えます。

四日市に公害が叫ばれるようになりましたから十年になりました、この辺で四日市も公害に対する告発の段階が終わりまして、公害防止のための、克服のための実行の段階が来たということが、ようやく来たものと申し上げることができると思います。国に環境庁ができ、たくさんの一連の公害関係の法律が整備されましたし、また外務省を除くほとんどの政府の各省にまたがる公害のための総合計画を、いろいろな事業として四日市の都市建設に向けていくならば、公害を克服するに足る都市環境が整備されていくであろうというふうに考えられます。何回かこの議会でも議論されましたように、公害防止五カ年計画が、企業が行なう発生源対策四百六十億、最終的にはもっと伸びるものと思われる事業が、ここ五年間に投入されますし、国、県、市を通じた公共事業も行なわれることになってまいりました。公共事業についてはいろいろと論議があり、申請ないしは変更後の余地はあるといたしまして

も、企業が行なり発生源対策に、五カ年間に四百六十億という金額が投入せられて、総理大臣の認可を受けた計画として行なわれるという事は、四日市の発生源対策の過去の実績から見ましても、膨大な施設であろうと思われ
ますし、公害発生源対策としての効果があるものと考えるわけでございます。

市長がいつかロンドンスモッグの例を引かれまして、公害を克服するためには十三年間の歳月が必要であるんだ
というふうにご説明をしておられますとくに、何かいいアイデアをというたいたいまのご意見でございますけれど
も、いろいろと考えてみますと、公害防止事業というものは、決して安価なものでも簡単なものでもなくて、長い
困難な年月とばく大な資金を投入しなければ克服できない険しい道であろうと、あとはこれをいかにして着実に実
行していくかにあるのではなからうかと、私は感ずる次第でございます。

行政指導、衛生部長としての行政指導の基本的な考え方といたしましては、四日市は、いわゆる工業都市として
の経済活動によって生じる必要悪であるというふうな公害問題の取り扱い、取り上げ方ではなくて、いま伊藤議員
からもお話がありましたように、市民を汚染から守るんだ、いわゆる生活環境を守るといふ、いわゆる最近はやりの
環境権の確立という観点に立って、以上の行政指導並びに特定事業の窓口となっていくべきではなからうか。こ
んなふうに新米の私としましては今日までに考えました。今日までいろいろな話を聞き、いろいろな本を研究いた
しました結論として持っている程度でございます。ご期待には沿い得ませんが、おいおい勉強していきたいと考
えております。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君）

たいへん大きな問題をいただきました。この席ですぐに回答ということにはならないかもしれませんが、先ほど
衛生部長も同じように、われわれ四月拜命しただけで、まだ二カ月そこそこのひよこでございますので、その点ご
了承いただきたいと思えます。

私が交通問題ということで問われた場合に、単に交通の輸送体系の確立とか、市民の安全対策の確立とか、そり
いうような個々ばらばらの問題ではないのではないかと考えます。したがって、私がかわって公室長を拜命し
ておりましたときにも、一応四日市の基本計画、基本構想の策定を命ぜられまして、市長は緑と太陽のある豊かな
町づくりを標榜されました。その中の第一に、住みよい都市の建設をうたわれております。その中で、さらにわれ
われ土木を担当する中で特に関係するものとしたしましては、やはり都市の計画を進めるうえの最も基盤になる土
地利用の確立、さらにこれに付属するいろいろの問題があります。第二には、これから発生する街路、道路等か
らの交通輸送体系の確立、そして市民の交通安全を守るための交通安全対策を、市民意識の涵養と徹底という点
で受けとめていくべきではなからうかと、さらにこれを補完する意味におきまして、道路、街路、あるいは道路規
制と、あるいは公園緑地、駐車、幾つかの問題がこれに付随するかと思えますが、今後具体的には、いろいろのご
要望なり時代の要請にこたえて、土木行政を実施してまいりたいと思えます。

簡単ですが、終わらせていただきます。

○議長（日比義平君） 衛生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君）

精薄の問題に限りまして、私に課題を当てられたわけでございますが、福祉の問題を考えますときには、まず何

と申しましても人間尊重という精神で約束してあるわけでございます。なお、人間として生まれ、生を受けた以上、人間らしい権利を持ってあるし、またその生きる権利についての対策をいろいろとした面で考えていかなきゃならぬ。特に、こうした高度成長の中で、日の当たらないところというものが、私とこのかかえている社会的弱者の問題であろうかと思えます。その社会的弱者の中で一番恵まれない環境にあるもの、の一つが精薄児についてであり精薄者であるかと思えます。ご承知のように、非常に福祉の面のおくれを唱えられておりながらも、その中で最もおくれているのが精薄児対策であるし、精薄児対策以上に精薄者対策がおくれているということが指摘されております。

先ほど伊藤議員さんやら、全国で二百七十三万人という数字を上げておられました。この数字についても、私は踏まえております。ただし四十八万四千七百人という方が何らかの処遇を必要とするところと追いつかざるという数字でございます。その対象数に対して、収容面のそれでは対策はどうかと申し上げますと、厚生施設と援護施設におきまして、きわめてたるいものがあるわけでございます。たとえば、私の調査の時点が三年前になっておりますので、若干の数字が変わってまいることかと思えますが、精薄者の厚生施設を必要とする者が四万九千六百四十二人になっておるわけでございますが、その時点での全国の収容施設に入っている者はわずか六百人足らずでございます。また授産施設につきましては二万三百二人に對しまして、その時点ではわずか百人である、こういう数字があげられております。この数字を見ましても、いかに精薄者が世間の中で取り残されておるといふ現実が認められるわけでございます。そこで、伊藤議員さんご承知のように、現在国では児から者まで体系づけられないわゆる施設として、コロニーというものがここ数年強く叫ばれておりますことは、ご承知のとおりであります。国立が一カ所、お隣の愛知県、新潟県、ここでちょっと記憶がございませんが、県立のものが五県あるかと思いま

す。そういうことで、集落をなした中で、体系づけて教育の面なり、あるいは訓練の面なり、治療の面なりというものを三者合わせて、機能的に十二分に發揮をし、結果恵まれない方々に対するそれぞれの処遇をすることこそ重要な施設づくりのポイントになろうかと思っておりますが、そういう中で、それでは本市の場合を取り上げた場合に、全国的なそういう流れの中で、やはり本市はそういう施設のないことで非常に困られている方が約四、五百人あるということでございます。そういうことで、基本的にはコロニーの建設につきましては、県なり国なりに對しまして強く要請をしまし、要請が来ておると思っておりますが、やはり、何と申しましても、いままぐ何とかしてくれという、やはり強い要望にこたえることが緊急の問題ではなからうかというふうに踏まえております。その中で考えましたのが、三月の議会でご提案を申し上げてございます調査費の三十万円でございませぬ。この調査費の三十万は、いわゆる者の援護施設としての建設をはかるべく考えた調査費でございますが、先ほど申し上げました全国的に見て数の少ない施設というのは、反面非常にむずかしい一つの面が、やはりその建設をおくらせておるといふ原因の一つにもなっておりますかと思っております。したがって本市もそういうものを建設する場合には、より効果的のなしかもご要望されている市民の皆さん方から喜ばれていただくという施設づくりが大切でございますので、そういう点をよく踏まえて、この三十万円の調査費を有効に使って、そして先ほど申し上げました建設にかかっていきたい、こう思うわけでございます。

要は、ご承知のように、精薄者対策、精薄児対策というのは、究極の目的は社会復帰が問題でございます。いかにして、ある程度の差はあれ、差はあっても、その個人個人の差に應じた社会復帰をはかることが重要な問題でございますので、そういう気持ちで今後に取り組みたいと、こういうふうに考えております。

非常に簡単でございますが。

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） お答えいたします。

なかなか簡単なようでむずかしい問題をいただきました。

いろいろと水沢、三鈴ともに問題がございまして、以前から両方の合併、そういうような課題もいただいております。教育の面から見ますと、三鈴は、生徒数二百八十人、学級数九、教員数十四、水沢は百四十三人、学級数は四、教員数は九というふうな規模の学校でございます。両方合わせて適正規模にまあまあということころのものでございます。まあ、以前の議題でございました。まあ松下村塾のように、いろいろと存廃の規模というふうな問題もございます。まあ、現在でもないとは申し上げませんが、そういうふうな問題もございまして、けれども、やはり現在のよりな教育の行なわれる時代においても、やはり適正規模、それから教員の数、この考えには、水沢なんかは相当数県の教育委員会も市の教育委員会も考えを入れて、そしてこの正教員の増強、そういうものをいたしておりますけれども、一人の先生が三教科、四教科、そういうふうな教科でなくて、持っておりますことは、それは普通の状態ではございません。そういう意味で、まあ、私たちもそういう問題に取り組んでおるわけでございます。地域の人々の意見も十分聞かしてもらい、そして、いまだ取り組んだばかりでございますので、将来それはどういふふうに発展していくかということは申し上げかねますけれども、なるべく、やはり将来性のある学校にいたしたいと。しかし、ただ問題は、水沢、小山田というよりな方面が、将来一体四日市においてどういふふうに発展していくものか、どういふふうな形になっていくものかということは、非常に一つの問題点として心の中に残っております問題でございます。

それから、特別教室の問題でございますが、まあ、教育内容はやはり人ばかりでございませぬ。それぞれのそのような複雑なカリキュラムを持っておる時代においても、やはり物的な条件、そういうものは重要な意味を持つものだと、私は考えておるわけでございます。そういう点において、やはり適正な規模を持って特別教室の四日市の状態を調べますと、相当、まあこれは転用、いま建設中という問題もございまして、一がいにそうだとすることは申し上げかねますけれども、相当教室の不足、特別教室の不足、そういうものからくる学級、一つのかなり教育の質の低下、そういうものが考えられますので、まあ仮眠室といったものも入れ、増強しなならぬと。私は教育が今日の問題であり、今日今日が大事な問題でございますので、やはり借金でもして何十億という、何十億という借金でもして建てる建てるは別の問題でございしますが、そして思いきってこういう教育の条件のいいものをつくるべきではなからうか、こうかかってな考えを持っておる次第でございます。

○議長（日比義平君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君）

私に与えられました消費者物価対策の問題につきまして、考え方を述べさせていただきます。

消費者問題というのは、非常に古くて長い問題、言うならば有史以来の問題ともいえるわけでございますが、この近年物価問題あるいは有害食品というふうな問題が最近議論をされるようになりました。一昨年消費者保護基本法が制定をされる。さらに昨年あたりのカラーテレビの問題、あるいは欠陥自動車の問題、こういったことで、一挙に消費者問題が爆発をするという、言いならば消費者主義、コンテナリズムとうたって、大きくなっております。昨日あるいはきより出ております公災害問題、あるいは社会福祉問題、あるいは教育問題などと並ぶような

大きなことでもあるわけでございます。幸いに、四日市におきまして、消費者協会、あるいは婦人会等たいへん熱心にこういった問題に取り組んでいただいておりますが、卒直に申し上げまして、私も市といたしまして、消費者行政きわめて不十分であるというふうにそしりを受けざるを得ないというものであると思っております。市長、助役等からもいろいろこの消費者問題につきまして、特命をいただいております。盛んに調査等をやっておりますが、何ぶんにも消費者基本法が出て、市町村の責務というものがことばでは出てまいりましたものの、市町村において消費者行政は何かできるのか、具体的にどういふものを取り上げるのかということについては、また全国各都市暗中摸索の状態でございます。その中でも先進都市と連絡をとり、資料を進めまして、具体策を考えているわけでございます。

先ほど伊藤議員のおことばの中では、消費者問題、消費者運動であると、あるいは消費者行政、あるいは消費者教育、こういうふうな三つの分け方でご指摘があったわけでございますが、大体各都市といろいろ連絡をとって内容を分析してみますと、やはり消費者教育問題、それから消費者の保護対策、それから業界の指導、それから値引きの問題、こういうふうな形に分類をされるわけでございます。それらについていろいろと具体的なことが行なわれております。どれが効果があるのかという、実はいずれの都市も自信がないわけでございますが、消費者教育という点では、生活学校、あるいは生活大学などと呼んでおるところもございします。あるいは生活展であるとか、あるいは暮らしの知恵、生活の知恵の発表、あるいはいろいろのものををつくる工場あるいは市場等の見学であるとかあるいは資料の作成配布、そういうところが消費教育というふうに見えると思ひますし、また、保護対策としては、業種別に懇談会をやっていく、あるいは相談室を設ける、あるいは消費生活センター、こういったものを地方に設置をする、あるいは直接こういう市場を運営するということも保護対策として行なわれております。

業界の指導としては表示商品価格の表示発表なども行なわれております。それから生活物資の資材調査、それから四日市も行なっております。最近初まっております特売であるとか、そういったようなことが業界の指導というかっこうでなくなってくると思ひます。いま申し上げましたいろいろな項目については、いろいろな形で四日市についても行なっておりますが、もう少しやはり先進都市の実のありそうなものをどんどんまねをしていきたい、こういうふうにご考えております。それから大きくは流通の問題として、青果あるいは水産の卸売り市場の問題があるわけでございます。これにつきましても、業界との話し合いについては、さきの委員会等でご説明申し上げておりますが、先般来も三役会に持ち出しまして、市の態度も固めてまいっております。これも近々具体化に進むように業界と最後の詰めをしていきたいと思っております。

以上、これから進めていきたいという考え方について、所見を申し上げた次第でございます。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの、工業都市としての環境整備、並びにそれに対するところの工業地図としての構想等のお話ございましたが、それに触れさせていただく前に、個々の問題でお話になりましたＹＫＫの進出の問題につきまして、お答えさせていただきます。

ＹＫＫ約十万坪の用地買収につきましては、岩野担当助役その他公室長等非常な努力をさせていただきました結果全部の用地買収が済みしておりますが、まだ二口、二筆のプロトカーが持つておる土地が若干まだ買収が終わっていない点でございます。この用地買収が非常におくれたために、すでに先行買収いたしましたところの坂出のＹＫＫの工場が建設をいたしておりますために非常に非常におくれているというところでございますが、このうえに進出した

しました大和ハウスが、住宅産業として非常にりっぱなものを建てられておりますが、私はあれと同じような方向に、住宅産業としてYKKは将来は進出できるのではないかと、かように考えております。

それから、石油化学工業の将来性につきまして、非常に悲観的なお考えがございましたが、大体欧米では、ご承知のように、化学工業製品の六五〇というものが石油化学工業からできておりますが、日本ではそれがたいへんおおくれております。約三〇〇くらいにしかまだ石油化学工業からは出ておられないということでございます。で、公害の問題という、そういう大きな痛手の面もございますが、石油資源が枯渇しない限り私は石油化学には将来性があるのではないかと考えています。ただ、石油化学、石油資源と申しましたが、将来これからもまた開発されるところが南米あるいはオーストラリア、あるいはアフリカ、その他大洋の大陸などで続々将来発見される可能性があるわけでございます。そういう面から、石油化学の将来性というのはあるのではないかとこのように考えます。

工業地図でございますが、私は、これを考えていく前に、やはりこの人間復活の開発地図として、工業だけではなしに総合的な観点から、やはり今後の都市というものの姿というものは、つかんでいくべきではないかと考えております。そういう観点から、大体四つの地点で私は物事を見たいと思っております。それは順序はまちまちでございますが、まだ生活体系としての都市、教育文化体系としての都市、産業体系としての都市、運輸体系としての都市という考え方からつかんでいくべきではないかと思っております。

生活体系という面からは、住宅あるいは公園緑地、道路、清掃関係、ごみ、し尿処理、下水道というような問題があるわけでございます。教育文化につきましては、申し上げるまでもなく、保育園、幼稚園、小学校、図書館、あるいはその他体育館、いろいろ体育施設等を含めた問題でございます。

また、運輸体系というものについては、これは最近交通事情とか交通渋滞とかいう、県下各市にいま非常に重大な問題に直面してあるわけでございますが、こういうものの整備なくしては、都市開発というのはいくらもできないというように私は理解しております。したがって、港の開発というものは、できる限り陸上の荷物を海上のフェリーボートで運ぶとか、海上輸送にするとか、そういうような方法が必要でしょうし、またコンテナもそういう意味で新たな地点を持つのではないかと。また、国鉄等におきましても、四日市に限定すると、関西線でございますけれども、六大都市に入る国鉄で単線は関西線だけだということはご承知のとおりでございます。関西線の複線化がただいま始まっております。また、それと同時に、荷物をさばくためにも、やはり貨物操車ヤードというのにも必要だということ、先般来申し上げてきたとおりでございます。また、この近畿日本鉄道が高架化するということも、四日市の開発にとりましては非常に大きな意義があるわけでございます。これは、交通渋滞のみならず分断されることの都市というものを一体化するといふ面におきましても、また、そういう高架化されることによって利用される有地面というものがかなり高度に利用できるものがあるのではないかと思っております。

それから最後に、産業体系でございますが、これは工業のみならず農業を含めて、あるいはまた流通部門も含めていくべきではないかと思えます。工業につきましては、一番四日市で大事なことは、用途地域というものを確立していくことであるかと思えます。そして、その用途地域を確立していかなければならないということは、たびたび申し上げておりますが、私は公害のみならず、災害に対応できる都市でなければならぬということであると思えます。

先般、ご承知のように、ロサンゼルスに地震がございました。三十五カ所でガス管が爆発したといわれておりますが、しかしながら、この爆発によって炎焼した事故は一件もなかった。それはなぜかという点、やはりそれだけ

災害に対して空間が広がったということであると思えます。東京都九百万の二十三区の面積にいたしまして、三百万の都市ロサンゼルスが、土地比率にして一・三倍の広さがあるということは、やはりそれだけ災害を防ぐことにおいて多い力があつたというように考えられます。したがって、この都市づくりにおいては、特にこの産業の面から、住宅の災害の防止あるいは被害の防止ということから考えまして、災害に対する備えを十分にしていかなければならないというようになつておきます。それから、その従来からあるところの工場周辺というものの整備をどのようにしていくかということも大きな問題でありますし、また農地資産というものは、最近の農業事情を反映いたしまして、もっと少数の人でこの農業を維持していかなければならない。そのためにはどのような農業を、あるいは畜産業を開いていくかということも非常に大きな問題でございますし、また、それからみ出してくるところの余剰労働力というものをどのような形で画すればいいか。そういうことで、臨海工場地帯に並ぶ内陸開発というものが、非常に大きな農業との関連においてとらえられなければいけません。

まあ、そういうような、実に時間がないということでございますので、非常に簡単に申し上げましたが、最後に人間の住むところといたしまして、やはり人間のみならず、生物が存在するためには、水と純植物、樹木と申し上げてもよろしいですが、水と植物と太陽光線がなければ、生物というものは存在することができない。そういうことから考えましたならば、やはり樹木を植え、水があり、太陽光線の豊かな環境というものの整備というものは、どうしても必要でございます。そういう関係から、先ほどご意見のございました、まあ公園を単にごまかすだけのものとしてわれわれとしては樹木あるいは公園緑地というものを理解いたしておりますので、その点のご理解を賜りたいと、さように存じます。

先ほど異国人の目で見えた姿が、三百六十五日生活してある人との比較の問題として、若干の誤解をされましたのですが、私はそのような意味において申し上げたわけではございませんで、異国人の目というものは、私は非常に正しいものをつかむ力を持っておるのではないかとというように考えております。先般、三年ばかり前でございまして、名古屋の大学に外国人が赴任してまいりましたときにも、新聞記者の質問に対して、何を一番望んでいいますかという質問に対して、私ならば名古屋市内に直ちに百万本の木を植えるということが一番大切なことだというように発言をされておる。そういうことから見ましても、私は、この樹木のある都市環境、緑のある都市環境、太陽光線のある都市環境というものは、生物の生存上必要なことであるというように考えますので、単なる工業地域としての理解ではなしに、開発地域として将来ともつかんでいくべきではないかというように理解いたしております。市民クラブの皆さんが、この統一選挙のあとを受けて、新しい理念を求めて、また新しい市民の声を追い求めて、時代を先取りするような考え方から、今後積極的に勉強をされるということは、まことに敬意を表する次第でございます。

まあ、あせらずあわてずご勉強をいたしまして（笑声）われわれに激励を賜りたい、さように考えておる次第でございます。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後四時三十七分休憩

○議長（日比義平君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長。

午後四時五十九分再開

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君）

ご質問の生活道路につきまして、お答えを申し上げます。

生活道路ということの中には、いろいろの考え方があるかと思えます。もちろん狭義的な買物道路という考え方もあるでしょうし、あるいは通学道路というような考え方の狭義な面も含まれるかと思いますが、私の考え方の生活道路の考え方につきましては、先ほど交通安全の問題でも申し上げましたように、やはり都市整備と不離一体の問題であり、また市街地開発あるいは新市街地開発等、新市街地といえばニュータウンの構想でございますが、あるいは商店市街地の開発というようなことで、多面的な関連を持っていくかと思えます。したがって、われわれこの問題については、道路のあるいは街路の基本的パターンとして基本構想にもあげておりますが、こういう基本的幹線道路と、さらに生活あるいは都市を結ぶ道路、こういうような整備も含まれるかと思えます。もちろん、現実に市街地におきましては、一番街の買い物広場、あるいは道路の開放というような方法もあります。あるいは、駐車の問題もございます。あるいは交通規制の問題もございます。あるいは、今度できます、市が開発公社にあっせんします三重平におきましても、テレストリアン・ウェイということで、緑道を計画に入れるとかいうような考え方もございます。あるいはまた、国におきましても、最近の事故に対処するためには、やはり生活道路という考え方から、集落を結ぶ幹線道路あるいは日常生活に欠くことのできな重要道路というものについては、国道、県道、都市計画街路、そういうものを除いて、この幹線街路に結ぶ考え方も逐次始めております。したがって、今後はやはり市町村道においても、一級、二級というような区別で、一つの計画あるいは対策ということが国の指導からもなされつつあります。私どもも、いま申し上げましたような幾つかの観点から、市といたしまして

も今後のパターンをつくりまして、関係課との調整をとりながら、進めながら、整備しあるいは考え方を進めてまいりますと、かように思います。以上です。

○議長（日比義平君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日にお願いいたします。明日は午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二分散会

昭和四十六年六月十八日

四日市市議会议定例会會議録（第四号）

四日市市議会议

○ 議 事 日 程

第 四 号

午前十時開議

昭和四十六年六月十八日(金)

第一 一般質問

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第一 | 議案第六四号 | 昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………質疑……………委員会付託 |
| 第二 | 議案第六五号 | 四日市市職員給与条例の一部改正について…………… |
| 第三 | 議案第六六号 | 四日市市立幼稚園条例の一部改正について…………… |
| 第四 | 議案第六七号 | 昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について…………… |
| 第五 | 議案第六八号 | 土地の取得について…………… |
| 第六 | 議案第六九号 | 土地の取得について…………… |
| 第七 | 議案第七〇号 | 市道路線の認定について…………… |
| 第八 | 議案第七一号 | 市道路線の一部廃止について…………… |
| 第九 | 議案第七二号 | 工事請負契約の締結について…………… |
| 第一〇 | 議案第七三号 | 工事請負契約の締結について…………… |
| 第一 | 議案第七四号 | 工事請負契約の締結について…………… |
| 第二 | 議案第七五号 | 工事請負契約の締結について…………… |
| 第三 | 議案第七六号 | 工事請負契約の締結について…………… |
| 第四 | 議案第七七号 | 工事請負契約の締結について…………… |
| 第一五 | 議案第七八号 | 工事請負契約の締結について…………… |
| 第一六 | 議案第七九号 | 工事請負契約の締結について…………… |

第一七	議案第七九号	工事請負契約の締結について	質疑	委員会付託
第一八	議案第八〇号	工事請負契約の締結について	"	"
第一九	議案第八一号	工事請負契約の締結について	"	"
第二〇	議案第八二号	工事請負契約の締結について	"	"
第二一	議案第八三号	市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について	"	"

○ 本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

日程第二	議案第六四号	昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
日程第三	議案第六五号	四日市市職員給与条例の一部改正について
日程第四	議案第六六号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について
日程第五	議案第六七号	昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
日程第六	議案第六八号	土地の取得について
日程第七	議案第六九号	土地の取得について
日程第八	議案第七〇号	市道路線の認定について
日程第九	議案第七一号	市道路線の一部廃止について
日程第一〇	議案第七二号	工事請負契約の締結について

日程第一一	議案第七三号	工事請負契約の締結について
日程第一二	議案第七四号	工事請負契約の締結について
日程第一三	議案第七五号	工事請負契約の締結について
日程第一四	議案第七六号	工事請負契約の締結について
日程第一五	議案第七七号	工事請負契約の締結について
日程第一六	議案第七八号	工事請負契約の締結について
日程第一七	議案第七九号	工事請負契約の締結について
日程第一八	議案第八〇号	工事請負契約の締結について
日程第一九	議案第八一号	工事請負契約の締結について
日程第二〇	議案第八二号	工事請負契約の締結について
日程第二一	議案第八三号	市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について

○出席議員 (四十四名)

- | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|------------|
| 青山 峯 男 君 | 天春 文 雄 君 | 荒木 武 治 君 | 小井 道 夫 君 | 伊藤 金 一 君 | 伊藤 藤 太 郎 君 |
|----------|----------|----------|----------|----------|------------|

吉山山山安六松增藤福日早服長橋橋野生中
 垣本中口垣平島山井田比川部川本本崎川島
 照忠信豐良英泰香義正昌鐸增建貞平隆
 男勝一生勇司一一郎史平夫弘元蔵治芳蔵平
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

出坪田高高志後後小小小粉訓喜川小大岩伊
 井井中橋井積藤藤林林林川霸野村川島田藤
 妙政力三政藤寛喜博哲也四武久信
 博子一三夫一郎治夫次夫茂男等潔郎雄雄一
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○議事説明のため出席した者

市助役	市助役	市助役	市長公室長	総務部長	税務部長	産業部長	厚生部長	衛生部長	土木部長	下水道部長	建設部長	副収入役	
九鬼	岩野	加藤	庄司	三輪	平井	荒木	阿南	小西	園浦	谷沢	天野	滝野	伊藤
喜久	見久	寛一	良嗣	喜代	清三	三彦	忠臣	和己	文男	助春	伝之	涼一	伊藤
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

教育委員長	教育委員長	教育委員長
森	西川	佐々木
幸雄	棟伍	見精
君	君	君

病院事務長
村山
了
君

水道事業管理者	次長	技術部長
中菊	杉本	杉本
英郎	英也	義広
君	君	君

消防長	次長
富山	山北
光三	彰
君	君

○出席事務局職員

事務局次長	議事係長	書記
鷺野	小森	佐藤
正和	桂太	正之
君	君	君

○副議長(志積政一君)

先にちょっとごあいさつ申し上げますが、議長が所用のために遅刻いたしますので、ま

午前十時三分開議

ことに借越ですが、まいりますまで代行をさせていただきます。
至って議事ふなれでござりまするので、よろしくひとつ、ご指導とご協力をお願いいたします。

○副議長（志積政一君） たいいから、本日の会議を開きます。本日の出席議員は、三十七名であります。
、本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思えますから、よろしくお願いいたします。
暫時、休憩いたします。

午前十時四分休憩

午前十一時七分再開

○副議長（志積政一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 昨日来から、いろいろ議会のご答弁を通じまして、ことばが足りない点がございまして、議会にたいへんご迷惑をおかけいたしましたので、議事が停滞いたしましたことをおわびいたしますとともに、今後の公害等を含めた環境整備のためには、広く意見を伺いまして、環境整備のために、努力いたしますことをあらためて申し添えます。

日程第一 一般質問

○副議長（志積政一君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

早川君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 一昨日、昨日にわたる各議員の質問の内容が、ほとんど公害問題に集約されて、先ほどその問題について、市長の失言も行なわれるほどの、内容がきわめて複雑かつ重要なものを含んでおるといふことを意味しているのでは私にはなかりかと思っております。それだけに、やはり、この公害問題の中で、集中的に質問の焦点になっておりました今回の霞ヶ浦地先公有水面埋立について、これは、この二日にわたって市長が答弁なさったその内容を基礎に、私はさらに質問を加えてみたいと、かように思っております。

思い起こしますと、この霞ヶ浦地先の公有水面埋立の問題は、昭和四十二年三月の当初議会におきまして、この三十八万坪第一期埋め立て工事を議会において承認したことは、皆さん周知の事実でございます。そして、さらにあわせて二十六万坪の埋め立ての承認が、いまきております。それは、正式には日比議長の名前でもって、管理主体者である田中知事に対して、その承認の通告をしております。それが四十二年七月の二十八日付になっております。

ここで問題になりますのは、実は、この既承認の、すでに承認されておる二十六万坪について、一昨日市長が答弁されました新大協和石油化学が、そこへ進出してくるといふこの話については、議会は関与していない、この点確かなことであるかどうか、市長、ひとつ答弁していただきたいと思っております。

で、その二十六万坪の埋め立てと、そこへ誘致されるであろう新大協和石油化学、その問題とあわせて、市長の答弁によりますと、十四万坪の埋め立てもあわせて行ないたいといふことを、市長は言っておられます。

その理由といたしまして、第一点が、これは引き続き新大協和石油化学が、施設を拡張するための必要があっ

たから、十四万坪の埋め立てをやらなきゃならぬ、それが一つの理由でございます。そして、さらに、あわせて港湾整備五カ年計画の必要性からも、この十四万坪というものがどうしても必要なんだと、この二点から十四万坪の埋め立て許可申請をしたいんだと、こういふことでございます。

で、先般富田地区から、この事後の四十万坪の埋め立て問題について、反対陳情が出ておりました。市長の答弁によりますと、この反対陳情の内容は、あくまでも十四万坪にしほられた反対陳情であるという答弁でございましたが、その陳情文をよく読みますと、決してそうでない。二十六万坪に対する新大協和石油化学の誘致についても、あわせて反対なんだと、ましてや、十四万坪の埋め立ては、まかりならぬという陳情でございます。この点を明確にさせていただきたい。

で、この問題は、実は、市長もはっきり言っておられるように、四十万坪をあわせて埋め立てしようということの背景には、新大協和石油化学が、さらに施設を拡張したいということと同時に、港湾整備五カ年計画を推進したいという二点から入らんでおる。そういうきわめて複雑、重大な背景がこの問題にはひそんでおるわけでございます。そういう見地から、私は、順次質問の内容をしほってまいりたいと、かように思います。

まず第一点といたしまして、富田地区の反対陳情が、十四万坪でなく、二十六万坪に対しても、新大協和石油化学の誘致そのものも反対なんだということについて、市長がどういふ見解を持っておられるか。

それから、第二点。二十六万坪への進出予定の新大協和石油化学は、実は、市長の言われるように、十四万坪の土地は必要としないんだということをおは漏れ聞いている。ところが市長のその十四万坪埋め立てについての申請は、新大協和石油化学の施設拡張から一つの原因となっておるんだということを言っておるんだから、この点を明確にさせていただきたい。

それから、第三点。第二点の質問に関して、十四万坪埋め立て申請した地域の立案に、当初から副管理者である岩野助役は、この立案に参画しておったのか、これを明確にさせていただきたい。もし、参画しておったとしたらならば、当初からの経緯がどういふものであったか、これを詳しくお話ししていただきたい。

第四点。富田地区のこの反対陳情の内容は、第三コンビナート建設にからむあの悪臭と事故発生に起因しておると思います。非常に大きな不安を持っているのは事実でございます。したがって、今後二十六万坪に誘致されるであろう新大協和石油化学も反対だし、十四万坪の埋め立てについても反対だという、この素朴な感情は、私たちは了としなければならぬだろう。したがって、市長は、それを説得するのに、橋本議員が、地域へおりてきてよく説得してみる意思はないかという事に対して、地域へおりていきましょりと、こういう答弁をしておられるが、その中で、市長の発言があります。決して第三コンビナートいわゆる新大協和石油化学からは、悪臭は発生していない。これはあくまでも第二コンビナートの午起、このコンビナートから悪臭が発生しているんだから安心してくださいという答弁がさっきあったんです。もしそうだとしたならば、第二コンビナートからその悪臭が出ておって、第三コンビナートから出てないという確たる科学的な測定資料をはっきりとここで提出していただきたい。これが地元民を納得させる一番大きな根拠になるだろうと私は思います。

第五点。公害は絶対出さない、市長ははっきり明言しておられます。しておられますが、公害は、石油化学産業である以上、必ず出るものなんです。それを一昨日、昨日市長の答弁を聞いておりますと、非常に明確なことで、公害は出ないんです、安心してください、こういうようなことを言っておられるが、私は、決してそうじゃな〜と思います。それを裏づけるものとして、私はいま読みますから、よく聞いてください。

五月の二十一日、四日市霞ヶ浦公害防止協議会が発足したその協議会の中、小池新大協和石油の工場長が、亜硫酸ガスを全く排出しないという事は不可能だし、全く公害を出さないというのも無理だと。とりえず住民に不安を与えない程度に押えることが基本で、そのためには、基準値を守ることはもちろんだ。と伝えております。

これはもうときたま市長は新聞記事はでたらめを書くというのをよく言われますが、これをよくせんさくしてみますと、これとほぼ近いことを言っておたように私は聞いております。大企業の工場長である小池工場長が、はっきりとこれを明言しておる。われわれ企業は、公害を絶対出さない基本を立てていない、基準値を守るのにきりきりとしておるんだと、こういうことなんです。そうやってまいりますと、市長が、いままで昨日、一昨日にわたって、議会を通じて明言しておられる、公害は出さないということばは、むしろ企業主以上に、上回る、企業を擁護しておる市長のその姿勢が、実はどれほど地域へおりていっても納得させる数字根拠にはならないだろう、私はきわめてそれを心配に思っております。その点もひとつ明確にさせていただきたいと思えます。

で、こういう新大協和石油化学の施設拡張によって、今度二十六万坪にあわせて、十四万坪、合計四十万坪の埋め立て申請をしたんだということが出発点となりまして、そうしてさらに、この二十六万坪のうえへ新大協和石油化学を誘致したいんだ、これもはっきりしてまいりました。一方、その五点について、明確なご答弁を得たい。あとに残る問題は、実は、この新大協和石油化学を誘致することから四十万坪を埋め立てるんだという、この一つの原因と同時に、あわせて港湾整備五ヶ年計画を遂行しなければならぬという理由からも発しておるわけでございます。

私は実は、この港湾整備五ヶ年計画の中で、一番重点になっておるのが、通称南埠頭と言われる今度のコンビナート基地でございます。コンビナート基地をつくることは、私はけっこうだと思えます。四日市の顔であり、四日市の都市構造からいまして、どうしても四日市港の整備計画は遂行させなければならぬ、遂行させなければならぬが、ただ港湾をつくりっぱなしにして、内容の伴わない四日市の産業経済基盤、そういうものを放置しておいていいかどうかという事に悩着るだろうと私は思います。そういう意味で、今回この南埠頭、いわゆるコンテナ基地がつけられるとあわせてそのコンテナ基地を使用していこう、供用していこうという特許会社が、は

たして市長の言われるように成立できるものなのかどうか。特許会社が実際できるのかどうか。これについて市長の自信のほどを示していただきたい。聞くところによると、非常に大きな問題が伏在しております。それについてできないものができるというふうな錯覚のもとに、膨大な予算、約五ヶ年計画の中で、四百二十二億一千万という膨大な予算を必要としているこの港湾整備五ヶ年計画の中で、市が支出していかなければならない予算もたいへんなことになるわけでございます。そういう膨大な予算をつぎ込むことによって、コンテナ基地をいまからつく。しかもそのコンテナ基地を使用せず、またコンテナ基地の機能をフルに発揮させなければならぬ、こういう片手落ちは正のための後背地いわゆる産業経済の基盤が全然四日市としてなっていない。そういうふうな中で、なぜこのコンテナ基地建設のために全精力を注がなければならないかという一つの大きな疑惑にぶつかるわけでございます。いまままで過去三年にわたって、市長に内陸工場を早く誘致しなさい、港湾整備計画けっこうだと、大いに推進しなければならぬが、いま、四日市の港の状況は、片貿易、いわゆる輸入業務にたよっておって、輸出の全然きかない港である、これを何とか是正するためには、石油産業オンリーだけではだめなんだと、こういうことを私どもは声を高めて叫んでまいりました。

それがいま目前に迫ったんです。このコンテナ基地をつくったとしても、四日市から輸出する品物が何も無い。豪州からくる羊毛を積んだコンテナ船は、名古屋あるいは横浜、神戸を迂回して、わざわざ高い運賃をかけて、豪州まで帰らなきゃならぬ。こういうような非常にむずかしい情勢の中で、コンテナ基地、コンテナ基地とわがことのようにして騒いでおられる市長の心中が私はわからぬ。コンテナ基地をつくるもけっこう、しかし、それをフルに機能を発揮させるような産業経済の基盤をつくるのが、先決問題ではないかと思えます。それについて、市長ははたしてどんないまままで努力してきたのか、それをはっきりおっしゃっていただきたい。私はまず市長はその点について答えられないんじゃないかと思えます。

そういう問題と合わせて、この四百二十二億という膨大な予算の中で、市が支出していかなければならぬ金額これも私はいへんなことだと思います。国際経済、あるいは日本のこの経済発展が、やがてスローダウンしかけてきたその兆候がはつきりしてまいりました。ドル防衛に必死になっておる資本主義社会の殿堂であるアメリカすらも、いまはいへんな危機と混乱の中にきておる。自由経済におけるドル貿易のためにあらゆる犠牲を払って、日本も円の引き上げをしなきゃならぬというこの事態の中で、四日市のこの財政上の問題も、おそろくたいへんな危機を迎えるんじゃないだろうかと思はざるを得ないんです。そういう中で、私はこのコンテナ基地並びに中心とした港湾整備五カ年計画そのものの中へつき込む予算額と一般市の予算額と、そして市自体が向こう三年ないし五年にわたって、財政上どういうふうな状況にあるか。いわゆる基準財政指数、これについて、向こう三年の見通しと過去三年の経過をひとつはつきり示していただきたい。そして、そういう市の過去の財政力指数そのものが示しておる内容と、それから将来市の財政力がどれくらい上がるんだらうかということをお断りしたりして、実はこの港湾五カ年整備計画の遂行にかかっていたらきたい。もしかかれるんだとするならばそういうところから考えていかなければならぬことだろうと思います。

こういった非常に重要な問題を含めておる今回のこの十四万坪埋め立ての工事は、実は私は、四日市の将来、それを決定する大切なひとつの起点になるんじゃないかと。だから、軽薄な考え方でこの十四万坪埋め立てをやりにして四十万坪に企業を誘致し、さらにそれと抱き合わせてこのコンテナ基地をつくっていくこと自体が、非常に大きな危険を招く心配はありはしないか、こういうことを察するものであります。もちろん四日市としては、将来ますます発展していかねばならない町づくりであります。それにはそれ相應の中部経済圏の中で四日市がどうあったらいいか、そういう大所高所から立った四日市の都市構造あるいは、産業経済構造というものを、いまこの際明確にしなから、この港湾整備に持っていかなければならないんじゃないかと、かように思います。

そういう意味から、私がいま提出しました質問の内容を、ひとつ明確に責任のあることばでもってお話し願いたい。実は、このコンテナの問題につきまして、私、手元にある資料を読みます。名古屋港のコンテナ特許会社は、昨年約四百七隻、今年さらには増加しておるはずでございます。ところが四日市のコンテナ船の入った実績は、たかだか六十隻なんです。あれほど大きな中部経済圏という後背地、いわゆる経済的なヒンターランドを持った名古屋港、四日市という港が大刀打ちしていくためのその不合理性は、その不合理性それを取り切ることがはたして四日市にあるのかどうか、それだけの実力があるのかどうか。もしないとしたらならば、四日市は、この際ここでひとつ中部経済圏の中に占める衛星都市として、あるいは独自の何らかの体系、都市体系なり経済体系を持つべき段階に來てるんじゃないかと、私は考えるわけでございます。かりに伊勢湾港という大きな構想が、今回運輸省、国のほうで認められたとしても、時代はだんだん変わってきておる。最初伊勢湾港という大きな構想を打ち立て、その中で何が何でもやっていかなきゃならぬという事は、あまりにも身のほど知らずという感がありはしないか。まず、それを切り抜ける具体的なひとしお市長の意欲旺盛なそういうヒンターランド造成に対する熱意があるとすれば、あるいはその熱意でもってこの問題が解決していくんじゃないだろうか。その決意のほどを私は示していただきたい、かように思います。

以上、公有水面埋め立てに関する質問を終わらせていただきます。

その次に、霞ヶ浦緑地公園建設予定のバビリオンの問題でございますが、これは、かなり前の議会でございますが、われわれ議会といたしましては、国際問題なるがゆえに、非常に不満足な提案であるけれども受けざるを得ないんじゃないかと、非常に苦しい立場での承認をしたつもりであります。ところが、いまだにそのバビオンそのものは、現実化してこない。そしてそのバビリオンの主体管理者が、港湾管理のほうに移ってしまっております。そして、聞くところによりますと、知事が約束を取りつけたという一億円の豪州からの贈与金、これも豪州の内閣が更迭したこと

によって、空中分解という危険が非常に大きい。その一億、他人のふんどしをあてにしてつくったこの仕事はたして現実化していくかどうかということについて、おそらく皆さんまずだめだろうということに落ちつかざるを得ないんじゃないかと、私は思います。それをなぜ、市長は、そういうた一方的な知事の道楽とも思われるようなものについて、唯々諾々と受けてまいったのか。いまさらそれを言ってもせんかたないことでございますが、実際のパビリオンを建設しよう、再現しようと思うためには、四億ないし五億、完全な形で復元しようと思うと六億以上の金が必要ということをお聞きしておる。市長、実際あなたはこの予算を支出する自分の腹がまえがあるんですか。これはいへんな失敗ですよ。これがもしできなかったならば、あなたは明らかに、知事の道楽のしり馬に乗って、そうして無責任にこういった膨大な予算を支出しなきゃならぬ、そこに追い込まれるんです。いまからでもおそくない。聞くところによると、いますでにその保管料が何千万という額に達しておるといふ。できなけりゃ毎日その保管料を支払わなきゃならぬ。たいへんな道楽むすこをかかえてしまった。早くこの問題を解決しないといへんなことになる。これについてあとどういふふうにしていくのか、市長のご答弁を願いたいと思います。

それから、桜地区のすでに買収いたしてございます土地を、どういふふう将来利用しようとなさっておられるのか、これについてお聞きしたいと思います。

例の桜町御前前の土地につきましてでございますが、約一万二千六百七十一坪、これは、もうすでにその経緯は市長もよくご存じだと思いますが、昭和三十八年八月の二十三日に、当時の市長、平田市長との取りかわし公文によって、五十一名の有志と売買契約を結んだ土地でございます。その土地は、その当時坪当たり千二百円で買われた。そうしてその買収目的がメリノール学園を誘致しようとするはっきりとした名目、そしてそれと同時に、さらに公共に使用する場合と、こうなっております。そういうた目的外にもし市が何らかに売却あるいは使用しようとする場合には、五百万と相当の土地を無償でやっていたきたいということが、この協定書に入っております。

三十八年以来メリノールの建設そのものは、この土地からはずれたわけでございますが、荏苒日を費やして、当時一番大事な自分の財産を売った五十一名の地主の皆さんの気持ちになると、いまは現在土地の中ではほうほうと草がはえておる。自分の子のようにかわい土地が市のいいなりの値段で買われ、そしてそのまま何ら利用されずに、じんぜん日を過ごされておるといふことについて、地主の気持ちとしては、何とかしてもらいたいという気が起こるのは当然だと思います。一刻も早く、この土地利用を考えてやってもらいたい。こういうことは、そうしばしばあってはならないと思いますが、こういう放任された土地についての有効利用を積極的に行なわれ、ほんとうに桜地区の皆さん方の関心の、少なくとも地主の皆さんを納得させるようなひとつ手だてを考えてやってほしい。かように思います。それについての市長の見解をただしたいと思えます。

以上です。

○副議長（志積政一君） 市長。

（市長（九鬼喜久男君）登壇）

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、公有水面埋め立て地先の問題でございますが、この埋め立て地につきましては、私が、昨日来から申し上げておりますような、工場用地の造成につきましては用途地域上、やはり公災害防止の見地から考えなければならぬという考え方に発想をいたしておるわけでございますが、すでにそういう用途造成につきましては、ご承知のように名古屋南部をはじめ、川崎あるいは横浜、京葉工業地帯、その他幾多の工業地帯では、そういう臨海造成埋め立て地が造成されておることは、ご承知のとおりでございます。ただ、この四日市港開発事業団で計画いたしました造成地につきましては、先行投資をしていくのが本来の姿ではなからうかと思えますが、当時、四十一年ごろは、景気の沈滞期でございますして、企業進出という一つの大きな波が、非常に沈滞をいたしました時期でございます。

す。四十年から四十一年にかけては、景気が非常に沈滞いたしておりました時期に際会をいたしておりましたので、たとえば坂出の番ノ州にいたしましたも進出企業が全然ないと、あるいはまた、一時は京葉工業地帯でも非常にこの土地の売れ行きが悪くて困ったというような時期がございました。そういう情勢を見ておりましたし、また川越の埋め立て地が全然進出企業がないというような情勢も見ておりましたために、私は本来からいえば、先行投資をして、公災害防止の確固たる発想のもとに、用地造成をすべきではないかという考え方は基本的には持つておりましたが、高価な投資をしても、企業の進出というものが早急に解決をしない情勢では、非常に困難ではないかということで、一応当時石油化学という話で、当初から望んでおります大協和石油化学が、当初からこれをスポンサーになるといふことで、この造成をしたわけでございます。ことに、六十六万坪は、現在では買えないんだと、まず四十万坪を先にもらいたいといふと、そういうスポンサーの要望で、スポンサーつきの投資をしたということは、初日の説明でも申し上げましたし、先日の議会の説明でも申し上げましたし、現在、現実そういう形では、スポンサーつきの事業が始まったわけでございます。ことに四日市地先水面におきましては、この富田、富洲原地先しかも残された海岸がないといふことも、先刻も申し上げましたとおりでございますが、そういう中であって、先行投資ができなかったといふことは、いまして思えば私は悪かった、非常に間違っておったといふふうに判断いたしましたけれども、当時の経済界を考えまして、先行投資ができなかった次第でございます。この間、港湾整備五カ年計画等の関連がございまして、十四万坪等の埋め立ての問題並びに、話が前後いたしますが、コンテナを含めたところの港の造成計画、あるいはその財政計画等につきましても、お話は岩野助役にも質問がございましたので、そのときに一緒に岩野助役から答えさしていただきたいと思っておりますが、当時、この大協和石油化学というようなスポンサーが誘導品メーカーで、誘導品メーカーを集合することについて、うまくまいらないといふこと、いろいろ余曲折があり、大協和石油化学は新大協和石油化学という新会社に移行したということにつきま

でも、先般ご説明申し上げたとおりでございます。新大協和石油化学になってから、いろいろの誘導品メーカーが個々に集合したと、こういうことでございます。その段階におきまして、二十六万坪といふのはぜひ造成をしてもらいたいといふことになっておったわけでございます。ところが、二十六万坪の造成につきましては、二十六万坪の造成地の東の頭点と管理組合が計画いたしておりますところの海面地先の埠頭用地との頭点がうまくまいりませんので、四日市といたしましても、そういうジグザグな用地が造成されるといふのは非常に困るので、いろいろの流通産業の用地、あるいは工業用地としての取得をはかりたいといふ考え方から、十四万坪を合わせて、この際四十万坪という形で埋め立てをしてはどうかという話になった報告につきましても、ご説明申し上げたとおりでございます。

富田地区の反対陳情の要旨でございますけれども、なるほどお説のとおり、会社といたしますと、公害が発生するというような場合には、工場用地の造成には絶対反対だという趣旨であることを、私も承知いたしておりましたが、この公害の発生につきましても、過日の会合におきまして、私が、公害は出ないと語りとるにもかかわらず、工場長の発言では出るといふようなことでございますが、そのときの工場長の発言の要旨を聞きただしてみますと、すべてのこのコンビナートの個々の設備では、絶無にはできないけれども、不安を与えない程度にできる、基準の何分の一かにすることができるといふように言っておるといふことでございます。○・○一九PPM以下にすることということでございますので、私は、そういう意味合いにおいて、公害は出さないようにするといふことを申し上げたわけでございます。今後とも、この発言につきましては、私のお約束が守ることができまますように工場に対して厳正な態度で臨みたいと、さように考えております。

コンテナ埠頭会社のご話でございますが、市長は、これはできるものと考えておられるのかということでございますが、コンテナの体制というものにつきましては、ここで私が申し上げるまでもないことでございます。

けれども、現在、世界の貨物が、いろいろの件費の高騰、あるいは輸送方法の合理化という観点から、またこの輸送方法の合理化には、繊維の確保とかそういうこと以外に、輸送回転のスピードアップをする必要等のことから、世界の荷物が、将来ほとんどコンテナナー化されるのではないかと、ばら荷物以外はほとんどコンテナナーの荷物になっていくのではないかとということが言われております。現に予想されたより早くコンテナナーの波が押し寄せていましておるわけでございまして、コンテナナーの設備をつくらない限り、港としてのほんとうの値打ちがないといふことまで私は将来くるんじゃないかとそのように考えております。

その施設は、早川議員も申されておりますけれども、そのためには、やはりフィンランドの育成が必要ではないかというご指摘につきましては、私も同感でございます。その荷物をとめられるだけのフィンランドの育成、あるいはその中には生産メーカーのみならず、商社すべての流通部門を含めての育成でございますが、フィンランドの育成というものが必要であるといふことにつきましては、私もよく認識をいたしておりますので、今後ともその努力がさらに必要ではないかと、さように考えております。

次に、岩野助役から話があると思えますけれども、若干、このすべての企業誘致あるいは工業用地の造成、その他あるいはまた競輪場等のあいろいろいわゆるギャンブル収入等にわたりましたの問題にもなるわけでございますが、都市財政をどのように充実していくかということは、私は現在非常に重要な時点に来ておるといふ認識をいたしております。これは、公共投資というものが非常にふかれておる日本の現状にあっては、都市財政の需要というものは非常にばく大なものである。ことに都市に人口が非常に片寄って集中してきておる段階におきましては、学校、上水道、下水道等を含めまして、都市財政の需要というものは年々増加しつつあると。しかも、その都市財政の状況はそれじゃどういふものであるか、財源確保をどのようににかかっていけばいいのかというのは、私は現在非常に重要な段階にさしかかっていると思えます。したがって、もちろん公害のある企業というものは誘致できないです

に現在の情勢ではありますけれども、財源というものをそれじゃどういふふうにして獲得していけば現在の都市需要を満たしていくことができるのかということ、私は真剣に考えるべき時期に来ておると、さように認識をいたしております。現に、昭和三十年ごろの県税の対象になっておりますところの事業税収入と市町村財政の基本になっておりますところの固定資産税の比率というものを比べてみますと、当時は、五〇〇ぐらいが都市財政の重みであると、都市のその固定資産税のほうがかかった。市町村財政、県の事業税収入というものは四〇〇ぐらいしかなかった。それが現在の時点におきましては、経済の伸長、経済の発展に伴いまして、事業税収入というものが非常に伸びておる。市町村財政の根源であるところの固定資産税収入というものは、非常に固定化しておるために非常に低い水準になってきておる。立場が入れ交わってきておるといふ状況にあるわけでございます。したがって、この財源をどのように確保していくかということ、非常にむずかしい問題になってきておる。

したがって、どの市町村におきましても、やはり企業誘致をしたいという根強い要望があるということにつきましても、ご承知のとおりでございますし、ギャンブル収入につきましても、簡単に現在それをやめることができないういふのは、ご承知のとおりでございますが、したがって、現在におきましては、法人の事業税、法人の住民税であるところの法人事業税をもっと上げると、あるいは固定資産税を上げなければいけないんじゃないかというようなことが真剣に自治省等におきましても検討されておる段階でございまして、われわれもいたしましては、都市財政の充実ということにつきましては、では何にこの根源を求めたいのかということ、非常に大切なことだと、さように考えております。財政状況等につきましても、四十二年のこの財政指教というものは、一・五といたうものは、四十五年度では一・二七になってきておるといふ事業を見ましても、四日市の財政というものはこのように低下してきておるといふことは、それだけ都市財政事業に踏み切っていくということ、大きなほかの市町村に比べるとしたらはるかに私は財政力というものはまだあると思えますけれども、たとえば〇・四というような、

○四以下の財政力指数の都市がたくさんあるわけです。そういうことから見れば、一・二七という財政力というものは、私はまだりっぱなものだと思いますが、さらにこれを公共投資を皆さんのご期待に添えるような公共投資をしていくためには、まだまだ財源の確保というものを将来に向かって打ち出していかなきゃならない時期だと、さように判断いたします。

オーストラリアのパビリオンでございますが、これは、たびたび皆さまのご審議をわずらわしておるわけでございますけれども、まずおかれてある第一の大きな原因は、基本的には、それを建てる土地の造成が非常におくられてきたということが、一番基本的なわけでございます。ごらんになった方はよくわかりだと思えますが、現在でも予定地は水がたまっておるといふような状況でございます。これが、霞ヶ浦緑地全体の造成が非常におくられておる、おくれたというところでございまして、したがって、霞ヶ浦緑地の公害防止事業団の事業も非常におくられてまいっておるといふような事情でございます。現にこの霞ヶ浦緑地の造成事業につきましても、さらに事業年度を延ばしてもらいように事業団にも話しておるわけでございます。したがって、この用地造成がおくられてきたということが、一番根幹でございます。さらにその他、財源の確保、あるいは建築構想、あるいは建設費の問題ということとで、たいへんおかれておるわけでございますが、一昨日申し上げましたように、四億円から四億五千万円と、できるだけ四億円の数字で六月中に業者に対して発注することができるよう、私は努力をいたしました。しかも、また知事にそういうようによくお願いをしておる次第でございます。別に私は知事のしり馬に乗っておるわけでもございせんし、あのごらんのとおりの建築業というものを霞ヶ浦緑地に立体的に移すことができたならば、しかもこれが永久建造物として保存することができたならば、私は四日市にとって決してマイナスではないという判断しておったからこそ、私は知事の意見に賛同を申し上げたものでございます。

桜地区の姫御前の土地がそのまま放置され、すでに買収した当時よりもかなり金利等もかさんできておるといふ状況につきましては、議会の皆さん並びに地区の皆さんに対しても申しわけないというように考えておりますが、学校がこういふ事情で、うまくまいらなかつたということとで、あの土地が残っておるわけでございますけれども、用地買収のときに教育文化施設に使うということで約束をしてあるそうでございますので、私はそういう方面に将来使いたい、使うことができたならばたいへんありがたいというふうに考えております。皆さんからも強い要望がございまして、この先行取得をしておけという、強い要望が従来から土地につきましてはございまして、これは四日市が先行取得をしたんだと、教育文化施設として先行取得をしたんだというようにご了解を賜わりました、できるだけ早い機会にこの土地がそのような皆さまのご期待に添い得るような、また地元の人々にもご納得いただけるような方法で、事業計画を立案したいと考えておりますが、現在のところ、それではいまい何があるんかという質問に対しましては、現在では持ち合わせがございません。ただ先行取得した土地であると、先行されておる土地だといふようにご理解をいただきまして、ご指導を賜わりたいと、さように考えておる次第でございます。

○副議長（志積政一君） 早川君。

○早川正夫君 質問が二点で、新大協和の十四万坪の埋め立て地のことと、それから、悪臭の発生源は、第三コンピナートでございますという判断をしております。

○市長（九鬼喜久男君） 失礼いたしました。

十四万坪につきましては、新大協和から、そういう要望は私は聞いておりません。

それから、悪臭の発生源につきましては、確かに新大協和グループの協和油化が操業いたしましたから、約八カ月間ぐらいだったと思いますが、八カ月間ぐらいは悪臭が流れました。そして、たいへん地区の方にご迷惑をおかけいたしました。そのときに富田のああい運動があったわけでございますが、その後、公害対策課で十分注意をいたしました。そしてまた、企業のほうにも重ねてたびたび注意をいたしておりますが、第三コンピナートからは、

ここ三カ月間はそういう事実はございません。

○副議長(志積政一君) 岩野助役。

〔助役(岩野見齊君) 発壇〕

○助役(岩野見齊君) 十四万坪の埋め立てにつきましては、第四次港湾整備五カ年計画の計画に関連いたしました内容の一部として、私も承知しております。

これは、北部に建設せられます倉庫の北側の岸壁利用を広く活用するため、また全体としての埋め立て工費を低くするといったような必要から、この十四万坪が計画せられたのでございます。ただし、この十四万坪は、市長もちょっと触れたんでございますが、化学工業の用地としてではなく、むしろ公害関連の処理、あるいは都市再開発を目的として建設せられるべきものであると考えております。

四日市の財政力の指数は、すでに早川議員のご指摘のように、また市長も一部触れたんでございますが、四十一年度の一六八、それから四十二年には一五五、四十三年には一三九、四十四年には一三七、四十五年には一二七と漸減してきております。これは、交付税の伸びが非常に大きいということもございませぬけれども、とにかく、財政需要が非常に標準的にも、基準的に必要であるということが高まってきておるといふことを物語るものでありまして、どうしても財政力の伸びはその需要に並行して伸びることができず、漸次下がってきておるんでございまして、また、この傾向が逆転するというようなことは、当分考えられないのではないかと、このように考えております。

一方、港湾に要する市の分担金は、第四次港湾整備五カ年計画によりまして、これは国の総額が、二兆六千億円を仮定いたしました算定せられた額でございますので、国の査定が二兆一千億円に変わりましたために若干変わると思えますけれども、二兆六千億円の総額から算出せられました所要額は、四十六年度におきましては約六億三千万円、それから四十七年度におきましては六億七千万円、四十八年度におきましては、八億四千万円、こういっ

た数字が考えられるわけでございます。起債の問題と、それから総額が下がりましたというような関係から、四十六年度の所要額は六億三千万円となっておりますけれども、実際的には私は大体五億円前後じゃないかと考えられるんでございますが、また、四十七年度の六億七千万円というのも六億円前後になるんじゃないかと、こういって推測ができるんでございますけれども、実際の負担が五億、六億こういって額にのぼることも否定できないんでございます。これだけの経費を投入する必要があるかどうかと申しますことは、これは、港湾に対する考え方、あるいは世界のコンテナー化に対する趨勢をどう判断するか、あるいはまた、伊勢湾の将来の展望をどういふふうに見るかということによって、いろいろ考えも結論も変わることもあると思っております。とにかく現実の数字として、市の財政負担としては、相当な重い負担であることは間違いないと思っております。以上

○副議長(志積政一君) 早川君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 初めに、議員の皆さまにお願ひしたいんですが、この港湾整備五カ年計画と公有水面埋め立ての問題について、市の将来を決定しなければならぬ重要な要素を含んでおる。それだけに私も真剣にいま質問をしたと思っておりますので、もし時間を超過したらご無理を願いたす。よろしいですか。

〔「かまわへん」 「ええぞ」 と呼ぶ者あり(笑声)〕

実は、市長の答弁を聞きまして、一昨日、昨日の答弁と、きょうの答弁と内容的にがらっと変わっております。実は、市長のこの一昨日から昨日にわたる議会に対する態度が、社会党の議員によって、指弾されたことは当然のことなんです。議会をなめたああいふ答弁をしたときには、ああいふ結果が生ずる。当然のことなんです。そうしてきょう、私に答弁される内容については、おそらく市長の本意が出ておると思えます。小池工場長が、新聞談話をしておる、その内容もあなたは真剣にその内容も調査しておられる。そして基準地を守るべき努力しようということ

を私は申し上げておるんだという市長のはっきりしたその腹のうちもわかった、これで。だから、一昨日市長が言っておるように、絶対公害は出しませんと言いつばなしで、あれで議員が納得するかどうか、そういったことを放言して、それで三月議会をやったということを最初からあなたは見通してない。これははっきりとって議会軽視なんです。この態度は、将来ともぜひ慎んでいたいただきたい。新しく出てこられた議員さんも、これは、市民の世論を背負って、そして自分の問題もかかえて出てきておられるいかに新人議員とはいいいながら、なめてかかった答弁は絶対許されない。これだけ私は強く注意しておきます。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

それから、次にこの企業を誘致することによって、財政の基盤を固めていきたいという市長の答弁があったわけですが、いま、こういった石油関連企業を誘致することによって得られるいわゆる財政収入と、そのために支出していかなければならない諸施設、いわゆる公共施設についての支出が、はたしてこれがバランスがとれるのかどうか、これが実は問題なんです。何でもいいからいままでの行きがかり上、石油関連企業しかここへ立地できないと、万やむを得なくあそこへ持ってくるんだという、そういうことも、ひいては財政支出に大きな負担をかけていきはしないかといういま不安が出てきておる。それをあえてあなたは先行していこうというんだ。おそらく私は、この新大協和石油化学が進出してきたときに、それから得られる資産税、それから公共施設に必要とする市独自の支出額との間には、非常に大きなバランスがくずれてくるんだらう、くずれが大きくなるだらうと思う。それをいま岩野助役がいみじくも言われておる。四十六年には概算六億三千万円、七年には六億七千万、八年には八億四千万、この港湾整備計画五カ年を通算してみますと、おそらく年次的に累計したならば、五十億以上になるだらうと私は思います。

そうすると、平均して、将来、年間十億という金をつぎ込んでいかなければならぬ、あらゆる意味で。そうして、しかも、この基準財政需要額というのは、一般事業の中でもどんどん大きくなっておる。それに対してさらにこの基準財政収入額というものは減ってきておる、低下しておる。そういうきわめて危険な状態にある中で、市長が過去からの行きがかり上石油関連事業を誘致しなければならぬという、その心情がはたしてどこにあるのかどうか。もうこの辺でいいかげん打ち切ったらどうかと私は言いたい。そうして健全なほうに四日市らしい町をつくっていったらどうかと。企業というものは、おそらく市長といえども、いままで私は経済的なヒンターランドの造成に努力しなさいと、これを考えなさいだめですよと、こう言ってきた。言ってきたけれども、それが実現するには、おそらく市長も、この二・三年にわたってその努力をしただらうと私は思う。思うけれども、それができなかったという背景を、よく考えなさいよ。なぜそれができないのか。市長は、おそらく努力しただらうと思いつけれども、四日市は、宿命的に石油関連企業によってその経済基盤がもう成立されてしまっている。いま、いまさら、精密産業、あるいは精密機械工業、あるいは自動車工業を持ってこようとしても、おそらくこれは二の足を踏むに違いない、だからこれは事実です。市長は、そういうった都市型の企業を誘致しよう、しなければならぬということはいくわかっておるにもかかわらずそれができないと。できないという努力にあなは最大限のご努力を払ってない。これほど矛盾した政治姿勢というものがありませんか。だから私はこの際、いいところで石油関連企業をあきらめなさい、そうして、早くこの企業体系転換をしないと、四日市の将来にとってはたいへんな事態を生じますと、これを言っておる。しかも財政的にも市が大いに負んでいかなければならぬ支出額というものは、将来膨大なものになっていく。こういったいろんなむずかしい問題があるだけに、この際市長ははっきりとしたものを打ち立てていかなないと、四日市市の将来は非常に不安なものになりはしないかと私は思う。もう一度、この点について、市長の将来の見通し、これをはっきりとご答弁願いたす。

それから、オーストラリアからのこのパビリオンの贈与の問題について、市長は、申しわけないというふうなこ

とばでおっしゃってみえますが、はたしてオーストラリアから、この一億という予定される援助金は出るのかどうか、これによって決定されると思います。これが出なきゃおそらくこの問題は、パンクしてしまふんじゃないかと思う。市長は、その辺確たる信念を持ってみえますか、知事とよく打ち合わせておられるのかどうか。聞くところによると、大平さんを使っている一生涯懸命にオーストラリアの政府に対して要請しておられるそうですけれども、まずだめだろうというのを私は聞いております。そういうた人のふんどしを当てにしてやらなきゃならぬようなオーストラリア館にあくせくして、いま一番大事なこの問題に、あなたは努力しない。そして、とんでもない方向で四日市のこの将来を決定していることと、あなたはそういうくだらぬところでエネルギーを消耗しておるんです。もう一度、このパビリオンの問題について、オーストラリアからの援助金が来るのかどうか、これをはっきりひとつ教えていただきたい。

以上です。

○副議長（志積政一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君） 登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

いろいろ指摘がございましたが、何も私は石油化学ばかり誘致して、別に財源の確保をはかっておるといっただけではございません。ただ、私は最近非常に深刻な悩みを持っておりますことは、石油化学というのは、宿命の一つの方向があると。それは、絶えず技術革新をすることによって新しいものを採用し、しかも施設そのものが非常にこの波償償却が早いと申しますか、非常に早くいたんでしまると、しかも、大規模化の傾向にあると、しかも、公害を出しておるといふことであろうと、さように思っております。したがって、ここに一つの石油化学の工場ができたから、それがそのままであるというのではなくて、絶えずそれが技術革新をされ、拡大化の方向に向かい

つつあると。しかも、それに備えて公害に準じていくためには、どうすれば十全な対策ができるかということ、私は石油化学をかかえる都市としては、まことに深刻な悩みであるのではないかと、私自身が考えております。したがって、この石油化学というものが立地しておる以上、これをどのように受け入れていけばよいのかということ、絶えず私は心を配っておるわけでございます。

たとえば、第二コンビナートの協和油化に対しても、あれが設置されたときには、非常に小規模なものでございまして、ともかく、公害というものは全く考えられない時点において設置されたということにつきまして、ご承知のとおりであります。その後、悪臭あるいはじん等の公害が起こって非常に問題になってきたと、しかも、あのままの情勢ではもう赤字が重なって、もうやっつけないというふうな情勢になってきております。

そういうような状況を踏んまえて、スポンサーとりたいということで、公害にも備えて、ああいう霞ヶ浦埋立基地をこしらえたわけでございますが、そういうような非常に宿命的な産業であるということは、私はまことに因果なものであると考えておりますが、しかしながら、化学工業製品の現在の趨勢を見ましても、石油化学工業の製品なしでは済まされない情勢になってきておりますが、だからといって、このクラスの公害が許されてよいかというの話がまた別の問題でございますので、今後とも、この問題の解決には努力をしなければならぬ。さらに、積極的な努力をしなければならぬ問題であると、さように考えております。

都市型産業につきましても、YKKの誘致、あるいは軽金属押出開発等いろいろの話がある中で、この二社が実現したわけでございますけれども、その他にもいろいろの話はございましたけれども、立地条件、あるいは交通条件、あるいは公害等に関連するところの労務者の不足、あるいは水資源の不足というふうな見地から敬遠されたわけでございます。現在きまっておりますのは、YKKとすでに操業を開始しております押出軽金属それ以外に小さいの

は数多くございますけれども、一応ある程度の大規模なものは二社であると。あるいはこのような内陸部の開発のために、都市型の企業というものを誘致させていって、一つのこれからの総合的な都市の中で農業あるいは工業というものを両立させていくような考え方から、やはり丘陵地の開発というものが満たされなければならぬという考え方でございます。

オーストラリアのバビリアンの一億円が豪州からほんとに来るのかどうかということでございますが、知事の発言をそのままお伝えするほかにないと思えますけれども、自分はだいたいじょうぶ、向こうから出してくるものと思うと、そういうように断言をいたしております。

○副議長（志積政一君） 早川君。

〔早川正夫君登壇〕

○早川正夫君 市長の非常に苦しい答弁を聞いておると、実際将来の四日市がどうなっていくかということが非常に心配なんです。それで、もう私は出すまいと思っておったんだけど、市長は、石油関連事業について、この辺でもうほつほつおみこしをあげて、ほんとうに都市型の非公営型の企業の誘致をしようと、そして四日市市民の将来のしあわせになり、それにつながり、また財政的にも、市を豊かにしていくためには、どうしても内陸部の企業の誘致が必要だと、その腹がまだまきまきまいていない、あなたには。それを確かめたいので、これは、しゃないのて出します。吉崎地区と川越町地先の近辺の誘致あれは石油関連企業だと私は聞いておるし、また川越町長自体もそれに十分な努力をしておるといふことを聞いておるんです。もし、市長にして市長にしてすよ、ほんとうにこの石油関連事業について、四日市市民が悩んでいるんだという観点に立ったならば、いち早く昨日各議員はその点に触れておる。川越町は一体どういふつもりなんですかということも聞いても当然だと私は思うんです。それについて、あなたは努力されましたか。四日市の状況としてはこうなんだと、頼むにひとつ川越のほうは、別の企業に踏み切ってもらえぬかと、そういうあなた、連絡とりましたか。話しましたか。してないでしょう。きのうからの答弁を聞いてみると絶対してない。してないとして。あなたは、先ほどあいうりっぱなことをおっしゃってみても、依然として、石油にたよっていいこうという、あなたは石油を食うバクテリアと同じだ。（笑声）いいですか。これは非常に大事な問題です。考えてください。

その川越町に対し、こういう石油関連企業、あるいは中電、こういったものを絶対誘致させないという、そしてそのために努力を川越町と取りかわそうという腹があるのかどうか。そしてさらに、内陸工業、もしあなたが、そういう都市型の企業を誘致しようという腹が固まるのであれば、もし、もし許されるんだとしたならば、富田地区あるいは富洲原地区の皆さん方が、市長の言いとおり信頼しよう、と企業の言いとおり信頼しよう、と絶対公害、まずわれわれが心配しないような公害は出ない。もし、万が一にでもそれじゃひとつわれわれも承諾しようとなつたときに出てくる問題が、あの三十万坪、四十万坪の八郷地区の土砂の採取になると思うんです。あの富田に企業を誘致し、そうしてその企業そのものを育てていってほんとうに四日市の都市づくりに資しようとするならば、いまからでもその三十万坪、四十万坪の構想が打ち立てられておって当然なんです。これについてあなたはきのうどいう説明をなさったか。これについては、目下何も考えておりません。それでもって、私は、四日市は、石油産業だけにおんぶしているわけじゃございませんなんて言ったって、それはだれにも通らないですよ。初めからその三十万坪、四十万坪、いかに四日市市の経済基盤を固めるために資しよう、ともし市民の皆さま方にそれが承諾されるんだっつらば、それをどういふふうに持っていくかということぐらいの方針はやね、打ち立てておってもいいじゃないですか。その答弁ができません、コンテナ基地のために、この十四万坪を埋め立てさせてください、港湾整備五カ年計画進捗をさしてください、はからせてください、聞くほろがかえって苦しい。

この二点について、説明を求めます。

○副議長（志積政一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えをいたします。

川越町地先につきましては、別に、何ら相談を受けていませんし、私といたしましても、そこにそういう都市型の企業が立地をし得る可能性をあっせんできるならばですね、それはいろいろ注文をつけることができると思えますけれども、目下のところ川越町地先につきましては、私は相談に乗っておりませんし、意見は何も出しておりません。

吉崎海岸につきましては、昨日申し上げましたように、それは単なる構想であろうと、さように思っています。

大矢知、八郷等の土取り場のあとの三十万の土地につきましては、先般の議会で若干申し上げたと私は思っておりますが、一部は住宅地、一部は中小企業団地、あるいはその他工業団地、あるいは民間のデベロッパーにおまかせするというような構想を持っておるわけでございます。まだ、その土地をどうしたらよいかということにつきましては、確固たる考え方は持っておりません。

すであの土地につきましては、通産省の産業適地としての調査を終え、かつて、東洋タイヤ、あるいは住友機械等が話ございましたして、事実社長が来、あるいは重役等の視察もいただいたわけでございますけれども、それが不成功に終わったという土地でございます。

われわれといたしましても、そういうものにつきましては、十分都市計画いろいろな考えて対処させていただきたいと、さように考えます。

○副議長（志積政一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十七分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 午前中の早川議員の熱弁のあとを受けまして、私が、ただいまからお尋ねいたします点は、すでに通告申し上げましたとおり、コミュニティ対策の推進とコンテナ埠頭会社の二点でございますが、通告の順序に従いまして、まずコミュニティ対策からお伺いをいたします。

コミュニティ対策という舌をかむような耳新しきことばは、何も私が奇をてらって申し上げておるのではなくて、すでに昨年八月、自治省からコミュニティ対策の構想ということで発表をされております。それによりますと、自治省としては、コミュニティというものを一応近隣社会というふうに考えております。したがって、私もこの自治省の見解に従いまして、近隣社会対策としてのコミュニティ対策として、これから質問をしてみたいと思えます。

最近の目ざましい経済成長によります国民生活の水準は、確かに向上してまいりましたけれども、その反面、いわゆる社会から疎外された人間関係、この傾向を是正する必要も、またその度合いは高まってまいりました。私が考えますのに、自治省がこのようなコミュニティ対策を持ち出してまいったということも、おそらく、この社会から疎外されつつある人間関係を回復したいという考え方に発したものだというふうに私は解釈をいたしております。そこで、これからこの問題につきまして、市長にお伺いをいたします。

質問の第一点は、このコミュニティ対策ということについて、市長はいかに理解をされ、認識をされておられる

か、その具体的な内容について、ご所思のあるところを教えてくださいたいと思っております。

質問の第二点としまして、去る四月三日に自治省の次官通達が出ております。それには、本年度のコミュニティ対策の事業の一環といたしまして、まず全国で三十カ所、このモデル地区を選定するというところであります。もう一つは、実態調査によります政治生活の検討だとか、あるいはその組織活動についての研究をするということがございます。そして、この次官通達は、各都道府県知事あてに届いておりますが、先ほど申し上げましたモデル地区の選定につきましては、知事が各市町村長と協議してその候補地をきめるということに相なっております。

そこでおそらくこの次官通達は、県の地方課を通じて四日市市へも参ったと思っておりますけれども、それが四月の何日にかいったかをお伺いしたい。そして、それに対して、市当局としてはどのような対処をなさったかをお伺いするわけでございます。

質問の第三点といたしまして、しからは四日市では、このコミュニティ対策をどの部局が担当されるのか、責任者はだれであるのか、その点を明らかにお願いしたいと思います。

続いて質問の第四点、このコミュニティ対策を推進いたしますにあたって、どのような財政措置が講ぜられるのか、いわゆるその財源についてお尋ねをいたします。

以上がコミュニティ対策の推進についてのおおよその質問でございます。

続いて、コンテナ埠頭会社の問題に移ります。

このコンテナ埠頭会社については、先ほどの早川議員からもすでに発言をされておりますが、ご答弁がありませんので、いま私からもあらためてお伺いをいたします。

実は、四日市のコンテナ埠頭会社の点につきましては、去る三月議会におきまして、私はこれを取り上げたわけでございます。と申しますのも、さらにさかのぼりまして、昨年三月議会での計画があることを聞きまして、私は一体いつできるのかというのを市長に尋ねたことがございました。そのときの市長のご答弁によりますと、本年末、すなわち昭和四十五年末には四日市コンテナ埠頭会社を設立するんだというご答弁がありました。しかしながら、年は明けました。三月に入りまして、その設立の構想が一向に具体化してまいりません。そこで、私は、この話がどうなっておるか、あらためて尋ねたわけでございます。そのときに、四日市港管理組合の副管理者であられる岩野助役から、実は、共同出資者である船会社のほうから、この会社設立後の経営の赤字負担の問題と埠頭の技術の問題について難色を示しておるために、まだ実現はしておりませんが、三月末までには万難を排してやりますというご答弁がございました。ところが、その三月末が過ぎまして、すでに八十日、いまもおこの会社が設立されたという話を聞いておりません。したがって、なぜこのようにおくれおるのか、もう一度あらためてお伺いした。

特に市長にお尋ねをしておきますけれども、先ほど早川議員の発言の中、あるいはほかに答えられた岩野助役のことの中にも、将来四日市整備計画について、四日市の負担が非常に重くなるというご指摘がございました。したがって、私どももいたしまして、この四日市港の港湾整備計画の一環をないますコンテナ埠頭会社がどのようになっていくのかということについては軽視するわけにはまいらないわけでございます。そういう点から、もう一度この点について、はっきりしたご回答をお願いしたいと、かように思うわけでございます。

続いて、いささか埠頭会社の内容の問題に入りますけれども、この埠頭会社に必要とされる資金の調達計画はどうなっておるか、埠頭会社の建設計画、事業計画については、時間がありませんのでお尋ねいたします。ただ資金調達計画についてお教えを願いたい。そして、こういう埠頭会社の内容に対して、市長は、一体どのような責任を感じておられるのか。もちろん、市長の立場としては、港管理組合に直接の責任はないにいたしても、先ほど私が申し上げましたように、四日市の将来の財政負担にとって非常に大きな問題になってくるわけで

でございます。このようにおくれまい。たその責任を、私は市長に問いたしたのでござります。

以上をもって私の第一回の質問を終わります。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

コミュニティ近隣社会対策についてでございますが、どのように理解をしておるのか、あるいは具体的な内容である、かというご趣旨でございますが、この近隣社会の問題は、発想といたしましては、私はたいへんけっこうなおもしろい構想であると、さように思います。

もとより、このコミュニティ施設プランというものを拝見いたしましたも、大体、この交通関係施設、環境保全施設、文化施設、保健施設、社会福祉施設、スポーツ、レクリエーション施設その他となっておりますが、その他コミュニケーション施設となっておりますが、どの程度具体化するかについては、私は非常に疑問を持っておりますけれども、ご指摘のように、最近の社会組織は、旧来の市街地、旧来の住宅のあるところに、新しい試みとして突然として住宅団地ができるというように、別社会ができるというより極端な現象もありますとおり、また、人間疎外といわれておりますように、隣近所の関係がうまくいかない、そういうようになってきますので、近隣社会は、住民の社会生活の基礎的な単位と考えられ、ものを健全に育成していくようにするものであると、さように思います。

次官通達がいつ来たかということにつきましては、私、ちょっと記憶をいたしておりませんが、全国で三十カ所選ばれておると、しかも、これにつきましては、全国の三十カ所に財源として地方債を十億円認めていくことといたことでございます。非常に政治的な企てでございます。三重県では久居市がそういう申請をしておるようでござ

います。またどのような形になるのかにつきましてははっきりつかむことができないんじゃないかと思えます。申し上げましたその交通安全施設にいたしましても、この議会でもいろいろ提案のございましたとおり、たとえば、歩行者専用道路であるとか、自転車専用道路をつくるか、その他交通安全施設、街灯、街路樹、街路花壇、緑地帯、公衆便所、ごみ収集施設、防火防犯、避難広場というようなものまで含まれております。文化施設にいたしましても、集会所、公民館、図書館、児童館、その他研究施設。保健施設の中には、診療所、健康保健センターあるいはまた保育所、託児所、老人ホームというものまで含まれておるわけでございます。すべてこのコミュニティ施設の一覧の中にあるものが、当然都市行政の中で受け入れられなければならない施設がたくさんあるわけでございます。すべて、こういう公共投資が非常におくれている、したがって、こういうものをこういう近隣社会というものを育成することによって、大体小学校単位の学区の単位をまとめて、公共施設を充実していくという考え方であると思えますので、発想としては、たいへんおもしろいと思えますけれども、この地方債十億円というものでどの程度のものでできるかは知りませんが、当然、社会をりっぱなものにしていくためには、これだけの公共投資というものがやはりしていかなければならない。近隣社会構想がなくても、これは児童館の必要などには児童館が必要でしょうし、図書館というものも必要なものですから、やっぱり都市対策としても考えていくべきであります。そういうような受けとも方をしております。

担当部局は、いまのところそういう大体の自治省関係の問題、あるいは地方債、起債等の関係で総務部で現在担当しております。責任者としたしましては、一応平井総務部長が当たっているわけでございますが、やはり、道路、福祉施設というものを総合的に含まれておりますので、これこそ私は、チームをつくって、プロジェクトチームをつくって当たるべきものじゃないかと思えます。

コンテナの問題につきましては、その後の経過等につきましては、岩野助役からご報告申し上げますが、埠頭

会社についての市長の責任はどうかということですが、ともかくたいへんおくれておりまして、まことに申しわけないと考えておりますが、コンテナ会社の収支計算というものが、いまの段階ではかなりまだ検討を要する問題があり、不安定な要素があると、さように思いますが、さらに出資を承諾しておるところの船会社が今後ともこの収支のバランス、あるいは計算等につきましても、責任を持つということが大切なことでございますので、その点をさらに船会社等に強く要請をしたい、さように考えております。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

○助役（岩野見齊君） 三月の議会におきまして、極力実現できるように努力をしておりますと申し上げたんですが、このコンテナ会社、コンテナ埠頭会社の進行状態を、その後進捗しておらないことを非常に遺憾に考えております。

船社側、すなわち郵船、川崎汽船、商船三井、山下新日本この四社の意向といたしまして、次の六項目が示されておるのでございます。

第一番目に、会社が建設するバースは一バースとする。二番目に、船会社が出資する金額は、一バースを建設する総事業費のいかにかわらず、二億円とすると。それから三番目に、四社は二億円の出資以外の融資には応じない、また欠損ができた場合の補てんとかあるいは資金不足、こういったものに対して援助する気持ちはない。四番目といたしまして、会社の建設する、このコンテナ会社の建設するバースについては、四社は必ずしも保証の義務を負わない。五番目といたしまして、会社の建設したバースについては、船会社の側ではこれを専用的に借りるといふようなことはしないで、公共投資等と同様に使用できるものとして、その保証料も公共埠頭の保証料に準ずるものにしてほしい。それから船社側は、コンテナ会社に社員を派遣したり派遣したりはしないと。こういった六条件を示しておるわけでございます。そして、この内容は非常にきびしいものであり、またこういった条件では、特許会社としてのコンテナ埠頭会社が経営できる見込みも立たないでございます。したがって、管理組合といたしましては、当面バースの建設を、当面一バースにするのはやむを得ないが、名古屋港に設立した特許会社と同じ運営管理ができるようにしてほしい、そういうような形で船社側が参加してほしいと、また管理組合はコンテナバースの建設費については、極力節減につとめますと、こういうこちらの本案を持ちまして、四月以降も折衝を続けておるのでございますが、まだ残念ながら解決の段階に達しておりません。これは、先ほども早川議員がちょっとほめかされましたように、もう現在としては、大きな政治力によって解決できるかできないかの岐路に来ておるんじゃないかと、このように考えておる次第でございます。

なお、コンテナ会社の資金調達につきましては、本来からいえば、船社が一〇％、管理者が一〇％、それから政府による無利子の貸し付けが一〇％、特別賃貸債が三〇％で、残りの四〇％は市中から借り入れて手当てをする、そして、この借入れ金は利潤によって回収してやってくと、こういった内容になっておるのでございます。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 ただいまご答弁をいただきましたんですけども、その中で、まずコミュニティ対策の件について、もう一度お伺いをいたします。

先ほど、市長のご答弁の中に、次官通達が四日市へいつ来たか知らないというご回答がございました。しかし、また一方では、今年度は久居市がモデル地区の選定候補に上がっておるといふご報告もございます。こういう市長のご回答の内容から判断いたしますと、四日市市というものは、せっかく自治省が始めかけましたこのコミュニティ

イ対策について、まずほとんど何も関心がないというふうに私は判断いたしますが、市長それでよろしゅうございますか。

なお、担当部局は、総務部であり、責任者は総務部長であるというご答弁でございました。起債関係の財政的見地からいって、あるいはそういうことに相なるうかと思えますけれども、また県等関係からいっても、またその対策の内容からいっても、私はむしろ企画関係、公室長のほうでこの責任を担当すべきではないかというふうに考えるものでございます。もちろん、どちらがいいかは、これはやってみなきゃわかりませんけれども、実際の事業計画を立てるうえにおいて、市長公室長のほうが適任でなからうかというふうに考えるわけでございます。もっとも、この市長公室長についても、実はこの問題について見解を先日求めましたところ、ああそういうえはそういう通知もございましたなあというご返事でございました。なるほど、市長公室長は、まだ新任でございます。人事異動の直後でございます。どさくさにまぎれて、多忙であったために、あまりお気づきにならなかったらうと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、私先ほども申し上げましたように、四日市としては、このコミュニティ対策というものについては、ほとんど関心がないというふうに私は断定せざるを得ません。それから、このコミュニティ対策に対する財政措置でございますけれども、国のほうで地方債に十億円を認めておるということでございまして、私の承知しておりますところによりますと、地方債のほかに、別にコミュニティポンドという制度も自治省では考えておるといふふうに聞いておりますが、その点いかがでございますでしょうか。

次に、コンテナ埠頭会社の件でございます。

先ほど市長並びに岩野助役から、それぞれご答弁をいただきましたけれども、これは、総括して申し上げますと、三月議会で承りましたご回答から一步も前進しておらぬということでございます。一体、この八十日間何をやっておったというふうに私は言いたい。先ほど岩野助役のほうから、船会社の要求として、六項目があげられました。

この問題も、すでにこれまでにおそらく私はずいぶん言い尽くされてまいったことだと思えます。それが全然前進していないということであると、一体、コンテナ埠頭会社はできるのかできないのか、その点をはっきりしていただきたい。最初の質問のとき私が申し上げましたように、通告には再びコンテナ埠頭会社と書きましたけれども、昨年の三月議会から、私はこの問題を三度取り上げておるわけです。私にとってみれば、仏の顔も三度と言いたいんです。どうかそういう意味で、もう一度、三度目の正直なご回答をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えをいたします。

コミュニティについての関心度がないのではないかとということでございますが、調べてみますと、自治省の行政局長から四月三日に各都道府県知事に通達が参っております。要旨に従って全国で三十カ所だと、大体各都道府県一県当たり一カ所のコミュニティを認めていこうということでございますが、われわれは当初から財源というものが確保されておりませんし、内容の点から見ても、まだ検討する問題があるわけでございますので、われわれは積極的にこれに何もしなかったわけでございますけれども、三月十五日にコミュニティ対策の推進のための担当者会議が県で開催されました。私どもの企画課長が出席いたしております。まあそういうことでございまして、関心がないわけではございませんが、ともかくやりたいところは、四月中に自治省に連絡をしろということでございます。ただし、本年度の事業については、コミュニティ全体の計画としてはなくて、個々の事業について、起債を認めようというのが特例でございました。もとより、このためには、この組織ができますと、町内会、自治会、婦人会、青年団、PTA、子供会、その他いろいろの団体活動も連絡調整できる機能もありますので、私は、そういう意味合いからコミュニティを育成していくということは、これからの社会にとっては必要ではないかと、かよ

りに考えております。

コンテナ会社の設立でございますが、たいへんおくれておいて申しわけないということは申し上げておりますけれども、まだ四日市港に乗りつくところのコンテナ会社の採算、コンテナ船の採算というものが、非常に採算が悪いという事に起因するのではないかと思います。残念なことに四日市港には米国航路というものが入っておりません。豪州航路だけでございますので、オーストラリア関係だけのコンテナしか扱っておられない。やはり、これはどうしましても、欧米航路のコンテナに移行するような方向に持っていかなければ、うまくいかないんじゃないかと思いますが、そういう問題を含めてコンテナ会社が一日も早く設立できますように努力していきたいと、さように思います。

コミュニティボンドのことでございますが、コミュニティボンドを希望するところは、直接、自治省に申し出れば、個々の建物について検討するというところでございます。

○議長（日比義平君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 どうもたびたび申しわけありませんけれども、まだ私の持ち時間がありますので、もうしばらくごしんぼう願います。

いま市長から、再びご答弁をいただきましたけれども、たいへんあげ足を取ったり、こまかいことを指摘するよううで申しわけありませんけれども、担当部局につきましては、いま市長のお話のありましたように、三月には企画課長が出ておるわけです。そういう点から考えても、私はやはり市長公室のほうでこの問題を担当すべきじゃないかと、かように考えます。

それはさておきまして、こういう対策が初めてとられてこようとしておるときに、もちろん試行錯誤は覚悟しなければなりませんけれども、最初のことですから、しかしながら、私が県の地方課で聞いてまいりましたところによりますと、県下の各市町村では、これに相当強い関心を持っておったようでございます。だから、先ほども話が出ておりましたように、久居市の野村地区というものが県下で最初に指定されております。そこで、この自治省の言うとりますコミュニティ対策のモデル地区の選定につきましては、何もことしの三十カ所限りではございません。これからあと二年、三カ年を通じまして、全国で百カ所の選定をする予定になっておりますから、そういう意味で、ひとつ理事者におかれても、今後この問題については、十分な関心と努力をしていただきたいということを強く要望しておきます。

なお、この問題に関連いたしましたして、ひとつ教育長にお伺いをいたしましたと思います。

と言いますのは、ご承知のように、市内にあります中学校のクラブ活動が、現在午後四時半で打ち切られております。そして、そのあとのいわゆる放課後のクラブ活動、特に体育クラブについては、社会体育という名目でもって続けられております。そのために、ことし初めてこの中学校の社会体育に携わる先生方に対して、一人当たり年間二千百円の予算措置がなされました。教育長のお話によりますと、これは県下で最初のことでございます。その点は確かに一歩前進だというふうに考えるわけでございますけれども、わずか年間二千百円という報奨金といえますか、手当てといえますか、そういうことではたしてこの問題が解決されたでしょうか。一時的な問題ならけっこうでありませんけれども、今後永久に続くとした場合、このような措置だけではたしていいでありましょうか。そういう点から考えましても、いわゆる学校教育の延長上に間に合わせるに考えられた社会体育ということではなしに、これは一昨日中島議員からも一部指摘があったと思いますが、こういうコミュニティ対策も、いわゆる地域社会の、近隣社会の体育の振興という見地からも、あるいは体育だけじゃございません。文化面についても同様でございます。要するに社会教育という見地から考えられるべきではないかと、このように思いますので、ひとつ教育長のご

見解を承りたいと思います。

それから、続いてコンテナ埠頭会社のことでございますが、最初の岩野助役のご答弁によりますと、この問題の解決は、政治力の以外にないということでございます。しからば、当局としていまだのような政治力を持つかどうか、どのような手段でもってやっておられるか、その現状をご説明をお願いしたいと思います。

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） お尋ねに対して、お答えをいたしたいと思いますが、いま、いろいろ近隣社会とか、地域社会とか、いろいろお話がございました。社会教育課といたしましては、ことしも、去年もでございますが、市民意識の高揚と文化の振興と、そういうような目標をきめまして、そしてこの地域の断絶とかそういう問題について取り組んでおるわけでございます。そういう点で社会教育は、さらに四日市の社会教育は、四日市の社会教育として自分自分の道をおるつもりでございます。これについてはいまままで三回いろいろと会合をもっておるわけでございますけれども、教育次長を頭に各課長、公民館長、社会教育主事等が寄りまして、これで三回目でございますが、いろいろこれからの社会教育と、ことにコミュニティ対策の推進、そういうものについて、いろいろ案を練っておるところでございますが、いままでも前進的な施策、また集団的な施策、個別的な施策、そういうものについても配慮いたしておる次第でございます。

そこで、今度は何でございますか、ご質問の学校教育の問題から、ある時間がきますと、それが社会体育のほうへクラブ活動が移動していくような体制でございますが、はなはだ残念なことでございますけれども、全国的にもこういうような方向で進んではおるものの、それはです、ほんとうに窮地の一策というようにぜひ私に私はずぎなのではないかと、何かの政策はなかるうかというように一つの考え方と、もう一つはやはり社会体育の面についても、いろいろ計画を練っておりますけれども、指導者の養成とか、それから体育指導員の、ことしは五十人委嘱しましたけれども、いままでは地域的に密着した人たちを指導委員にしまして、そして社会体育者として活躍していただくようにしておるわけでございます。報酬とかそういうものにつきましては、まことに微々な額でございますけれども、そういうことを申し上げるよりも、そういうことにほんとうに奉仕していただいておりますことに對して、こういう席を通してお礼を申し上げたほうがほんとうにいいのではなかるうかと、こう思っております。

それから体育教育、こういう一つの社会体育面の団体もでございます。これは三十二種目の各教育団体がございまして、いろいろと考え方もありまして、やはりこういう団体が競技主体となりまして、社会体育の底辺の広がり、そういう面が少し交ってくるのではなかるうかと思っております。そのほかいろいろと婦人、それから老人、そういう方面にもいろいろ手を伸ばして、及ばずながら仕事を進めておるわけでございますけれども、この間も申し上げましたように、はなはだ社会教育自体もつかみにくいところがございますので、こんなになりましたと申し上げるようなことを申すことができないのが残念でございますけれども、いまのような考えで進んでおることだけは、ご承知いただきたいと思っております。

で、いま、おっしゃいましたような学校のそれに対しても、やはり二千元というお金でございますけれども、これはほんの気持ちの問題でございます。やはり、ああいうようなところに献身的にやっていたら、これはもうほんとうに銭金考えずにやっていたら、そういうことに対しては、非常に感謝しておると、こう思うのでございます。

これでご答弁になったかどうかはわかりませんが、ひとつとどうぞさせていただきます。

○議長（日比義平君） 岩野君。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 横浜及び神戸につくられました第五埠頭公団が次に伊勢湾にもつくられることを予定されたので、これにつきまして、長い間陳情を続けたことはご承知のとおりでございますが、この関係で、運輸省におきましても、これが特許会社にすりかわったということに対して、伊勢湾の将来というような点から非常に心配してくれまして、運輸大臣を中心としてこの点について努力も払われておるんですが、途中非常に心配して協力を示してくれました有吉社長が退任したというようなこともございまして、挫折しておるんですが、今後やはり運輸省を中心として、これに関連したり、関係なりあるいは政治家こういった点を中心にして、この努力を続けていきたいと思っております。

○議長（日比義平君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 先ほどの教育長のご答弁は、どうもわかったようなわからぬような、何かちっともつかまえてくれないご答弁でございましたが、私がおきり申し上げたいことは、なるほど人の善悪行為に感謝することは為政者として当然であります。しかし為政者は、少なくともいつまでも善悪行為に甘えてはならないということでございますので、先ほど申し上げましたように、幸いにしてこのようなコミュニティ政策、コミュニティ対策というような方針も出てまいっておりますから、この対策ののっとなって、今後の社会体育、社会教育の面をしていただくうちに、私は強く要望いたしておきます。

それから、コンテナ埠頭会社でございますけれども、岩野助役のほうから、ただいま運輸省を通じてというお話でございます。ところが、五月二十日の日本経済新聞によりますと、運輸省の港湾局でこういうことを言っております。

四十五年度予算を繰り越す際、一応五月末に話し合いをつけることをめどにしていたので、今月まで、すなわち、五月末まで成り行きを見守るが、これ以上延びれば、四十六年度予算の配分、四十七年度予算の申し込みも関係してくるので、ためならだめと決断を下さなければならなくなるだろうというふうな報道をいたしております。これが事実かどうか。また、事実とすれば、これに対してどのように対処されるか。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 肯定も否定もいたしません、ありのままのことだと思えます。とにかくこちらといたしましては、事務的にはほんとうにできる限りのことはやり尽くしたような感じもするんですが、これも最後は、最後の最後まで努力を続けていきたいと思えます。

これ以上、答えられないことをおわびします。

○議長（日比義平君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 あまりたびたびです、これで、これを最後にいたしますけれども、このコンテナ埠頭会社の構想というものは、先ほど岩野助役もちょっと触れておられましたけれども、大体、あの中京第五埠頭公団の構想がくずれた、あのときからすでに四日市としてはイバラの道が始まっておったんだというふうには、私は考えております。そういう困難な道をあえて踏み越えていかなければならぬという理事者の皆さんの心も私はよくわかるんでありますけれども、さらに四日市港が単独でやらなければならぬということが、この問題を一層私は困難にした

と思ひ込んで。だから、昨年三月議会で私が質問いたしましたときに、どうも市長と岩野助役のご答弁にニュアンスの差がございました。私は、これは食い違ひではないかということにあの当時追及をしたんでございますけれども、市長は、あくまでも四日市は単独でやっていると主張していただきましたので、岩野助役のほうも、そのたてまえをおそらく尊重されたんだらうと思ひます。しかし、本音はおそらく私は名古屋と一緒にしたかったんじゃないかというふうに考へます。そういう点で、やはり私には、この問題がこのように困難な道をたどつておると、まだめどがつかない点については、市長にも大きな責任があるということをはっきり申し上げておきたいと思ひわけでございます。いずれにいたしましても、この問題が解決しない限り、四日市のコンテナ埠頭計画は、私は現実に進んでいかぬわけでございます。そういう点で、なお一層の努力を重ねられるように、あらゆる手段を尽くしていただくように、特別お願いをしておきます。

昨日、伊藤信一議員の質問に市長は答へられ、わが市民クラブはあせらずあわてずというご忠告をいただきました。もちろん私もあせつたりあわてたりはいたしません。われわれとしまして、じっくりやってみようと思ひますけれども、あえてここで理事者の皆さん方に申し上げたい。

激動する七〇年代において、もはや日々逡巡許されなさいということでもあります。じんぜん日をむなしゅうすることは、罪を犯すにひとしいということでございます。

このことは理事者の方々にあ返しとして申し上げておきます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後二時十九分休憩

午後二時二十三分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山口信生君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 やつと順番が回ってききましたのでやらさせていただきますが、市民クラブの代表の後藤議員が、少ししんが強かったら、いまして早くて楽なことと思ひますが、（笑声）どの会派の議員さんでございましたか、老人の医療補助、補助と、何と声を大にしてたくさんおっしゃいました。私もその線に該当いたしておりますので、（笑声）六十八でございます、やがて六十八。できたら、今後老人福祉という意味で、代表者質問のときは先頭切つて、老人をいたわるために（笑声）発言をさせていただけたらまことにしあわせと思ひのであります。

（笑声）

だいぶん三日目の皆さんもお疲れと思ひますので、私の通告は、埋立地問題についてと公共下水及び排水について、三にし尿問題についてと三つでございますが、たくさん皆さんがおっしゃいましたので、私はし尿問題はこれを切り捨て、また埋立地問題も早川議員が同じ会派から先任どる質問されましたので、あまり重複することは好ましくないと存じまして、少し補足質問をさせていただくだけにとどめたいと存じます。

補足といひますと、市長にお尋ねしたいことは、早川議員の質問の節に、新大協和石油が一次、二次、スーパー抜きで、（笑声）一次、二次のうちさしあたって四十万坪要るが、あとの二十万坪もほしいというようにご答弁されたように存じます。そのときに市長は、次も、二次の二十六万坪も新大協和石油に仕事をさせる、二十万坪もさせると言うたか言わなかったかという点をちょっとお尋ねしたいと思ひます。わかりましたね。わからななたら言つてちょうだい。（笑声）

次に、二番目には、この二十六万坪の土地に新大協和石油の一次分の会社がまたぞろこれやるといふと、富田地区といたしましては非常に反対を現在いたしておりますが、前期のときにも市長は再三お見えになって、非常なる努力でもって地区を説得されたように、私はそのときには市議員と違いますので、地区の説明会に出て、るる私も聞いておったものでございますが、まあどういふの戦法でこれを説得されたことか私わかりませんけれども、大企業も非常なる努力を払われ、市長も万全の努力を払われ、最後には賛成の線に持っていかれまして今日に及んだこととございますが、あのときの苦い経験が地区はよく知っておりますので、今度は以前に増して相手を反対を展開すると私は考えておりますが、市長にお尋ねしたいのは、絶対的に富洲原、富田、羽津が反対しても、市長の考えは何としても押し切って進む意志があるのかないのかをひとつお尋ねします。あわせて、地区が徹底的に反対となった場合には、考えを直す意志があるのかないのかと、これも。

三、次に、市長の説明によって、もしもこれが反対を押し切つてやるといふ立場になった節に、現在埋め立てております川越地区に石油コンビナートができる場合には、市長はこれをとめる意志があるかないかを、ちょっと先ほどの早川さんに重複すると思えますけれども、と申しますのは、四日市を許しておいて、よその地区を反対できるかできないかを私はお尋ねします。

次に、四番目は、先ほど、何べんも早川さんのことを繰り返しますけれども、早川さんの補足質問でございますので、お許しを願いたいと思えます。四番目には、財源の問題でございますが、先ほどの説明を聞きますと、五カ年計画で四百何十億ですね、市の持ち出し分が年々六億という答弁に早川氏は十億と、こう答えておみえになりましたが、まあまた私も推測すると十億かかると思えます。そこで伺いますが、十億投資をする反面に、県はどれだけ四日市から固定資産税を徴収しておるかということ、ちょっと数字によってお示しを願いたいと思えます。四日市の固定資産税が何ぼ、県が四日市から持っていく固定資産税は何ほどかと、この数字をお示しを願いた

すと思えます。

要は、県が五、市が四の比率でもって港管理組合を経営してある関係上、その比率を知りたいと思えますので、一応これをお示しを願います。

大体埋め立て問題はこれぐらいのことといたしまして、次に公共下水でございます。

公共下水と申しますのは、私も長いこと市議員をいたしておりますけれども、勉強不足かも知りませんが、けれども、いまだにもって全市にわたる公共下水の計画を聞いたことはございません。いま私の知ってる範囲内では、中央部に最近完成をいたします事業だけは、ほぼ頭に描いておりますのは、事業費が三十七億何ぼ、それに対して三分の一が起債、三分の一が補助、三分の一が市費、その市費のまた半分が受益者負担と私は聞き及んでおりますが、それだけは私も頭の記憶に残っておりますけれども、私の聞かんとするところは、全市にどういふふうにこれからあとの、残っております塩浜地区、橋北、富田、富洲原、全市にわたった公共下水の年次計画、次に事業費、これらを地区別に明細にお示しを願いたいと思えます。

と申しますのは、これは前の土木部長三輪君のことを申し上げるのじゃございませんけれども、前の私が議員に出かけとったときに、「土木部長、富田はいつ下水ができるか」と私が尋ねたときに、土木部長、そのときの土木部長は、「五年と思えます」ということを私に答弁しております。「五年でできるか、七年はかかるぞよ、へたなことやと十年はよけいかかります」「絶対にかかりません」と言つたと私は記憶しております。けれども、そのときの三輪君はしろうとでございますので、(笑声)土木部長というてもしろうとの土木部長で、今日私は、そのときの言をつかまえてとやかく申すわけじゃございませんけれども、何にいたしましても、富田の事業をしようと思えますと、これも公共事業のほう、公共下水にからまして、これも公共下水にからましてと、一から十まで公共下水にからましておるので、皆さまざま承知のように、富田の下水はむちゃくちゃでございます。

まになって、そのときから四年を経過いたしておりますが、いつのことやらさっぱりわかりません。市民は、私
らが長いことやっておりますので、まるで知っておるように、いつになると公共下水ができますという、寄るとさ
わると聞かれる立場にございます。そういう立場に置かれておるにもかかわらず、執行部は、まず五年、まあ十年、
まるっきりかませどころのないような答弁にいつも終わると思っておりますので、この際はっきりと私が質問しまし
たことをお示しを願いたいと思えます。

次に、下水・排水問題についてでございますが、これは陳情にも出ておりますので、あまりくどくどしく申し
ますと陳情がむだになりますので、あまり深入りはいたしませんけれども、ひとつ考えていただきたいのは、富
田も理事者の皆さまのごやっかいで、十四川は非常に満足のいく程度の改修を願ってありがたいしあわせてござ
いますけれども、排水となりますと、まるっきり先ほど言ったようにゼロでございます。陳情に出ております茂福
ポンプ場においては、雨が降ったらひざまでぐらひはいかなかったら工場に行けぬといういまの始末でござ
います。こういうような見地でございますので、この点を、ポンプ場を、陳情に出ておりますけれども、拡張する
意思があるかないかをお答えを願いたいと思えます。

けれども、下水部長も最近に新任せられたので、あまりきびしく突っ込むということはまことに相すまぬこと
でございますので、わからぬ点はけっこうでございますので、わかった点だけをひとつお示しを願いたいと思
います。(笑声)

こういうふうによりまく頼まんことには、(笑声)これから先頼んだときに、山口の餓鬼にはだれが仕事を
するかと言われると、ほんとうに私も次の市議員に落選するうき目を見ますので、(笑声)大事に質問をいた
したいと思います。ご了承のほどをよろしく願います。(笑声)

○議長(日比義平君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君) 登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) お答えを申し上げます。

二十六万坪の造成に関連いたしている問題でございますが、第一次の、第一期工事の第一期埋め立て、四十万坪
でございますが、このときにはスポンサーの都合で四十万坪しか資金手当ができないということで、四十万坪に限
ってやったわけでございますけれども、その後、県、市に対して第二次埋め立てをお願いしたいという申し出があっ
て、二十六万坪を埋め立てようという決定をいたしましたわけでございまして、当時は六十六万坪でございまし
たけれども、六十六万坪するだけの資金手当ができないということで四十万坪になった次第でございます。

○山口信生君 市長、そのときには、次の二十六万坪も君のほうでやらすということの確約ありませんね。

○市長(九鬼喜久男君) 確約というよりも、当然必要なだけけれども資金手当ができないということで、当時は
資金手当ができないから第一次に四十万坪してもらいたいと。

○山口信生君 確約ありませんね。

○市長(九鬼喜久男君) ありません。

次の問題でございますが、たいへんお答えをしにくい問題でございます。私は、昨日あるいはきょうのご質問で
もお答えを申し上げましたように、ともかく四十一年就任以来公害問題というのは非常に大きな問題になってきた
わけでございます。単に公害のみならず、災害をも含まれた計画が必要だということでございます。公害防
止に耐えることができるモデルコンビナートをつくりたいという強い考え方を持っておったところでございま
す。先ほど申し上げた石油化学工業の宿命的な膨張的な、あるいは技術開発的な動きがあるわけでございま
すけれども、これを踏んまえて、公害防止をしたモデルコンビナートというものはぜひつくりたいという強い
考え方を持ってこれにあたっておる次第でございますので、どうかその間の私の意図するところをご了解
賜りたいと、

さよりに考えておる次第であります。

川越に進出する場合はどうかということですが、川越につきましては何らそういう話を聞いておりませんので、お答えできる範囲ではないと、さよりに思います。

港の事業費でございますが、ともかく管理組合の事業がどんどん進んでいって、市も負担ができないということになってはたいへん困りますので、あくまでも市費の負担というものは、管理組合の例の市費の負担にかかわる分につきましては、市費がそれにはえられるだけの限度にとどめるべきである、さよりに思っております。

県の大規模資産につきましては、固定資産は現在ゼロであります。四十六年度はゼロであります。

その他、担当助役等からお答えをさしていただきたいと思えます。

○議長（日比義平君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 公共下水道計画についてお答えをいたします。

本市の公共下水道は、昭和二十九年を初年度といたしましてスタートをしたわけでございますが、当初は納屋、阿瀬知の一部を排水区とする第一期の事業に始まっております。その後、たびたび計画変更によりまして新しい地区を追加をいたしてまいりまして、大体現在の公共下水道の計画は、納屋、阿瀬知、橋北、常盤、千才の各排水区、及び新たに団地がその後形成をされましたので、泊山、高花、坂部が丘、それから朝明と、各団地の排水区が新たに認可をされております。そうして、昨年度三重団地、それから桜の団地、あるいは近鉄三交不動産の団地の区域であります川島の団地、これを新たに認可区域に繰り入れております。

以上が、本市のたいままでに計画決定をいたしております公共下水道の計画でございますが、これは、全体計画面積が八百二十八・〇八四ヘクタールということでございますので、昭和四十年の国勢調査によります入り会い地区、さらに人口集中地域でございますが、これが市街地面積とわれわれは称しておりますが、千八百五十ヘクタールでございますので、大体千八百五十ヘクタールに対して四四・八割ということになるわけでございます。まあ計画は以上のとおりでございますが、四十五年度末までに完成をいたしておりますのが三百二十二・六〇九ヘクタール、こういうところでございまして、計画面積に対して三九割の進捗状況であるということはいえるかと思えます。

さて、お話がありました全市にわたっての公共下水道計画を聞いたことがないというお話でございますが、確かに全市に、地域全面にわたった計画は、ただいまのところまだ持っていないというのが実情でございます。で、昨年新たに計画の中に組み入れましたのが、先ほどちょっと殖れました三重団地並びに川島団地、そのほか落とししました、塩浜の近鉄線から西の区域の面積を新たに認可区域に繰り入れました。これは、公害防止事業計画の中に入っております計画の一端でございます。

さて、昨年政府におきましては、公共下水道事業を急速に整備をする必要があるということで、建設省におきまして新たに五カ年計画を組んで、二兆六千億という数字をはじめ出したわけでございますが、これに対応いたしません四日市の計画は、ただいままでに確定をいたしておりますのが、いままでに私が申し上げました計画区域でございます。これ全体を事業別に換算をいたしますと、公共下水道七十七億七千万円、それから都市下水路十六億五千万円と、こういうような計画によってこの五年間を、事業を遂行していかうということでございます。

したがって、お話のありました富田地区、富洲原地区、塩浜の東のほうということになりますと、この五カ年以降ということになりますので、いまからいつごろから手がつけられるかということをうっかり申し上げますと、先ほどのような結果にもなりかねないと思えますので（笑声）はつきり申し上げられませんが、この五カ年計画の完成したあとで手をつけていくというふうになりはしないかというふうに考えております。しかしながら、それで

は全般的にあって、公共下水道の受益を享受をしていただくことがだいぶ先になりますので、少しでも早くなるように私といたしましては努力をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

なお、先ほど山口議員さんが、公共下水道の補助金は三分の一、起債が三分の一とおっしゃったようにお聞きをいたしたのですが、年間需要費の四〇％が国の公共下水道の補助であるというふうに覚えております。なお、都市下水道については三分の一ということになっておるはずでございます。

ご質問の趣旨には添わなかったと思いますが、ただいままでに私たちが持っております計画は以上のとおりでございます。

○議長（日比義平君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 公共下水道と排水についてでございますが、公共下水道につきましてはただいま助役から答弁がございましたが、補足をつけさせていただきますと、現在四日市では、認可をとっておる地域が千九十一ヘクタールでございます。これは、先ほど助役からも答弁がありましたように、阿瀬知、納屋、常盤排水区、それから千才、港の関係でございますが、千才排水区、それから橋北排水区でございます。それで、これに先ほど申し上げました団地がございしますが、これを入れて千九十一ヘクタールが、四十五年の三月の市議会時において議決になりました建設省へ認可をしておる地域でございます。

この事業費は、全体で九十億七千四百万円でございます。四十五年度末で完成いたしておりますのが四十一億八千万でございます。なお四十八億七千万の金額が今後残るわけでございます。先ほど助役からもお話がありましたように、建設省で五カ年計画、下水道整備、第三次の五カ年計画が本年度を初年度といたしまして昭和五十年年度まで立てられて、先ほど助役からも説明がありましたように七十七億七千万円、公共下水道で七十七億七千万円使用はでございます。

現在四日市の公共下水道の完成しておるパーセンテージでございますが、三一・七％でございます。この新五カ年計画が終わります昭和五十年年度には、これを四五％まで持っていきたい。これは四日市の千八百五十ヘクタールの市街地に対するパーセンテージでございます。四五％まで持っていきたいと、そのように考えまして鋭意努力しておるといわけでございます。

それから、富田、富洲原の問題でございますが、そういうはっきりした計画はないわけでございますが、われわれのところではいろいろ試算した結果でございます。富田、富洲原でいわゆる市街地面積が四百六十一ヘクタール、現在の市街地の形式をしているところでございますが、これは先ほど申し上げましたように千八百五十ヘクタールに対する面積でございますが、四百六十一ヘクタールでございます。これを、事業をやっけていまして、管きよの事業をし、処理場までつくりますと三十四億かかりますということですが、それはあくまで概算でございます。こういう試算をしております。

それから、先ほど助役にも触れられましたが、南部の近鉄から雨池までの百三十三ヘクタールというものをいま計画に入れておまして、これから二十一億ほどかかります。先ほどから申し上げましたように、この中央部は一応九十億で進めておると。

それから、ただいま申し上げましたように、千八百五十ヘクタールというのは現在の市街地でございます。都市計画の新しくきめておる市街化区域というのは相当面積が広がっております。これの三倍ぐらいあるわけでございます。新しい都市計画法によりますと、市街化区域では下水道を整備しなければならぬ、いうことになっておりますが、これをやりますと相当な金額がかかるわけでございます。富田、富洲原を、これに寄せて、現在の市街地だけでも早くやりたい、という希望は持っておるわけでございますが、現在のところでは、一応昭和五十年

まで、終わっても、なおかつ中央部の千九十一ヘクタールの分がありまして、相当の金額が残るわけでございますので、昭和五十一年度以降においてなるだけ早くこれに着手をしたいと、そのように考えております。

なお、公共下水道ができるまで、そうしたらどうしとのかという問題でございますが、それは、現在あります河川法に基づく河川につきましては、これは国や県が排水計画を立ててもらいわけでございますが、それ以外のいわゆる一級河川、それから溝渠、水ですね、溝渠が、旧来の溝渠があるわけですが、それに農地用の排水路があるわけでございます。それから道路側溝、こういうものを、現在あるそういうものを整備いたしまして排水、いわゆる都市下水路的な考え方で進んでいきたいと。都市下水路と申しますと、一応浸水対策でございますので、浸水する、湛水する、これを防止するという方法で公共下水道ができるまで持っていきたいと、そのように考えておるわけでございまして、公共下水道になりますと、水洗便所化、それから水質の汚濁の防止まで考えるわけでございますが、それまでの間は浸水対策で、公共下水的な感覚で処理していきたいと、そのように考えておる次第でございます。

それから、茂福の地内で石田病院と飯田病院との間のポンプ場の増強でございますが、あそこには三十一年完成いたしましたいわゆる地盤沈下対策事業で行ないましたポンプ場が二件、これは、口径が六百ミリでございまして、そのときにポンプ場をつくって、前例、それから中学校のほうへ延びている水路がございますが、この護岸工事をやったわけでございます。これは農林省関係の事業でございますして、これで対策したわけでございます。その後県のほうで、県の耕地関係でございますが、三十九年に千百ミリのポンプを、これは湛水防除事業と申しまして、地盤沈下、湛水防除、高潮対策と、いろいろ農林省が名前を変えまして予算を獲得いたしたわけでございますが、湛水防除事業で完成いたしましたして、千百ミリのポンプが一台増設になっております。

現在のところ、あの受益面積をちょっと調べてみますと、今度新しく市で市街化区域並びに調整区域を線引きをして決定をしたわけでございますが、面積の比率からいきますと、市街化区域は四〇％で調整区域が六〇％というような状態でございまして、これを建設省の補助金をもらいいわゆる公共事業として、都市下水路として取り上げた場合には、建設省で一応現在の時点で補助の対象には相当むずかしいというわれわれの見解をしております。実際に、建設省にもその話は持っていておるわけでございますが、現状ではむずかしいということでございます。今後、なお本省といろいろ折衝をいたしまして、なおかつあの地域の都市化の状況を考えまして、強く要望してそのご期待に添いたい、そのように努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 先ほどの私の、山口議員に対する約束をしたかどうかという点につきましての私の説明が適正でなかったと思しますので、訂正をさせていただきますと思います。

もともと大協和石油化学をスポンサーといたしまして、第一次事業、第一期の事業六十六万坪を埋め立てるということで出発したわけでございますが、その後事業がむずかしいと、困難だということで、資金の手当もできないうこと、第一次事業を四十万坪に、この事業をまず第一次として埋め立ててもらいようということで、四十万坪の造成にかかったわけでございますが、その後大協和石油化学は新大協和石油化学と衣がえをいたしました、新しい会社になって出発をいたしまして、当初六十六万坪に約束をしたとえば約束をしたわけでございますが、第二期の場合には、四十二年の三月の八日の市議会に提案を申し上げたときには、六十六万坪の埋め立てをいたします、ただし第二期の埋め立ての二十六万坪については、追って進出事業が決定した後施行いたします。そういう約束になっております。

したがって、この四十五年の十二月の四日に事業団が一応事業を閉鎖をいたしまして、この内容のもとに港

湾管理組合のほうにこの事業を委託いたしました。埋め立てを譲渡いたしました。港湾整備の五カ年計画に合わせて、合わせてこの二十六万坪も埋め立てをいたしますと、そういうような譲渡契約を管理組合と四日市港管理組合とが結んである次第でございます。

○議長（日比義平君） 税務部長。

〔税務部長（荒木三郎君）登壇〕

○税務部長（荒木三郎君） お答えいたします。ほんやりいたしております。ご無礼いたしました。

市の固定資産税の償却資産分の内容でございますが、四十六年度の償却資産分といたしましては十七億でございますが、そのうち大規模償却資産から出ます額といたしましては、十億四千七百三十八万余円でございます。したがって、今後設置されます事業に対します税といたしましては、そういうこととして額がきめられますので、全体的な問題につきましてはその規模に応じてかかると、こういうことでございます。

先ほど市長からお答えいたしましたように、この償却資産分の中で県に吸い上げられる分といいますが、持っている分はございません。四十五年度からそれに従いまして計算いたしますと、県にいく分はないと、こういうことでございます。

○議長（日比義平君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 先ほどの埋め立ての問題の一点について市長が再答弁されましたが、どうもふに落ちるような券ちぬようでわかりにくいんですが、はっきりと市長は、言い分は、大協グループと約束をしておみえになりませんか。これだけ聞いておけばわかるんです。

けっこうです、やっとならぬと、一番重点はこれです。

○市長（丸鬼喜久男君） いや、これは、第一期の埋め立ての、四十二年三月八日に六十六万坪ということ、当時としては大協和石油化学と、

○山口信生君 それは、埋め立てですわね。

○市長（丸鬼喜久男君） ええ、埋め立てを。その埋め立ては、スポンサーつきですね、やったわけです。先行投資をしないということ。

○山口信生君 まあ、よろしいわ。これはあなたの判断にまかせておきますが、しかし、住民は知りませんことですね。市長がはかったかはからなかったかということが、またこれが問題でしょうね。われわれは、いまだにもって、そのときには四十四万坪は、これは新大協和グループの仕事だということは、私はそのとき議会に出ておりませんでしたが、地区の集会の席上で聞いた覚えがありますので、私は議員なれば、はっきりとそのとき言いますけれども、そのときは議員と違いますので、これは個人であとで再調査をして私がまたご答弁を願いたいと思えます。

次に二と三でございますけれども、どうも市長のいまの答弁のようになしかたするので、先ほど運営委員会開いてごちやごちやごちや皆さんやっとならぬと、さらにもう一回必要になると思っています。先ほど私も、運営委員会出てきておりました、まあ、おかしなことやると、私ずっと帰りましたけれども、先ほどの市長の答弁のような、非常におかしな答弁されると困るんですが、もう少し市長は、はっきりと議員の言った質問の要点をつかんでご答弁願えませんか。

と申しますのは、私が申しましたのは、どうしても地区が説得できない場合には、あなたはそれでも押し切つてやられるかやられないかということをお尋ねしたんです。それでもやってみせるといふ気概があるのかないのか、これの質問でございます。さっきの市長の答弁は、まるっきりカエルをつかまえるようなボチ

みたいな気がするんです。(笑声)で、われわれの質問に対して、何をやっとなるわけかな、何を人が聞いたやら、ちよっと私ふに落ちぬのでございます。おそらく議員諸公もみんなそのぐらいのことやろうと思います。

といいますのは、三件とも押し切った場合、隣の川を引いて手を出しましたら、片っぼが埋め立てであるか何をしるかわからぬところは、途中でストップと切られます。(笑声)けれども、私が言いますのは、その場合を踏

まえてあなたに聞いておるんです。水引いて、埋め立てが終わっとなるんです。終わっておいたら、これは企業とすれば当然のことになります。このままでいけば川越がふえてきよります。当然くるべき事態は、何年かかるかわかりませんけれども、くるのは事実でございますけれども、こちらの地区をあなたが無理に押し切ったときに、自分のところは無理にも押し切ってやって、人のこと世話やけるかと、こういうふうにはねられたときに、富田富洲原の地区がいかにしてこれをいけるかというよりな心配のあまり、あなたにお尋ねしておるんです。

と申しますのは、富田、富洲原、羽津地区を、現在の塩浜、磯津のような事態に再現させまいと思つて私はあなたに詰め寄つておるのでございます。これは、そういうことに再現するということは、川越がいまのような石油コンビナートになれば、当然の帰結だと思ひます。それで、心配のあまりにお尋ねするのでございますが、あなたに聞くんですが、こちらのやつを許しておいて、何で要りもせぬ石油コンビナートをつくるのやと申しておられますかと尋ねておるんです。あなたは、できません、だめだと、こうおっしゃるんです。

埋め立てをやるのは事実でございます。それを尋ねておるのに、あなたのさっきの答弁は、まるではなでほい、かんでばあつと捨てるみたいに、ほやほやの新しく出てきた議員ならそれで済ませるかかわりませんけれども、私はそれではあとへ下がりませんぞ、市長。もう一べん答弁お願いいたします。(私語する者あり)(笑声)

次に、先ほど担当役から公共下水のことについてお聞きしましたもので、いわゆるもう、それを聞いておりますると、大体ほほわよりましたが、要約すると、全市の事業費は百五十億と私は大体推察したんでござい

るが、このろままでに使つた金の約四十億に何年かかられました、これは。おそらく、この中央部のいままで完成間近この公共下水には、おそらく十年の歳月を費やしております。それは、本格的にやつたのは、確かに五年はか前でございますけれども、おそらくこれは、かかったのは、約十カ年かかっております。十カ年かかって、いままなお未解決の状態でございますが、まあそれを、いま現在使つたのは四十億といたしますと、あと五十億は残っておりますので、四年か五年で、もうきちつとできますか、これは。できたとしても、まだあとに残るのは、先ほど聞きますと塩浜が二十億、富田が三十何億と聞きましたが、両方で五十五億の品物でございますが、われわれが地区にどうやってお答えしたらよろしゅうございませうか。いまま少し理事者の諸公は、われわれ議員の立場もお考え願つて、いまま少し明確なるご回答をいただきたいというのが、私は皆さまにお尋ねする主因でございます。

一番いま心配しているのは、富田、富洲原のよりな北部のほうは、地盤沈下に悩んでおります。たよるところは公共下水で、これで片づけるといふのが皆さんのいままでにおっしゃつておることではございませう。公共下水にたよつておるんです。先ほど申しましたように、中心部が終わるこれは公共下水まで待つてくれと。いままこれで終わりますか。くどいようでございますけれども、五年先には大体見込みをつけるとおっしゃいました。いままでの事業を振り返つてみた場合に、これ、いけるかいけぬかというところは、一目りょう然でございます。いまま少し明確なるご答弁をお願いしたいと思います。

私は、地区に帰つて答弁が通じないというところは理の当然でございますので、先ほどの、排水問題についてはこれ以上お尋ねしたいとは思ひません、けつこうでございますが、要は、先ほど申しました埋め立ての一点は、まあ市長に聞けばわかります。この場合は、この場で契約したつてことは言えぬけれども、内密には約束ができていますというところをほのめかしたと私は受け取ります。

次の二点と三点をいま一度ご答弁願いたいのと、公共下水の私の申しましたようなやつをはっきりと明示を願いたいと思います。

まあ今度ばかりは、前のようにしろうとの土木部長が申したようなことなどはもうしかたがないとあきらめますけれども、今度はそのなぐあいにいきませんです、まだ四年間任期がございしますので、ほほ見当つけて今度は迫りますから、確実なるひとつご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

この、住民の反対にあってもどうかということでございますが、これはやはり市の基本的な方針につながる問題でもあると思います、その市長の信念の問題でもあるかと、さように思いますが、私は、先ほども申し上げましたように、公災害に耐え得るりっぱなコンビナートをあくまでも造成をさしたいと、そういう強い信念を持っております。

それから、川越地先の問題につきましては、もらい公害ということがございます、自分の市町村に工場がなくとも、非常に汚染されるところという町村が最近あちらこちらございますが、それは大気汚染のみならず、水質の面におきましてそういう面があるわけでございますけれども、でき得る限りそういうことのないように、川越の埋め立て地の進出企業につきましては、私といたしましても、川越町当局におきましてもその時点においていろいろと話し合いを進めたいと、さように思っております。

下水道の問題は、担当助役あるいは担当者からお答えさせていただきたいと思いますが、ともかく現在北部につきましては、たいへんおくれて申しわけないことでございますけれども、現在基本的に公共下水道以外の部面にお

きして、西北部から流れてくる水が富田、富洲原の排水というものを非常に阻害してあるということで、朝明下水道の事業費を約九億円ですでにかかり、二億円の事業を終了いたしておりますが、ともかく下水道を、落ち合う先は完全にいたしましたも、周辺部から、緩慢な低地でございますので、水が富田、富洲原の低地に向かって流れてくるということを阻害しようと、阻止しようということでございます。

そういうことで、ただいまそういう事業もやっておる次第でございますので、公共下水道につきましては担当から話があると思いますけれども、この間の事業につきましては、何にもやっておらないわけではございませんので、ご了解をさせていただきたいと思っております。さように思います。

○議長（日比義平君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 富田、富洲原地区の公共下水道をいつごろかかるかはっきり言えと、こういうお話でございますが、現在の段階では、まだ計画決定にまで至っておりませんので、明確にこれをお約束するわけにはいかなさうのがほんどうのところでございます。まことに申しわけございませんが、返事はそういうことでございます。

したがって、先ほど私なりあるいは下水道部長なりがお答えをいたしましたとおり、この五カ年計画を終わった、普通でいけばその段階で富田、富洲原地区の下水道を取り上げるということになるるかというふうに思うんですが、一日も早く認可になるように私のほうといたしましても努力をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○議長（日比義平君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 これ以上理事者と押し問答したところがのれんに腕押しと思えますので、この辺でやめますけれども、公共下水といふ、また埋め立て事業といふ、いまだ市長のほうでも、はっきり答弁のできるように平生から心がまえを持っていただきたいことを市長に願ひするのでございます。聞いておりますと、のりくり、のりくりと、どこをつかまえてええのやらわからぬような、しまいに議員のしゃべっているあとの二番せんじだといふぐらゐの私は市長の説明というふうに聞き及んだわけでございます。

今後とも、どうかひとつ、いまだ少し明確なる答弁ができるようにひとつ取り組んでいただきたいと思ひます。また、その公共下水でございませぬけれども、事業計画がいままでにできぬとおっしゃっても、これ悪い思ひませぬ。いま言うて、いまだすぐにはできませんが、早急にひとつ、できましたならば十二月の市議会ぐらゐにひとつ計画決定をひとつお示しを願ひようには私は重ねて担当助役にお願ひいたしておきます。と申しますのは、そうしていただかなかつたら、われわれ地区に帰って答弁のしようがございませぬので、まことにご無理な願ひと思ひますけれども、お願ひいたしまして、私の質問を終わらさせていただきますと思ひます。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後三時二十分休憩

午後三時三十五分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 今度はゆっくりやらさせていただきますと思ひますけれども、とんだハプニングがありました。て、時間も経過いたしましたので、さらに小林議員からの同じ質問もありましたから、少し角共を変えながら急いで質問をいたしたいと思います。

で、市長は、今回の選挙の結果を見て、ほんとうに市民の要望するところが市町村政に反映されるかどうか疑問であつて、つまり代議制民主主義にも疑問がある、直接市民各層の要望に耳を傾けていきたい、こう言つておりましたが、これから質問することにも若干関連がございませぬ。

確かに、有力者だけが有権者でありました十九世紀では、代議制民主主義も有効であつたでありました。けれども、今日に若干疑問があるという意見も一部にはあります。ありますが、しかし、それならば市長は、いままでもわれわれ市民の代表である議会の意見を十分聞き尊重してきたかという点にも反省しなければならぬところがあると思ひます。

で、地方議会は、批判の場でありませぬし、そしてより正しく行政をまとめ上げるところでもあります。で、そういう意味におきまして、与野党の国会式な対決の場ではないわけですから、十分今後とも議会制民主主義の意義をいうならば、その点にも十分ご留意をいただきたいと思ひます。

そこで、私は、市政運営にあつては全市民が参加して意思を表明いたしました選挙に、この間の選挙につきまして、もっと重視する必要があるのではないかと思ひますが、その一つは、有権者の約三割が二十代であるということでございます。この二十代の意思がどのように表明せられたかということも、たいへん重要なことではないか、それを無視しては進むことができないと思ひます。制度的に直接民主主義も考慮しなければならぬと市長が感じたとするならば、この四日市の運営について、さっそく考えなければならぬところがあります。

それは、たとえば行政委員であります、行政委員だけを見ましても、平均年齢六十二歳です。いまの教育委員長が、失礼ですが、なかなかそつなく答えられてさすがだと思ひますけれども、大事な教育委員の平均年齢は六十

歳です。私はそれぞれに、その各種委員においては年配の方が必要であると思えますし、構成上大事ではあると思えますけれども、この際各種委員、諮問委員など、思い切って若い人たちを選ぶ必要があるのではないかと、さらに各階層なども考慮して選ぶ必要があることを、この選挙を通じて私どもは見ただけであります。今後とも十分お考えをいただきたいと思えます。

その次は、たくさんございますが、関係あるものだけを申し上げますと、地域というものをどう見直すかということでございます。

市長は、昨年三月、当選された直後の三月の議会で、大谷議員の社会教育についての質問に対して、特に抜本対策はないと、そして、対象者の把握が困難だということについてこういふふうに言っております。「近代の社会人と申しますものは、自分の住んでおる地域よりも職場に強く結びつけられておるといのが現実でございます。たとえば適正な例ではないかは知りませんが、選挙を通じて見ましても、地域を通じてやるよりも職場を通じてやった選挙のほうが強いという一つの事実を見ましても、いかに地域よりも職場に近代の人々が結びつけられておるかという一つの証左であろうかと思えますし、これは議事録に載っております。「したがって、地域ぐるみというよりも、職場ぐるみというほうが、非常に最近では考えられやすいという問題もございまして、また最近のようにいろいろの職場に別れて、単一の職業というような職業という人々に、いろいろの部面の人が散らばっているために、それだけに対象者につきましても非常に複雑な要素が加わっておりますのが最近の事情でございますので、そこに非常にむずかしい問題がある」、こう言っております。

あのときの市長選ではそうであったかもしれませんが、また今回の選挙においてもそういうこともあったてでありましょうけれども、しかし、職場を通じてやるほかに、地域、地区の力というものもまた大きな役割りを果たしたということも、市民を驚かせるくらいな事実があったわけがあります。したがって、市長の地域、地区、こういうものに対する認識に誤りがあったということも認めなければならぬと思えます。現議会に出されております陳情とか請願などの多くが、地区の自治会を通じて出てきているのを見てもわかるわけがあります。

そこで私は、昨年の六月、新全国総合開発計画の問題を取り上げました。そして、この新全総と、特に教育の問題に触れたのであります。大事なことは、これは子供の目を地域の現実からそらせるような方向づけがなされているということについて、教科書検定などの方向をる申し上げて指摘したわけです。そして、現実にはいま破壊されていく市民の暮らしを守るためには、いま特に社会教育に期待しなければならぬということを訴えました。

次に九月の議会では、市の将来構想、基本構想についてお尋ねしたのでありますけれども、年度末まで待つてくれということもございました。たまたまそのときには教育委員長が出席してみえたので、六月議会での社会教育についての質問にお答えを願ったわけでございますが、残念ながら要領を得ませんでした。

やがて基本構想の原案も発表になりましたので、本年の三月の議会では、国の低い行政水準と市民の高い要求に ついて、この間隙をどう埋めるかということについて市長にお聞きいたしました。それに関連して、市の行政を補うため、補完するためには、地域社会について、市民運動にも触れながら問題を提起いたしましたのであります。

私は、過去の私の経験から見まして、どうしても地域の問題を抜きにして地方行政は考えられないということに思い当たり、この新全総以後、特にその感を強くいたしました。

で、地方自治とは、市民が日常生活上の諸要求をできるだけ多く実現しようとする運動から出発してきたものであるといふふうに考えるときに、日常生活の場であるその地域社会、生まれて一生懸命生き抜いて、そしてやがて静かな眠りについていくというその地域、地域社会というものをよりよく形成することが私は先決であると思えますし、初めから申し上げました四日市市の地方の行政の諸問題についても、どうしても地域というものを抜きにしては行政の運営は考えられないと思えます。特別の社会感を持った政党の人たち、あるいは職能階層などの組織に

よる市民の意向を市政に反映させるということについても、私はそれなりに意義があると否定するものではありません。しかし私は、今日個々の、一人一人の市民の生活困難が、特定の階層だけに限られずに住民一般という、そういう広がりを持っている場合が多く見出され、しかもそれが深刻化しているという事実があります。たとえば、都市化という急激な進展、変動によって生活妨害あるいは環境破壊といったものが住民一般の共通の課題になっているという、こういう現実がございます。そして、市長も言われたように、行政の決定と住民の利害とが食い違っているという場合があります。そのときに、住民が自己を回復しようとしてそのことを自治体の行政に振り向けていく、こういう現状でございます。私は何とかしてこの行政決定の過程に住民の意思を積極的に反映させる役割を果たしたい、このように考えるわけです。住民の側から見れば、地域というのは自分の諸要求を市政に反映させて実現させる一つのとりである、このように考えますし、行政の側から見れば、市民の不正不満というものが正しく殴り上げられてくるという、そういう一つのルートにもなるわけでありまして。

そこで私は、どうしてもこの地域社会の問題について、自治省が考えておりますこともけっこうでありますし、それよりも少し角度を変えた意味でこの地域社会を重視していくということが私はたいへん大事だと思っております。このことが、三月議事に私が指摘しておるにもかかわらず、六月議会以来ずっと一貫してこのことを申し上げてきたにもかかわらず、そして市長は、それは重要なことだ、大切なことだ、大きな問題だと言って三月議会には答弁をしたのです。にもかかわらず、この自治省のいう計画に参画しなかつたということは、市長、これは問題ではありませんか。われわれの言うことを軽視しとったのではありませんか。市長が就任早々私は、政治をする者は、少し哲学的な素養、考え方を持たなくてはいかぬということをし申し上げましたけれども、この辺のことをたいへん軽視しておられたと思えます。

で、私は、この自治省の問題については小林議員が触れられましたので、それ以上触れませんけれども、こういうことを、ほんとうに市民の命と暮らしを守って喜ばれるいい政治をしていこうとするならば、一つの方法ではありますけれども、地域社会というものを大事にしていくということが、いまほんとうに目下の急務であろうと思えます。

そこで、その担当をどこにするかといったことで、総務だとか企画だとか言っておられましたけれども、私の質問は、たいてい縦割りではそうはっきりせぬことが多いので申しわけありませんが、しかし、議会というのは総合的に市民の側でものを言いますから、そういう質問に対して十分お考えをいただきたい。これは、議会でしか聞けないことでございますから、十分お考えをいただきたいのでありますが、私はどこが担当されようとも、社会教育という部面が果たす役割がたいへん大きい、それを抜きにしては、こういう考え方でこの行政は進められないと思っております。

社会教育については、たびたびほかの議員からもご質問がありました。そのたびにまず指導者、あるいは社会教育関係の職員の質の問題について触れましたけれども、市長は、あるときには専門職の、これは四十三年の三月であります。専門職の採用についてはただいまのところは考えていません、一般的に職員の補足によってこれをやっていきなさい、こう答えております。そのすぐあとで、当時の栗林教育長は、いまの人事の採用のしかたではなかなかそういう希望者が不在なので、いい人があつたら言うてくださいと、こう答弁しておるんです。ほかの質問者があつたときにも、職員のいい能力を持った職員がほしいということを書いておられます。これはたいへん、こういう問題になってきますと、専門的な職員が必要なのです。いい職員が一人おりましたけれども、これはもう途中でやめていってしまいました。私は、人事の採用にこのことを十分言いましたけれども、がんとしてこの数年間その採用はなされませんでした。四日市の発展にたいへん大きなマイナスを残し、発展をおくらしたと私は思いますけれども、こういう問題についても十分私はお考えをいただかなければならぬと思えます。今後特に人が要ること

でございますから、社会教育関係の専門の職員の採用について、市長は、まだ四十三年三月にお答えになったことをお考えになっていかどうかをお伺いしたいと思えます。

あと長くなるのでやめますが、もう一つ、先ほど、ことは違いますが、同じことを考えるものは考えるもんだと思いましたが、中島議員も小林議員も言いました学校の開放についてであります。

これは、神戸あたりでやっておるようでありますが、学校公園という形で考えられておるようであります。それで、このことについて、これは地区で幾らがんばりましても、なかなか困難なことがございますので、ぜひひとつ市としてお考えいただきたいのですが、一番の障害は管理上の問題でございます。管理上の問題には、教特法の関係も出てくるかと思うのですけれども、何とかひとつこれはお考えをいただきたい。

いま四日市で、この小中学校の校庭の面積を教育委員会でお聞きをいたしましたら、三十七万坪あるというのです。この三十七万坪が、いや三十七平米です。一人当たり二・八平米というどっかの緑地公園よりも、いかに有効に、いかに市民に有効に使われるかということは、火を見るよりも明らかでございます。これが直ちに使える、こういう社会的資源が直ちに使えるわけありますから、何とかひとつこれをお願いしたい。しかも、それは、その施設、設備も、さらに使えるようになりますれば、図書館、あるいは体育館、次いで特別教室なども開放していただくことができるとするならば、市全体にとって、あるいは地域づくりにとっても、たいへん私は有効ではないかと思うのです。障害はたくさんありますけれども、何としても、これは管理の問題が出てきますので、ひとつ技術的な面はあとから考えるところとして、なるほどこれはひとつやらならぬということのご返答をいただきたいと思えます。

何としましても、地域づくりには小学校、この前の議会でも触れましたように、小学校区単位、自治省も同じことを考えておりますが、小学校区単位になると思えますし、地域では小学校は地域の文化センターでございますから、しかも、それはどこの家庭でも子供を学校にやるという共通の経験を持っており、共通の経験を持っていうことは、共通の理解が早いということでございますから、基本構想には公民館を、これは中学校区単位ぐらゐに考えたいということが書いてございましたけれども、そんな無原則なことでは発展いたしません。何としても小学校区単位が大事でございますが、この小学校区単位は、幸いにも四日市場合には行政区と一致しておりますし、そこには公の団体からインフォーマルな団体まで非常にこれあるわけでございますから、それをひとつ重視していただきたいと思います。詳しくは、長くなるので触れません。

次に、四日市の市勢に見合う福祉厚生行政でございますが、三割自治とよく言われますけれども、四日市の自主財源は、年々十億ずつぐらゐふえているわけですが、そして、それは三割自治ではなくて、調べてみましたら、四十六年、本年では当初予算であります六割三分、四十五年は六割五分、四十四年は六割九分、四十三年は六割八分、これだけの財政力が自主財源を持っている市であります。そして、財政力の指数が一三〇、これもこの前触れました。一三〇前後であります。そうしますと、四日市市民は、国の基準、国の水準で行政せられております地区の市民よりも三割方はいい市生活、いい生活ができる、つまり三割ほど国の基準よりも恩恵を受ける、いうことになるわけですが、ほんとうに三割いい暮らしをしているかどうかは、おそらく四日市のいまの市民は考えないと、思いますけれども、それはそれといたしまして、急ぎます。

とりわけ、どうしても三割ほどいい権利を受けるべき、三割いい利益を受けるべき権利を持っている人たちが、国の基準がはっきりしている部面においては、それだけ権利放棄をさせられているわけですが、たとえば、生活保護におきまして、標準家族が三万六千六百五十円でございますが、これは国の基準どおりでございます。ほかの四日市市民が三割いい暮らしをしているのに、生活保護家庭の者は三割権利放棄をさせられている。このことについて市長は、どういふうにこの厚生行政の部面に対してお考えになっているかと、どうしたらいいかということですが、

これ、私は四日市市民として不当だと思っております。しかも、生活保護の基準は地域の条件に見合った形でやるのが原則でございますから、声なき声といましょるか、こういう人たちに対してどうするかをお伺いいたしたいんです。

さらに厚生行政のうちで、たとえば保育園の保育料の問題につきましては、これは保育単価が五千七百円でございまして、七千円安くしておられるようです。三割とまではいきませんが、これはちょっと四日市市の行政のいいところだと思います。

しかし、それにいたしましたしても、陳情も出ておりましたけれども、保育園に入れない、押すを押すのところが毎年続いている、こういう現状がございまして。

私はいつも、幼児教育の場合は保育園、幼稚園を比べてみるわけですが、ある幼稚園は、開設せられまして、園児が十二名です。そこで幼稚園職員は二名配置されてあります。九百円の保育料、十二名で一万八千円でありまして、二人の先生の月給が七万三千円である。それでいきますと、市は一人八千円ずつぐらい、これだけの計算でいきますと余分に税金を出しているわけです。こういう、非常にいい条件のところと、それから、毎年毎年三十名も四十名も保育園に入れないところとあるわけです。担当部長のほうはこういう事情を見て、私は十二名の公立の幼稚園、けっこうだと思っております。それに見合分ぐらひは、少なくとも担当のほうではがんばって、不公平のことがないように予算獲得して措置をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

その他たくさんございますけれども、ちょっとはしよって肝心なことだけの質問にとどめたいと思っております、よろしくご答弁いただきたいと思っております。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

たいへんご高説を拝聴させていただきました。ありがとうございます。まあ行政委員等につきましてはの高年齢化ということは、好ましいことではございませんので、若返りをはかりたいとかねがね思っております。また、この行政委員のみならず、部課長あるいは課長補佐等にいたしましたとしても、若い人をどんどん抜てきしていくべきではないかというような考え方を持っております。そういう方向に進みたいと、さように思っております。

地域についての考え方で、いろいろご教授を賜りましたが、事実上日本のこの社会組織と申しますか、そういうものがすべて縦割りになっておりますというところはご承知のとおりでございます。これは国の機関、あるいは軍隊にまゐりましても、自衛隊にまゐりましても、あるいはまた会社へまゐりましても、地方自治体へまゐりましても、大体みな縦割りの組織になっておるといのが従来からの日本の組織でございます。これを横の組織にできるだけ変えていこうというのが、最近の会社あるいは官庁等の組織についての考え方でございますが、地域について申し上げますと、私は選挙等は、やはりその地域につながるよりも職場につながるのではないかと、さように思います。そういう意味ですが、地域というものは、簡単に申し上げれば、私は横の組織ではないかと、さように思います。そういう意味合いで、私はコミュニティ構想というのが横割りの構想であるというので、たいへんおもしろいと、またためになるのではないかと、さういふふうに考えておるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、たとえば婦人会、PTA、子供会、自治会、町内会というようなものが、すべてそういう横の組織が互いに、縦じゃなしにですね、横の組織が横割りの構想で結びつくというので、地域というのを一つのコミュニティ構想に積み上げていこうということであるかと、私は、この横の組織としてつかんでいこうというのがコミュニティ構想の基本的な考え方でないかと思っておりますが、しかしながら、日本の従来の組織というのが、企業組織的に考えられていると、あるいは職場本位に考えられていると、それは選挙を通じて申し上げます。

たが、これは何も選挙だけの、選挙を通じてみましても、産業を、どのような産業に所属しとるかということによっても、私は違ってくるんじゃないかと思えます。商業あるいは農漁業に従事している方、産業に従事している方、ことに、差しつかえがあるかわかりませんが、鉄道関係あるいは教職員関係、あるいは一つの強固なる一つの大きな企業本位の組織というよりな組織で、私は横の組織よりもむしろ縦の組織の企業本位につながって、そういう動きがあるのではないかと、さういふように考えております。また、そのとおりであろうと思えます。何も私は、その縦の組織が悪いという意味で申し上げるわけじゃありませんが、どうしても縦の組織につながりやすい。これはもう事実でございますまして、ことに近代人は、自分の住んでおる地域環境につながるよりも職場につながるということは、はっきりと指摘されておるわけでございまして、それだけに横の組織でもってよく地域を新しく見直すということが必要なのではないかと、さういふ思います。ことに横の組織ということになりますと、じゃどういふ問題がこれまで、これからもあるかということになりますと、特に教育の関係でございますが、公民館をはじめ幼稚園、保育園、小中学校というものは、すべてその地域本位に考えられておる。縦ということよりも、その地域の横の組織である。また都市環境等につきまして、下水、清掃問題等、すべてその地域本位にやはり考えていかなければならぬ問題でもあると同時に、組織としては縦の問題でも考えていかなければならぬ問題でありますけれども、その地域本位にやはり一つのモデル地域というものを構想して考えていかなければならぬと、このように考えております。われわれといたしましても、今後さういふ横の組織づくりという考え方から、コミュニティ構想というものは積極的に取り入れていきたいと。たとえば児童館というふうなもの、やはりさういふ見方で見ていくべきではないかと、子供の地域の横のつながりという考え方で見ていくべきではないかと、さういふふうに考えております。専門家の採用のお話でございますが、なかなか適当な人がないというのが事実でございますまして、ほんとうに適当な人があれば、専門家の臨時採用をいたしたいと、さういふ考えております。

学校の開放の問題につきましては、教育委員会からお答えがあるかと思えますが、ご指摘のように管理上の問題に難点が集まりました、昼間のみならず夜間におきましても、この学校の都合につきましては管理上のいろいろの問題がある、さういふ思っております。

ご指摘のように、学校というものは各地域に適当に散在いたしておりますので、これが活用されたならば、広く各地域ごとに適切に利用されるというもので、よく考えてみるべき問題ではないかと、さういふ承知してします。

市政に見合う福祉行政ということでございますが、三〇%だけ財政収入があるんだから、当然それだけ見返りがあってしかるべきではないか、ことに生活保護家庭の見返りはどうなのか、また保育料についてはどうなのかというところでございますが、財政収入がそれだけあるから、市民一人一人が私は必ずいい生活ができるかどうかということは、これはなかなか指摘がむずかしいというように思いますが、それはどのように学校が整備され、また運営されておるのか、あるいはまた道路舗装等について市当局がどういふ方針で臨んでおるかという点にもあるのではないかと、さういふ面です。さういふ面では、公共事業については、四日市市といたしましては、全額市費負担というたてまえで臨んでおるわけでございます。たとえば、プールをつくるにいたしましては、自治会あるいはPTA等から寄付はいたさないという方針を貫きたいと思っておりますし、道路舗装等につきましても、全額市費でやるという、まあ一例でございますが、さういふ考え方で臨んでおるわけでございますが、たとえば、それでは精神薄弱児という存在が、それではどれだけ厚遇されておるのかと、同じ人間に生まれながら、片方のほうは幼稚園、小学校、中学校の教育を受けて、それだけ恩恵を受けているではないか。精神薄弱は何ら家庭に放任されて、家庭においても非常に扱いに困って見える状況であります。したがって、その小中学校と同じ年代の子供を見ると、どのようにそれでは厚生行政の中で扱っていくのかということを考えますと、私はまことに申しわけない問題であるために、なかなかお答えしにくい。さういふ面では、みはと学園あるいはまた授産施設というの、見直してい

なければならぬ問題であると、さように認識をいたしておるわけでございます。

それで、三割余裕があると、それだけ楽な生活ができるかどうかということは、私は所得がたくさんあるからそれだけ、それではその家庭が幸福にりっぱな生活ができるかどうかという問題とは、すりかえることはできないと思えますけれども、そういう比較においても、一がいに言うことができない問題であるかと思えます。

市勢に見合ひ福祉行政という問題につきましては、われわれといたしましても今後真剣に判断をいたし、ご期待に添うような努力を重ねたいと、さように思っております。

ご答弁になったかどうかはわかりませんが、お答えを申し上げます。

○議長（日比義平君） 教育委員長。

〔教育委員長（森 幸雄君）登壇〕

○教育委員長（森 幸雄君） 地域社会に関する諸問題につきまして、社会教育の問題が取り上げられて、ただいま市長からもそれに対するご回答があったわけであります。

社会教育、地域に関連した社会教育、この扱点は、まず現在のところ公民館の存置であります。

従来四日市市におきまして、各地域にそれぞれ併設、独立の公民館を持っておったわけであります。長い間の社会の情勢、その他情報社会の発達によりまして、経済の流れと同時に大きく社会的変化を来たしまして、各地域の公民館が、それぞれ〇〇の機能を發揮するということが非常に問題になりました。さらに社会教育におきましては、活用、その他のあり方が問題になりました。現在四つの扱点が集約いたしました。さらに社会教育におきましては、ただいま中心的に市内に一本のモデル的公民館を持ちたいというよりな方向で進んでまいっておったわけであります。

しかしなが、最近静かに振り返ってみますと、工業の発達並びにマスコミの発達、その他いろいろの問題で、従来から話されておりますように、現在の若者たちは、それぞれ企業、食わんがためにそれぞれが機械に振り回されておる、そういうよりな現状にあります。ひいては、一時レクリエーション、旅行だとか、いろいろ自分のかせいだ金はほとんど休養のためにそれを費やすというよりな状態にあります。レクリエーションあたりが、非常に進んできたわけであります。

最近静かに振り返ってみますと、農村におきましてもやや落ちつきを取りもどしてまいりまして、それぞれが地域と愛し、地域において将来の農村後継者の育成ということ、いうふうな動きが大きく芽生えてきておるようになります。こういった点から、先ほどからもお話が出ておりますコミュニティ社会の発想、これに関連いたしまして、私個人としましては、将来細分化したところの地域の一つの社会教育施設としての公民館施設を持つことが、今後望ましいのではないかとというよりな感じを抱いておるよりなわけであります。コミュニティ社会の発想と同時に、社会教育のあり方と、お答えになつたかどうかはわかりませんが、私の考え方を以上述べさせていただきました。さらに、指摘のありましたとおり、学校施設の開放であります。これは地域にそれぞれ適正な地域を配分しまして、まさに社会教育、学校教育、生涯教育の一つのモデルの施設であります。これらの施設を改善、開放しまして、地域社会の文化、教育の向上に資するというのが一番の早道の問題であります。

われわれは、生まれたときから自然を愛し、郷土を愛する、ひいては市を愛し、国を愛するという気持ちには変わりはないわけであります。従前におきましては、やはり学校施設は、それぞれ地域の文化の拠点でありまして、地域の者が、こぞってこれに集會し、いろいろ行事をやることによりまして、学校教育自体もこれらの側面的の援助によりまして伸びておったように思っております。終戦後、いろいろの問題から地域との断絶を来たしておるよりなわけであります。最近におきまして、特に無人化とかいろいろの問題が起きまして、特に地域と学校教育との断絶が進んでくるように思いますが、まことに残念な点であります。

こういった意味から、委員会としましては、なるべく地域の状況に応じて文化的な教養的な会合等には、できるだけ学校は、校長は協力してこれをお貸しするように進めておるわけでありますが、ただいまもご指摘がありましたように、非常に安全管理の面であるとか運動場の開放等にも問題がありますし、盗難とか火気の取り締まり等とか、あるいはいろんな面で現在問題点が多いので、お説のように全面的な開放ということは現段階においては不可能ではなからうかと、さらにこれにかわるべき地域社会の開発、教養施設を考えていくべきではないかということを申し上げまして、回答いたします。

○議長（日比義平君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 要望にとどめておきます。

地域社会について、縦割りとか横割りとか言っておりますが、市政へ持ってくる問題は、暮らしの問題が主であります。それは、地域に暮らしていることの問題が主でありますので、そういう意味でこれを市政のうえからは重視しなければならぬということでございます。

いま私どもの住んでおる地域では、夫婦共かせぎ、みんな働きに出ていっております、あと地域には、ほんとのもうねぐらであり、ねぐら論というのがありますけれども、ほんとにねぐらでございますまして、一万円札持って子供がチューインガムをいそぎ買ってきているんです。そういうような変動の激しいところで、しかもねぐらになっておりまして、年寄りと子供が住んでおるわけでありまして。これを捨てておくという手はないと思えますし、またその他たくさんございますけれども、そういう意味で、地域というのをもう少ししっかりと市長は、町のまん中と違う事情がございますので、開発によってその被害をいふん受けている、生活が破壊されているという現実がございますので、その点を十分お調べいたしまして、対処していただきたいと思います。

それから、生涯教育の点に触れましたが、社会教育審議会が答申しておりますところの生涯教育というのは、生活水準が向上して自由時間がふえてきたと、そして技術社会の生み出す新しい社会になったので、さらに知識が必要だと、こういう考え方で生涯教育が必要だと、こういうんですから、これはまるっきり逆でございます、われわれ暮らしが破壊されているからこそ、その暮らしを守るために国民の学習権が補償されなければならぬという立場で考えておるのでございますから、その点誤解のないようにご指導をいただきたいと思います。

生涯教育というのは、昔から死ぬまで勉強だということはございましたけれども、それは個人個人のことでございます。このように組織的に、あるいは行政側が一括してやるような生涯教育というのは、日本でこれが初めてでございますが、その方向が間違るとはいへんなことになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、さらに、この社会教育審議会の教育の内容についてであります、これもしばしば申し上げておりましたけれども、政治的な教養、政治教育というのは抜けております。このことは、たいへん大事なことでございますので、私は社会教育審議会の答申を批判するという立場でいま申し上げるわけではありませんけれども、市としておやりになる場合にぜひこれを取り入れていただきたいと思います。

一例をあげますれば、たとえばこの前、磯津の若い連中がプールをつくってくれという陳情を出しました。これは、直接的に船を沈めたりいろいろするような、そういう行動に移る前に、この若い人たちに、自分の生活の要求を実現させるために、直接行政に向かってやる手続として陳情という形もあるのだということが勉強してもらいたい、こう私は考えておったわけでありまして、教育委員長のおひざ元の水沢のパイロットの問題につきましては、戦う運動から、考える青年になり、そしてみずから実践しようという青年になって、あの問題を出したわけでありまして、そのときに、社会教育としては一つも援助できなかったではないか。そういうような考え方から、ほんの一例でございますけれども、それを産業教育というのか政治教育というのかわかりませんが、そういったことについて社会

教育というものは、大いに役割りを果たしていただきたいと思うので申し上げたわけがあります。

なお、学校の開放につきましては、この日本の市ですでに開放しておるところがございますから、不可能なことではございません。直ちに効果があることとございますから、神戸市のほうをお調べいただいて、一刻も早く実現いただくようお願いをいたしたいと思います。

なお、厚生行政につきましては、市長の基本姿勢は救貧か防貧かと、陳腐な哀れなものを患んでやるという、貧乏人を救うという救貧なのか、おちいつてはならないという防貧なのかという、そこに私は大きな別れ目があると思うのであります。そういう立場から見ると、防貧だとするならば、たとえば公害患者の地域の拡大について、それはもう厚生省がきめることだということではなくて、そこで被害を受けてだんだん所得が減っていくとするならば、それは貧乏になってから救うんではなくて、貧乏にならない手だてをするという、つまり防貧という立場でいくならば、そういそぶいていないで、何とか早く防貧という立場から手を打つべきではなからうかと思うのです。お金ばかりが能ではないとこの前も市長は言いましたけれども、それでは何で勘定するわけですか。行政側として、そういうことを言うべきではありません。

私は、生活保護におきましては、法外援護という形の社会福祉協議会がございます。せつかくそういうものをしてたしておきながらこの社会福祉協議会のさまは私は遺憾だと思えます。この法外援護という形で、幾らも市民生活に見合ひ、一般の市民生活に見合ひだけの暮らしをさせることができますし、生活保護法の中におきまして、収入認定の問題、あるいは世帯分離の問題で、幾らも技術的に運営できるわけでありまして、市長が救貧か防貧かの姿勢をはっきりするならば、それぞれ専門的な技術的な担当の者は喜んでこの市民の権利を侵害しないように処置するでありますし、そういった部面におきまして、少なくとも生活保護法におきましては、自立助長ということが基本的な原則でございますから、落ち込んだ者を永久に立ち上がれないように、何でもかんでも

最低生活の限度まで資産を奪ってしまふということではないのであります。今日におきます自立の助長の適用について、市長はこの救貧か防貧かの姿勢をはっきり打ち出すべきだと思えます。

以上、要望にとどめて終わります。

○議長（日比義平君） 以上で一般質問は終了いたしました。

日程第二 議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）ならし

日程第二十一 議案第八十三号市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について

○議長（日比義平君） 日程第二、議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算第一号、ならし日程第二十一、議案第八十三号市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についてを一括議題といたします。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 二点ほど質問をいたしますので、お答えを願いたいと思います。

まず第一点は、工事請負契約の締結案が相当出ております。その工事請負額の中に、工事に着工するためにその工事現場に通ずる準備が必要であります。それらの金額もこの工事請負金額の中に含まれておるのかおらないのかをお尋ねいたします。

第二点目は、市道路線の一部廃止について、直接提案されておる議案とは関係ございませんが、類似する問題が市内各所で起こっておりますので、この際理事者側の考え方を明らかにしていただきたいと思えます。

提案されておりますのは、私企業のいわゆる団地造成に伴う市道の廃止の問題であります。団地の規模の大小

を問わず、市内で多くの造成工事が行なわれております。さらに、この造成工事と似通って、区画整理あるいは単に山土を取り去っていく、そういう事実が市内の各所で起きています。当然それらの区域の中には、市道といわれる道路が存在している場合が非常に多いことでありますし、さらには、造成をした下流、あるいは山土を取った下流等のいわゆる防災の問題が、非常におそろしくなっているのではないかと、私には心配をするわけでありませぬ。

そこで、いままで土木部長と、あるいは公室長等々のところで、これらの問題について、監視をするところがあるのかないのかということ、私は尋ねてまいりましたが、市のほうで具体的にこれらのことについて監視をし、あるいは具体的な指導をして防災を施していく、監視を施していくところがないということでございますが、市長としてはこれらの問題についてどのように考えておられるかお尋ねいたします。以上です。

○議長（日比義平君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） 工事契約の設計の問題でございますが、たとえば学校の設計について、その賃金と、あるいはその山の除去とかそういうものは、通常の場合設計の中に入れさせていただきますが、特殊な場合にそれをつけぬとか、あるいはその分だけ設計する場合がございますので、通常としましては設計の中に入れてあります。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） お答えいたします。なお、市長にというあれでありましたが、市長にかわって答弁をさせていただきます。

私ども、ご存じだと思います昨年八月、新法による市街化区域の決定がなされて、これに関する開発行為の地域といたしましては、法律あるいは規則で定められておりまして、これの審査にあたりましては、市といたしましては開発審査会を設けまして、一ヘクタール以上については、市の開発審査会によって十分関係各位と調整をいたしております。もちろんこれにつきましては、規則で規定する基準に合わせて指導をいたしておりますが、なおご指摘のような部分については、法律的な問題とは別になるかもしれませんが、やはり地域の、市の町づくりあるいは公災害福祉というふうに、いろいろの観点に関連いたしますので、われわれといたしましては、一応この基準をもってそれぞれ関係部課の調整をはかって、遺漏のないような指導を進めていくということ、それをいま関係部で調整をいたしておりますので、さようご了承いただきたいと思います。

○議長（日比義平君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 土木部長の答弁のほうから先に結論を出していきたいと思っております。

確かに開発行為で行なわれるそういう場合もありますし、あるいは山の土を取り去って行って、その残地について区画整理を組合が行なり、こういう場合等も相当あるわけでありませぬ。そのことについて私は、とやかく言わないうわけでありませぬが、そのことから起こってくる災害の問題をですね、私は心配をするわけです。したがって、これらのことについて監視をいたしますか、行政指導の面で十分に市内各地に目を配っておっていただきたい。さらに、相談を持ちかけられたときには、どこへ行ったらそのことについて明確に指導がしてもらえるかということ等について、十分に研究をしておいていただきたいと思います。

それから、工事請負関係の問題であります。建設部長の答弁ですと、工事請負額の中に、それらのことについて含まれている特別な場合を除いては、後ほど予算をつけたり云々ということ、説明がありましたが、それでは

まここに提案をされております工事請負関係で、すでに事前準備を行なっている現場があるかないか、そのことをお尋ねをしたいと思えます。もしなければ、あるならある、はっきりしていただきたいと思えます。以上です。

○議長（日比義平君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） お答えいたします。

現在工事請負、いまここにたくさん出ておりますが、その中でどこのご指摘なのか、ちょっとわかりませんが、それにつきまして、私全部いま記憶がございませんので、お答えできませんのは残念でございます。もしもその工事の中で、当然必要である具体的な工事がありましたら、さっそく調べさせてあげたいと思えます。

○議長（日比義平君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 建設部長の答弁を得ましたが、教育長にお尋ねをいたします。

三重小学校の校門及びへの取りこわし工事は、どこがやっているんですか。その予算はどこにあったのか。そのことを明らかにしておいていただきたいと思えます。

○議長（日比義平君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） はなはだ恐縮でございますが、ちょっと調べさせていただきます。

○議長（日比義平君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第六十七号の職員の期末手当の特例に関する条例の制定に関連いたしましたして、十四日の

一般質問の際にも質問いたしました中にありますところの臨時職員の問題について、ご質問再度申し上げたいと思えます。

一般質問の際にも申し上げましたが、臨時職員が、私の知る限りでは、少なくとも三カ月以上の長期にわたって雇用されている職員が、市長部局の中におきまして六十人以上いるのではないかと思います。市役所全体にすれば、百人に近い人たちがいるのではないかと思います。で、これらの人たちは、一般職員が人事院勧告によるベースアップがございまして、何らその年度に処置をされるということもなく、また交通費の支給もございせんし、夏期手当の支給につきましても、一銭の考慮も払われていないのでございます。わずかに期末、年末に期末手当として、最低一カ月千円、最高六千円という範囲で出されているだけでございます。この臨時職員の人が、実際に一般職の職員と机を並べております中で、片や一・六に近いものが出る、片や何にも出ないという、こういう点を、もう少し理事者があたためたい目を開いていただいて、そして処置をなさるべきではないかという質問を申し上げたわけでございますが、市長のご答弁では、一般職とは区別したいと、賃金の中で考えたい、こういうふうなことで、具体的には何ら明らかにされておりません。で、こういう点をあらためて明らかにしていただきたいと思えます。

それから、臨時職員をなくするんだというお話ですが、この何年来なくなったためにはないわけでございます。そういう意味で、臨時職員の現実の姿のうえに立っての当局のあたためたい具体的な措置を求めているところでございますので、その辺の考え方を明らかにしていただきたいとともに、総務衛生委員会等に付託をされた場合におきまして、議員諸公の皆さん方がこの点についても十分ご検討いただいて、しかるべく前向きな方向を検討していただくことができますようにお願いをしたいと思います。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 臨時職員の処遇につきましては、一般職員と区分した処遇をするという考え方は市長が昨日お答えしたとおりでございますが、これに關しまして、昭和四十四年度におきましては、事務の臨時職員につきましては三割三分四厘の賃金アップ、それから清掃職員に至りましては十四割六分のアップ、このとき人事院勧告は一割二分が平均でございました。それから、四十五年におきましては、事務職員におきましては二割五分、労務職員の一割労務につきましては同じく二割五分、清掃職員につきましては四割三分七厘の賃金アップをいたしております。このときの人事院の勧告は、平均として一割二分六厘でございます。四十六年につきましても、臨時の事務職員につきましては二割、それから一般労務職員につきましては二割、清掃の労務職員につきましては一割二分七厘の賃金アップをいたしております。この点、まだ人事院勧告もないのでございますけれども、それに先がけて処遇を改善しておりますので、賃金体系が異なる關係上、こうした面で処遇していきたく思っております。

○議長（日比義平君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いまの、四十四年から四十六年度にわたる臨時職員の賃金改定の率が示されたわけでございますが、これは、たとえば四十四年度、事務職員三割三分四厘といいますが、その前にいた職員、それには適用されてないわけですね。一般職の場合は、ベースアップがあればそれにさかのぼってちゃんと支給されているわけですけれども、そういう差額の支払いも何らないわけですね。年度交代のときに処置をされているにすぎないんであって、採用された時点でベース改定というのは何ら行なわれていない。で、こういう点も考えられ、この四十六年度においてもおそらく人事院勧告という問題もございませうが、この勧告があっても、実際にベースアップをしても、それは四十七年度に採用される臨時職員だけしか適用がないという、そういう実態であるということも明らかにしておきたいと思えます。

いずれにしても、一般職員の方とやはり机を並べて仕事をしている、その気持ちにこたえる、心に触れる、そういう面での手当の措置というのを当局にお願いをしておるところでございます。さらにご検討をいただきたいと思えます。

○議長（日比義平君） 長谷川君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君 私も、議案第六十七号の夏期手当に対する一点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

この夏期手当は、先ほどのお話のありました臨時職員にも適用されるかどうかという一点だけをお尋ねいたします。

○議長（日比義平君） 公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） この期末手当は、臨時職員には適用はございません。

○議長（日比義平君） 長谷川君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君 まことに血も涙もないようなご回答をいただいたわけでございますけれども（笑声）、本議会を通し、終始一般質問の発言の方々の発言の内容も、それに対する市長の答弁も、一応ことばのうえでは人間尊重ということを前提とした回答のようでもございましたけれども、実際に行なわれることが、このように臨時職員に対してはまことに冷酷そのもののような市政が行なわれておるわけでございます。ひとつ、これも追って総務衛生委員会でもよく審議をされることと思えますけれども、できればこの際、この手当の範囲も臨時職員の方にも適用していただけるように、ひとつよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。そして、できましたら総務衛生委員

会におきましても慎重審議していただきまして、できましたら最終委員長報告をもってその内容をご報告をお願いしておきたいと思えます。その点をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（日比義平君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 先ほどの件について教育長が調査をしてと、こういうことでありますが、調査をして待っておりますと、私は、各委員会にこの議案が付託になるんですが、そのことについて反対をせざるを得ませんので、きょうはつきりしておきたいと思ひんです。

そういうことで、再度明らかにおきたいんですが、私は、そのですね、予算があるのかないのか、そういうことを言ってるわけじゃないんです。きょうの冒頭ですね、市長がこの議案を提案をしたときに、請負契約をいたしたかったのでよろしくと、こういうことになっておるわけです。したがって、正式には契約が成立していません。入札行為はしていても、契約は済んでおらないはずでありますから、当然契約がない以上、工事そのものももちろんであります。事前準備等を業者が表立ってやってくる、内容的にやることについても問題があるわけでありまして、特に表立ってやってくるということについては、私は議会軽視もはなはだしい、こういうことをはつきり指摘しておきたいと思ひます。

で、この際ですから、明らかにしておきますが、私はきょうですね、この問題をなせ出したかということ、経過も含めて理事者に明らかにしておきたいと思ひます。

昨年、工事請負関係で相当問題がありました。そのときに、議会に提案をされる以前に具体的に工事に着手しておいた個所があります。場所と業者の名前を言えといえと言わないこともありませんけれども、この点については私は発表いたしません。明らかにそういう事実があって、理事者に、そのことについて、その工事の中止と業者

に対する行政指導を厳正にせよということ、私は申し入れたはずであります。にもかかわらず、今回またこれと同じようにまぎらわしい方法をとられたという事は、個人の問題ではなくって、議会軽視も非常にはなはだしい、このことをはつきり指摘しておきます。これに対する理事者の態度を表明していただきたい。このことで終わりたいと思ひます。以上です。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 契約につきましては、条例の制限もございまして、一定の金額以上のことは、議会のご承認を得て初めて成立するんでございまして、それまではあくまで仮契約でございまして、もしそういう事前着工ということがある場合には、これは明らかに間違っております。かかってはやつとるんだと思ひますので。

○議長（日比義平君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 二度と登壇しないつもりで言ったんですが、いまの説明だけでは納得いきません。かかってやってくるんだということですね、理事者はそれをほっとくわけにはいかぬと思ひますよ。そういうことが悪いのかいのかですね、はつきりしてもらいたいです。悪いなら悪い、直ちにやめさせるならやめさせる、こういうことをですね、はつきりしとかなないと思ひます。私はそのことだけを言ってるんですよ、内容については言っただけです。

○議長（日比義平君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 契約が成立しない以上は、建設者のほうもできないこととございまして。

○議長（日比義平君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は、議案第八十三号の内容についてお尋ねをしたいと思ひます。

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定案といふことでございますが、これは市長の提案説明によりますと、今後できるものと解釈ができるわけですが、ここに、表題にうたわれておりますのは、旅館建築と規定をされております。私は、この旅館建築、旅館等と、こり入れたほうが私は好ましいかもわかりませんが、たとえばある小学校のすぐ近くにバーなどがございます。これはやはり、この中にあります青少年の健全なる教育環境が害されるというようなことを、市長説明になっております。やはり私は、その仕事が夜でありますので、生徒は夜学校にいるわけじゃございませんから、そういう面から考えれば、別に問題はないかもしれませんが、やはり教育環境が好ましいものではないと私は考えておるわけですが、こりいうものについて、この基準、この条例の制定案の中にそういうものも含まれてお考えなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（日比義平君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） お答えいたします。

ちよつと聞き違えておるかもしれませんが、その点ご了承いただきたいと思ひますが、一応三条に指定されたものは、要するに一つの位置の基準でございまして、その具体的位置の範囲につきましては、規則において今後規定をしていきたいと。いまのところ旅館業法あるいは建築基準法等を勘案いたしまして、その三条で定められた近とは大体その建物から百メートルということを基準に考えております。以上。

○議長（日比義平君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第六十四号ないし議案第八十三号を関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によりご了承を願います。

付 託 議 案 一 覧 表

（昭和四十六年六月定例会）

○総務衛生委員会

議案第六十五号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第六十七号 昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

議案第七二号 工事請負契約の締結について

議案第七三号 工事請負契約の締結について

議案第七四号 工事請負契約の締結について

議案第七五号 工事請負契約の締結について

議案第七六号 工事請負契約の締結について

議案第七七号 工事請負契約の締結について

議案第七八号 工事請負契約の締結について

議案第七九号 工事請負契約の締結について

議案第八〇号 工事請負契約の締結について

議案第八一号 工事請負契約の締結について

議案第八二号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

- 議案第六六号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第六九号 土地の取得について

○建設委員会

- 議案第六四号 昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
- 議案第六八号 土地の取得について
- 議案第七〇号 市道路線の認定について
- 議案第七一号 市道路線の一部廃止について
- 議案第八三号 市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について

○議長(日比義平君) 次に、本日まで受理いたしました請願、陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それぞれ、一覧表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請 願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第二号	四六六一四	埋蔵文化財の保護について	四日市市あさけが丘二丁目一番地 四日市文化財を守る会 代表者 南部 彰 弘	訓 覇 也 男	教育民生
第三号	〃	東橋北地区に市立保育園建設について	四日市市新浜町三番一号 東橋北地区連合自治会長 白川 博 規 ほか一〇六七名連署	伊 藤 金 一	〃
第四号	〃	市立下野小学校校舎改築について	四日市市朝明町一九六六番地 下野地区連合自治会長 岩 田 正 之 ほか三名連署	訓 覇 也 男 早 川 正 夫	〃
第五号	〃	市立桜小学校校舎改築について	四日市市桜町西五二九二番地 桜地区連合自治会長 中 村 千 吉 ほか二六名連署	粉 川 茂	〃

第六号	四六六一五	近鉄四日市駅タクシー乗り場の開放及び諏訪町周辺にタクシー共同乗り場設置について	四日市市川原町三四番一―号 四日市タクシー乗場設置委員会委員長 長 田 由 次 ほか二、三〇〇名連署	橋 本 建 治 建 設
-----	-------	---	---	-------------

陳 情

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一号	四六六一四	有害環境防止地区の宣言について	四日市市川島町七四五番地 川島地区青少年問題協議会 会長 田 中 卯 吉 ほか一名連署	教 育 民 生
第二号	"	市営馬術訓練所の設置につて	四日市市北浜田町二番一号 四日市馬術協会 会長 落 合 光 之 進 ほか一名連署	"
第三号	"	水沢地区公民館改装について	四日市市水沢町四八四一番地 水沢地区連合自治会長 東 川 正 昭 ほか一名連署	"

第一四号	四六六一四	市立浜田小学校プール建設について	四日市市浜田町一番六号 浜田地区連合自治会長 市立浜田小学校建設委員長 須 藤 総 太 郎 ほか一名連署	教 育 民 生
第一五号	"	市立港中学校体育クラブ部室建設について	四日市市三栄町五番九号 市立港中学校PTA会長 浜 野 昭 喜	"
第一六号	"	戦災物故者のための慰霊塔建立について	四日市市泊町六番二号 戦災物故者遺族会 代表 加 藤 民 蔵	"
第一七号	"	市立保々小学校校地拡張ならびに校舎建築について	四日市市西村町上条 三九〇九の一番地 市立保々小学校自治会長 市立保々小学校建設推進 委員 市 川 藤 治 郎 ほか六名連署	"
第一八号	"	市立泊山小学校新設に伴う通学路の安全確保について	四日市市日永四丁目五番一―六号 日永地区連合自治会副会長 稲 垣 清 ほか二名連署	建 設

第一九号	四六六一四	笹川団地内の市立幼稚園新設 に つ いて	四日市市八王子町四四二番地 四郷地区連合自治会長 小林理表 任か四名連署	教育民生
第二〇号	"	三重公民館建設促進に つ いて	四日市市小杉町一〇八七番地 三重地区連合自治会長 神前公民館運営審議会議長 服部彦三郎	"
第二一号	"	磯津町にプール設置に つ いて	四日市市磯津町西町 代表 平松良三郎	"
第二二号	"	常磐地区児童館の早期建設に つ いて	四日市市大井手町四六七番地 常磐地区子ども会育成者連絡 協議会会長 田中太郎 任か三一四名連署	"
第二三号	"	排水施設その他に つ いて	四日市市大字茂福一五〇番地 富田地区連合自治会長 矢川辰一	建設

第二四号	四六六一四	霞コンビナート地先の埋立に つ いて	四日市市大字茂福一五〇番地 富田地区連合自治会長 矢川辰一	建設
------	-------	-----------------------	-------------------------------------	----

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
 次回は、来たる二十一日午前十時から会議を開きます。
 本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十三分散会

昭和四十六年六月二十一日

四日市市議会議定例會會議錄（第五号）

四日市市議會

○ 議 事 日 程 第 五 号

昭和四十六年六月二十一日(月) 午前十時開議

第一 議案第六四号 昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算

(第一号)……………委員長報告……………質疑、討論、議決

第二	議案第六五号	四日市市職員給与条例の一部改正について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第三	議案第六六号	四日市市幼稚園条例の一部改正について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第四	議案第六七号	昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第五	議案第六八号	土地の取得について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第六	議案第六九号	土地の取得について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第七	議案第七〇号	市道路線の認定について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第八	議案第七一号	市道路線の一部廃止について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第九	議案第七二号	工事請負契約の締結について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第一〇	議案第七三号	工事請負契約の締結について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第一	議案第七四号	工事請負契約の締結について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第二	議案第七五号	工事請負契約の締結について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第三	議案第七六号	工事請負契約の締結について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第一四	議案第七七号	工事請負契約の締結について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………
第一五	議案第七八号	工事請負契約の締結について……………	〃	……………	〃	……………	〃	……………

第一六	議案第七九号	工事請負契約の締結について……………	委員長報告……………	質疑、討論、議決
第一七	議案第八〇号	工事請負契約の締結について……………	〃……………	〃
第一八	議案第八一号	工事請負契約の締結について……………	〃……………	〃
第一九	議案第八二号	工事請負契約の締結について……………	〃……………	〃
第二〇	議案第八三号	市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についで……………	〃……………	〃
第二一	発議第六号	消費者米価を物価統制令からはずすことに反対をする意見書提出について……………	議案説明……………	質疑、討論、議決
第二二	委員会報告第九号	請願書等審査結果報告……………	採否	決定
第二三	委員会報告第二〇号	陳情書審査結果報告……………	〃	〃

○本日の会議に付した事件

日程第一	議案第六四号	昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
日程第二	議案第六五号	四日市市職員給与条例の一部改正について
日程第三	議案第六六号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について
日程第四	議案第六七号	昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
日程第五	議案第六八号	土地の取得について
日程第六	議案第六九号	土地の取得について

日程第七	議案第七〇号	市道路線の認定について
日程第八	議案第七一号	市道路線の一部廃止について
日程第九	議案第七二号	工事請負契約の締結について
日程第一〇	議案第七三号	工事請負契約の締結について
日程第一一	議案第七四号	工事請負契約の締結について
日程第一二	議案第七五号	工事請負契約の締結について
日程第一三	議案第七六号	工事請負契約の締結について
日程第一四	議案第七七号	工事請負契約の締結について
日程第一五	議案第七八号	工事請負契約の締結について
日程第一六	議案第七九号	工事請負契約の締結について
日程第一七	議案第八〇号	工事請負契約の締結について
日程第一八	議案第八一号	工事請負契約の締結について
日程第一九	議案第八二号	工事請負契約の締結について
日程第二〇	議案第八三号	市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について
日程第二一	発議第六号	消費者米価を物価統制令からはずすことに反対をする意見書提出について
日程第二二	委員会報告第九号	請願書等審査結果報告
日程第二三	委員会報告第一〇号	陳情書審査結果報告

○出席議員 (四十三名)

六松增藤福日早服長橋橋野生中出坪田高高
 島島山井田比川部川本本崎川島井井中橋井
 豐良英泰香義正昌鐸增建貞平隆 妙政力三
 司一一郎史平夫弘元蔵治芳蔵平博子一三夫
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

後後小小小粉訓喜川小大岩伊伊伊小荒天青
 藤藤林林林川霸野村川島田藤藤藤井木春山
 藤寬喜博哲 也 四武久信太金道武文峯
 郎治夫次夫茂男等潔郎雄雄一郎一夫治雄男
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○出席事務局職員

次長	消防長	技術部長	次長	水道事業管理者	病院事務長	教育委員	教育委員	副収入役	建設部長	下水道部長	土木部長
山北	富山	杉本	菊地	中山	村山	佐々木	西川	伊藤	滝野	天野	谷沢
彰君	三君	広君	義也君	英郎君	了君	晃精君	棟伍君	涼一君	伝助君	助春君	文男君

○議事説明のため出席した者

衛生部	厚生部	産業部	税務部	総務部	市長公室	収入役	助役	助役	市長
園浦	小西	阿南	荒木	平井	三輪	庄司	加藤	岩野	九鬼
和己君	忠臣君	輝彦君	三郎君	清三君	喜代司君	良一君	寛嗣君	見斉君	喜久男君

○欠席議員 (一名)

志積政一君	吉垣照男君	山本勝君	山中忠一君	山口信生君	安垣勇君
-------	-------	------	-------	-------	------

事務局長	鷺野正和君
次長	森正太郎君
議事係長	小林桂輔君
書記	佐藤正俊君
書記	板崎大之丞君

午前十時五分開議

○議長（日比義平君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、四十名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第五号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

日程第一 議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第二十 議案第八十三号市街地整備に伴う旅館建設の規制に関する条例の制定について

○議長（日比義平君） 日程第一、議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第二十、議案第八十三号市街地整備に伴う旅館建設の規制に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いをいたします。

野崎君。

〔総務衛生委員長（野崎貞芳君） 登壇〕

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） 総務衛生委員会に付託になりました議案第六十五号、四日市市職員給与条例の一部改正について、ほか十二議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日委員会を開会し、関係各議案について、慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしました次第であります。

以下、その経過の概要と、要望のありました諸点について申し上げます。

議案第六十五号、四日市市職員給与条例の一部改正については、と畜場、食肉市場における宿日直業務の実情を考え、当該職員に対する宿日直手当を増額しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十七号、昭和四十六年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定については、期末手当の支給額を諸般の事情を考慮し、給与条例で定められている額より、在職期間に応じて増額支給をしようとするものであります。別段異議はなかったものでありますが、これに関連いたしまして、臨時職員の待遇についての質疑があり、理事者から、今日まで職員団体とも話し合っており、必要職員の定数化をはかりながら鋭意努力してきましたとの説明がありました。当委員会は、公共団体として、さらに適正な人事管理を検討し、できるだけすみやかに雇用関係を正常化するとともに、職員定数の増加についても、この際十分考慮をすることが先決であるとして強く要望いたしました。

次に、議案第七十二号、ないし議案第八十二号は、下水道関係四工事、小学校改築関係三工事、及び公営住宅関係四工事と、いずれも工事請負契約案でありまして、提出された資料等に基づき、慎重に審査を行なったのでありますが、別段異議はありませんでした。

以上、総務衛生委員会に付託になりました関係議案に対する審査結果の報告といたします。

よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

〔教育民生委員長（坪井妙子君）登壇〕

○教育民生委員長（坪井妙子君） 教育民生委員会に付託になりました二議案につきまして、当委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

まず、議案第六十六号、四日市市立幼稚園条例の一部改正案であります。これは三重幼稚園がこのほど改築され、その位置が変更になったことにより、所要の改正をしようとするものでありまして、別段異議なく原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第六十九号、土地の取得案は、泊山小学校建設用地を取得しようとするものでありまして、これにより取得予定地の買収は全部完了するのでありますが、その用地の形状があまりにも変化に富み、複雑な多角形になることからして、用地の効率的利用に支障を来たすおそれがあり、かつまた隣接する土地との間で、将来境界線争いを生じる可能性が十分予想されるところでありますので、当委員会は、この用地の形状の単純化をはかることを強く求めたのであります。これに対して理事者から、敷地造成後区画整理を行なって、用地の形状の単純化につとめ、でき得る限りすっきりしたものにするとのお返事がございましたので、これを了とし原案を承認いたしました次第であります。

以上、簡単ではありますが、教育民生委員会の審査の結果のご報告といたします。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

小林君。

〔建設委員長（小林喜夫君）登壇〕

○建設委員長（小林喜夫君） 建設委員会に付託になりました議案第六十四号、昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ほか四議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第六十四号、昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）は、北納屋運河を埋め立てて、ここに公園を造成しようとするもので、提出された資料に基づき慎重に審査を行なった結果、公園を二分する道路について児童を通過車両から守るうえにおいて、万全なる安全対策を講ずるようとの意見がありました。

議案第六十八号、土地の取得は、前田町地内国有地を公営住宅用地として取得しようとするものであり、また議案第七十号及び議案第七十一号は、市道路線として新たに認定並びに一部を廃止しようとするものであり、次に、議案第八十三号、市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定案は、市内各所に無秩序に建設されるホテル、旅館等について、教育環境、都市環境整備上好ましくなく、これが規制をしようとするものであるとの説明を了とし、以上五議案いずれも別段異議なく原案どおり承認いたしました。

以上、簡単ではございますが、建設委員会の審査の結果のご報告といたします。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対して、ご質疑がありましたらご発言願います。

増山君。

〔増山英一君登壇〕

○増山英一君 建設委員長にお尋ねをいたしたいと思っております。

陳情の第十八号、市立泊山小学校……

○事務局長（鷺野正和君） 増山さん。

○議長（日比義平君） まだまだそこまで行っとらぬ。

○増山英一君 委員長への質問じゃないか。

○議長（日比義平君） まだ上程しとらぬので。（笑声）

ご質疑ございませんか。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 総務衛生の委員長さんにお尋ねいたします。

工事契約の審議をなさる際に、工事の内容なり、あるいはそれに付帯する事項についても審議なさったかどうかお伺いいたします。

○議長（日比義平君） 野崎君。

〔総務衛生委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） ただいまのお尋ねでございますが、内容がちょっと聞き取れなかったのもう一度お尋ねしますが、工事の請負の内容、それとそれに伴う付帯工事の点について審査したかというお尋ねでございますか。

○伊藤信一君 はす。

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） このたび、議案として提出されております工事請負契約につきましては、そのお尋ねの工事全体として、内容につきましては、図面の添付がございまして、理事者から工事の入札の経緯、あるいは方法等についても説明を受けました。そのことにつきましては、いろいろと請負契約の方法について、質問と

しては回数に応じて工事が三回、あるいは五回、あるいは値引きというような方法で添付を、参考資料として添付されておりすけれども、そういうことにつきましては、いろいろとその問題についての特殊性ということで、その問題を審査した結果ですので、先ほど申し上げたような報告にとどめさせていただいた次第です。

なお、付帯工事につきましても、そのつどその問題についての付帯工事の契約についての方法というところにつきましても、説明がありましたですけれども、いま伊藤さんのお尋ねになりました問題が、非常に全体をさしてありますので、特にこの問題について、このことについてどうかということにつきましてお尋ねがいただければ、またそのつどお答えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 きわめてばく然とした尋ねでございますので、委員長この説明にはちょっと困られたと思うんですけれども、私がここでこういう問題を質問すること自体がいいのか悪いのか、私自身でもわからない問題でございますけれども、もしこの場所での質問できることでなければ、議長のほうからひとつ注意してほしいと思えます。

一般質問の中でお尋ねしようかとも思いましたし、また質疑の形でお尋ねいたしたいとも思ったんですが、水沢小学校の建築ができてから、まだわずか一年、二年でございますけれども、廊下に非常にひずみが出てきたというのを聞いております。中部西小学校の校舎にも、新しい校舎にも大きなひずみが出てきた。東橋北の廊下が非常にひずみが出てきたので、新聞にも出て私たちも見に行っております。どうしてこういう工事にいろいろ問題が生じてきたかということです。

それから、中部西、日永小学校にタンクがございます。そのタンクとポンプとの計算が十分できているのかできていないのかわかりませんが、すぐ焼けただれて使用が不能になるというのを聞いております。

それから、山手中学校の第一校舎の西北の端に二階、三階に小さい四坪か五坪ばかりの室といったようなものがございます。これはタンクを上げるためにそういう場所をつくったというのを聞いております。しかしこれも坪十何万円、二十何万するところで、タンクを上げるためにそういう場所をつくっていいかどうか、これもひとつ設計上の問題がありますけれども、そういうようなことを一応何かの形で質問いたしたいと、こう思っておるわけでありまして。だから設計のやり方、あるいは監督のしかた、それから入札の際に、浜田小学校の入札の場合に、六百万円の食い違いがあったというのを聞いております。六百万円の食い違いと非常に大きな問題でございまして、その後その是正の議案が出てきたか出てこないかわかりませんが、そういうことも何っておきまします。そういうことについて、設計、監督、請負、そういう形で何か問題があるんじゃないかというふうな気がします。私いま委員長にその内容なり、あるいは設計なり、あるいはそれに付帯する仕事なりについて検討したかということをお聞きしておるわけでありまして。

なお、また、こういう問題が出てまいりましたのは、橋北中学校の建設の際に、あれはたしか九月の入札でやりましたので、非常にこう勉強に熱中しなきゃならぬ時期に、毎日毎日くい打ちをして非常に学習に差しかえたと、いう話を伺っております。それで私は建設課長に、工事をするのは非常にいいことだけれども、やはり子供の学習を阻害するような工事のやり方はよほど考えなきゃならぬということを申し上げたのでございまして、それはなかなかできませんということで、まあ一課長に話してみても始まりませんので。何かの機会があったらこういう問題も一応話したいと思っただけですけれども、私はご承知のように教育民生でございまして、建設関係に関係ございませんので、一応この場所をお借りして、こういうような問題をただしてみたい。こう思っただけです。

ますので、こういうことになりまして、建設部長なり関係の方からもご説明をいただければはつきりするわけです。でございますが、場所が悪ければ、私はこういうことで終わります。説明していただければ、ご説明を承りたいと思っております。

○議長（日比義平君） 野崎君。

〔総務衛生委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） 総務で審査をする内容については、いまお尋ねの点については、私たちのほうとしてはこの場でご報告申し上げることができませんので、本会議に付託になりました工事の内容については、このいま具体的に申されました内容については、以前の問題であろうと思っております。関係理事者から答弁をいたされたらと思っておりますので、よろしくお尋ねいたします。

○議長（日比義平君） 伊藤議員のご質問、また別の機会に答弁させていただきますので、ご了承願いますけれども、他にご質問ございせんか。

小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 総務衛生委員長にお伺いをいたします。

一般職の職員の夏期手当の問題について討議をなされた、それと関連して臨時職員の問題が討議されたようでございしますが、さしあたりのこの夏期の臨時職員に対する手当の問題については、どのように結論が出されたのか、討議がなされたのか。

それから、理事者側の説明などを聞きますと、臨時職員の賃金の中に、そういうものが十分考慮してあるということのようですけれども、しかし先日でも当局から、理事者当局からご説明がありました何パーセントかのアップと、

こういうことが幾つか具体的な数字をあげて説明されましたんですけれども、これは実際の職員が、臨時職員が来ないという、どうしてもあげざるを得ないという、こういう実態も幾つかあったわけでございます。

で、必ずしも私はなんかの理解では、夏期手当なんかが考慮されておるといふふうには考えないわけでございませけれども、この点総務衛生委員会では、どのように討議をなされ、さしあたりの夏期手当についてどういふ結論がまとめられたのか、この点をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（日比義平君） 野崎君。

〔総務衛生委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務衛生委員長（野崎貞芳君） この問題につきましては、今回の付託の議案外でございますので、委員会としては議場での質問者のことも考えて一応説明を求め、今後の方向づけについては審議し、結論づけましたけれども、いまお尋ねになりました夏期手当の支給対象というところまでは今回結論を出しておりませんので、ただいま申し上げました委員長報告のとおりでございます。

よろしくご賛同を賜りたいと思えます。

○議長（日比義平君） おはかりいたします。

これら二十件につきましては、討論の通告もございませんので、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。

これより、議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし議案第八十三号市街地

整備に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についての二十議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

これら二十件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 異議なしと認めます。よって、議案第六十四号昭和四十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし議案第八十三号市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例については原案どおり可決いたしました。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午前十時三十五分休憩

午前十時五十六分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二十一 発議第六号消費者米価を物価統制令からはずすことに反対をする意見書提出について

○議長（日比義平君） 次に、日程第二十一、発議第六号消費者米価を物価統制令からはずすことに反対する意見書提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 提出者を代表いたしましたして、発議第六号についての説明を申し上げますので、よろしくご賛同をさせていただきますようお願いいたします。

いまさら言ってもないことでありますが、日本人の食生活が時代とともに変化をきていることにつきましてはいなめなしいと思えますが、しかし米を主食にしていることについては、間違いない事実であります。したがって、国民の主食である米を、生産者と消費者とのいわゆる生産者価格と消費者価格とのバランスをどうとつていくのか、このことについて食管制度がいろいろ論議をかもしながらも、現在、当初の制定当時から現在も、この制度が維持をされておることにつきましては、皆さんも十分にご承知のところでありまして。

ところが、昨年の暮れになりまして、政府が消費者のいわゆる配給米に対しまして、物価統制令のワクの中に入っているのを、この統制令の外にはずしていこうということをやめたわけでありまして。私たちが考えますのは、いわゆる配給米を物価統制令からはずすということは、いわゆる自由価格にするということ、食管制度が持つております本来の趣旨に反しているのではないかと。政府の説明では、食管制度をなくするんだということではない、こういう説明がされておりますけれども、物価統制令からはずすことによりまして、食管制度そのものをなくすにしていく。こういう危険性が多分にあるということ、私たちは判断をしております。

昨年の暮れ、政府がこの意向をきめて以来、各地で物価統制令から消費者米価をはずすことについては反対である、こういう運動が起こっております。特に三重県下におきまして、食管制度を守る三重県民団体、あるいは三重県農業団体、または農業協同組合、あるいは農業委員会が参加をいたしております米穀対策本部、及び台所をはずかる家庭の婦人で組織をいたしております三重県婦人会連絡協議会等々が、この運動に参加をいたしておるわけでありまして。そうして各地方自治体に対しまして、何とか配給米を物価統制令からはずすことについて、それぞれの自治体の議会の意思表示を行なっていただきたい。こういう運動が現在起こっております。

もちろん私たちは、生産者米価についても慎重に考えているところでありまして。過去四日市の議会におきましても、食管制度をめぐりまして、いわゆる生産者と消費者との間の二重価格制度についての問題について、いろいろ論議をいたしました。そうして消費者の立場に立つての意見書の提出、あるいは生産者の立場に立つての意見書の提出など等を、過去においても行なつてまいつたわけでありまして、残念ながら先ほどから説明をいたしておりますように、政府のほうにおきまして、この配給米の価格を物価統制令からはずす、こういう方向が示されたことについて、私たちは非常に残念に思うわけでありまして。

具体的実施時期については、明らかにされておりませんが、当初この統制令からはずすという方向がきめられましたときには、ことし秋ごろにはこの統制令から配給米価格をはずす、こういう方向が示されておるわけでありまして。私たちは生産者の価格を、農民の生産意欲を阻害しない程度に生産者価格の引き上げを行なうと同時に、反面消費者に対しても、国民の主食である米価を安定をさせる、そしてさらには、この米価を安定させることによって、過去の例からいきましても、米価が上げられるたびにその他の諸物価が上がるというわけでありまして。そういう諸物価の値上がりにつきましても、この消費者米価を安定させることによって食いとめていきたい、こういう希望と意見をもちまして、ぜひとも皆さん方のご賛同を得て、消費者米価を物価統制令からはずすことについて、政府に対して反対の意見を提出をしたい、こういうことで今回の発議となったわけでありまして。

その他、いろいろたくさん申し上げたい提案理由があるわけでありまして、賢明な議員諸候のご賢察のうえで、ぜひともこの発議に対しまして、賛同をしていただきますようお願いを申し上げます、提案者を代表しての提案説明にさせていただきます。

どうか、よろしくご賛同をさせていただきますようお願いいたします。

○議長（日比義平君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております発議第六号につきましては、委員会の付託を省略いたしましたと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、発議第六号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより、討論に入ります。討論の通告がございますので、順次発言を許します。

高橋力三君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 自由クラブを代表しまして、この問題に対して意見を申し述べます。

私どもは、複雑きわまりないこのむずかしい国の物価体制の中におきまして、昨年末政府が採用を決定したと見られる消費者米価を統制令からはずすという政策が、はたして長期的、大局的に見て是か否か、すなわち長い目で見ても多数の国民の幸福につながるのか、つながらないのか、正直に言って判断に苦しむものであります。残念ながら私どもは、物価政策というような国の全般にわたって深い影響のある政策に対して、平素から国の政策を変更して間違いないという自信の持てるような、深い十分な調査、研究をしていないので、私どもは何でもわかり、すなわち国の決定した政策以上の英知を持っているというようなかっこうのいい態度は、とてもとり得ないわけです。私どもとしましては、政府の政策に対し、近視眼的に、また一方的に批判、判断を下して大局を誤り、多くの人

人を不幸におとし入れる結果になることを深くおそれますがゆえに、国の政策に対しては長期的、多面的に、そして最も謙虚、慎重に批判、検討してまいりたいと考えるものであります。

しこうして、私ども四日市市議会の自由クラブとしましては、公害問題とか、港湾問題等のごとく、政府や他都市のものに比べてわれわれ四日市市民にとって、より切実な、より深い特別の関係のある問題については、あるいは市議会として政府、国会に意見書を提出する必要がある場合もあろうかと考えますが、われわれ四日市市にとつて、他都市と比べて特別に深い関係もないと思われる一般的な国の政策、たとえばこの物価政策のごときにまで、一々市議会として政府に意見書を提出することは適当でないと考えられるものであります。すなわち、私どもは地方議会という公的機関が、政府という国家機関に意見書を提出することは種々影響がありますがゆえに、最も慎重であらねばならぬと考えるものであります。

また、もしも四日市市議会で意見書を出すような場合には、その内容は四日市市議会でなければ発想し得ないような、ユニークなものである必要があり、またその場合においてのみ意義があると考えるものであります。よって、われわれとしましては、この米価の問題について、市議会として政府に意見書を提出することは反対であります。

○議長（日比義平君） 次、六平豊司君にお願いします。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 ただいまの意見書を当市議会で可決をし、政府に提出するということについて、賛成をするという立場で意見を申し述べたいと思えます。

ただいま、自由クラブのほうから、四日市独自の問題でなければ意見書を出すべきでないという、そのような意味で反対の意見があったわけですが、私たちは四日市市民の大多数の意向を、国に伝えるという義務があると思えます。そのために、地方自治法第九十九条第二項でこのようなことを決定しておりますし、その内容については特

に制限がないわけであり。四日市独自の問題を出すことは当然であり、四日市全体の市民の立場がどのようになるかということも十分考へて、このような意見書を出すことによって四日市の市民、あるいは日本全国の国民が助かるわけであり。

ただいま提案者から説明がありましたように、政府は物価統制令を廃止して、そして今年の十月か十一月ごろから実施したいという意向を持っております。しかし、これはまだ決定はしておらないわけであり。その前に、八月か九月に、米価審議会を開きまして、広く国民の意見を聞いて、米価審議会がその結論を政府に答申することになっております。そのためには、どうしても現在の時点で、私たちは政府に意思を表明する必要があるわけでございます。

先ほど提案者から申しましたように、農民の組合も、消費者団体も、婦人会も、いろいろな団体がこの問題については反対をしておるわけであり。たとえば、物価統制令がはずれますとどういふことになるかということ、必ず米の値段が上がってくるわけであり。今日まで米の値段は、昭和四十年一月には一四・八、四十一年一月には八・五、四十二年一月には一四・四、四十三年十月には八・〇も上がったわけ、物価統制令があるからといって米の値段は上がることはありません。最高限度をきめているわけですから。米価審議会なり、あるいはそのほかの政府の方針によって上がることはあるわけですが、今回物価統制令がはずされますと、一挙に米の値段は上がるわけです。米が主食であるということは、私たち当然承知しておるわけでございます。これを一銭も上げるなというのを私たちは言っておるわけではありません。物価統制令をはずしますと、米が投機の対象になって、大きな商社が買い占めて、そして値段を操作することができるとあります。このように考へてみますと、現在自主流通米という米の値段がたいへんに高く出回っております。この値段に現在私たちが買っております消費者公定の値段が上がることは火を見るよりも明らかであります。

さらに、私たちは本議会で食糧制度堅持の意見書を政府に提出いたしました。今回の消費者米価を物価統制令からはずすことに反対する意見書というのは、前回私たちが決定をし、政府に提出いたしました食糧制度堅持という意見書と表裏一体のものであります。農民の方々も、この物価統制令がはずされることによりまして、農業が破綻していくことは明らかであります。商社によって米は買いたたかれることははっきりしておるわけであり。今日、農業政策等におきましても、確固たる方針がないために農民の方々がいへんに今後の希望を見失なっております。このことは事実であります。このように考へてみますと、この物価統制令を廃止をし、そして農民を苦しめ、消費者を苦しめるような政策に対して、私たちは市民の意向として、ぜひともこの意見書を政府に提出し、そして今後の米価審議会の中で、私たちの意見をぜひとも反映してもらうようなことが必要であると思っております。

このような意味で、私たちは本議会の意思、そして市民、農民、消費者の皆さんがどのように考へておることとをよく理解いたしました。ぜひとも賛成の意見書を提出して、賛成の立場でぜひともこの意見書を提出したいと考へておるわけでございます。

よろしくご協力をくださるようお願いいたしまして、賛成の意見を申し上げます。

○議長（日比義平君） 次に、後藤藤太郎君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 市民クラブを代表して申し上げます。

消費者の米価が上がることは決して望んでいないのでありますが、今回の発議内容について、県議会及び県内各市議会及び各種農業団体等の動きもにらみ合わせるべきであり、今後さらに政府が行なう公共料金等の問題等あることを考へるとき、今回の意見書提出は見送るべきと思ひ、反対するものであります。

○議長（日比義平君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。
これより、議案の採決を行ないます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（日比義平君） 起立少数であります。よって、発議第六号消費者米価を物価統制令からはずすことに反対をする意見書提出については否決されました。

日程第二十二 委員会報告第九号、及び
日程第二十三 委員会報告第一〇号

○議長（日比義平君） 次に、日程第二十二、委員会報告第九号、及び日程第二十三、委員会報告第一〇号の二件を一括議題といたします。

ご質疑、ご意見がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） 別にご質疑、ご意見ありませんので、本件を委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、委員会報告第九号、及び委員会報告第一〇号は、各委員長の報告どおり決定をいたしました。

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員 氏 名	委員会の意見	結 審 果 査	措 置
第二号	四六六一四	埋蔵文化財の 保護について	四日市市あさけが 丘二丁目一番地 四日市文化財を守 る会 代表者 南部彰弘	訓覇也男	その主旨を了とし 善処されるより理 事者に要望する。	採 択	市長及 び教育 委員宛 送付
第三号	〃	東橋北地区に 市立保育園建 設について	四日市市新浜町 三番一号 東橋北地区連合自 治会長 白川博則 ほか一〇六七名 連署	伊藤金一	その必要性を認め 設置場所等を十分 勘案のうえ前処さ れるより理事者に 要望する。	採 択	市長宛 送付
第四号	〃	市立下野小学 校舎改築に ついて	四日市市朝明町 一、九六六番地 下野地区連合自治 会長 岩田正之 ほか三名連署	訓覇也男 早川正夫	その主旨を了とし 善処されるより理 事者に要望する。	採 択	市長及 び教育 委員宛 送付

陳情

第五号 四六六一五	市立桜小学校 校舍改築につ して	四日市市桜町西 五二九二番地 桜地区連合自治 会長 中村千吉 ほか二六名連署	粉川茂	その主旨を了とし 善処されるよう理 事者に要望する。	採 択	市長及 び教育 委員 宛送付
-----------	------------------------	---	-----	----------------------------------	--------	-------------------------

受理番号 受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	結 果 査	措 置
第二二号 四六六一四	市営馬術訓練所の 設置について	四日市市北浜田町一二番 一号 四日市馬術協会会長 落合光之進 ほか一名連署	その主旨を了とし、 善処されるよう理事 者に要望する。	採 択	市長及 び教育 委員 宛送付
第二三号	水沢地区公民館改 装について	四日市市水沢町四八四一 番地 水沢地区連合自治会長 東川正昭 ほか一名連署	その主旨を了とし、 善処されるよう理事 者に要望する。	採 択	〃

第一四号 四六六一四	市立浜田小学校プ ール建設につ いて	四日市市浜田町一 番 六号 浜田地区連合自治会長 浜田小学校建設委員長 須藤総太郎 ほか一名連署	願意妥当と認め、善 処されるよう理事 者に要望する。	採 択	市長及 び教育 委員 宛送付
第一五号	市中港中学校体育 クラブ部室建設に ついて	四日市市三栄町五番九号 港中学校PTA会長 浜野昭善	その主旨を了とし、 全市的に考慮して、 善処されるよう理事 者に要望する。	採 択	〃
第一六号	戦災物故者のため の慰霊塔建立につ いて	四日市市泊町六番一号 戦災物故者遺族会 代表 加藤民蔵	願意妥当と認め、善 処されるよう理事 者に要望する。	採 択	〃
第一七号	市立保々小学校校 地拡張ならびに校 舎建築について	四日市市西村町上条 三九〇九番地 保々地区連合自治会長 保々小中学校建設推進 委員 市川藤治郎 ほか六名連署	その主旨を了とし、 善処されるよう理事 者に要望する。	採 択	〃
第一九号	笹川団地内の市立 幼稚園新設につ いて	四日市市八王子町四四二 番地 四郷地区連合自治会長 小林理表 ほか四名連署	その主旨を了とし、 善処されるよう理事 者に要望する。	採 択	〃

第二〇号	四六六一四	三重公民館建設促進についで	四日市市小杉町二〇八七番地三重地区連合自治会長神前公民館運営審議会議長 服部彦三郎	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	採択	市長及び教育委員宛送付
第二一号	"	磯津町にプール設置についで	四日市市磯津町西町代表 平松良三郎	その主旨を了とし、学校プールを整備のうえ、全市的計画の中で善処されるよう理事者に要望する。	採択	"
第二二号	"	常盤地区児童館の早期建設についで	四日市市大井手町四七六番地常盤地区子ども会育成者連絡協議会会長 田中太郎 ほか三十一名連署	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	採択	"
第二五号	"	市立笹川中学校学級増に伴う普通教室増設についで	四日市市八王子町四四二番地笹川中学校建設委員会委員長 四郷地区連合自治会長 小林理一 ほか一名連署	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	採択	"
第二三号	"	排水施設その他に ついで	四日市市大字茂福一五〇番地富田地区連合自治会長 矢川辰一	その主旨を了とし、実現に努力されるよう理事者に要望する。	採択	市長宛送付

○議長（日比義平君） なお教育民生、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一一号

有害環境防止地区の宣言について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十六年六月二十一日

教育民生委員会

委員長 坪井妙子

四日市市議会

議長 日比義平 殿

閉会中継統審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第六号

近鉄四日市駅タクシー乗り場の開放及び諏訪町周辺にタクシー共同乗り場設置について

陳情第二八号

市立泊山小学校新設に伴う通学路の安全確保について

陳情第二四号

霞コンビナート地先の埋立について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十六年六月二十一日

建設委員会

委員長 小林喜夫

四日市市議会

議長 日比義平 殿

○議長（日比義平君） 次に、監督委員より監査結果報告及び現金出納検査の結果報告について、報告第七号ないし報告第十六号の十件がお手元に配布いたしましたとおりまいっております。これによってご了承願います。

○議長（日比義平君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十六年六月四日市市議定会定例会を閉会いたします。

連日にわたり、ご熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

午前十一時二十分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 日比義平

四日市市議会副議長 志積政一

署名議員 山口信生

署名議員 六平豊司